令和２年11月９日発行　通算819

ISSN 0912-8042

財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

2020.7
819

関　税　特　集

主要目次

関　税　改　正　等
関税・税関を巡る国際的な動き
税関行政の主要施策の現状
最近における我が国の貿易動向

――統　計――

関　税　統　計
貿　易　統　計
そ の 他 事 務 統 計

財務省 財務総合政策研究所 編

（財政金融統計
月報第819号）

目　　次

═ 関　税　特　集 ═

頁
Ⅰ　関税改正等 …… 1
第１．令和２年度関税改正の概要等 …… 1
第２．特殊関税制度の概要等 …… 1
（参考）我が国の特恵関税制度の概要 …… 7
Ⅱ　関税・税関を巡る国際的な動き …… 13
第１．世界貿易機関（WTO）について …… 13
第２．経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）について …… 24
第３．最近の米国の通商政策について …… 28
第４．諸外国税関当局との協力 …… 30
第５．世界税関機構（WCO）について …… 33
第６．地域協力について …… 38
第７．関税技術協力等について …… 42
Ⅲ　税関行政の主要施策の現状 …… 46
第１．税関総務分野の重要施策の概要 …… 46
第２．監視取締及び保税行政の現状 …… 47
第３．通関手続の現状 …… 50
第４．密輸動向及び事後調査事務の概要 …… 71
Ⅳ　最近における我が国の貿易動向（通関ベース） …… 79

── 統　　計 ──

Ⅰ 関 税 統 計

頁
１．租税及び印紙収入に占める
関税収入のウエイトの推移 …… 84
２．我が国の輸出入額と関税負担率の推移 …… 85
（参考）１．関税負担率の国際比較 …… 85
（参考）２．関税改正と関税負担率等の推移 …… 86
３．主要品目の関税率の推移 …… 87
４．保税地域の推移 …… 89
５．輸入減免税額 …… 90
６．もどし税額 …… 94
(1)　総括 …… 94
(2)　輸出貨物製造用原料品もどし税額 …… 94

Ⅱ 貿 易 統 計

７．貿易額の推移 …… 95
(1)　我が国の貿易額（通関ベース）の推移 …… 95
(2)　世界及び主要国の輸出額 …… 96
(3)　〃　輸入額 …… 96
８．主要地域（国）別及び主要商品別輸出入額 …… 98
(1)　主要地域（国）別輸出入額 …… 98
(2)　主要商品の輸出 …… 100
(3)　主要商品の輸入 …… 101
９．主要国別品別輸出入額 …… 102
10．航空貨物主要商品別輸出入額 …… 110
11．船舶・航空機の入港状況 …… 112
(1)　外国貿易船 …… 112
(2)　外国貿易機 …… 112
12．主要港別輸出入額の推移 …… 113
13．輸出入貨物屯量 …… 114
(1)　船舶によるもの …… 114
(2)　航空機によるもの …… 114
14．貿易指数 …… 114
(1)　総括表 …… 114
(2)　地域別総括表 …… 116
(3)　数量指数 …… 122
(4)　価格指数 …… 122

Ⅲ　その他事務統計

15．入出国旅客数の推移 …… 123
(1)　正規入国者数 …… 123
(2)　正規出国者数 …… 123

頁
経　済　日　誌（６月中） …… 124
主　要　経　済　指　標（６・７月分） …… 126

統計表中に使用した符号：０＝単位未満　―＝皆無又は該当数字なし　…＝未詳　△（－）＝減　Ｐ＝暫定数字
本特集号における計数は，特に説明のない限り，原則として四捨五入による。

Ⅰ 関 税 改 正 等

第１．令和２年度関税改正の概要等

令和２年度関税改正の概要及び規模

⑴ 概要

令和２年度改正は，次の事項を中心として行われた。

① 暫定税率等の適用期限の延長等
② 個別品目の関税率の見直し
③ 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設
④ 納税環境整備

以下あらましについて説明する。

① 暫定税率等の適用期限の延長等

令和２年３月31日に適用期限の到来する暫定税率（416品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について，これらの適用期限を１年延長するとともに，令和２年１月の日米貿易協定発効に伴い，牛肉及び豚肉に係る関税の緊急措置の適用対象が実質的に無くなるため，同緊急措置は措置しない。

また，加糖調製品のうち６品目について，国内産糖への支援に充当する調整金の拡大が可能となるよう，暫定税率を引下げ。

さらに，令和２年３月31日に適用期限の到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について，これらの適用期限を３年延長し，沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）についても，適用期限を２年延長。

② 個別品目の関税率の見直し

輸入や国内生産の状況等を踏まえつつ，国内産業の競争力強化の観点から，自動車安全部品用イグナイター等５品目について，基本税率を無税化。

※その他の４品目は，CHDM（1, 4-シクロヘキサンジメタノール），3, 5-DMP（1, 1-ジメチル-3, 5-ジメチルピペリジニウム＝ヒドロキシド），アルキルベンゼン及びリバーレース。

③ 国際コンテナ戦略港湾政策に係るとん税及び特別とん税の特例措置の創設

欧州・北米航路のコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港，阪神港，名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税及び特別とん税について，当分の間，開港ごとに１年分を一時に納付する場合の税率を軽減。

④ 納税環境整備

納税環境整備に係る内国税の規定を踏まえ，無申告加算税の賦課決定の期間制限，還付加算金及び延滞税の特例基準割合並びに外国当局等に対する情報提供要請を行った場合の更正決定等の期間制限について規定を整備。

⑵ 改正の規模

今回の改正のうち，個別品目の関税率等の見直し等により，10億円の減収を見込んでいる。また，令和２年度の関税収入予算額は，9,460億円となっており，租税及び印紙収入予算に占める関税収入予算の割合は，1.5％（一般会計ベース）になる。

（参考）とん税及び特別とん税については，特例措置の創設により，約５億円（とん税約２億円，特別とん税約３億円）の減収を見込んでいる。（一定の仮定の下での機械的な試算。）

第２．特殊関税制度の概要等

１．特殊関税制度

我が国の特殊関税制度としては，報復関税，相殺関税，不当廉売関税，緊急関税等がある。〔参考１〕

報復関税とは，WTO協定上の利益を守り，その目的を達成するために必要があると認められる場合，又はある国が，我が国の船舶，航空機，輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な扱いをしている場合に課する割増関税である。

相殺関税，不当廉売関税とは，輸出国等による補助金交付又は輸出者等による不当廉売（ダンピング）という貿易秩序を乱す行為に対処するために課する割増関税である。

緊急関税とは，外国における価格の低落等による輸入の増加から我が国の産業を緊急に保護するために課する割増関税である。

更には，各国及び各地域との経済連携協定の締結に伴い，経済連携協定に基づく関税の緊急措置制度が導入されている。

２．特殊関税をめぐる最近の動向等

⑴　報復関税制度

①　報復関税制度の概要〔参考１，２〕

報復関税は，関連する国内法令（関税定率法第６条及び報復関税等に関する政令）及びWTO協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第23条及び紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）に基づき，WTO協定上の本邦の利益を守り若しくはWTO協定の目的を達成するため必要があると認められるときに又はある国が本邦の船舶，航空機，輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていると認められるときに，課することができる割増関税である。

措置内容としては，当該貨物の課税価格と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。なお，WTO紛争解決機関等の承認に基づき措置をとる場合には，その承認の範囲内において課することとなっている。

報復関税は，関税・外国為替等審議会に諮問し，発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし，直ちに報復関税を課す必要がある場合は，諮問することなく課すことも可能だが，その場合は，課した後速やかに，審議会に報告しなければならない。なお，措置を変更若しくは廃止する際にも，同様の手続をとることとされている。

②　バード修正条項について

バード修正条項（注１）は，平成15年（2003年）１月にWTO協定違反が確定したが，米国は同年12月の是正期限内に是正しなかった。

平成16年（2004年）１月，我が国及びEC等８カ国・地域はWTOに対して対抗措置の承認を申請した（注２）。これに対し，米国が対抗措置の規模について異議を申し立て，本件は仲裁手続に付託された。

同年８月31日，仲裁人から共同申立国の対抗措置の規模（注３）を決定する判断が提示された。

この結果を受け，同年11月10日，我が国及びEC等７カ国・地域はWTOに対して再度対抗措置の承認申請を行い，同月26日に承認された（チリは同年12月に申請を行い，同月に承認）。

その後，米国がバード修正条項を廃止する等の是正措置を行わなかったことから，平成17年（2005年）９月１日，対象品目を玉軸受等15品目，税率を15％，課税期間を１年間として報復関税を課した。

（注１）　バード修正条項は，米国の1930年関税法を修正する条項であり，不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を，不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律。

（注２）　平成16年（2004年）１月に対抗措置の承認申請を行った国は，我が国，EC，カナダ，ブラジル，チリ，インド，韓国，メキシコの８カ国・地域。

（注３）　我が国の対抗措置の規模は，バード修正条項による我が国の対米輸出減少推計額（直近年の分配額に0.72を乗じた額）以下とされた。

（参考１）　各国の動向

EC及びカナダは，平成17年（2005年）５月より，メキシコは，同年８月より，対抗措置を発動。

平成18年（2006年）２月８日，米国において，①バード修正条項を廃止する，②ただし，平成19年（2007年）10月１日前に米国に輸入された物品に対する不当廉売関税等は，引き続き同条項に基づき分配する，との内容を含む2005年赤字削減法が成立したが，上記②のとおり，引き続き分配は行われるため，WTO協定違反の状態が継続することとなった。

バード修正条項に対する報復関税については，WTO協定違反の状態が継続しているため，平成18年（2006年）から平成25年（2013年）まで毎年，対抗措置を１年間延長した。その間，分配額の減少に応じて，平成20年（2008年）の延長以降，対象品目を２品目（玉軸受及び円すいころ軸受）に絞り込むとともに，税率を順次10.6％，9.6％，4.1％及び1.7％に変更し，平成24年（2012年）の延長に際しては，分配額の更なる減少に応じて，対象品目を１品目（円すいころ軸受）に絞り込むとともに，税率を4.0％に変更した。平成25年（2013年）には，米国による分配額が前年から大幅に増加したことか

ら，対象品目を玉軸受等の13品目に拡大するとともに，税率を17.4％に変更した。

平成26年（2014年）９月以降は，分配額が僅少である事等から，報復関税を課さないこととしているところであるが，WTOに対して，①米国による分配は，WTO是正勧告の不履行に該当すること，②報復関税を発動する権利を引き続き有する旨，通報を行っている。

（参考２） バード修正条項廃止後の各国の動向

EUは令和元年（2019年）５月１日より対抗措置をさらに１年間延長。４品目に対して0.001％の対抗措置を表明。

カナダは，米国の国際貿易裁判所が，バード修正条項をカナダ産品に係る関税に適用することはNAFTAに違反すると判断したこと等から，平成18年（2006年）５月に対抗措置を継続しなかった。ただし，対抗措置の権利は留保している。

メキシコは，平成18年（2006年）９月から同年10月まで，期間を限定して対抗措置を発動。

※ 平成18年（2006年）年７月の米国国際貿易裁判所判決を受けて，2006米国財政年度以降，カナダ及びメキシコに係る分配額はゼロとなっている。

⑵ 相殺関税制度

① 相殺関税制度の概要〔参考１，３〕

相殺関税は，関連する国内法令（関税定率法第７条及び相殺関税に関する政令）及びWTO協定（GATT第６条及び補助金及び相殺措置に関する協定（補助金相殺措置協定））に基づき，外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入が，本邦の産業に実質的な損害を与え，若しくは与えるおそれがあり，又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において，当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに，課することができる割増関税である。

相殺関税を課するためには，本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い，客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては，補助金額と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については，５年以内とされているが，補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し，又は再発するおそれがあると認められる場合には，さらに５年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後，調査の完了前であっても，十分な証拠により，補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ，当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは，４ヶ月の期間内で，暫定措置を発動することができる。

相殺関税は，関税･外国為替等審議会に諮問し，発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお，措置を延長，変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも，同様の手続をとることとされている。

② （事例）韓国ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税について

平成16年（2004年）６月16日に，エルピーダメモリ株式会社及びマイクロンジャパン株式会社の２社から財務大臣に対して，韓国ハイニックスセミコンダクター社（ハイニックス社）製DRAMに係る相殺関税の課税の求めがなされた。

当該課税の求めに関し，調査を開始するために十分な証拠があり，調査を開始する必要があると認められたため，同年８月４日，政府は調査を開始した。その後，平成17年（2005年）８月２日に，調査期間が６ヶ月間延長された。

調査の結果，補助金の交付を受けた貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ，平成18年（2006年）１月27日から相殺関税を課した。

平成18年（2006年）６月19日，韓国政府の求めによりWTO紛争解決機関の小委員会（パネル）が設置され，平成19年（2007年）12月17日，パネル及び上級委員会での審理を経て，WTO協定に整合的ではない部分の是正を求める勧告が採択された。

平成20年（2008年）１月30日，政府は，当該是正勧告を実施するために調査を開始した。調査の結果及び当該是正勧告の内容を踏まえ，補助金についての事情の変更が認められたことから，同年９月１日から税率を27.2％から9.1％に変更した。

同月29日，ハイニックス社から財務大臣に対して，ハイニックス社製DRAMに係る相殺関税の廃止の求めがなされた。

当該廃止の求めに関し，調査を開始するために十分な証拠があり，調査を開始する必要があると認められたため，同年10月15日，政府は，調査を開始した。

調査の結果，補助金についての事情の変更が認められ，平成21年（2009年）４月23日に相殺関税を廃止した。

⑶　不当廉売関税制度

①　不当廉売関税制度の概要〔参考１，４〕

不当廉売関税は，関連する国内法令（関税定率法第８条及び不当廉売関税に関する政令）及びWTO協定（GATT第６条及び1994年のGATT第６条の実施に関する協定（ダンピング防止協定））に基づき，不当廉売（正常価格（輸出国における国内販売価格等）より低い価格で輸出のために販売することをいう。）された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え，若しくは与えるおそれがあり，又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（本邦の産業に与える実質的な損害等の事実）がある場合において，当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに，課することができる割増関税である。

不当廉売関税を課するためには，本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い，客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては，不当廉売された貨物の正常価格と輸出のための販売価格との差額（不当廉売差額）以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については，５年以内とされているが，不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し，又は再発するおそれがあると認められる場合には，さらに５年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後，調査の完了前であっても，十分な証拠により，不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ，当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは，原則４ヶ月の期間内で，暫定措置を発動することができる。

不当廉売関税は，関税・外国為替等審議会に諮問し，発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお，措置を延長，変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも，同様の手続をとることとされている。

②　（事例）韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る不当廉売関税調査

平成29年（2017年）３月６日，株式会社ベンカン機工，日本ベンド株式会社及び古林工業株式会社（申請書掲載順）から財務大臣に対して，韓国及び中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手（流体を必要な場所へ運ぶ役割を果たす配管において管と管を接続する等の用途に使用される配管部材）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し，調査を開始するために十分な証拠があり，調査を開始する必要があると認められたため，同月31日，政府は調査を開始した。

調査の過程において，不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ，当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから，同年12月28日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（４ヶ月間）。

調査の結果，不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ，平成30年（2018年）３月31日から不当廉売関税（確定措置）を課した（５年間）。

③　（事例）中国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査

平成20年（2008年）９月１日から不当廉売関税を課している中国産電解二酸化マンガン（主に一次電池の正極材に使用される）について，平成30年（2018年）３月２日，東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社（申請書掲載順）から財務大臣に対し，課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け，調査を開始するために十分な証拠があり，調査を開始する必要があると認められたため，同年４月18日，政府は調査を開始した。

調査の結果，課税期間の満了後に，不当廉売された貨物の輸入が継続し，当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから，課税期間を延長した（５年間）。

なお，同じく不当廉売関税を課していたスペイン産及び南アフリカ産については，延長の求めが提出されなかったことから，平成31年（2019年）３月４日，課税を終了した（オーストラリア産については，平成25年８月31日に課税終了）。

④　（事例）中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る不当廉売関税調査

令和元年（2019年）８月５日，株式会社大八化学工業から財務大臣に対して，中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する不当廉売関

税を課することを求める書面が提出された。

当該課税の求めに関し，調査を開始するために十分な証拠があり，調査を開始する必要があると認められたため，同年９月26日，政府は調査を開始した。

調査の過程において，不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ，当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから，令和２年６月27日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（４ヶ月間）。

⑤ （事例）韓国産炭酸カリウムに係る不当廉売関税調査

令和２年（2020年）４月30日，カリ電解工業会から財務大臣に対して，韓国産炭酸カリウムに対する不当廉売関税を課することを求める書面が提出された。

当該課税の求めに関し，調査を開始するために十分な証拠があり，調査を開始する必要があると認められたため，同年６月29日，政府は調査を開始した。

（参考）現在発動中の措置の概要

課税物件	原産地・税率	課税期間
電解二酸化マンガン	中国：34.3%，46.5%（※オーストラリア産（29.3％）は，2013年８月31日に課税終了。スペイン産（14.0％）及び南アフリカ産（14.5％）は2019年３月４日に課税終了。）	2008年９月１日から2024年２月29日まで
水酸化カリウム	韓国：49.5% 中国：73.7%	2016年８月９日から2021年８月８日まで
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国：39.8%～53.0%	2017年12月28日から2022年12月27日まで
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国：41.8%，69.2% 中国：57.3%	2018年３月31日から2023年３月30日まで
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国：37.2%（暫定措置）	2020年６月27日から2020年10月26日まで（暫定措置）

⑷ 緊急関税制度

① 緊急関税制度の概要〔参考１，５〕

緊急関税は，関連する国内法令（関税定率法第９条及び緊急関税等に関する政令）及びWTO協定（GATT第19条及びセーフガードに関する協定（セーフガード協定））に基づき，外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加の事実があり，当該貨物の輸入が本邦の産業に重大な損害を与え，又は与えるおそれがある場合において，国民経済上緊急に必要があると認められるときに，課することができる割増関税である。

措置内容としては，同種・競合貨物の国内適正卸売価格から対象貨物の課税価格及び通常の関税率による税額を控除した額と同額以下の割増関税を発動政令により課すること又は譲許税率の撤回・修正をすることとされている。

発動期間については，４年以内とされているが，発動期間の満了後においても当該貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ，かつ，本邦の産業が構造調整を行っていると認められる場合には，通算８年以内の延長が可能である。

調査が開始された場合において，その調査の完了前においても，十分な証拠により当該貨物の輸入の増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ，国民経済上特に緊急の必要があると認められるときは，200日の期間内で，暫定措置を発動することができる。

緊急関税を発動しようとする又は発動した場合は，WTO協定に基づく貿易相手国との協議により，他品目の譲許の修正等を行うことができるとされている。

また，外国において緊急措置がとられた場合において，WTO協定に規定する事情があると認められる場合には，対抗措置として，輸入される貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課すること又は当該貨物に係る譲許を停止することができる。ただし，当該外国における緊急措置が，輸入数量の増加の事実に基づきとられた場合には，当該措置がとられた日から３年間は対抗措置を行使することはできない。

緊急関税は，関税・外国為替等審議会に諮問し，発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし，直ちに緊急関税を課す必要がある場合は，諮問することなく課すことも可能だが，その場合は，課した後速やかに，審議会に報告しなければならない。なお，措置を延長，撤回若しくは緩和する際又は暫定措置を発動する際にも，同様の手続をとることとされている。

② ねぎ等３品目に係るセーフガード事案について

ねぎ等３品目（ねぎ，生しいたけ，畳表）に係るセーフガードについては，平成12年（2000年）12月22日に調査を開始し，平成13年（2001年）４月10日に財務大臣，経済産業大臣及び農林水産大

臣の３大臣がセーフガード暫定措置の発動及び具体的内容を決定し，同月23日から実施した（同年11月８日までの200日間）。

これに対し，中国は，セーフガード暫定措置に対する対抗措置として，同年６月22日から，我が国より輸入する自動車等３品目（自動車，携帯・車載電話，空調機）に対して，通常の関税に加え100％の特別関税の徴収を実施した。

同年10月８日及び21日，小泉総理が，それぞれ，朱鎔基総理及び江沢民国家主席と首脳会談を，また，同月17日，平沼経済産業大臣が石広生対外貿易経済合作部長と会談を行い，セーフガード問題については話し合いにより解決していくことで意見の一致をみた。

これらを受け，同月25日，セーフガード関係閣僚会合（３大臣の他，官房長官及び外務大臣が出席）が開かれ，同年11月８日の暫定措置の期限切れ後も直ちに確定措置に移行することはせず，二国間協議を継続させることとした。

その後，様々なレベルによる日中協議が精力的に行われた結果，セーフガードの政府調査の期限である同年12月21日，平沼経済産業大臣，武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間で，①我が国がセーフガード確定措置を実施しないこと，②中国が特別関税措置を撤廃すること，③農産品３品目に係る日中貿易スキームを早急に構築すること，を内容とする「日中双方のねぎ，生しいたけ，畳表の農産品の貿易摩擦に関する覚書」が合意された。

上記の合意を受け，我が国は，同月25日，ねぎ等３品目に対するセーフガード確定措置を発動しない旨の財務省及び経済産業省告示を行い，中国は，同月26日，我が国からの自動車等３品目に対する特別関税措置を翌27日から停止する旨の公告を行った。

日中間の上記の合意に従い，日中貿易スキームを構築し，秩序ある貿易を促進するため，平成14年（2002年）２月７日及び８日に上海においてねぎ等３品目に係る第１回日中農産物貿易協議会が開催され，以後，開催されている累次の会合において（我が国からは生産者団体，輸入業者団体及びオブザーバーとして関係省担当者が出席），日本市場における需要見通し，日中双方の生産見通し，中国側の自主的な措置の効果的な実施等に関する情報交換が行われている。

（参考）我が国の特恵関税制度の概要

１．意義及び経緯

開発途上国等からの輸入を促進するため，開発途上国等から輸入される一定の農水産品，鉱工業品につき通常の関税率より低い特恵税率を適用する制度。LDC（後発開発途上国）の産品に対しては，特恵税率を一律無税とする，一層の優遇が行われている（LDC特恵措置）。

我が国では昭和46年に導入されて以来，10年ずつ４回延長され，平成23年度改正により適用期限は平成32年度末までとされている。

２．特恵受益国及び地域

128ヶ国及び５地域（別表１）

（注）平成12年度から，世界銀行統計の「高所得国」に３年連続該当した国・地域については，特恵関税を適用しないこととしている（特恵卒業）。そのため，平成12年度から韓国･台湾･香港･シンガポール等19の国・地域，平成15年度からスロベニア，平成18年度からバーレーン，平成19年度から仏領ポリネシア地域，平成21年度からサウジアラビア，平成23年度からオマーン等３ヶ国，平成24年度から英領アンギラ地域等７地域，平成25年度からクロアチア，平成28年度からクック，平成29年度からチリ等３ヶ国，平成30年度からセーシェル，アンティグア･バーブーダについて，それぞれ特恵関税を適用しないこととした。また，令和元年度から，３年連続して世銀統計における「高中所得国」に該当し，かつ，世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が１％以上に該当した国・地域についても，特恵関税を適用しないこととしている。そのため，令和元年度から中国等５ヶ国について，それぞれ特恵関税を適用しないこととした。

３．農水産品・鉱工業品別の一般特恵措置の内容

	農水産品（HS１～24類）	鉱工業品（HS25～97類）
特恵対象品目	有税品約1,972品目中416品目	有税品約4,241品目中，毛皮，合板，繊維製品等及びLDC特恵対象品目を除く3,199品目
特恵税率	個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ	①　原則として無税 ②　ただし，関税暫定措置法別表第３の品目（1,112品目）は一般税率の20%，40%，60%，80%
特恵停止方法	エスケープ・クローズ方式 ・国内産業に損害を与える等の場合に，政令で特恵適用を停止 ・発動の実績なし	エスケープ・クローズ方式（同左）

（注１）産品の国際競争力等を勘案した国別・品目別特恵適用除外措置あり。（別表２）
（注２）品目数は，令和２年４月１日時点の輸入統計品目番号に基づき計上。以下同じ。

４．LDC（後発開発途上国）に対する特別特恵措置（LDC特恵措置）

⑴　LDC特恵受益国

LDC46ヶ国。平成20年度からカーボベルデ，平成23年度からモルディブ，平成26年度からサモア，令和元年度から赤道ギニアが対象国から除外された。

⑵　LDC特恵措置の内容

上記３．の特恵対象品目全てに加え，LDC特恵対象品目（2,389品目（農水産品1,394品目，鉱工業品995品目））について，無税・無枠。

５．輸入手続及び原産地認定基準等

⑴　特恵適用物品の輸入手続

特恵関税を適用して輸入する物品についても，一般の輸入貨物とほぼ同様の手続により通関を行うことになっている。すなわち，特恵適用物品の輸入者は，その品名，数量，価格等を税関長に申告し，必要な検査を経て，その許可を受けなければならない。

特恵適用輸入の場合，更に，原産地認定基準を満たしていることを証明するため，輸入申告等に際し，輸入貨物の原産地の税関又はこれに準ずる機関が発給した「一般特恵制度原産地証明書（様

式Ａ）」を税関に提出しなければならない（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品，課税価格の総額が20万円以下の物品又はこれらに該当しない物品で特例申告の対象となる物品については，これらの書類の提出は不要である。ただし，当該特例申告の対象となる物品であっても，同書類の発給を受けていることは必要となる）。

⑵　原産地認定基準

特恵関税は，特恵受益国又は地域を原産地とする物品のみを対象として適用される。このため，特恵関税の適用を受けようとする物品が特恵受益国又は地域の原産品であるかどうかを認定するための特恵原産地認定基準が定められている。

①　一般基準

次に掲げる物品は，その生産を行った国又は地域が原産地となる。

イ　一の特恵受益国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）

ロ　一の特恵受益国又は地域において，他の国の原産品をその原材料の全部又は一部として，これに実質的な変更（HS４桁の分類の変更等）を加える加工又は製造により生産された物品（実質加工品）

②　自国関与基準

一の特恵受益国又は地域において，我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち，我が国から輸出された物品をその特恵受益国又は地域の完全生産品とみなした場合に，上記①の基準を満たすこととなる物品は，その特恵受益国又は地域の原産品として取り扱われる。

ただし，毛皮製品等特定の産品については，この基準の適用対象から除外されている。

③　累積原産地制度

インドネシア，フィリピン及びベトナムの３ヶ国（以下「東南アジア諸国」という。）のうちの二以上の国を通じて生産が行われて，本邦へ輸出される物品については，東南アジア諸国を一の国とみなして上記①及び②の原産地認定基準が適用される。この結果，一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに，一の東南アジア諸国で行われた加工・製造は，東南アジア諸国において行われたものとみなされることとなる。

より具体的には，実質加工品の認定上，製品に占める原産品（当該国を原産国とする原材料）については次のような効果が生じることになる。

イ　「原産品割合」の算定においては，次に掲げる物品が東南アジア諸国産品として扱われる。

(ⅰ)　東南アジア諸国産品のみから成る原材料のすべて

(ⅱ)　本邦から東南アジア諸国のうちの一の国に輸出された物品のみから成る原材料のすべて

(ⅲ)　前記(ⅰ)及び(ⅱ)に掲げる物品のみから成る原材料のすべて

ロ　加工・製造の工程については，生産に関わった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を充足すれば，原産品としての資格が付与される。

以上の結果，その原産地が東南アジア諸国とされる物品については，当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

⑶　運送要件

⑵の基準により認定された特恵受益国原産品が特恵関税の適用を受けるためには，更に，次に掲げる運送要件のいずれかを満たす必要がある。

①　原産地である特恵受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。

②　原産地である特恵受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが，その経由が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。

③　原産地である特恵受益国等から非原産国において一時蔵置するため又は博覧会，展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため輸出され，その後，当初における特恵受益国等の輸出者により，その非原産国から①又は②に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

なお，②又は③に規定する積替え，一時蔵置又は博覧会等への出品は，その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。また，上記②又は③に該当していることを証明するため，輸入申告等に際し，イ．当該物品の原産地である特恵受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し，ロ．積替え，一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有

する官公署が発給した証明書，又はハ．これらの書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの，のいずれかを提出しなければならない（課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告の対象となる物品については，これらの書類の提出は不要である。）。

（別表１）特恵受益国及び地域一覧表（令和２年度）

番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名
1	アゼルバイジャン	51	ジャマイカ	101	ベナン
2	アフガニスタン	52	ジョージア	102	ベネズエラ
3	アルジェリア	53	シリア	103	ベラルーシ
4	アルゼンチン	54	ジンバブエ	104	ベリーズ
5	アルバニア	55	スーダン	105	ペルー
6	アルメニア	56	スリナム	106	ボスニア・ヘルツェゴビナ
7	アンゴラ	57	スリランカ	107	ボツワナ
8	イエメン	58	赤道ギニア	108	ボリビア
9	イラク	59	セネガル	109	ホンジュラス
10	イラン	60	セルビア	110	マーシャル
11	インド	61	セントビンセント	111	マダガスカル
12	インドネシア	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	112	マラウイ
13	ウガンダ	63	セントルシア	113	マリ
14	ウクライナ	64	ソマリア	114	ミクロネシア
15	ウズベキスタン	65	ソロモン	115	南アフリカ共和国
16	エクアドル	66	タジキスタン	116	ミャンマー
17	エジプト	67	タンザニア	117	モーリシャス
18	エスワティニ	68	チャド	118	モーリタニア
19	エチオピア	69	中央アフリカ	119	モザンビーク
20	エリトリア	70	チュニジア	120	モルディブ
21	エルサルバドル	71	ツバル	121	モルドバ
22	ガーナ	72	トーゴ	122	モロッコ
23	カーボベルデ	73	トケラウ諸島地域	123	モンゴル
24	ガイアナ	74	ドミニカ	124	モンテネグロ
25	カザフスタン	75	ドミニカ共和国	125	モントセラト地域
26	ガボン	76	トルクメニスタン	126	ヨルダン
27	カメルーン	77	トルコ	127	ヨルダン川西岸及びガザ地域
28	ガンビア	78	トンガ	128	ラオス
29	カンボジア	79	ナイジェリア	129	リビア
30	北マケドニア	80	ナミビア	130	リベリア
31	ギニア	81	ニウエ	131	ルワンダ
32	ギニアビサウ	82	ニカラグア	132	レソト
33	キューバ	83	ニジェール	133	レバノン
34	キリバス	84	ネパール		
35	キルギス	85	ハイチ		
36	グアテマラ	86	パキスタン		
37	グレナダ	87	パナマ		
38	ケニア	88	バヌアツ		
39	コートジボワール	89	パプアニューギニア		
40	コスタリカ	90	パラオ		
41	コソボ	91	パラグアイ		
42	コモロ	92	バングラデシュ		
43	コロンビア	93	東ティモール		
44	コンゴ共和国	94	フィジー		
45	コンゴ民主共和国	95	フィリピン		
46	サモア	96	ブータン		
47	サントメ・プリンシペ	97	ブルキナファソ		
48	ザンビア	98	ブルンジ		
49	シエラレオネ	99	米領サモア地域		
50	ジブチ	100	ベトナム		

※アンダーラインは、「特別特恵（LDC特恵）受益国」であることを示す。

（別表２）産品の競争力に基づく国別・品目別特恵適用除外措置の対象品目

（１）農水産品（第１～24類）

平成31年４月１日から令和４年３月31日まで特恵適用が除外される品目

関税率表番号等	主　な　品　名	原産地
1007.90ex	グレーンソルガム（播種用以外のもので，飼料用以外のもの）	アルゼンチン

（参考１）特恵対象物品輸入額及び特恵適用輸入額の推移

（単位：百万円）

区分＼年度			29年度	30年度	令和元年度	構成比（%）
全世界からの総輸入額			76,810,476	82,318,969	77,171,390	100.0
特恵受益国からの輸入額	計	総輸入額	34,336,179	35,280,182	9,112,807	11.8
		㈀ 特恵対象物品	4,870,120	5,264,363	1,587,670	2.1
		㈁ 特恵適用額	1,398,071	910,276	534,382	0.7
		（内 LDC）	362,242	453,357	460,397	
		適用率 ㈁／㈀	28.7%	17.3%	33.7%	
	農水産品	総輸入額	3,095,151	3,047,836	1,035,320	1.3
		㈂ 特恵対象物品	663,886	678,988	298,909	0.4
		㈃ 特恵適用額	130,097	99,586	67,477	0.1
		（内 LDC）	29,069	28,024	28,190	
		適用率 ㈃／㈂	19.6%	14.7%	22.6%	
	鉱工業品	総輸入額	31,241,028	32,232,346	8,077,487	10.5
		㈄ 特恵対象物品	4,206,234	4,585,375	1,288,761	1.7
		㈅ 特恵適用額	1,267,974	810,690	466,906	0.6
		（内 LDC）	333,173	425,333	432,207	
		適用率 ㈅／㈄	30.1%	17.7%	36.2%	

（注１）確定値による（令和元年度中，令和２年１月～３月は確報値）。
（注２）（内　LDC）は，LDC特恵受益国からの一般特恵適用額とLDC特恵適用額の合計値。
（注３）㈀，㈂及び㈄の輸入額は，一般特恵受益国（LDC特恵受益国を含む。）からの一般特恵対象物品の輸入額とLDC特恵受益国からのLDC特恵対象物品の輸入額の合計値。

（参考２）我が国の国・地域別特恵適用輸入実績の推移（上位20位まで）

（単位：百万円）

順位	29年度			30年度			令和元年度		
	国・地域名	特恵輸入実績	構成比（%）	国・地域名	特恵輸入実績	構成比（%）	国・地域名	特恵輸入実績	構成比（%）
	総額	1,398,071		総額	910,276		総額	534,382	
1	中華人民共和国	919,996	65.8	中華人民共和国	368,959	40.5	カンボジア	146,566	27.4
2	バングラデシュ	115,176	8.2	バングラデシュ	144,387	15.9	バングラデシュ	141,481	26.5
3	カンボジア	113,386	8.1	カンボジア	143,603	15.8	ミャンマー	130,072	24.3
4	ミャンマー	98,393	7.0	ミャンマー	119,767	13.2	マダガスカル	17,069	3.2
5	ブラジル	29,441	2.1	マダガスカル	20,047	2.2	南アフリカ共和国	15,581	2.9
6	モーリタニア	14,916	1.1	南アフリカ共和国	17,116	1.9	モーリタニア	14,391	2.7
7	南アフリカ共和国	14,754	1.1	モーリタニア	14,598	1.6	エクアドル	12,117	2.3
8	エクアドル	13,636	1.0	エクアドル	11,529	1.3	トルコ	9,475	1.8
9	マダガスカル	10,692	0.8	ブラジル	11,443	1.3	スリランカ	6,637	1.2
10	インドネシア	8,427	0.6	トルコ	7,967	0.9	ラオス	6,481	1.2
11	スリランカ	7,299	0.5	スリランカ	7,039	0.8	コロンビア	5,449	1.0
12	トルコ	6,865	0.5	コロンビア	6,512	0.7	モロッコ	3,656	0.7
13	コロンビア	6,741	0.5	ラオス	6,279	0.7	イラン	2,932	0.5
14	ラオス	5,728	0.4	モロッコ	4,971	0.5	ケニア	2,695	0.5
15	モロッコ	5,434	0.4	イラン	3,115	0.3	ベトナム	1,958	0.4
16	イラン	2,776	0.2	ケニア	2,202	0.2	ガーナ	1,957	0.4
17	ケニア	2,548	0.2	ベトナム	1,971	0.2	グアテマラ	1,817	0.3
18	ベトナム	2,273	0.2	ガーナ	1,703	0.2	パキスタン	1,703	0.3
19	タイ	2,175	0.2	パキスタン	1,604	0.2	インド	1,232	0.2
20	アルゼンチン	1,883	0.1	アルゼンチン	1,449	0.2	セネガル	1,063	0.2

（注１） 確定値による（令和元年度中，令和２年１～３月は確報値）。
（注２） 特恵輸入実績は，一般特恵適用輸入額及びＬＤＣ特恵適用輸入額の合計値。

Ⅱ　関税・税関を巡る国際的な動き

第１．世界貿易機関（WTO）について

１．はじめに

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は，国際貿易に関する国際的なルールを取り扱う唯一の国際機関であり，関税その他の貿易障害を軽減する等により人々の生活水準の向上や世界の貿易を発展させることを目的としている。WTOの任務は，「世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定」（WTO協定）の実施・運用（紛争解決了解，貿易政策検討制度を含む），多角的貿易関係に関する交渉の場の提供，開発途上国のための技術支援，IMFや世銀といった他の国際機関との協力である。2020年７月現在，164カ国・地域が加盟している。

WTOは1995年，WTO協定の発効とともに，ガット（GATT：関税と貿易に関する一般的協定）を発展的に引き継ぐ形で設立された。ガットは協定上の根拠を有しない事実上の国際機関であったが，WTOは明確な法的根拠を有するなど制度的基盤が整備されている。また，ガットがモノの貿易の分野のみを取り扱っていたのに対し，WTOはモノの貿易に加えサービスの貿易，TRIPs（知的所有権の貿易的側面）等の新しい分野を含む幅広い分野を取り扱っている。加盟国間の紛争解決に関する手続について，ガット時代から大きく拡充されている。

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第４回閣僚会議において，WTO設立後初の多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の立上げが合意された。ドーハ・ラウンドでは，関税の引下げをはじめとするモノの貿易の自由化，サービス貿易の自由化，途上国問題，アンチ・ダンピング等の公正な貿易を確保するための貿易ルール，紛争解決，貿易円滑化（貿易手続の簡素化等）など様々な貿易に関わる問題についての交渉が行われてきた。

以下，WTOの機構等について簡単に紹介する。

２．WTOの概要

⑴　WTO協定

①WTO協定の構成（参考２）

WTO協定は，WTOの組織，加入，意思決定等に関して規定している16条から成る本文と，附属書に含まれている協定及び関係文書で構成されている。

（注）附属書は，物品の貿易に関する多角的協定（附属書１Ａ），サービスの貿易に関する一般協定（附属書１Ｂ），知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs）（附属書１Ｃ），紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU）（附属書２），貿易政策検討制度（TPRM）（附属書３），複数国間貿易協定（附属書４）で構成されている。附属書１，附属書２及び附属書３に含まれている協定及び関係文書を「多角的貿易協定」という。

②シングル・アンダーテーキング

「多角的貿易協定」は，WTO協定の不可分の一部を成し，全ての加盟国を拘束することとされており，その全てを一括して受諾すること（「シングル・アンダーテーキング」）が加盟国に義務づけられている。

（注１）従来のガットにおいては，関税評価協定等の東京ラウンド協定類の受諾が各加盟国の判断に任されていたために，一部の国しか受諾せず，加盟国間の権利や義務が同一でないという問題が生じていたことを踏まえ，WTO協定の下で同様の問題が生じることを防止しようとしたもの。

（注２）附属書４の「複数国間貿易協定」については，これらを受諾した加盟国についてWTO協定の一部を成し，当該加盟国を拘束することとされている。

⑵　WTOの組織

WTOの最高意思決定機関は閣僚会議で，WTO設立協定上は，少なくとも２年に１回開催されることとされている（表１）。

閣僚会議が開催されていない間の意思決定は一

般理事会（議長：WALKER大使（NZ））が行う。また，一般理事会は紛争解決機関（DSB）（議長：CASTILLO大使（ホンジュラス））及び貿易政策検討機関（TPRB）（議長：ASPELUND大使（アイスランド））としての任務も遂行する。また一般理事会の下に物品，サービス，TRIPs理事会が設置されている（参考３）。

⑶ 事務局（参考４）

①事務局長

WTOの事務局長は，1995年１月の設立当初，サザーランド前ガット事務局長が暫定的に務めていたが，1995年５月からは４年間の任期でルジェロ元イタリア貿易相，1999年９月からは３年間の任期でムーア元NZ首相，2002年９月からは３年間の任期でスパチャイ元タイ副首相がそれぞれ務めた。2005年９月からはラミー元欧州委員会貿易担当委員が４年間の任期で就任し，2009年に再選した。2013年９月からはアゼベド元在ジュネーブブラジル代表部WTO担当大使が４年間の任期で就任し，2017年９月からも４年間の任期で再任。事務局次長には，Agah氏（ナイジェリア），Brauner氏（ドイツ），Wolff氏（米），Yi氏（中国）の４名。各次長の下には担当部が設けられている（参考４）。2020年５月，アゼベド事務局長は同年８月末の辞任を表明し，同年６月に次期事務局長の任命プロセスが開始された。

②事務局・予算

事務局はジュネーブ（スイス）に設置されている。事務局職員は623名（うち日本人５名。2019年12月現在）である。2020年の予算額は，１億9,720万スイスフランであり，このうち日本の分担率は約3.9％（分担率は加盟国の貿易額（往復）を基に算出する），分担額は約767万スイスフランで，米（分担金約11.7％），中（約10.3％），独（約7.1％），についで第４位である。

⑷ WTOの任務

WTOの設立協定上，WTOの任務として次の５点が掲げられている。

①WTO協定の実施・運用

②多角的貿易関係に関する交渉の場及び交渉結果の実施の枠組みの提供

③紛争解決了解の運用

（表１）これまでの閣僚会議

これまでの閣僚会議	主　な　成　果
第１回（シンガポール）（1996.12.9～12）	ウルグァイ・ラウンドの実施状況やWTOの課題等について議論。
第２回（ジュネーブ）（1998.5.18～20）	広範な自由化交渉を含む，将来のWTOの作業計画について，第３回閣僚会議でしかるべき決定が行えるように準備プロセスを開始すること等。
第３回（シアトル）（1999.11.30～12.3）	新ラウンド交渉立上げに合意する閣僚宣言を採択することが最大の目的だったが，合意にはいたらず。
第４回（ドーハ）（2001.11.9～14）	新ラウンドの立上げに合意する閣僚宣言の採択等。
第５回（カンクン）（2003.9.10～14）	農業や非農産品市場アクセスの交渉の大枠（フレームワーク），投資や貿易円滑化等の新分野の交渉開始等について議論を行ったが合意にはいたらず。
第６回（香港）（2005.12.13～18）	農業，非農産品市場アクセスでは，関税削減率等を含む各国共通ルール（フルモダリティ）の合意が目指されていたが，先送りされ，農業の輸出補助金の撤廃期限，綿花の取扱い，LDC産品への無税無枠の供与等の限られた事項についてのみ合意された。
第７回（ジュネーブ）（2009.11.30～12.2）	事前の申し合わせどおり，ドーハ・ラウンドに係る「交渉」は行われず，世界経済の成長・回復，開発へのWTOの貢献等，ラウンド交渉を含むWTOの活動全般についての評価等について，出席閣僚による発言が行われた。
第８回（ジュネーブ）（2011.12.15～12.17）	閣僚間で，ドーハ・ラウンド交渉の今後の取り進め方等の議論がなされた。議長声明においては，近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性が低いことが率直に認められた。その他，サービス分野においてLDC向けの特恵の供与が決定された。
第９回（バリ）（2013.12.3～12.7）	貿易円滑化，農業の一部，開発の３分野から成る，ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意された。また，同宣言においては，ドーハ・ラウンド交渉に対するコミットメントが再確認されるとともに，今後の作業として，ドーハ・ラウンド交渉の残された課題について，12ヶ月以内（2014年末まで）に作業計画を策定することとされた。
第10回（ナイロビ）（2015.12.15～12.19）	①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等，②LDC（後発開発途上国）向け特恵関税の原産地規則について合意。ドーハ・ラウンド交渉の継続の是非については，加盟国間で意見の対立が解けず，閣僚宣言では両論の併記となった。
第11回（ブエノスアイレス）（2017.12.10～12.13）	電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画，漁業補助金に関する作業計画等を決定した。また，有志国間においては，我が国の働きかけにより，米国，EUを含む71の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出した他，投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明を発出した。

④貿易政策検討制度の運用
⑤IMF・世銀との協力

3．WTO交渉

⑴　ドーハ・ラウンドの経緯

ガットにおいては，８回のラウンド交渉が行われてきた（表２）。第１回から第５回ラウンド交渉では主に鉱工業品に関する関税引下げ交渉が行われ，ケネディ・ラウンド（1964～67年）及び東京ラウンド（1973～79年）では，関税引下げ交渉に加え，非関税分野における協定策定交渉も行われた。

ウルグァイ・ラウンド（1986～94年）においては，従来からのモノの貿易に係る分野（農産品，鉱工業品に係る関税引下げ等）の他，サービス貿易，知的所有権（特許権，商標権等）の分野等が新たに交渉対象とされたことが，従来のラウンドとは異なる特徴である。交渉は，当初４年間の予定で開始されたが，農業をめぐる米・EC間の対立等から難航し，1994年４月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議で終結が宣言されるまで７年以上の年月を要した。

（表２）多角的貿易交渉の歴史

時期	交渉	参加国	交渉成果
1947年	第１回	23	関税の引下げ，ガットの策定
1949年	第２回	13	関税の引下げ
1950～51年	第３回	38	関税の引下げ
1956年	第４回	26	関税の引下げ
1960～62年	ディロン・ラウンド	26	関税の引下げ
1964～67年	ケネディ・ラウンド	62	関税の引下げ アンチ・ダンピング協定，穀物協定，化学品協定の策定
1973～79年	東京ラウンド	102	関税の引下げ 関税評価協定等非関税措置に関する協定等の策定
1986～94年	ウルグァイ・ラウンド	123	関税の引下げ，農産物関税化 WTO設立協定，サービス協定，知的所有権の貿易関連の側面に関する協定等の策定

（注）①日本は1955年にガットに加入。
②ディロン（米国務次官），ケネディ（米大統領）はラウンドの提唱者。東京，ウルグァイはラウンド開始に合意した閣僚会議の開催地。
（出典：WTOホームページ）

2001年11月の第４回閣僚会議（於：ドーハ）で立上げに合意されたドーハ・ラウンドは，関税削減等の貿易自由化のみならず，アンチ・ダンピング措置等の貿易ルールの改善・明確化も含んだ幅広い分野を対象とするものであり，2004年７月の一般理事会における交渉の枠組み合意以降，本格的な議論が進められた。

2005年12月の第６回閣僚会議（於：香港）において，ドーハ・ラウンドの2006年末までの終結に向け，必要な道筋を示す閣僚宣言に合意。2006年４月末までに農業・非農産品市場アクセス（NAMA：Non Agricultural Market Access）のモダリティ（関税削減等の方式）を確立することが目指されたが，農業市場アクセス，農業補助金，非農産品市場アクセスの３つの論点における各国間の立場の違いは埋まらず，同年７月には交渉が一時中断した。

2007年１月に交渉は再開され，2008年７月，農業・NAMAのモダリティ合意を目指す閣僚会合がジュネーブで開催されたが，米国とインド・中国との立場の違いは埋まらず，合意は断念された。モダリティ合意を目指す同年内の閣僚会合の開催を念頭に，同年12月に農業及びNAMAの第４次改訂議長テキストが提示された。しかし，関係国が主要争点について譲歩する見込みがないとの判断により，結局，同年内の閣僚会合の開催には至らなかった。

2011年に入り，同年中の交渉妥結に向けて全分野で集中的な協議が行われたが，特にNAMA交渉における米国と新興国（中国，インド，ブラジル）との間の対立を解消するには至らず，同年４月，ラミー事務局長より，現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあるとの評価があり，年内のラウンド交渉全体の妥結が断念された。その後，第８回閣僚会議に向けて，LDC向けの措置を中心としたパッケージ策定の協議が行われたが，加盟国間の意見は収斂せず，同年７月末にパッケージの取りまとめが断念された。これ以降，ラウンド交渉全体が停滞することとなった。同年12月の第８回閣僚会議（於：ジュネーブ）では，ドーハ・ラウンドについて当面一括妥結の見込みが薄いと認めつつも，交渉に引き続きコミッ

トし，先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進めることが確認された。

⑵　ドーハ・ラウンドの部分合意

2012年に入ると，ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中，交渉が継続する貿易円滑化が先行合意の候補の一つと目される一方，途上国からは自らの関心事項の進展なしに貿易円滑化のみの先行合意は認められないとの反発が見られ，同年後半には，途上国グループが，貿易円滑化の先行合意の条件として，農業の第４次改訂議長テキストの一部を抜粋して成立させるべく関税割当運用等の提案が出された。

2013年になると，同年12月の第９回閣僚会議（於：バリ，以下MC９）の成果の候補として，貿易円滑化を中核とした，農業の一部，開発（LDC関心事項を含む）の３分野から成る先行合意パッケージの成立を目指して交渉を進める方向となり，各分野における交渉が加速化された。その結果，MC９においては，上記３分野から成る，ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意された。特に，2004年よりドーハ・ラウンド交渉の一分野として進められてきた貿易円滑化交渉が妥結した（貿易円滑化協定の詳細については下記⑶⑤を参照）。貿易円滑化協定に係る改正議定書は当初の2014年７月までの採択予定から遅れて，2014年11月の一般理事会において採択された。

2015年は年明けから，ドーハ・ラウンド交渉をどのように妥結させるのかについての議論が始まった。途上国側は2008年７月時に交渉していたモダリティ案（いわゆる農業分野のRev４，NAMA分野のRev３など）をベースに交渉を行うべきと主張し，先進国側はそれらモダリティ案が過去に合意できなかったものであることから，それらをベースに議論することはできないと主張し，平行線をたどった。同年９月になると各国の間で，同年12月の第10回閣僚会議（於：ケニア・ナイロビ，以下MC10）を失敗させないためにスモール・パッケージ（部分合意）を目指すべきという認識が共有され始め，農業・LDC・ルールなどの分野に注目が集まりはじめた。また，スモール・パッケージの議論と並行し，MC10以降の交渉のあり方（いわゆるポスト・ナイロビ）についても議論となった。日米EU等の先進国は，ラウンド交渉をこれ以上続けても意味のある成果は望めないことから交渉を終了し，WTOはドーハ・マンデートを越えて新たな課題に取り組むべきと主張し，それに対し多くの途上国は途上国の優遇措置を重視する現行の交渉の枠組を維持するためドーハ・ラウンド交渉を維持すべきと主張した。

MC10ではスモール・パッケージ及びポスト・ナイロビについての交渉が断続的に行われ，当初の会議日程（2015年12月15日～18日）を１日延長し，閣僚宣言及び閣僚決定が採択された。スモール・パッケージについては，①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等，②LDC（後発開発途上国）向け特恵関税の原産地規則が合意された。ポスト・ナイロビについては，途上国と先進国との対立は最後まで解消できず，閣僚宣言としては異例の両論併記となった。

⑶　最近の動き（参考５）

2017年12月10日～13日に開催された第11回WTO閣僚会議（於：アルゼンチン・ブエノスアイレス，以下MC11）では，各国間の意見の懸隔が狭まらず，全参加国の合意が必要である閣僚宣言の採択には至らず，議長個人の責任による議長声明が発出された。各論については，電子商取引分野における関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画，漁業補助金に関する作業計画等について，全参加国の合意による閣僚決定が発出された。また，有志国間においては，我が国の働きかけにより，米国，EUを含む71の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出したほか，投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明が発出された。

MC11後は，2018年10月にカナダがWTO改革に関する非公式少数国閣僚会合を立ち上げるなど，WTOの改革・現代化に向けた議論が有志国間で行われる一方，ドーハ・ラウンドの交渉分野については，漁業補助金等に関する議論が行われている。第12回WTO閣僚会議（以下MC12）は，2020年６月にカザフスタンの首都ヌルスルタンで開催予定であったが，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け，開催時期等が調整されている。MC12においては，MC11で立ち上げられた電子商取引，投資円滑化等の各分野に関する有志国会合において一定の成果を出すこと等が目指されている。

（参考）マルチ（全加盟国間）でのドーハ・ラウンド交渉全体が停滞する中，ラウンドの枠外で，WTOにおいてプルリ（有志国間）での新たな貿易交渉の動きが強まっている。具体的には，現在82カ国・地域によって締結されているITA（Information

Technology Agreement：情報技術協定）対象品目拡大について，2012年５月以降交渉を行い（2020年７月時点54カ国・地域が参加），2015年７月の交渉会合において，関税撤廃の対象品目（合計201品目）の合意に至った。その後，各参加国の各品目のステージング（関税撤廃期間）について交渉を行い，MC10期間中の同年12月16日，品目拡大交渉が妥結した。これにより，交渉参加国・地域の関税は，2016年７月１日以降，順次撤廃されることになった（国会の承認を経て，我が国は2017年５月16日に協定を実施）。更に，2014年７月にはAPECで合意された環境物品リストをベースに環境物品の関税撤廃に向けた交渉（EGA：Environment Goods Agreement）を14カ国・地域（EUを１地域とカウント）で開始した（2020年７月現在で18カ国・地域が参加）。また，上述の通り，MC11においては，電子商取引の分野で，電子商取引の貿易関連側面についての将来のWTO交渉に向け探求的作業に取りかかる意思表明をする閣僚声明を発出した他，投資円滑化やMSMEs（零細・中小企業）等の分野でも有志国による閣僚声明が発出された。これらをベースに現在も議論が継続している。

⑷　ドーハ・ラウンドの各交渉分野

①　農業

農産品に係る関税（市場アクセス），国内支持（国内補助金）の削減，輸出補助金の撤廃等についての交渉。関税の分野では，各品目の関税削減方式や同方式の例外としての柔軟性が認められる品目（重要品目）の取扱い等について，国内支持の分野では，貿易を歪める国内補助金等の削減方式等について，輸出補助金の分野では，同補助金の撤廃に関するモダリティ等について，議論が行われてきた。上記の通り，MC10において農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等について合意した。

②　非農産品市場アクセス（NAMA）

鉱工業品・林水産品の関税及び非関税障壁の削減・撤廃についての交渉。

関税の分野では，各品目に対し一律に適用される関税削減方式（スイス・フォーミュラ）や特定の分野に関し自主的に一層の削減を行う分野別関税削減等について，非関税障壁の分野では，技術規格等の関税によらない輸入障壁の撤廃等について，議論が行われてきた。

③　サービス

国境を越えるサービスの市場アクセス，国内規制及びサービス分野におけるルールについての交渉。市場アクセスの分野では，リクエスト・オファー交渉を中心に，外資規制撤廃等のサービス貿易に係る内国民待遇等について，国内規制の分野では，免許・資格の要件といったサービス貿易に影響を及ぼす国内措置に係る規律の策定について，ルールの分野では，セーフガードや補助金等のサービス貿易に関連する規律の策定について，議論が行われてきた。

④　ルール

アンチ・ダンピング（AD），補助金（漁業補助金を含む）等についてのルールに関する交渉。ADの分野では，AD措置の濫用防止を目指しての規律強化，一般補助金の分野では，貿易歪曲的な補助金や融資等についての規律強化，漁業補助金の分野では，禁止の対象とする漁業補助金の範囲等について，議論が行われてきた。

⑤　貿易円滑化

貿易円滑化協定は税関手続の迅速化・貿易手続の透明化等を図るためにWTO加盟国が実施すべき措置を定めるもので，2013年12月のMC９において交渉が妥結された（全加盟国が協定テキスト案に合意）。その後，2014年11月のWTO一般理事会において本協定をWTO協定に追加するための改正議定書が採択された。2017年２月22日に加盟国の３分の２以上の110カ国・地域が同議定書を受諾し，貿易円滑化協定は発効した。同協定は，WTO発足後に結ばれた初の多国間協定であり，ドーハ･ラウンド交渉の重要な成果の一つである。我が国は，2015年５月の国会承認を経て，６月１日にWTO事務局に受諾通知を行い，６番目の受諾国となった。2020年７月時点で151か国・地域が受諾済みである。

⑥　開発

既存のWTO諸協定における開発途上国に対する「特別のかつ異なる待遇」（S&D）の規定をより効果的かつ実施可能なものとするために，該当文言・解釈を見直す等の議論が行われてきた。また，貿易のための援助，後発開発途上国（LDC）に対する特恵関税（LDC無税無枠）等についても議論が行われてきた。

なお，我が国はドーハ・ラウンドが開発ラウンドであることに鑑み，平成19年度関税改正におい

て，LDC諸国に原則無税無枠の市場アクセスを供与するLDC特恵制度の拡充を行った。

⑦　環境（EGA）

環境関連の物品及びサービスについての関税及び非関税障壁の削減又は撤廃等に関する交渉が行われてきた。

⑧　知的所有権の貿易関連側面（TRIPs）

ぶどう酒及び蒸留酒に係る地理的表示（GI）の保護促進に資するよう，GIに関する多国間の通報登録制度設立を目指した交渉が行われてきた。

（参考１）WTO加盟国・地域（2020年７月１日現在）

アジア
アフガニスタン＊
バングラデシュ＊
ブルネイ
カンボジア＊
中国
香港
インド
インドネシア
日本
カザフスタン
韓国
ラオス＊
マカオ
マレーシア
モルディブ
モンゴル
ミャンマー＊
ネパール＊
パキスタン
フィリピン
シンガポール
スリランカ
台湾
タジキスタン
タイ
ベトナム

中東
バーレーン
イスラエル
ヨルダン
クウェート
オマーン
カタール
サウジアラビア
トルコ
アラブ首長国連邦
イエメン＊

ヨーロッパ
アルバニア
アルメニア
オーストリア
ベルギー
ブルガリア
クロアチア
キプロス
チェコ
デンマーク
エストニア
欧州連合
フィンランド
フランス
ジョージア
ドイツ
ギリシャ
ハンガリー
アイスランド
アイルランド
イタリア
キルギス
ラトビア
リヒテンシュタイン
リトアニア
ルクセンブルグ
マルタ
モルドバ
モンテネグロ
北マケドニア共和国
オランダ
ノルウェー
ポーランド
ポルトガル
ルーマニア
ロシア
スロバキア
スロベニア
スペイン
スウェーデン
スイス
ウクライナ
英国

北米
カナダ
アメリカ合衆国

中南米
アンティグア・バーブーダ
アルゼンチン
バルバドス
ベリーズ
ボリビア
ブラジル
チリ
コロンビア
コスタリカ
キューバ
ドミニカ
ドミニカ共和国
エクアドル
エルサルバドル
グレナダ
グアテマラ
ガイアナ
ハイチ＊
ホンジュラス
ジャマイカ
メキシコ
ニカラグア
パナマ
パラグアイ
ペルー
セントクリストファー・ネーヴィス
セントルシア
セントビンセント及びグレナディーン諸島
スリナム
トリニダード・トバゴ
ウルグアイ
ベネズエラ

アフリカ
アンゴラ＊
ベナン＊
ボツワナ
ブルキナファソ＊
ブルンジ＊
カーボベルデ
カメルーン
中央アフリカ＊
チャド＊
コンゴ
コートジボワール
コンゴ民主共和国＊
ジブチ＊
エスワティニ
エジプト
ガボン
ガンビア＊
ガーナ
ギニア＊
ギニアビサウ＊
ケニア
レソト＊
リベリア＊
マダガスカル＊
マラウイ＊
マリ＊
モーリタニア＊
モーリシャス
モロッコ
モザンビーク＊
ナミビア
ニジェール＊
ナイジェリア
ルワンダ＊
セネガル＊
セーシェル
シエラレオネ＊
南アフリカ
タンザニア＊
トーゴ＊
チュニジア
ウガンダ＊
ザンビア＊
ジンバブエ

オセアニア
オーストラリア
フィジー
ニュージーランド
パプアニューギニア
サモア
ソロモン諸島＊
トンガ
バヌアツ＊

計　164　カ国・地域

（注）＊：LDC（後発開発途上国）

（参考２）WTO協定の構成

本　体

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

多角的貿易協定

附属書１

附属書１Ａ　物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定［1994年のガット］

- 1947年のガット
- 1947年のガットの下で効力を生じた法的文書
- 解釈了解
- マラケシュ議定書　―譲許表

農業に関する協定［農業協定］

衛生・植物検疫措置に関する協定［SPS協定］

貿易の技術的障害に関する協定［TBT協定］

貿易関連投資措置に関する協定［TRIMs協定］

第６条の実施に関する協定［アンチ・ダンピング協定］

第７条の実施に関する協定［関税評価協定］

船積み前検査に関する協定［PSI協定］

原産地規則に関する協定［原産地協定］

輸入許可手続きに関する協定［ライセンシング協定］

補助金・相殺措置に関する協定［補助金協定］

セーフガードに関する協定［セーフガード協定］

貿易の円滑化に関する協定［TF協定］

附属書１Ｂ　サービスの貿易に関する一般協定［GATS］―約束表

附属書１Ｃ　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定［TRIPs協定］

附属書２

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解［DSU］

附属書３

貿易政策検討制度［TPRM］

附属書４　　複数国間貿易協定

民間航空機貿易に関する協定

政府調達に関する協定

（参考３）WTOの組織　　（2020年７月１日現在）

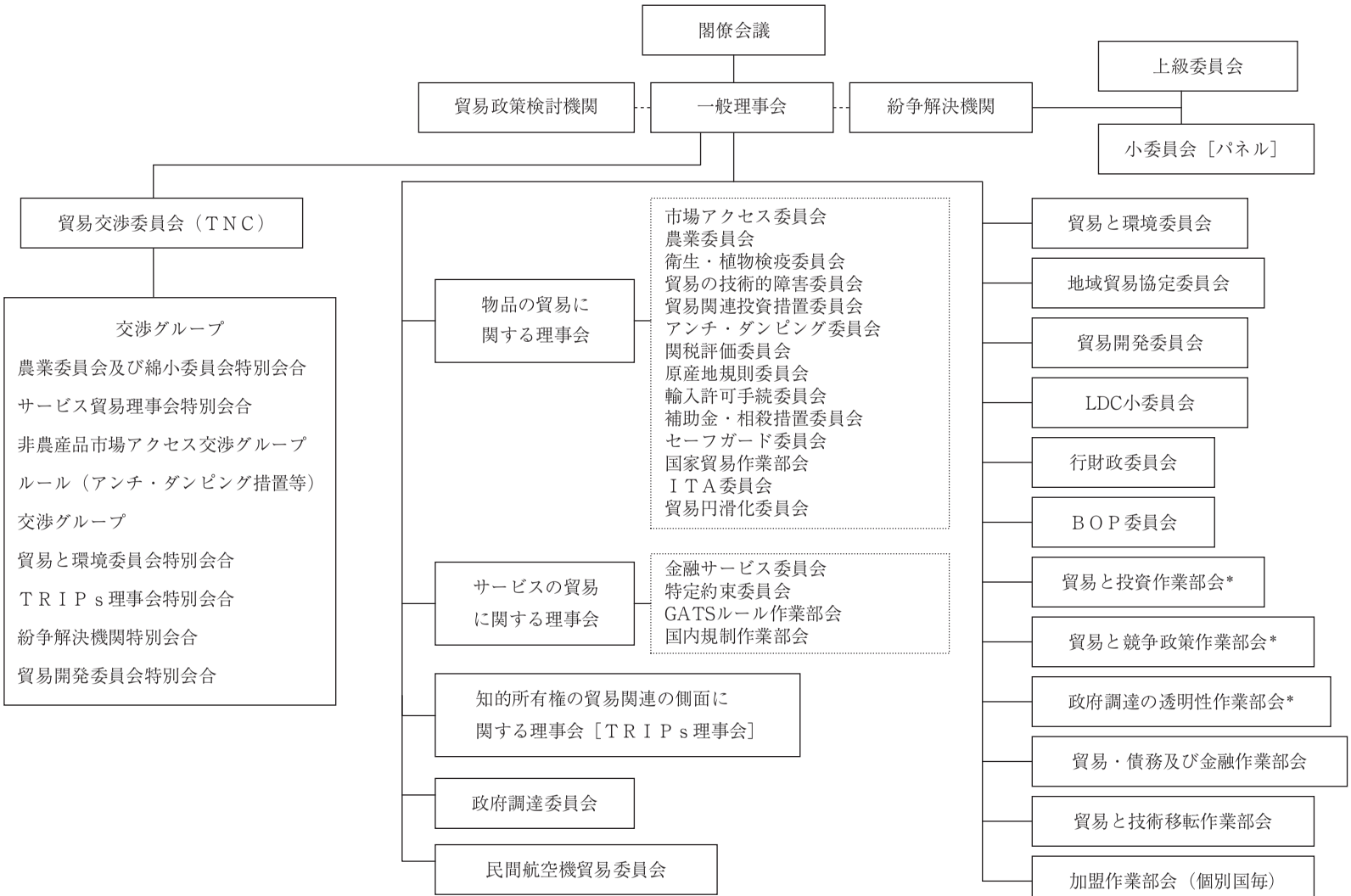

＊現在，作業は停止中。

（参考４）WTO事務局の体制

（2019年7月1日現在）

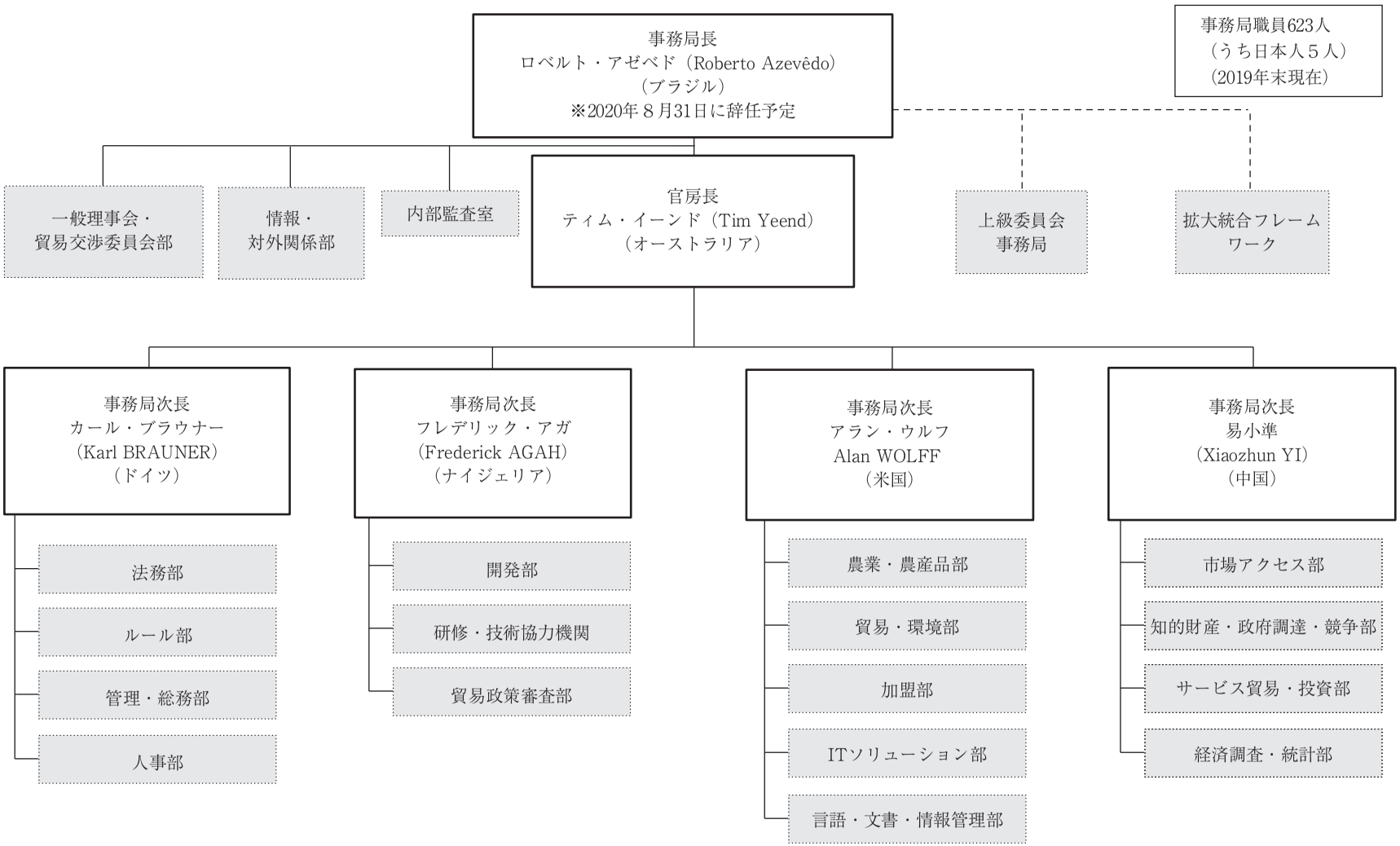

（参考５）WTO交渉の経緯

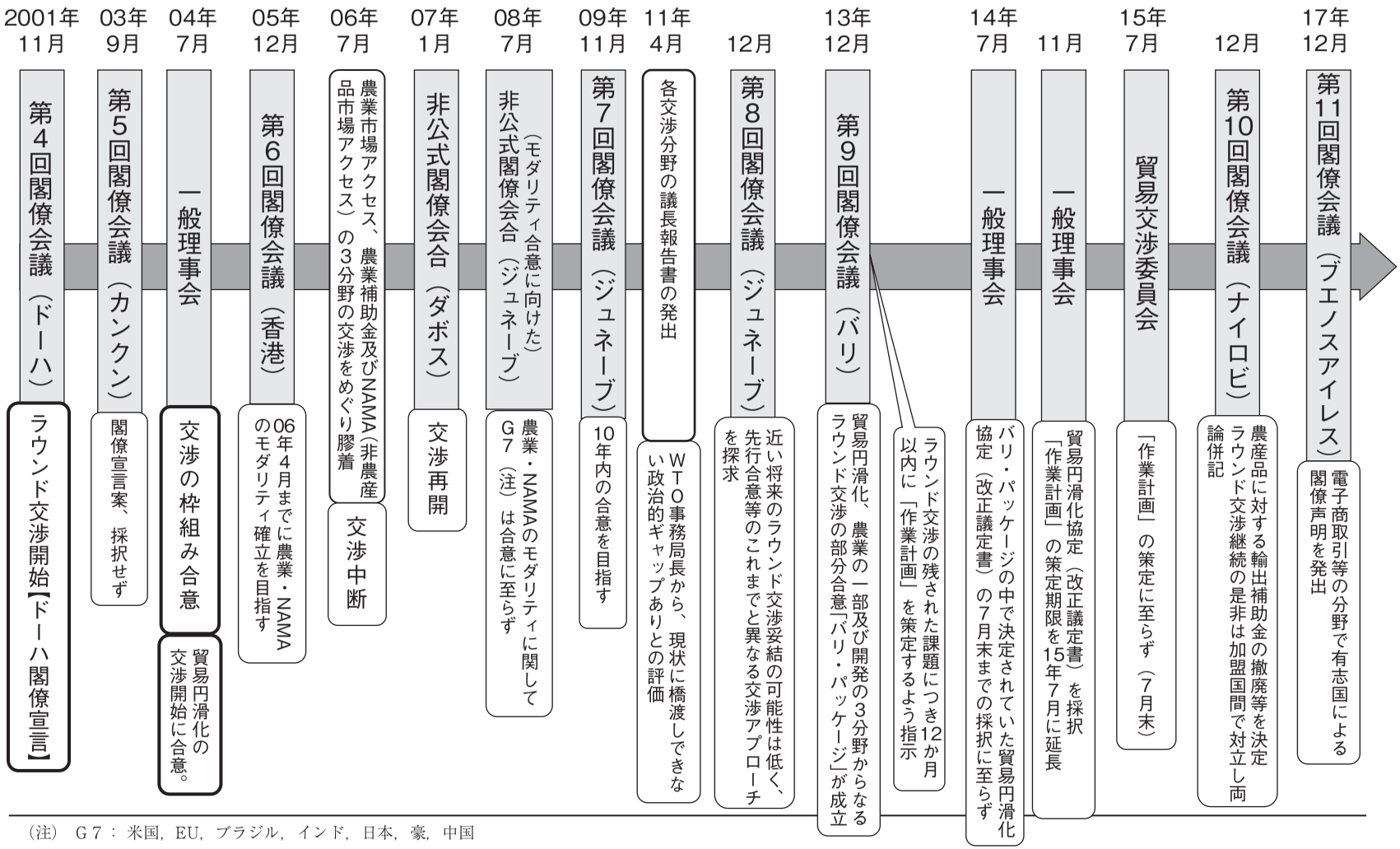

（注） Ｇ７： 米国，EU，ブラジル，インド，日本，豪，中国

第２．経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）について

１．はじめに

FTA（Free Trade Agreement，自由貿易協定）は，WTOの基本原則である無差別原則の例外として，GATT24条において

① 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること

② 域外国に対する関税を引き上げないこと

の２つの要件を満たす場合に限り，認められた枠組みである。

戦後の我が国は，一貫してGATT・WTOを中心とした多角的貿易体制を対外経済政策の基本としてきた。しかし，1990年代に入ると，94年に米国，カナダ，メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）が発足するなど，世界の貿易体制の中で自由貿易協定，関税同盟等の地域貿易協定が急増した。90年代後半には，世界のGDP上位30ヶ国・地域の中で自由貿易協定に未参加なのは，日本，中国，韓国，香港，台湾のみという状況になっていった。

このように多くの国がFTAの推進に転じた背景として，FTAは多国間貿易協定に比べより迅速に協定締結に達することが可能であり，貿易創出効果による域内経済の活性化や，別の国とFTAを締結している相手国の市場において自国産品が被っている不利益が解消されるといったメリットが指摘されている。

そうした中，我が国としても，対外経済政策の基本はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化に置きつつも，WTO交渉が複雑化し必ずしも早期の成果が望めない分野が多くなっている状況にあって，多角的貿易体制を補完するものとしてFTAの共同研究・交渉に取り組んでいくこととなった。

2002年12月には我が国にとって初の協定がシンガポールと締結された。同協定は物品及びサービス貿易の自由化という狭義のFTAにとどまらず，人の移動や投資，政府調達，二国間協力等の分野を含む，包括的な経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）という形式をとった。2019年７月現在，シンガポール経済連携協定を含め，21か国・地域との間で18のEPAが発効・署名済となっている。TPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：CPTPP）は，2018年12月30日に発効し，日EU・EPAは，2019年２月に発効した。さらに，現在RCEP，日中韓FTA，日トルコEPA，日コロンビアEPA，日英間の経済パートナーシップ（日英EPA）についても交渉を行っている。

EPAの増加にともない，我が国の貿易に占めるEPAの位置づけは益々重要なものとなっており，経済連携の推進とともに，締結済EPAの一層の活用が必要となっている。第201回国会における内閣総理大臣施政方針演説（2020年１月20日）では「自由貿易の旗手として，二十一世紀の経済秩序を世界へと広げてまいります。EUから離脱する英国とも，速やかに通商交渉を開始します。TPPの更なる拡大や，インドを含めたRCEP交渉を主導します」としており，政府の方針として，経済連携の推進とその利用の一層の促進に取り組むこととされている。

＜日本のEPA交渉の現状＞

①各国との経済連携の進捗状況

経済連携協定（EPA）交渉等の進捗状況（2020年７月時点）

発効済

シンガポール（2002年11月（07年９月改定）），メキシコ（2005年（12年４月改定）），
マレーシア（2006年７月），チリ（2007年９月），タイ（2007年11月），
インドネシア（2008年７月），ブルネイ（2008年７月），ASEAN（2008年12月），
フィリピン（2008年12月），スイス（2009年９月），ベトナム（2009年10月），
インド（2011年８月），ペルー（2012年３月），豪州（2015年１月），
モンゴル（2016年６月），TPP11（注１）（2018年12月），EU（2019年２月）

署名済

TPP12（注２）（2016年２月署名）

交渉中

コロンビア，日中韓，RCEP（注3），トルコ，英国（GCC（注4），韓国，カナダは交渉延期中または中断中）

（注１）TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）（CPTPP）：カナダ，豪州，シンガポール，チリ，日本，ニュージーランド，ブルネイ，ベトナム，ペルー，マレーシア，メキシコ（計11か国）。
発効済国：カナダ，豪州，シンガポール，日本，ニュージーランド，メキシコ（2018年12月），ベトナム（2019年1月14日）
（注２）TPP12（環太平洋パートナーシップ協定）：カナダ，豪州，シンガポール，チリ，日本，ニュージーランド，ブルネイ，米国，ベトナム，ペルー，マレーシア，メキシコ（計12か国）。
（注３）ＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）：ＡＳＥＡＮ加盟国（インドネシア，カンボジア，シンガポール，タイ，フィリピン，ブルネイ，ベトナム，マレーシア，ミャンマー，ラオス），日本，中国，韓国，豪州，ニュージーランド，インド（計16か国）。
（注４）ＧＣＣ（湾岸協力理事会）：アラブ首長国連邦，オマーン，カタール，クウェート，サウジアラビア，バーレーン。

②現状等

	国・地域	貿易額割合（2019年）	現　状
発効済	シンガポール	2.0%	（協定本体）2002年11月30日発効 （改正議定書）2007年９月２日発効
	メキシコ	1.2%	（協定本体）2005年４月１日発効 （市場アクセスの条件の改善に関する議定書） 2007年４月１日発効 （改正議定書）2012年４月１日発効
	マレーシア	2.2%	2006年７月13日発効
	チリ	0.6%	2007年９月３日発効
	タイ	3.9%	2007年11月１日発効
	インドネシア	2.3%	2008年７月１日発効
	ブルネイ	0.2%	2008年７月31日発効
	ASEAN（物品貿易）	15.0%	2008年12月１日発効
	フィリピン	1.5%	2008年12月11日発効
	スイス	0.9%	2009年９月１日発効
	ベトナム	2.7%	2009年10月１日発効
	インド	1.1%	2011年８月１日発効
	ペルー	0.2%	2012年３月１日発効
	オーストラリア	4.2%	2015年１月15日発効
	モンゴル	0.04%	2016年６月７日発効
	TPP11（CPTPP）	15.1%	2018年12月30日発効
	EU （うち英国）	12.0% 1.5%	2019年２月１日発効

署名済	TPP12	30.5%	2016年２月署名
	ASEAN（投資・サービス）	15.0%	2019年２月日本側署名，４月までにASEAN側署名
交渉中等	コロンビア	0.1%	2012年12月交渉開始
	日中韓	26.6%	2013年３月交渉開始
	RCEP （東アジア地域包括的経済連携）	47.3%	2013年５月交渉開始
	トルコ	0.2%	2013年11月交渉開始
	カナダ	1.4%	2012年11月交渉開始
	韓国	5.3%	2003年12月交渉開始
	GCC （湾岸協力理事会）	6.7%	2006年９月交渉開始
	英国 （日英間の経済パートナーシップ）	1.5%	2020年６月交渉開始

発効済・署名済の国・地域の貿易額の我が国貿易額全体に占める割合：52.4%

3．交渉中のEPA・FTAについて

⑴ RCEP（東アジア地域包括的経済連携）

2011年８月，日中共同提案としてASEAN＋３とASEAN＋６双方に関する作業部会の設立をASEAN側に提案したところ，同年11月，ASEAN側は日中共同提案を踏まえ，東アジア地域の包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）に係る３つの作業部会（物品貿易，サービス貿易，投資）を設立することで一致。2012年11月，ASEAN関連首脳会議（於：プノンペン）において，RCEP交渉立上げが全交渉参加国により宣言され，2013年５月の第１回交渉会合以降，2020年７月までに30回の交渉会合が開催されている。

⑵ 日中韓FTA

2009年10月の日中韓サミットにおいて日中韓FTA産官学共同研究の早期開始について合意されたことを受け，2010年５月から日中韓FTA産官学共同研究が開始され，2012年３月に「産官学共同研究報告書」が取りまとめられた。2012年５月の日中韓サミットにおいて，日中韓FTAの年内交渉開始で一致。同年11月の日中韓経済貿易担当大臣会合（於：プノンペン）の際に日中韓FTA交渉の開始が宣言され，2013年３月に第１回交渉会合を開催，2020年７月までに15回の交渉会合が開催されている。

⑶ 日・コロンビアEPA

2011年９月に開催された日コロンビア首脳会談（サントス大統領，野田首相（当時）於：東京）において，共同研究の開始に合意。同年11月から2012年５月までに３回の共同研究会合を開催し，同年７月に日コロンビアEPA交渉入りの提言を含む報告書が取りまとめられた。同年９月の国連総会の機会に日コロンビア首脳会談（サントス大統領，野田首相（当時））を開催し，交渉開始に合意したことを受け，同年12月に第１回交渉会合が開催され，2020年７月までに13回の交渉会合が開催されている。

⑷ 日・トルコEPA

2012年７月に開催された日トルコ貿易・投資閣僚会合（於：東京）において，日トルコEPA交渉開始の可能性を検討する官民共同研究の立上げに合意。同年11月からの２回の共同研究会合を経て，2013年７月に日トルコEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が公表された。これを受け，2014年１月の日トルコ首脳会談（エルドアン首相（当時），安倍首相　於：東京）において交渉開始に合意。2020年７月までに17回の交渉会合が開催されている。

⑸ 日英間の経済パートナーシップ（日英EPA）

英国・EU間で離脱協定が締結され，2020年１月31日をもって，英国はEUから離脱した。同離脱協定に基づき，離脱後，一定の期間，「移行期間」が設けられ，同期間中は日本を含む第三国とEUとの間で締結している国際約束を含むEU法が英国に適用される。

移行期間終了後は，日英間で日EU・EPAが適用できなくなることから，同EPAに代わる新たな日英間の貿易・投資の枠組み（日英間の経済パートナーシップ：日英EPA）が必要となる。2020年６月９日，茂木外務大臣・トラス国際貿易大臣間で交渉開始に合意。各分野で継続的に協議を実施している。

⑹ その他

GCC（注），韓国，カナダは交渉延期中または中断中。

（注）GCC（湾岸協力理事会）：アラブ首長国連邦，オマーン，カタール，クウェート，サウジアラビア，バーレーン。

第３．最近の米国の通商政策について

１．総論

2017年１月の新政権発足後，米国トランプ大統領は，TPPからの離脱に関する大統領覚書（同月）を発出した。また，通商拡大法第232条に基づき，2018年３月から鉄鋼・アルミニウムの輸入に対して追加関税を課し，同年５月からは自動車に関する調査を開始している。更に，通商法第301条に基づく中国の知的財産権侵害に関する調査及び追加関税措置等の検討を行う等，貿易制限措置等の積極的な活用が図られている。

中国との関係では2017年８月から米国通商法第301条に基づく，中国の知的財産権侵害に関する調査を開始して以来，追加関税の応酬が繰り返されてきた。しかし，2020年１月第一段階合意文書への署名が行われ，米中間の追加関税措置の応酬は落ち着きを見せている。

我が国との関係では，2017年４月及び11月に麻生副総理とペンス副大統領との間で日米経済対話を開催した。その後，2018年４月に行われた日米首脳会談では，茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議（FFR：talks for Free, Fair and Reciprocal trade deals）」を開始し，これを麻生副総理とペンス副大統領の下で行われている日米経済対話に報告させることで一致された。FFRは，2018年８月と９月に，２回の協議が行われ，９月26日の日米首脳会談において，日米物品貿易協定（TAG）交渉を開始することが合意され，2019年４月より茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で交渉が開始された。同年９月25日における日米首脳会談では「共同声明」が発表され，日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は最終合意に至った。両協定は，10月７日の署名を経て2020年１月１日に発効した。

２．日米貿易協定・日米デジタル貿易協定交渉

2018年９月25日の日米首脳会談において，日米物品貿易協定（TAG）交渉の開始が合意された後，2019年４月には茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で２回にわたり閣僚協議が開催され，農産品・自動車を含む物品貿易の議論が開始された。また，デジタル貿易の取扱いについても，適切な時期に議論を行うこととされた。その後，６月と８月の日米首脳会談を含む様々なレベルでの交渉を重ね，９月23日の閣僚会談において交渉が全て終了したことが確認され，９月25日に日米両首脳間で「共同声明」が発表されたことで日米貿易協定・日米デジタル貿易協定は最終合意に至った。両協定は10月７日の署名を経て12月４日に国会で承認され，2020年１月１日に発効した。

日米貿易協定は日米間の物品貿易に関する協定であり，日本と米国の経済規模（GDP）を合わせると，世界のGDPの約３割を占める。また，日米共同声明及び日米首脳間において，日本の自動車及び自動車部品に対し追加関税を課さない旨が確認されている。

また，日米デジタル貿易協定の目的は，①日米間で円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備し，それによって日米間のデジタル貿易を促進すること，②日米両国がデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となることの２点がある。

３．米中間での関税引上げ措置

2017年８月，トランプ大統領はUSTRに対し，米国通商法第301条（外国政府による貿易協定違反及び米国政府が不公正と判断する貿易慣行を対象として，その撤廃や是正を目的に制裁措置を発動する権限をUSTRに付与するもの）に基づく，中国の知的財産権侵害に関する調査実施の検討を指示し，USTRは同月に同調査を開始した。2018年３月，USTRは知的財産権侵害を認める調査結果を公表した。

米中両国は米中通商協議を通じて貿易問題の解決を図ったが，６月15日には，USTRは航空宇宙，情報通信技術等，500億ドル規模の輸入品に対し，25％の追加関税を段階的に賦課するリストを公表し，340億ドル分については７月６日から追加関税を賦課した（「第１弾」）。プラスチック製品や集積回路等160億ドル相当の輸入品に対する追加関税（「第２弾」）を８月から開始した。中国商務部も報復措置として，大豆等の農産物，自動車等約500億ドル規模の輸入品に対して，25％の追加関税を賦課すると発表した。

更に，米国は９月24日より，食料品，衣料品等2,000億ドル相当の輸入品に対し10％の追加関税

措置を発動し，同追加関税率を2019年１月１日より25％に引き上げることを発表した（「第３弾」）。中国も９月24日より，LNGや金属加工機械等600億ドル相当の輸入品に対し５～10％の追加関税措置を発動した。

その後，2018年12月１日の米中首脳会談において停止していた貿易協議が再開されることとなり，第３弾の追加関税率は据え置きとなった。また中国は，米国からの輸入自動車・自動車部品に課している追加関税を2019年１月１日から暫定的に停止した。

ところが５月10日から，米国は第３弾に係る税率を10％から25％に引き上げた他，新たに3,000億ドル相当の輸入品への追加関税措置（25％）について，６月末にかけてパブコメ・公聴会の手続きを発表した。中国も，2018年９月に発動した600億ドル相当の輸入品への追加関税措置の大部分について，６月１日より10％～25％に税率を引き上げた。

６月29日に実現した米中首脳会談では，当面の間，第４弾を実施しない方針が示されたが，７月末の米中閣僚級協議で大きな進展が見られなかったとして，トランプ大統領は，中国からの輸入品3,000億ドル相当に対し，９月１日より10％の追加関税措置（第４弾）を実施する旨を表明した。その後，USTR実施の意見公募等の結果を踏まえ，特定の対象項目（約1,600億ドル相当）への追加関税措置は12月15日まで延期との決定がなされた。

８月23日，中国がアメリカの第４弾実施の発表に対する対抗措置として，石油や農産物等約750億ドル相当のアメリカからの輸入品に対し５％または10％の追加関税を９月１日及び12月15日から賦課することを発表した。併せて，2018年12月の米中首脳会談を受けて停止されていた自動車及び同部品への追加関税賦課（５％または25％）についても，2019年12月15日から復活させると発表した。これを受けてUSTRは同日，第１弾から第３弾（25％）及び第４弾（10％）の追加関税率をそれぞれ５％引き上げることを公表した。

追加関税措置第４弾のうち９月１日に実施予定の衣類，テレビ等（1,200億ドル相当）に対する追加関税措置は実施されたものの，トランプ大統領は，10月１日に予定していた追加関税率の引上げを10月15日に延期する旨を表明した。その後，10月10，11日の閣僚級協議において米中間で「第一段階の合意」がなされたとして，トランプ大統領は，10月15日に実施予定の第１弾から第３弾の追加関税率の５％引上げる方針を見送る旨を表明した。

12月13日，米中両政府は改めて第一段階の合意に達したと発表した。同日，USTRは，第４弾に関し12月15日実施予定分の発動を見送るとともに，９月１日実施分の追加関税率を15％から7.5％へ引き下げると発表した。また，中国国務院関税税則委員会も12月15日，第４弾に関し，12月15日実施予定分の発動を見送ると発表するとともに，2018年12月14日以降賦課を停止していたアメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税の再開も見送ると発表した。

2020年１月15日には，第一段階合意文書への署名が行われ，USTRは同日，上述の第４弾（９月１日実施分）の追加関税率の引下げを2020年２月14日から適用する旨を公表した。また，中国国務院関税税則委員会政府も２月６日，９月１日実施分の追加関税率を10～５％から５～2.5％へ引き下げることを発表した。

第二段階合意への日程は未定であるが，トランプ大統領は，早期に第二段階の協議を開始し，米中両国が第二段階の合意に達した場合にはこれまで実施した追加関税措置を解除するとともに，第三段階の合意を設けることは想定していない旨を表明している。

第４．諸外国税関当局との協力

１．税関協力会議等

WCO（世界税関機構）を中心とした多国間での税関当局の対話・協力の枠組みとともに，二国間や地域レベルでの当局間の協力を深めることも，税関手続の調和・簡素化による貿易円滑化や税関当局間の情報交換等による水際取締りの強化を効果的に進めるために重要であり，我が国も関係の深い国との対話を積極的に進めている。

⑴　日米

①日米税関協力会議

日米税関協力会議は，1982年１月の米国関税庁（当時：組織再編により現在は国土安全保障省税関国境取締局）長官が来日した際の関税局長との会談を契機に，2004年まで日米交互に開催してきた。その後は，WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており，2009年６月には，日米間のAEO相互承認取決めに署名した。

②CSI（Container Security Initiative）

米国関税庁は，2001年９月の同時多発テロの発生を受け，2002年１月，米国向け海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し米国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため，米国向けコンテナ貨物を船積みする外国の港に米国税関職員を派遣し，当該国税関と協力して危険性の高いコンテナの特定を行うCSI（海上コンテナ安全対策）を提案。

我が国との間では，2003年３月より順次，横浜港，ロサンゼルス・ロングビーチ港，東京港，神戸港及び名古屋港を対象として実施している。

⑵　日カナダ

①日加税関協力会議

カナダ国境サービス庁（カナダ税関当局）との協力関係を強化するため，2005年６月に第１回日加税関協力会議をカナダ･オタワにて開催し，日･カナダ税関協力取決め（当局間取決め）に署名した。2008年６月の第２回会議（於：オタワ）では，カナダとのCSI実施の覚書に署名。その後は，WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており，2010年６月には，日カナダ間のAEO相互承認取決めに署名した。

⑶　日中韓

①日中韓関税局長・長官会議

日中韓３か国の税関協力は，日中韓関税局長・長官会議（TCHM：Tripartite Customs Heads' Meeting）の枠組みの下で進められている。TCHMは，税関行政上の諸問題について日中韓３か国の税関当局（我が国:財務省関税局，中国:海関総署，韓国：関税庁）のトップが率直な議論を行い，税関が直面する課題について共通認識を深めるとともに，情報交換等の協力関係を一層強化するため，2007年から開催されている。これまで６回開催されており，直近の会議は2017年11月，我が国（東京）で開催。

②日中税関協力会議

中国の税関当局との連携強化を図ること等を目的とし，関税局長・海関総署長レベルの会議として開催することとしており，2000年５月の第１回会合（於：北京）以降，これまでに７回開催。

直近の会議は，第６回日中韓関税局長・長官会議の機会に併せて2017年11月に我が国（東京）において開催。

③日韓税関協力会議

1970年７月，第４回日韓定期閣僚会議（於：ソウル）の合意に基づいて日韓税関実務会議を設置。2002年３月のイ・ヨンソプ韓国関税庁長官と田村関税局長（ともに当時）との会合（於：東京）の際に局長・庁長レベルに格上げされ，現在まで通算31回開催。

直近の会議は，2016年11月に我が国（東京）において開催。

⑷　日ASEAN

・日・ASEAN関税局長・長官会合

1999年５月にASEAN事務局から，ASEAN関税局長・長官会議（年１回開催）の際に我が国関税局長を招いて日・ASEAN間における関税技術協力について非公式に意見交換を行いたい旨打診がなされたことを受け発足した。同年７月に第１回非公式協議がマレーシアで開催されて以降，毎年ASEAN関税局長・長官会議に併せて開催され，ハイレベルでの意見交換が行われている。併せて個別国との政策協議も実施している。

⑸　日EU

・日EU税関協力合同委員会（JCCC：Joint Customs Cooperation Committee）

2008年２月１日に発効した税関相互支援協定に基づき，税関協力に関する共通の関心事項等を議論するため，日EU税関当局の関税局長レベルの会議として，2008年２月から，毎年１回程度，

JCCCを開催。直近では，2019年６月にブリュッセルにおいて第９回会議が開催された。日EU税関協力の主な課題は以下のとおり。

・AEO相互承認

EUとのAEO相互承認については，2010年６月に決定文書に署名し，2011年５月から実施している。また，毎年１回程度開催されているAEO専門家対話を通じて，双方のAEO制度の実施状況のモニタリング等を行っている。

・リスク管理

リスク管理については毎年１回程度開催されているリスク管理専門家対話を通じて，双方のリスク管理手法等についての情報交換や協議を行い，協力を進めている。

⑹　**日露**

・日露局長級税関協力会議

2009年10月，日露税関相互支援協定（2009年５月発効）のフォローアップ実務者会合がモスクワで開催され，局長・長官級の会議を立ち上げることで合意した。これに基づき，2010年９月に第１回日露局長級税関協力会議（於：東京）を開催。

直近では，2017年４月に東京において第５回会議を開催し，貿易円滑化手法等に関する意見交換を行う専門家対話の設置等，貿易円滑化に向けた協力の推進に関する日露貿易円滑化に関する協力覚書に署名した。

⑺　**日豪**

・日豪税関協力会議

1998年４月，豪州関税庁長官が来日した際の関税局長との会談を契機に，日豪税関当局の長をヘッドとする会議として開始。最近ではWCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており，2003年６月には「日本税関当局と豪州税関当局間における協力枠組み」に署名し，2017年７月には，同枠組みを「税関に係る事項における日本国税関当局と豪州移民・国境警備省との間の協力枠組み」と改定した上で署名した。また，2019年６月には日豪間のAEO相互承認取決めに署名した。

⑻　**日NZ**

2004年４月に署名された「日・ニュージーランド税関当局の協力枠組み」のフォローアップとして，日NZ税関協力会議を開始し，2008年５月の第２回税関協力会議（於：東京）では，日NZ間のAEO相互承認取決めに署名した。最近では，WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っている。

２．税関相互支援協定等

⑴　税関相互支援協定（CMAA：Customs Mutual Assistance Agreement）

①経済・社会のグローバル化の進展や，人や物の国境を越える動きが拡大する中，不正薬物・銃砲等の社会悪物品の水際取締りのみならず，セキュリティを脅かす大量破壊兵器，知的財産侵害物品の水際での取締り等の必要性が一層増大している。こうした中，税関行政を一層効果的に進めていく観点から，外国の税関当局と相互支援・協力を推進することの重要性が高まっている。諸外国税関においては，外国税関当局との相互支援・協力体制のひとつの形式として，税関相互支援協定等の枠組み構築に向けた取組が進められており，我が国においても，諸外国との間で税関相互支援に関する枠組みの構築に向け積極的に取り組んでいる。

我が国の税関相互支援に関する枠組みの形式としては，政府間協定（税関相互支援協定，EPA（注：EPAの中に税関の相互支援に係る規定が盛り込まれているもの)），当局間取決め等の形式があり，2020年６月現在，36か国・地域との間で協定等が締結・署名されている。

②税関相互支援協定等は，税関当局間において社会悪物品の密輸の防止，知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや，通関手続の簡素化・調和等について協力することを定めた枠組みである。協定の締結等により，我が国関税法上の要件である相手国に提供する情報の秘密保持・目的外使用制限等の包括的な担保が可能となるほか，手続が明確化されるため，税関当局間における情報交換や協力の促進が期待される。

⑵　税関相互支援協定等の骨子

①支援・協力の内容

・情報交換

相手国税関当局の要請又は自らの判断により，関税法令の適正な適用の確保及び不正薬物・銃砲等の密輸，知的財産侵害等の関税法令違反の防止，調査及び処置等のために必要な情報の交換。

なお，提供される情報は，秘密として取り扱われ，また，同意のない限り，裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されない。

・特別な監視

関税法令に反する（又はその疑いのある）者，物品，輸送手段等に対する情報提供及び監視。

②支援・協力の条件

・全ての支援及び協力は，それを提供する国の国内法令に従い，かつ，税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。

・主権，安全保障等重大な国益を侵害する場合には，その支援を拒否又は留保することができる。

(3) 税関相互支援協定等の現状（2020年６月現在）

発効済 又は 署名済 （36か国・地域　注１）	○税関相互支援協定 米国（1997.6），韓国（2004.12），中国（2006.4），EU（2008.2），ロシア（2009.5），オランダ（2010.3），イタリア（2012.4），南アフリカ（2012.7），ドイツ（2014.12），スペイン（2015.5），ノルウェー（2016.9），ブラジル（2017.9署名），メキシコ（2018.7），ウズベキスタン（2019.12） ○経済連携協定関連　注２ シンガポール（2002.11），マレーシア（2006.7），タイ（2007.11），インドネシア（2008.7），ブルネイ（2008.7），フィリピン（2008.12），スイス（2009.9），ベトナム（2009.10），インド（2011.8），ペルー（2012.3），オーストラリア（2015.1），TPP11（※）（2018.3署名），モンゴル（2016.6） （※）TPP11（CPTPP）参加国：メキシコ，シンガポール，ニュージーランド，カナダ，オーストラリア，ベトナム，ブルネイ，チリ，マレーシア，ペルー　注３ ○税関当局間取決め オーストラリア（2003.6，2017.7改定），ニュージーランド（2004.4，2014.6改定），カナダ（2005.6），香港（2008.1），マカオ（2008.9），フランス（2012.6），イギリス（2013.6），ベルギー（2017.7），オーストリア（2019.5） ○その他 台湾（2017.11）注４ ※下線は，外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの ※（　）内は発効年月

（注１）別形式の枠組みが複数ある国については１か国として計上（例：オーストラリアとは経済連携協定，TPP及び税関当局間取決めを作成）

（注２）経済連携協定の中に税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

（注３）TPP11（CPTPP）については，2018年３月にアメリカを除く11か国で署名。点線は協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了し，協定の効力が生じている国。

（注４）台湾については，公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

３．AEO相互承認

AEO制度を導入した各国税関当局間において，同制度を相互に承認し，一層の二国間の安全かつ円滑な物流を目指す取組みが，近年，各国で進展している。我が国はこれまで，ニュージーランド，米国，EU，カナダ，韓国，シンガポール，マレーシア，香港，中国，台湾（注），オーストラリアとの間で相互承認取決めに署名・実施したほか，各国と協議等を行っている。

（注）台湾との取決めは，民間機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で作成された取決め。

AEO相互承認に係る我が国と各国との取組み状況は以下のとおり。

①ニュージーランド

2008年５月，相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

②米国

2009年６月，相互承認取決めに署名，実施。なお，実施対象の双方向化は2012年12月より実施。

③EU

2010年６月，相互承認取決めに署名，2011年５月より実施。

④カナダ

2010年６月，相互承認取決めに署名。2012年11月より実施。

⑤韓国

2011年５月，相互承認取決めに署名。同年11月より実施。

⑥シンガポール

2011年６月，相互承認取決めに署名。同年８月より実施。

⑦マレーシア

2014年６月，相互承認取決めに署名。2015年３月より実施。

⑧香港

2016年８月，相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

⑨中国

2018年10月，相互承認取決めに署名。2019年６月より実施。

⑩台湾

2018年11月，「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」（略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」）に署名。2019年５月より実施。

⑪オーストラリア

2019年６月，相互承認取決めに署名。同年９月より実施。

⑫その他

スイス及びタイとの間でAEO相互承認に向けた協議を実施している。

第５．世界税関機構（WCO）について

１．概要（資料１）

世界税関機構（WCO：World Customs Organization）は，1952年11月に設立された，税関制度の調和・統一，関税行政に係る国際協力を目的とする国際機関であり，本部はベルギーのブリュッセルに置かれている。2020年７月現在，183ヶ国・地域が加入している（我が国は1964年６月に加入）。なお，設立条約上は「関税協力理事会（CCC）」であるが，通称として「WCO」の名称が使用されている。

2009年１月１日より，御厨邦雄（みくりや　くにお）氏がアジア出身初の事務総局長を務めており，2018年６月のWCO総会において再選され，現在三期目（任期：2019年１月～2023年12月）。

２．沿革

戦後，欧州13ヶ国は，関税同盟設立の可能性を検討するため，1947年にブリュッセルに欧州関税同盟研究グループを設置した。結局，関税同盟は実現しなかったが，関税分類・評価の研究の成果を世界的に広げようとの見地から，条約としてまとめることになった。その条約を管理する機関として，1952年に「関税協力理事会を設立する条約」により，関税協力理事会が設立された。

３．活動内容

⑴　国際貿易の安全確保及び円滑化

WCOは，2001年の米国同時多発テロ以降，国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討を行ってきた。検討成果は「国際貿易の安全確保及び円滑化（SAFE：Security and Facilitation in a Global Environment）のためのWCO基準の枠組み（以下，「SAFE基準の枠組み」という。）」としてまとめられ（注），2005年６月のWCO総会にて採択されるとともに，我が国を含む多くのメンバーが実施の意図を表明した（2020年７月現在，171ヶ国・地域等）。これまで，「SAFE基準の枠組み」は2012年以降，３年毎に改定がなされており，2015年改定では，「税関と他の政府機関との協力に関する柱」及び「航空貨物の事前情報の提出に関する規定」等が，2018年改定では，「郵便物の事前電子情報に関する規定」等が新たに盛り込まれた。我が国は，「SAFE基準の枠組み」の着実な実施に努めていくとともに，途上国メンバーの着実な実施を可能とするためのキャパシティ・ビルディングに取り組んでいる。

（注）

「SAFE基準の枠組み」の主要要素

- 電子的に提出する事前貨物情報の標準化
- リスク管理手法の採用
- 輸出国における非破壊検査機器（大型Ｘ線検査装置等）を使用したハイリスク貨物の検査の実施
- 一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化（AEO）

⑵　税関手続の国際的統一

WCOは税関手続の国際標準を定めた「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」（以下，「京都規約」という。）を1973年に採択した（我が国は1976年に加入）。これは，各国の税関手続の簡易化を図るとともに税関手続の調和を進め，これにより国際貿易の円滑な発展を促進しようとするものであった。

その後，京都規約について，近年の電算化や関税技術の進歩に伴いアップデートするための見直しが行われ，あわせて規約の解釈や実施の方法に関するガイドラインを作成する等，手続の調和に向けた作業が行われた。

1999年６月のWCO総会において京都規約の改正案が採択され，2006年２月３日に締約国数が発効規定数の40ヶ国に達し改正京都規約が発効した（我が国は2001年６月に加入。2020年７月現在，締約国は122ヶ国・地域）。

⑶　商品分類の統一

WCOにおいて策定された「商品の名称及び分類についての統一システム（略称HS）」は，1988年１月から発効しており，2020年７月現在，159ヶ国・地域が加入し，国際的に統一された国際貿易に関わる品目の分類表として広く用いられている。

⑷　関税評価協定の統一適用

1981年１月に発効したGATT関税評価協定に基づき，WCOに関税評価技術委員会が設置されている。同委員会においては，同協定の統一的適用を図るため，同協定適用上の技術的問題の検討，国際的指針となる文書の作成等の作業を行ってき

ている。

なお，GATT関税評価協定は1995年のWTO設立に伴い，WTO関税評価協定として継承されている。

⑸ 原産地規則

WTOの原産地規則に関する協定に基づき，同協定の適用及び非特恵原産地規則の調和に係る技術的作業を実施することを目的としてWCOに原産地規則技術委員会が設置され，原産地規則の運用に起因する特定の技術的事項を検討している。

⑹ 監視・取締分野における国際協調

監視・取締分野においては，麻薬不正取引の情報交換をはじめとする国際協力を行っており，また，近年では，知的財産侵害物品の水際取締り強化，テロ関連対策，商業犯則対策にも積極的に取り組んでいる。

密輸等の情報については世界11ヶ所に設置されているRILO（Regional Intelligence Liaison Office：地域情報連絡事務所）を中心に，情報交換等を行っている。アジア・大洋州地域のRILOは，1987年12月，WCOの地域プロジェクトとして世界で初めて香港税関内に設置された。その後，1999年１月から2003年12月までの５年間，我が国がRILOをホストし（東京税関内に設置），2004年１月からは中国税関，2012年１月からは韓国税関がホストしている。

⑺ 地域キャパシティ・ビルディング事務所

WCOは，途上国メンバーに対し，諸分野におけるキャパシティ・ビルディング活動を実施しているが，地域におけるキャパシティ・ビルディング活動を効果的かつ効率的に実施するため，全６地域にそれぞれROCB（Regional Office for Capacity Building：地域キャパシティ・ビルディング事務所）が設置されている。アジア・大洋州地域では，2004年９月，世界で初めてバンコク（タイ）にROCBが設置された。同事務所は，①地域及びメンバーの技術支援等のニーズの把握，②地域における技術支援の実施，③ドナー国・機関との協力関係強化，④ベストプラクティスの調査分析等を目的として，積極的に活動を展開している。

⑻ 地域研修センター

WCOが各地域内のメンバー国の税関職員を対象とする研修等を行う施設として，RTC（Regional Training Centre：地域研修センター）が現在，全６地域合計29ヶ所に設置されている。我が国の税関研修所は，2004年にアジア大洋州地域におけるRTCとなった。

⑼ 地域税関分析所

地域における分析分野の技術協力，情報提供を行う施設として，RCL（Regional Customs Laboratory：地域税関分析所）が現在，全３地域合計４ヶ所に設置されている。我が国の関税中央分析所は，2004年に世界で初めてアジア大洋州地域におけるRCLとして承認された。

４．主要機構等（資料２）

⑴ 総会（理事会）

WCOの最高意思決定機関であり，各国の関税当局の局長・長官クラスを集めて毎年６～７月に開催される。

⑵ 政策委員会

通常，毎年12月及び翌年の６～７月に開催され，主要政策課題について検討し，総会に対して提言を行っている。６地域代表（総会副議長），及び各地域から選出された24ヶ国の計30ヶ国で構成されている。

⑶ 財政委員会

各地域から選出された19ヶ国・地域でWCOの年次予算等財政事項を検討する委員会であり，毎年４月頃及び必要に応じて随時開催される。

⑷ 各種技術委員会等

税関手続，品目分類，関税評価，原産地規則，監視取締り等の個別分野毎の会議を定期的に開催し，条約，税関手続の調和，国際協力等について検討を行っている。

⑸ 事務局

事務局は，官房，関税・貿易局，監視・手続局及びキャパシティ・ビルディング局からなり，事務総局長，事務総局次長及び各局長は加入国・地域による選挙によって選出される。

５．地域的活動

WCOにおいては，1986年以降，全加入国・地域を，アジア・大洋州地域，アメリカ州地域等６地域に分け，地域代表（総会副議長）のイニシアティブの下，地域内活動を行っている。日本は1989年７月から1991年６月まで，アジア・大洋州地域の地域代表を務めた。アジア・大洋州地域は33ヶ国・地域で構成されており，2020年７月からはインドネシアが地域代表となっている。

アジア・大洋州地域においては，関税局長・長官クラスによる「関税局長・長官会合」及び，課長クラスによる「地域コンタクトポイント会

合」が開催され，地域戦略プランを中心に，地域における様々な取組みについて議論が行われている。

（参考：アジア・大洋州地域の構成国・地域）アフガニスタン，オーストラリア，バングラデシュ，ブルネイ，ブータン，カンボジア，中国，フィジー，香港，インド，インドネシア，イラン，日本，韓国，ラオス，マカオ，マレーシア，モルディブ，モンゴル，ミャンマー，ネパール，ニュージーランド，パキスタン，パプアニューギニア，フィリピン，サモア，シンガポール，スリランカ，タイ，東ティモール，トンガ，バヌアツ，ベトナム（以上33ヶ国・地域）

６．最近の主な動き

⑴　改正京都規約の見直し

税関を取り巻く環境の変化に対応するため，2018年６月の総会において，改正京都規約の見直しの開始に合意し，以降，検討を行っている。

⑵　WTO貿易円滑化協定の実施支援

2013年12月に，WTO貿易円滑化協定交渉が妥結したことを受け，同協定の主要な実施主体である各国税関を支援するための作業部会を設置するとともに，支援プログラムを立ち上げるなど，積極的な支援を行っている。なお，同協定は，2017年２月22日に発効した。（我が国を含む145か国が受諾済み）。

⑶　セキュリティプログラム

WCOは税関のテロ対策をより体系的なものとするため，2012年に「セキュリティプログラム」を策定した。同プログラムは，税関の取締りにおける，より具体的なオペレーションを念頭に置いたもので，各国税関が直面している，

- 事前情報（API及びPNR）を活用した航空機旅客管理
- 航空貨物における小型武器，軽兵器の取締り
- 即席爆発物に使用される化学物質の不正取引防止
- 大量破壊兵器
- テロ資金源

の５分野に焦点を絞り，包括的な技術協力を実施するものである。同プログラムの重要性は主要国首脳にも共有され，2016年のＧ７伊勢志摩サミットの「テロ及び暴力的過激主義対策に関するＧ７行動計画」等にも盛り込まれている。

⑷　新技術の活用

WCOの常設技術委員会等において，ブロックチェーン，AI等の活用に係る情報共有を実施している他，破壊的技術（disruptive technologies）に係る研究レポートの発行，データ分析に係る研究プロジェクト（BACUDA（Band of Customs Data Analytics）の設置等を行っている。

（資料１）WCO（世界税関機構）メンバー一覧表（加入順）

合計183か国・地域（2020年７月１日現在）

	締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日
1	トルコ	1951．6．6
2	ノルウェー	1951．8．6
3	デンマーク	1951.10.19
4	ギリシャ	1951.12.10
5	スペイン	1952．7.13
6	英国	1952．9.12
7	アイルランド	1952．9.23
8	フランス	1952.10．6
9	スウェーデン	1952.10.17
10	ドイツ	1952.11．4
11	イタリア	1952.11.20
12	ベルギー	1952.12.11
13	スイス	1952.12.19
14	オーストリア	1953．1.21
15	ルクセンブルク	1953．1.23
16	オランダ	1953．1.23
17	ポルトガル	1953．1.26
18	パキスタン	1955.11.16
19	エジプト	1956.10.26
20	インドネシア	1957．4.30
21	ハイチ	1958．1.31
22	イスラエル	1958．5.23
23	イラン	1959.10.16
24	シリア	1959.11．3
25	レバノン	1960．5.20
26	スーダン	1960．6．8
27	オーストラリア	1961．1．5
28	フィンランド	1961．1.27
29	ジャマイカ	1963．3.29
30	ニュージーランド	1963．5.16
31	ナイジェリア	1963．8.21
32	コートジボワール	1963．9．2
33	ヨルダン	1964．1．1
34	マダガスカル	1964．2.18
35	ルワンダ	1964．3．3
36	南アフリカ	1964．3.24
37	日本	1964．6.15
38	マレーシア	1964．6.30
39	ブルンジ	1964.10.20
40	ウガンダ	1964.11．3
41	タンザニア	1964.11.17
42	ガボン	1965．2.18
43	カメルーン	1965．4．9
44	ケニア	1965．5.24
45	マラウィ	1966．6．6
46	チリ	1966．7．1
47	チュニジア	1966．7.20
48	ブルキナファソ	1966．9.16
49	アルジェリア	1966.12.19
50	スリランカ	1967．5.29
51	キプロス	1967．8.31
52	アルゼンチン	1968．7．1
53	モロッコ	1968．7．1
54	韓国	1968．7．2
55	マルタ	1968．7．6
56	ガーナ	1968．8．1
57	ハンガリー	1968．9.16
58	ルーマニア	1969．1.15
59	パラグアイ	1969.10．3
60	ペルー	1970．1.27
61	米国	1970.11．5
62	インド	1971．2.15
63	アイスランド	1971．2.15
64	カナダ	1971.10.12
65	タイ	1972．2．4
66	コンゴ民主共和国	1972．7.26
67	モーリシャス	1973．3.29
68	サウジアラビア	1973．5．8
69	ブルガリア	1973．8．1
70	エチオピア	1973．8．6
71	トリニダード・ドバゴ	1973.10.15
72	ポーランド	1974．7.17
73	バハマ	1974．8.16
74	リベリア	1975．1．7
75	シンガポール	1975．7．9
76	コンゴ共和国	1975．9．2
77	シエラレオネ	1975.11．6
78	セネガル	1976．3.10
79	ガイアナ	1976．7.29
80	ウルグアイ	1977．9.16
81	バングラデシュ	1978．7．1
82	レソト	1978．8．2
83	ボツワナ	1978．8.25
84	ザンビア	1978．9.27
85	アラブ首長国連邦	1979．2．7
86	モーリタニア	1979.10．2
87	フィリピン	1980.10．1
88	ブラジル	1981．1.19
89	ジンバブエ	1981．3.19
90	エスワティニ	1981．5.15
91	ニジェール	1981．7．1
92	リビア	1983．1.11
93	中国	1983．7.18
94	グアマテラ	1985．2.22
95	ネパール	1985．7.22
96	中央アフリカ	1986．7.28
97	香港	1987．7．1
98	モザンビーク	1987．7．2
99	マリ	1987．8．7
100	ガンビア	1987.10.14
101	メキシコ	1988．2．8
102	キューバ	1988．7.11
103	トーゴ	1990．2.12
104	イラク	1990．6．6
105	バミューダ	1990．7．1
106	アンゴラ	1990．9.26
107	ミャンマー	1991．3.25
108	ロシア	1991．7．8
109	モンゴル	1991．9.17
110	ギニア	1991.10.30
111	カタール	1992．5．4
112	アゼルバイジャン	1992．6.17
113	エストニア	1992．6.18
114	リトアニア	1992．6.18
115	ラトビア	1992．6.22
116	アルメニア	1992．6.30
117	カザフスタン	1992．6.30
118	ナミビア	1992．6.30
119	カーボヴェルデ	1992．7．1
120	ウズベキスタン	1992．7.28
121	アルバニア	1992．8.31
122	スロベニア	1992．9．7
123	ウクライナ	1992.11.10
124	チェコ	1993．1．1
125	スロバキア	1993．1．1
126	トルクメニスタン	1993．5.17
127	ベトナム	1993．7．1
128	コロンビア	1993．7．1
129	クロアチア	1993．7．1
130	イエメン	1993．7．1
131	コモロ	1993．7．1
132	マカオ	1993．7．7
133	クウェート	1993.10．4
134	ジョージア	1993.10.26
135	ベルラーシ	1993.12.16
136	マケドニア	1994．7．1
137	モルドバ	1994.10.28
138	エリトリア	1995．8．8
139	モルディブ	1995．9．8
140	パナマ	1996．3．8
141	ブルネイ	1996．7．1
142	ベネズエラ	1996．7．1
143	フィジー	1997．7．1
144	タジキスタン	1997．7．1
145	ボリビア	1997．8.14
146	エクアドル	1997.12.16
147	アンドラ	1998．9．3
148	ニカラグア	1998．9.24
149	ベナン	1998.11．9
150	バルバドス	1999．1．7
151	キルギス	2000．2.10
152	セーシェル	2000．7.25
153	オマーン	2000．9.19
154	セルビア	2001．3.27
155	カンボジア	2001．4．3
156	バーレーン	2001．4.18
157	キュラソー	2001．7．1
158	コスタリカ	2001．8.29
159	サモア	2001.10．1
160	ブータン	2002．2.12
161	パプアニューギニア	2002．3.18
162	東ティモール	2003．9.19
163	ドミニカ共和国	2004 .7.28
164	アフガニスタン	2004 .8.10
165	チャド	2005．2.16
166	セントルシア	2005．5.12
167	トンガ	2005．7．1
168	エルサルバドル	2005．7．7
169	ホンジュラス	2005.12．8
170	モンテネグロ	2006.10.24
171	ラオス	2007．1.16
172	ジブチ	2008．3.19
173	ベリーズ	2008．4.22
174	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2008．7．4
175	サントメ・プリンシペ	2009．9.23
176	バヌアツ	2009.11.17
177	ギニアビサウ	2010．8.19
178	南スーダン	2012．7.18
179	ソマリア	2012.10．4
180	パレスチナ	2015．3.24
181	コソボ	2017．1.25
182	アンティグアバーブーダ	2017．4.10
183	スリナム	2018.11.26

（資料２）WCOの組織概要

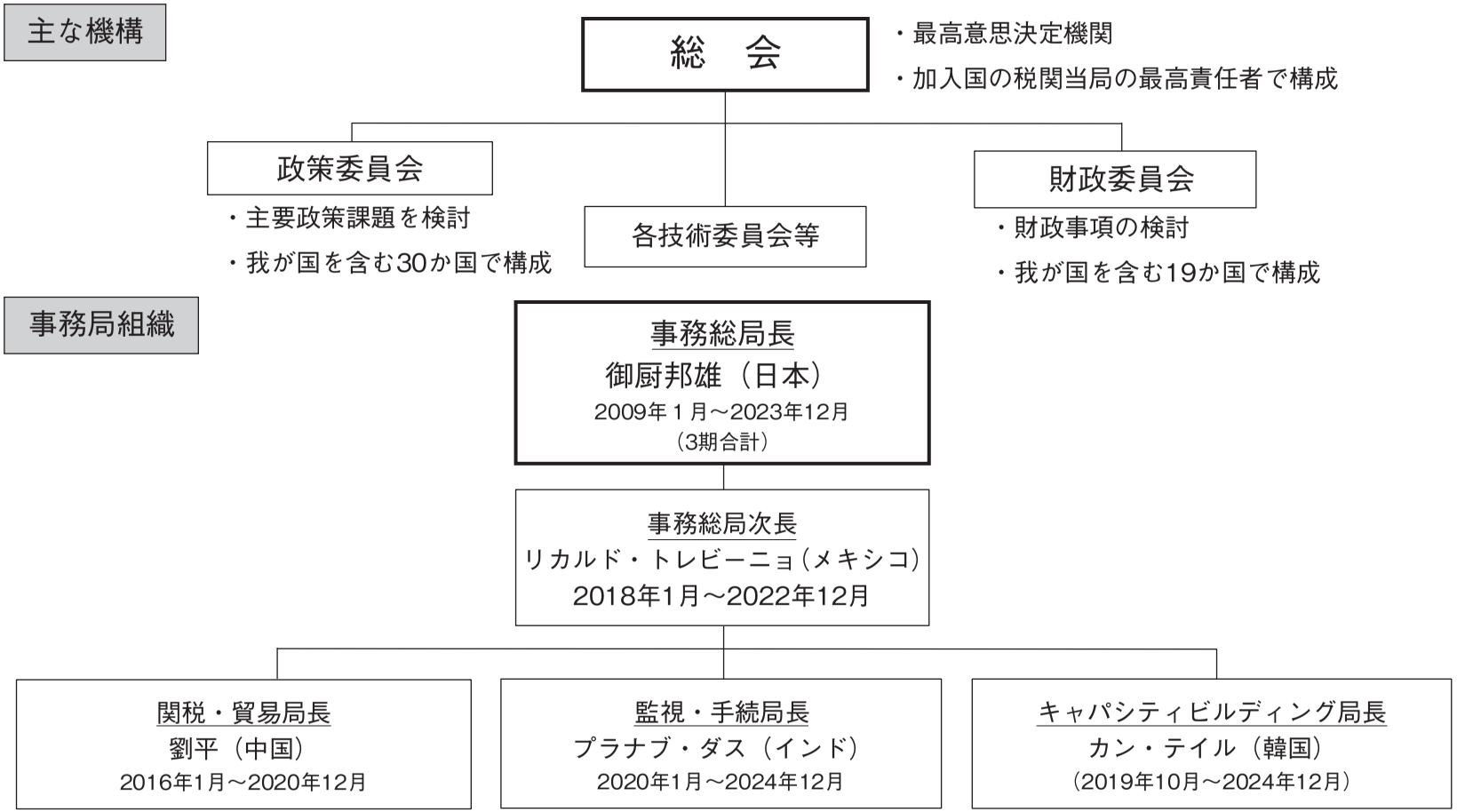

第６．地域協力について

アジア太平洋地域では，「開かれた地域協力」を原則とするAPEC（アジア太平洋経済協力：Asia-Pacific Economic Cooperation）において貿易・投資の自由化・円滑化，経済技術協力等に関する議論，プログラムが進められており，また，アジアと欧州の間では，ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting）において政治・経済等の幅広い分野について対話が進められている。関税局・税関としても，各地域協力における関税政策分野での協力に積極的に取り組んでいる。

１．APEC（アジア太平洋経済協力）

⑴　APECの概要と経緯（資料１）

APECは，アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化，経済技術協力等を議論する開かれた地域協力の枠組みとして，現在21エコノミー（APECでは「国」ではなく「エコノミー」と呼称）からなっている。

毎年１回，首脳会議及び閣僚会議（日本からは外務大臣及び経済産業大臣が出席）が開催されるほか，財務大臣会合等の分野別担当大臣会合が開催されている。また，閣僚会議の下に高級実務者会合（SOM：Senior Officials' Meeting），SOMの下に貿易・投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）をはじめとするフォーラム，CTIの下に税関手続小委員会（SCCP：Sub-Committee on Customs Procedures）をはじめとするサブフォーラムが設置されている。

APECは貿易・投資分野に重点を置いており，1994年の首脳会議（インドネシア）において，「先進エコノミーは2010年，途上エコノミーは2020年までに，自由で開かれた貿易及び投資を達成する」という目標（ボゴール目標）が掲げられた。2010年には，５先進エコノミー（日，米，豪，NZ，加）及び自主的に参加した８途上エコノミー（韓，馬，墨，香港，チリ，ペルー，星，台）の計13エコノミーに対し，中間評価が行われている。同年の首脳会議（日本（横浜））において，目標達成に向けた「顕著な進展」が見られたものの「更に取り組むべき作業が残っている」とされたため，全てのエコノミーが2020年までに上記目標を達成することに向けた取組みを進めることとなった。本年が同目標の達成期限であることから，現在，同目標の達成状況について最終報告書の取りまとめが行われており，また，同目標後の新たな目標設定（ポスト2020ビジョン）について議論が進められている。

⑵　昨年の結果及び本年の取組み

昨年はチリが議長を務め，「人々をつなぎ，未来を構築」をテーマとして掲げ，「デジタル社会」，「統合4.0」，「女性，中小企業及び包摂的成長」及び「持続可能な成長」を優先課題として議論を行った。首脳会議はサンティアゴにおいて11月に開催の予定であったが，同国における治安等国内情勢を理由に開催が見送られた。

本年はマレーシアが議長を務め，「共有された繁栄の未来に向けた，人間の潜在能力の最適化」を全体テーマに掲げ，「貿易・投資の説明方法の改善」，「デジタル経済と技術を通じた包摂的な経済参画」，「革新的な持続可能性の推進」，という３つの優先課題に沿った取組みを推進している。また，新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受け，５月に，貿易担当大臣による新型コロナウイルス感染症に関する共同声明が発出された。首脳・閣僚会議は本年11月にマレーシアにおいて開催される予定である。

⑶　税関手続小委員会（SCCP）の活動について

①経緯

SCCPは，1995年に税関手続の専門家サブフォーラムとしてCTIの下に設立されたAPECエコノミー税関当局間の会合であり，毎年２回開催されている。議長は首脳会議ホストの税関当局が務め，本年はマレーシア税関が担当している。

②活動概要

SCCPでは，税関手続の調和・簡素化を目的とする共同行動計画（CAP：Collective Action Plan）を設定し，各項目のコーディネーターを務めるエコノミーが中心となって取り組んでいる。我が国は，「乗客予約記録（PNR）の導入・実施」及び「WCO即時通関ガイドラインに沿った実施」（実施済）のコーディネーターを担い，前者はメキシコ，インドネシアと共に，後者はフィリピンと共に担当している。

現在，我が国は「乗客予約記録（PNR）の導入・実施」の活動において，APEC域内におけるクルーズ船旅客の取締り状況や課題に係る調査を実施している。

２．ASEM（アジア欧州会合）

⑴　ASEMの概要（資料２）

ASEMは，1994年にシンガポールのゴー・チョク・トン首相がアジア欧州間の協力関係強化を目的とするアジアとEUのサミットを提唱したことを受けて開始された，アジア・欧州の対等のパートナーシップを基礎とした政治対話促進，経済面での協力強化及び文化・社会面での協力促進に向けた枠組みである。参加国・機関は51ヶ国＋２機関（欧州委員会（EC），ASEAN事務局）となっている。

首脳会合及び外相会合が隔年でアジア側と欧州側で交互に持回りで開催されているほか，経済閣僚会合，財務大臣会合等が開催されている。また，財務大臣会議の下に，不正薬物取引防止及び税関手続の調和・簡素化に関する協力を強化するための関税局長・長官会合（隔年開催）が設置されている。

関税局長・長官会合の下には，課長級会合として税関作業部会が設置されており，手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力について議論がなされている（毎年開催）。

⑵　第12回首脳会合（2018年10月）の結果

第12回ASEM首脳会合（ベルギー・ブリュッセル）では，「グローバルな課題のためのグローバルなパートナー」をテーマに議論が行われ，議長声明が発出された。なお，次回首脳会合は，2020年にカンボジア・プノンペンで開催される予定である。

⑶　第13回関税局長・長官会合（2019年10月）の結果

第13回関税局長･長官会合（ベトナム･ハロン）では，これまでの２年間（2018－2019年）のASEMでの税関分野における活動及び成果について報告が行われ，さらに次期２年間（2020－2021年）に取り組む「優先活動項目」が策定された。我が国は，新しい優先活動項目として「先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締り」を提案し，コーディネーターとして主導的な役割を担っており，他のコーディネーター（インド，オランダ，ポーランド，スペイン，ロシア）と連携して活動している。

なお，次回関税局長・長官会合は，2021年にマルタで開催される予定であるが，次回税関作業部会の開催については時期等未定である。

（資料１）APEC概要・組織図

APEC（Asia Pacific Economic Cooperation：アジア太平洋経済協力）の概要

- 貿易・投資分野を中心にアジア・太平洋地域の経済協力を議論する地域的枠組。
- 「開かれた地域協力・協調的自主的な行動」が特色で，1989年に発足。
- 現在，21エコノミー（国・地域）が参加し、首脳会議，閣僚会議等を毎年開催。
- 税関・貿易円滑化は税関手続小委員会（SCCP），貿易・投資委員会（CTI）を中心に取り扱われている。

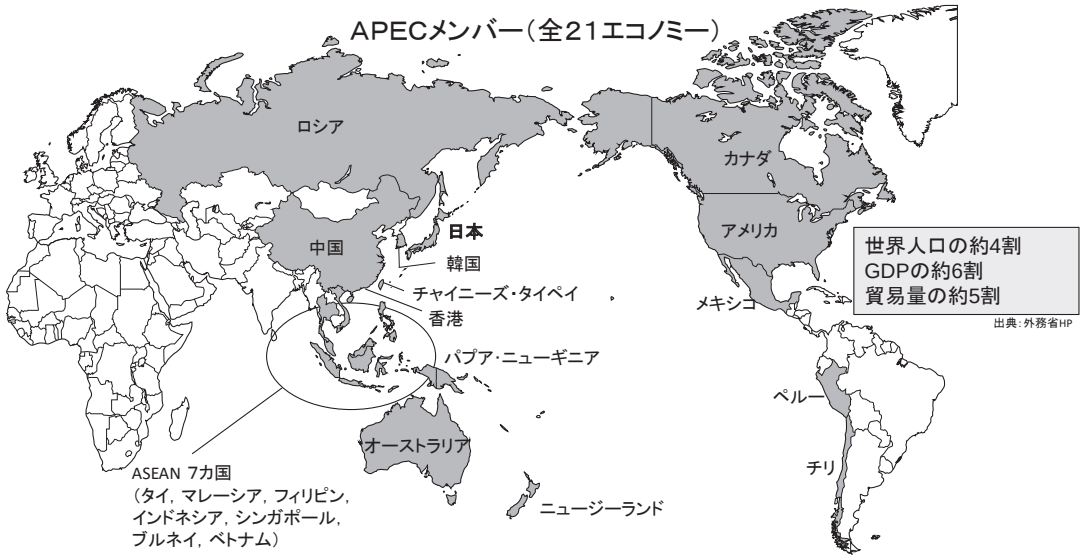

APECの主な組織

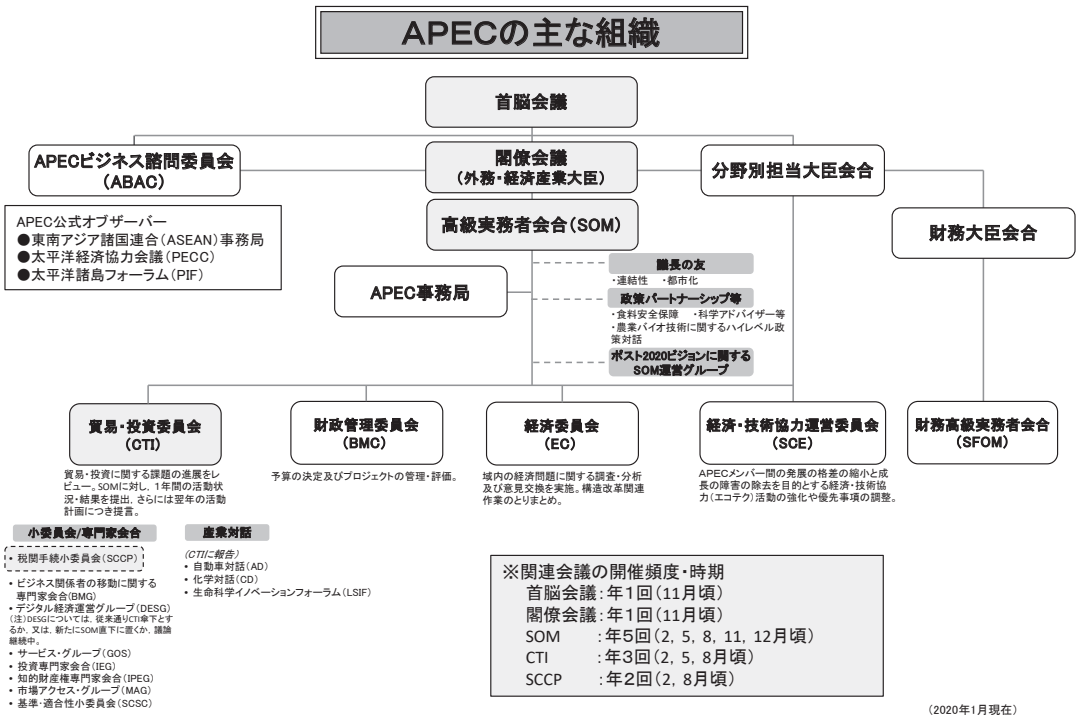

（2020年1月現在）

（資料２）ASEM概要・組織図

ASEM（Asia-Europe Meeting：アジア欧州会合）の概要

- アジアと欧州両地域間で，相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下，両地域の共通の関心事項について，オープンで包括的な「対話と協力の枠組み」。
- 政治，経済及び社会・文化等という3つの柱を中心に活動。1996年に発足。
- 現在51ヶ国＋2機関が参加し，首脳会合，財務大臣会合，関税局長・長官会合等を2年に1回開催。
- 税関関連事項は関税局長・長官会合，その下の税関作業部会を中心に取り扱われている。

ASEMメンバー（51ヶ国＋2機関）

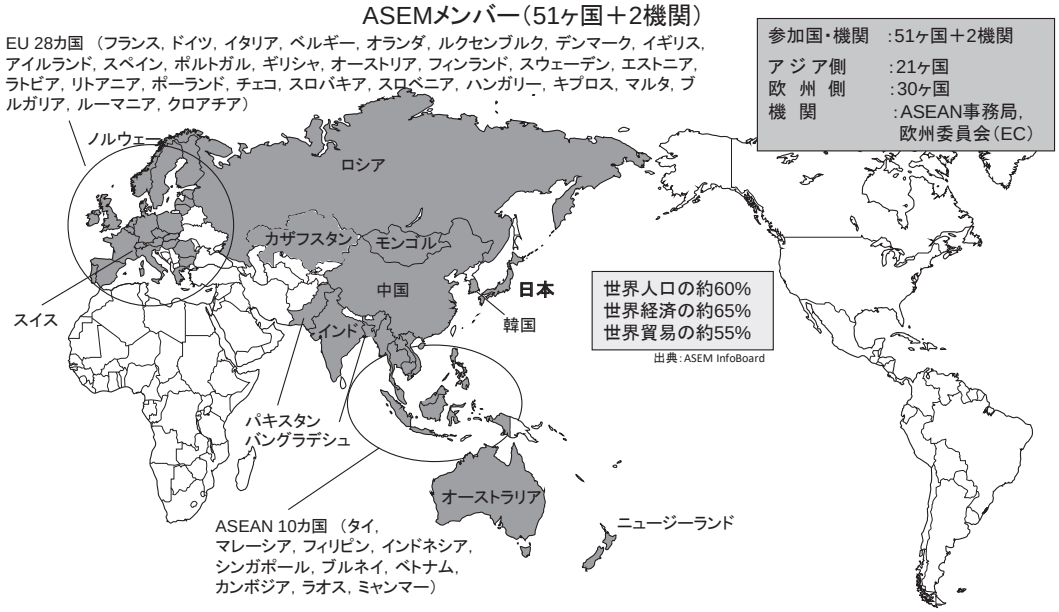

ASEMの主な組織

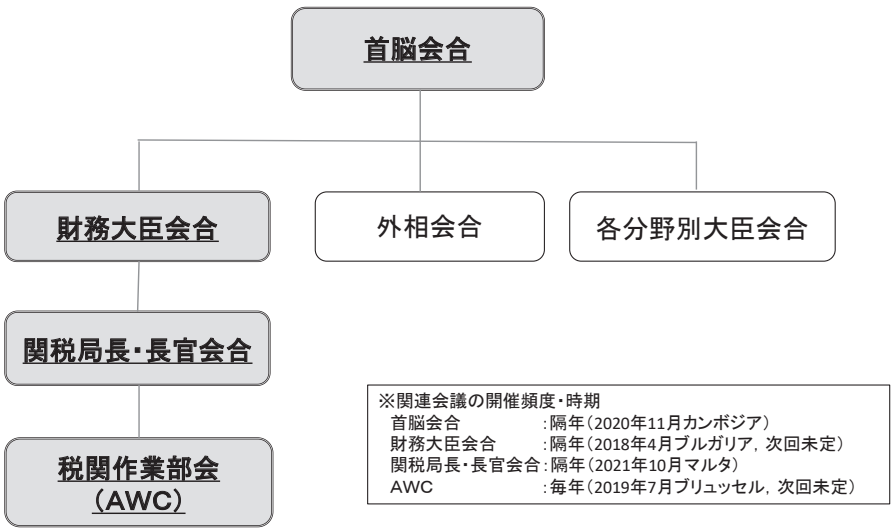

※関連会議の開催頻度・時期
- 首脳会合 :隔年（2020年11月カンボジア）
- 財務大臣会合 :隔年（2018年4月ブルガリア，次回未定）
- 関税局長・長官会合 :隔年（2021年10月マルタ）
- AWC :毎年（2019年7月ブリュッセル，次回未定）

（2020年5月現在）

第７．関税技術協力等について

１．関税技術協力の概要

⑴　総論

関税局・税関では，貿易円滑化を通じた経済成長への貢献，各国税関当局との有効な関係構築及び税関行政の適切な執行の確保を主要な目的に，政府開発援助の一環として，開発途上国税関に対する関税技術協力を実施している。これは，開発途上国税関当局からのニーズを踏まえ，WCOからの認定を受けた職員をはじめ専門的な知見を有する我が国税関職員を現地に派遣し，また，研修員の受入れ等を実施して専門知識・技術を伝授することによって，開発途上国税関の改革・近代化を支援するものである。かかる支援は税関手続きの調和化・簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化，グローバルなレベルにおける密輸阻止及びテロ対策等に貢献し，開発途上国のみならず，我が国にとっても有益なものである。関税技術協力の実施に当たっては，相手国の支援ニーズを的確に把握した上で，WCO，JICA（国際協力機構），MDBs（国際開発金融機関）とも連携しつつ，各地域と我が国との経済的・社会的な結びつきの強弱及び各地域の特性に応じ，具体的な支援方法を選択することとしている。

⑵　関税技術協力の予算規模（資料１）

令和２年度の関税技術協力関係予算は総額で約6.3億円である。その内訳は，二国間援助経費が約1.1億円，WCO関税協力基金への拠出金が約5.0億円（内，模倣品・海賊版拡散防止拠出金が約1.3億円），APEC事務局への拠出金が0.2億円となっている。

⑶　関税技術協力の実施形態

主に，受入研修及び専門家派遣の２種類の形態により技術支援を実施している。

受入研修は，各税関等の人的資源を活用しつつ，アジア大洋州地域を中心とした世界各国の開発途上国の税関職員を対象に，税関研修所等において行っている。専門家派遣は，我が国税関の専門家を派遣し，相手国における研修や助言・指導等を実施している。これらの支援には，JICA等外部機関からの依頼を受けたものも含まれている。このほか，我が国税関出身職員を長期専門家として開発途上国の税関，関連国際機関に派遣している。

関税技術協力の実施に当たっては，それぞれの実施形態の特性を考慮しつつ，各形態を効果的かつ効率的に組み合わせながら，実施することとしている。

⑷　WCOとの連携

アジア大洋州地域における税関当局の改革・近代化支援について，WCOが実施する地域の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施するため，2004年９月にROCB A/P（Asia Pacific Regional Office for Capacity Building：WCOキャパシティ・ビルディング・アジア大洋州地域事務所）が設置された。我が国は，ROCB A/Pと連携して，アジア大洋州地域における効果的かつ効率的な技術協力事業の策定・実施に努めている。

２．関税技術協力の基本的な支援アプローチ

⑴　体制面

関税局では，主にアジア大洋州地域のWCO加入税関当局と連絡・調整を密に行い，有効な技術協力の方針を策定するとともに，我が国の税関研修所や各地の税関と連携して実施を管理している。更に，アジア大洋州地域における技術協力を一層円滑かつ有効に実施するため，ROCBA/Pに我が国職員を派遣し，ROCB A/Pとの意思疎通・連携の強化を図っている。また，2014年６月には我が国の関税中央分析所が世界初のWCO地域税関分析所（RCL：Regional Customs Laboratory）として認定され，アジア大洋州地域に対する税関分析分野における技術協力や税関分析及び関連分野についての情報提供を積極的に行っている。

⑵　支援対象国及び地域

ASEAN諸国は我が国との距離も近く，地理的・経済的な関係性も深いことから，JICA，WCO等とも連携し，関税局として緊密かつ深度のある支援を実施してきている。

また，南アジア，中央アジア，オセアニア，中南米，アフリカ地域においても，JICAやWCO，MDBsと連携した支援を実施している。

⑶　相手国の実情に即した支援

相手国のニーズ及び実情に即した支援を実現するため，中期的な視点に立って相手国との協議を行い，毎年支援分野を設定している。特に，ASEAN諸国に対しては国別の受入研修を実施し，専門家派遣と連動させ，効果的・効率的な支

援を図っている。

⑷　評価の充実

ASEAN諸国を中心に，事前評価（支援のニーズ把握）及び事後評価（達成度等の評価等）を実施し，技術協力の効果･効率の向上に努めている。また，受入研修等では受講生に対しアンケート調査を実施し受講生の意見を直接聴取しており，それらを次回研修に反映することによって技術協力の質的改善を図っている。

⑸　国内外のドナーとの連携

我が国のODA実施機関の一つであるJICA，WCOやMDBsをはじめとする国際機関等，関税技術協力に関連する組織との連携・調整に努め，我が国の支援の効率化や重複回避を図っている。

３．関税技術協力の実績・成果（資料２）

⑴　受入研修実績

昭和45年度から令和元年度まで累計7,430名を受け入れた。

［受入研修の実績］　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受入人数	325	393	401	289	229

（注）留学生は含まない。

⑵　専門家派遣実績

平成元年度から令和元年度まで累計2,701名を派遣した。

［専門家派遣の実績］　（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
派遣人数	184	223	144	132	106

⑶　支援分野

税関手続の適正かつ円滑な運用を図るための基礎的な分野である，関税分類，関税評価，事後調査，原産地規則にかかる各国税関職員の運用能力向上，また貿易円滑化の推進と安全・安心な社会の実現の両立を図るための先進的な手法である，リスク管理，通関システム，AEO制度の制度整備等，　各国の税関手続の近代化及び適正な執行を促進するための支援を実施した。

これに加えて，密輸阻止・テロ対策や，知的財産侵害物品の取締りなどを含む幅広い分野で支援を行った。

⑷　成果

開発途上国税関当局の制度改善・能力向上により，税関行政の適正な執行の実現に貢献している。また，貿易の円滑化が促進され，各国の貿易拡大・経済成長に貢献することで，海外に展開する日系企業にも裨益している。各国での制度改善・能力向上の具体的な成果事例としては以下のとおり。

イ．税関手続に係る透明性・一貫性の向上
- 品目分類の事前教示制度の導入
- 品目分類に資する分析方法の統一

ロ．個別国における研修制度の整備
- 関税の徴収に係る指導員の育成，研修教材の整備

ハ．ASEAN域内共通の制度整備
- 関税評価マニュアル，事後調査マニュアル，事後調査研修モジュール等の策定

ニ．開発途上国税関当局と現地日本人商工会との定期的な意見交換会の立上げ

ホ．NACCS型システムの導入

４．NACCS型システムの海外展開

我が国は，ASEAN諸国における貿易円滑化の観点から，これまでベトナムとミャンマーに対し，我が国の通関システムであるNACCSをベースとした通関システムの導入とそれによる税関行政の近代化を支援している。

両国に対する関税局・税関が行う関税技術協力では，新システムの要求性能検討・仕様策定のほか，既存通関制度とその運用の見直しを支援するとともに，新システムを活用していくための人材育成にも取組み，包括的なパッケージとして展開している（システム構築の調達費用については，無償資金協力を活用）。

⑴　ベトナム

ベトナムでは，ｅ-customsという既存のシステムが利用されていたが，処理能力に限界があったことから，新規システムの開発が計画された。2011年７月には両国税関当局間で，NACCSをベースとしたシステム（VNACCS：Viet Nam Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージ支援について基本的に合意し，同年８月に両国税関共同の作業部会（WG）が設置され，システム導入に向けた検討が開始された。

その後，2012年３月に，システム構築の費用として無償資金協力（26.61億円）の供与を決定，３年近くに亘るWGでの導入検討を経て，2014年４月，VNACCSの運用が開始された（同年６月末に全国への展開が完了）。

なお，運用開始から１年後には，99％の輸出入申告がVNACCSを通じて行われている。

⑵　ミャンマー

ミャンマーでは，従来，紙ベースで通関業務が処理されており，輸出入手続が電子化されていないことが経済成長のボトルネックとならないよう，通関システムの導入について検討がなされた。2013年７月には，両国税関当局間でNACCSをベースとしたシステム（MACCS：Myanmar Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージについて基本的に合意し，同月には両国税関共同の作業部会（WG）を設置，ベトナムにおける我が国の経験も活かして，導入に向けた検討が開始された。

その後，2014年４月に，システム構築の費用として無償資金協力（39.9億円）の供与を決定，３年以上に亘るWGでの検討を経て，ヤンゴン・ティラワ地区では2016年11月から，タイとの国境所在のミヤワディ地区では2018年６月から，それぞれMACCSの運用が開始された。

（資料１）関税技術協力の予算規模

予算規模（2020年度（令和2年度））：6.3億円

- 関税局二国間援助経費　：1.1億円
- WCO関税協力基金への拠出金（CCF/Japan）：5.0億円
  [関税協力理事会拠出金(CCF/一般)　：3.7億円]
  [模倣品・海賊版拡散防止拠出金(CCF/IPR)　：1.3億円(2008年度から開始)]
- APEC事務局への拠出金　：0.2億円

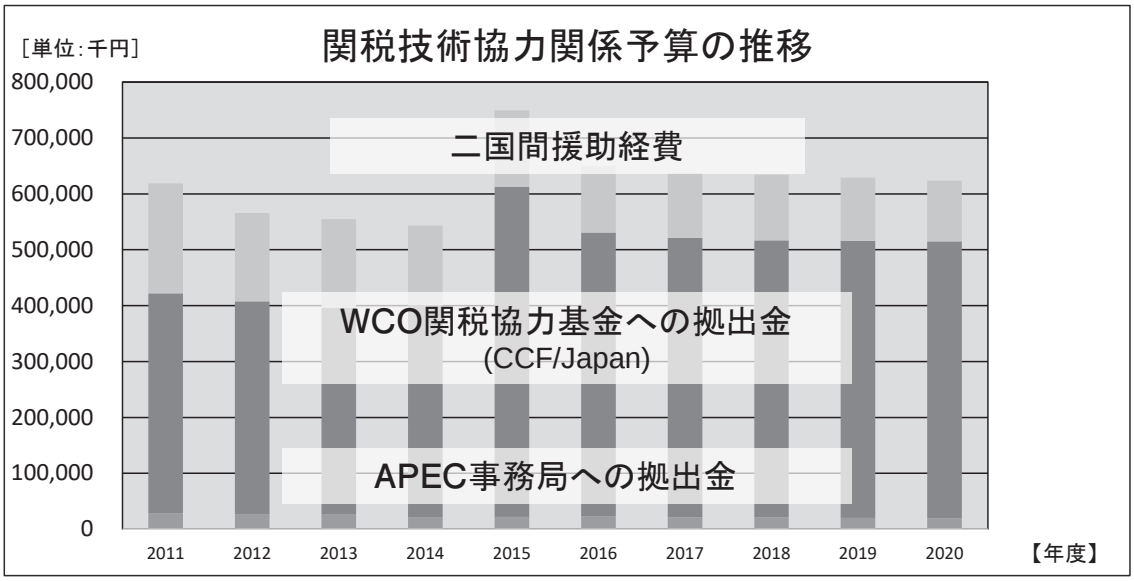

（資料２）関税技術協力の実績

○ 受入研修

2019年度：58ヶ国から229名受入　累計7,430名受入

受入研修員の地域別割合（2019年度）

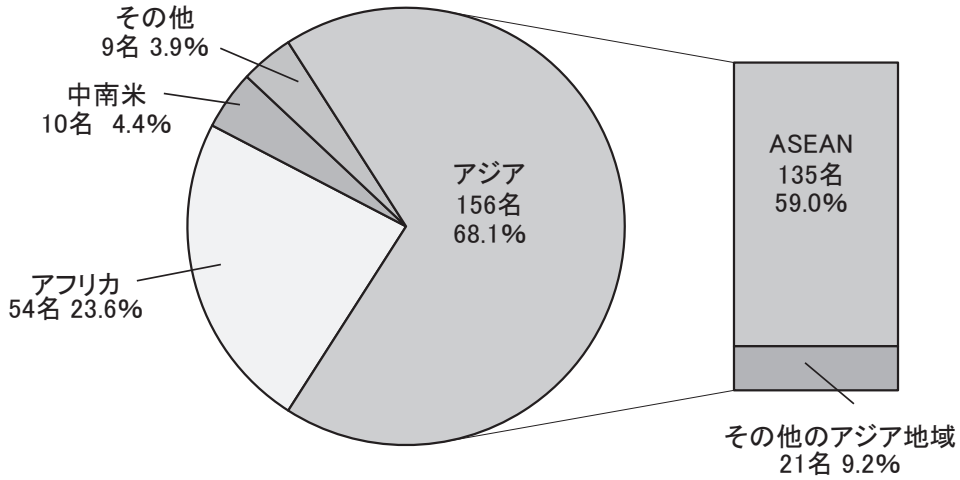

○ 専門家派遣

2019年度：19ヶ国へ106名派遣　　累計2,701名派遣

専門家派遣の地域別割合（2019年度）

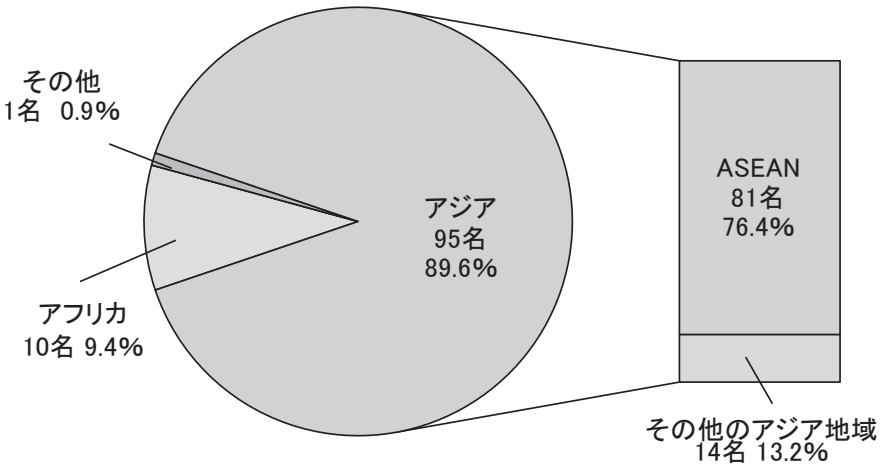

Ⅲ　税関行政の主要施策の現状

第１．税関総務分野の重要施策の概要

１．定員関係

税関においては平成28年３月30日に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」により，訪日外国人旅行者数について2020年に4,000万人，2030年に6,000万人を目指すとの目標が示されたことを受け，訪日外国人旅行者の増加に対応するための計画的な増員に取り組んできているところである。

こうした状況の中，令和２年度予算における税関定員については，9,826人（前年度比＋209人）となった。

足元では新型コロナウイルス感染症の影響により訪日外国人旅行者の減少が見られるものの，感染症の影響が沈静化した後の訪日外国人旅行者の再増加や，2021年７月から開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ，今後も水際における取締の強化と適正かつ迅速な通関を実現するため，更に税関の体制整備を進めていく必要がある。

２．広報関係

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには，輸入者に対して，関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要である。また，国民生活の安全・安心の確保のためには，不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組及びその重要性を国民の皆様に知ってもらうことが必要である。さらに，国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため，AEO制度等の輸出入通関制度について利用者が必要とする時に，分かり易い形で情報を得られるようにすることが重要である。

実効性ある税関行政の実現に資するため，税関ホームページにおいて，原産地規則，AEO制度，品目分類，課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに，海外旅行時における税関の手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行っている。また，各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や，各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性の向上を図っている。また，これらの情報については，講演会や税関見学会においても発信していくとともに，「税関ツイッター」，動画共有サイト「税関チャンネル」及び「税関公式フェイスブックページ」を活用し，これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても，YouTube等でのオリジナル広報動画の配信，SNSでの旬を捉えたコンテンツ配信，カスタム君の大規模イベントへの参加等，迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信している。

３．我が国が締結しているEPAを利用した貿易の促進のためのEPA利用支援

昨年12月にTPP11（CPTPP）協定が発効し，今年２月には，日EU・EPAが発効したところ，益々EPAの対象となる貿易が相当量増加すると見込まれる。現在，我が国においては17本のEPAが発効されている。

EPAを利用した貿易を行うためには，EPAの原産地規則・関税分類などを理解することが必要であり，特にそのようなノウハウのない地方の中小企業への支援が重要である。

そのため，各税関においては各地域の商工会議所と連携し，輸出入者に対する支援を強化する取組として，EPAセミナーを開催している。平成31年４月から令和２年３月末にかけて41回開催された。また，輸出入に関するEPA利用に関する相談の受付も行っている。

第２．監視取締及び保税行政の現状

１．取締対象の現状

⑴　入国者数

平成30年における我が国への入国者数は，約4,920万人（前年比約８％増）となっている[1]。

入国者の大半は空港を利用しており，空港別の利用状況は成田空港が全体の入国者数の約32%，関西空港が約23%，次いで羽田，福岡，中部の順となっている[2]。

図１　入国者数の推移（平成26年～平成30年）

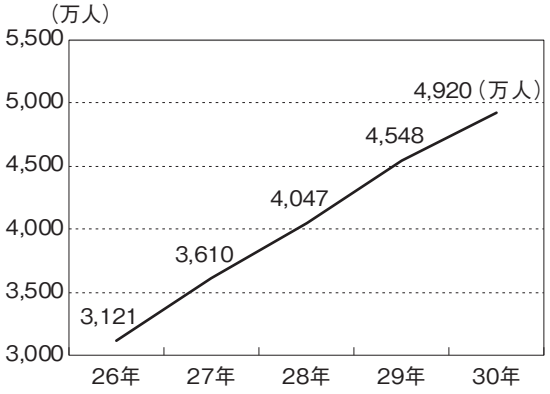

（資料）e-Stat出入国者管理統計より作成

⑵　商業貨物

令和元年における一般商業貨物の輸入許可・承認件数は，約4,640万件（前年比16.7％増）となっている。

図２　輸入許可・承認件数の推移

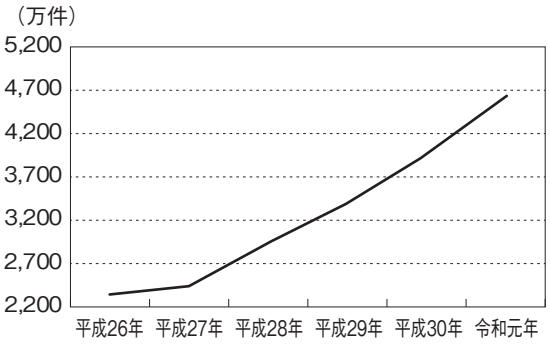

⑶　郵便物

令和元年における郵便物の輸入検査提示個数は，約10,191万個（前年比6.5％増）となっている。

図３　輸入郵便物検査提示数の推移

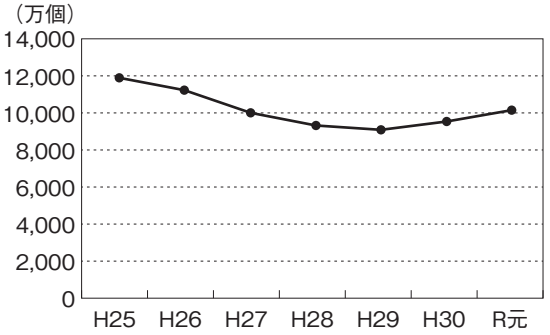

⑷　船舶・航空機

2019年の外国貿易船（機）の入港隻（機）数は，外国貿易船が約10万２千隻（前年比2.7％減）と減少し，外国貿易機が約30万９千機（前年比6.9％増）と増加している。

図４　外国貿易船（機）の入港隻（機）数の推移
（平成27年～平成31年）

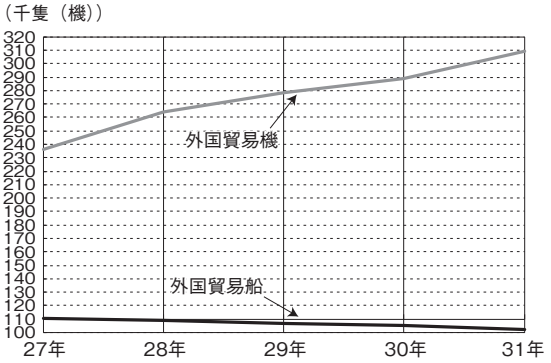

（出典：財務省貿易統計）

２．取締・検査の概要

⑴　取締・検査体制の整備

麻薬や拳銃等の社会悪物品やテロ関連物資等の一貫した取締体制の構築を図る観点から，2006年７月に機構を改正し，監視部において，船舶等の入港から国内引取りまで，輸出入通関に係る物流の中で一貫した貨物の取締りを行っているほか，船舶，乗組員，旅客等の取締りを実施している。

---

[1] e-Stat「出入国管理統計／出入（帰）国者数」https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=１&layout=datalist&toukei=00250011&tstat=000001012480&cycle=７&year=20180&month=０&tclass1=000001012481&stat_infid=000031832790（2020.5.26閲覧）

[2] 前掲注⑴

⑵　取締・検査機器の積極的活用

隠匿手口が複雑化・巧妙化する社会悪物品等の密輸入に対し，取締・検査機器を積極的に活用するなど，取締りの強化を図っている。

①　Ｘ線検査装置

Ｘ線検査装置は，商業貨物，出入国旅客の携帯品，外国郵便物等の検査に際し，開披検査が困難な検査対象貨物を破壊することなく検査することを可能とするものであり，社会悪物品等の発見のために効果的・効率的に活用している。

また，コンテナ貨物又はコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯に対応し，コンテナや自動車，小型ボート等の大型貨物の検査を可能とするため，2000年度に大型Ｘ線検査装置を導入し，現在，全国で13港・16ヶ所に配備している。これまでコンテナ内の貨物を全量取出して検査を行う場合には，コンテナ１本あたり２時間程度を要していたが，同検査装置の導入により，10分程度で検査することが可能となり，検査時間が大幅に短縮された。

②　麻薬探知犬

麻薬探知犬は，1979年に米国税関の協力を得て２頭を導入したことに始まり，2020年７月１日現在，全国の税関に計135頭が配備されている。

麻薬探知犬は，入国旅客の携帯品及び外国郵便物の輸入検査等に活用しており，導入以降，大麻，覚醒剤等の不正薬物の摘発に貢献している。

⑶　取締強化期間の設定

月単位の取締強化期間を設定するほか，より短期間に集中して取締りを行う短期集中取締期間を各税関にて設定し，一層効果的な取締りに努めている。

３．テロ対策等

⑴　テロ対策

関税局・税関では，2001年９月の米国同時多発テロ発生以降，国内におけるテロ対策の重要性が高まったことや大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的にもますます重要となったことを踏まえ，我が国政府の関係機関及び米国等を始めとする諸外国と密接に連携しつつ，通関検査体制の強化，テロ対策関連機器の増強，海上コンテナ安全対策（コンテナ・セキュリティ・イニシアチブ：CSI）の実施などを進めるとともに，爆発物や生物テロに使用されるおそれのある病原体等の輸入管理の強化，外国貿易船等の積荷及び旅客等に関する事項の事前報告の義務化，税関職員による質問検査に応じなかった場合の罰則の強化，乗客予約記録（Passenger Name Record：PNR）を航空会社から求めることができる規定の整備など，国際テロ対策に積極的に取り組んできたところである。2015年３月以降，旅客の事前旅客情報（Advance Passenger Information：API）に加え，国交省航空局及び法務省入国管理局等政府一体として，航空会社に対し，乗客予約記録のNACCSによる電子的報告を働きかけた結果，EU系航空会社及びスイス航空を除く航空便のうち，殆どの航空便について電子的にPNRを取得している。2017年度関税改正において出国PNRを求めることができるようにし，2019年３月にはNACCSにより電子的に報告することを原則化し，これと同時期に航空貨物の事前報告制度を拡充し情報内容の追加及びNACCSにより電子的に報告することを原則化した。

また，WCO（世界税関機構）のガイドラインである「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」を踏まえ，積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため，平成26年３月から，コンテナー貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し，原則として当該外国貿易船が船積港を出港する24時間前までに，詳細な積荷情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を運用している。

⑵　北朝鮮対策

我が国は，北朝鮮の核・ミサイル開発に対する独自の制裁措置として，北朝鮮との輸出入の禁止（2006年10月～）や北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出の制限（2008年５月～）を実施しており，関税局・税関は，これらの措置の実効性を確保するべく，関係機関等と連携しつつ，常に厳格な取締りを実施している。

また，国際連合安全保障理事会決議第1874号（2009年６月12日採択）を受けて我が国で制定された貨物検査法（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（2010年７月４日施行））に基づき，我が国を通過する貨物のうち，北朝鮮特定貨物（注）に対し，提出命令・保管を行い，関係行政機関との緊密な連携・協力の下，同法の実効性の確保を図っている。

（注）「北朝鮮特定貨物」とは，国際連合安全保障理事会決議及びその他政令により指定された大量破壊兵器及び武器の関連物資等の

対北朝鮮禁輸貨物のうち，通過貨物（仮陸揚貨物を含む。）。貨物検査法施行以降，北朝鮮に対する制裁を追加・強化する新たな国際連合安全保障理事会決議の採択等を受け，北朝鮮特定貨物の追加等が行われている。

4．保税行政の現状

⑴　保税制度の概要

保税制度は，貿易秩序の維持，関税債権の確保，貿易取引の円滑化等の観点から設けられており，保税地域及び保税運送等の規定がある。

①　保税地域

輸入貨物の国内への引取り又は輸出貨物の船舶，航空機への積込みに当たっては，原則として，貨物を一旦，保税地域に蔵置し，税関長に申告を行い，必要な検査を経て（輸入の場合は，原則として，関税，内国消費税を納めた後に）税関長の許可を受ける必要がある。このように，輸出入貨物を税関の監督下に置くことで，取締りの適正を期するとともに，輸入貨物に係る関税等の徴収等，適切な税関手続を確保する目的がある。

また，輸入許可を受ける前の貨物が保税地域にある間は，関税等の納付が留保されるほか，保税地域の種類によっては，外国貨物を加工・製造した後，関税等を納付することなく再び外国に向けて積み戻すことや，関税等を納付することなく外国貨物のまま展示することができるなど，貿易取引の円滑化，貿易の振興，国際的な文化交流に役立っている。

保税地域には，機能別に指定保税地域，保税蔵置場，保税工場，保税展示場及び総合保税地域の５種類がある。

②　保税運送

外国貨物は，開港，税関空港，保税地域，税関官署等の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することができる。これを保税運送といい，原則として税関長の承認が必要となっている。

保税運送は，外国貨物を特定の場所相互間に限り運送することを認めていることから，企業活動の円滑化に資するものである。

⑵　最近の保税制度の改正

①　特定保税承認制度の導入

平成19年度に，貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた保税蔵置場又は保税工場の被許可者に対して，届出により，保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となる等の制度（特定保税承認制度）を導入した。

さらに，平成23年度には，届出により設置された場所についての帳簿の保存期間を５年から１年に短縮し，特定保税承認制度の利用拡大に努めた。

②　特定保税運送制度の導入

平成20年度に，貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた国際運送事業者に対して，NACCSで貨物管理を行う保税地域相互間の保税運送について，個々の運送承認が不要となる等の制度（特定保税運送制度）を導入した。

③　処分規定の整備

保税地域の被許可者等が保税業務について法令に違反したとき等一定の要件に該当することとなったときは，税関長は外国貨物等を当該保税地域に入れることを停止させ，又は当該保税地域（指定保税地域を除く）の許可を取り消すことができることとされている。この処分を行う際の処分基準については，社会情勢の変化等に応じ，種々の見直しを行っており，直近では令和２年１月に，被許可者からの申し出による減算対象を広げると伴に，非違が故意である場合の加算点数引き上げを行った。

④　許可要件の見直し

平成21年度に，近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し，保税蔵置場等の許可をしないことができる要件として，暴力団員であること等を追加した。

第３．通関手続の現状

１．総　論

⑴　通関を取り巻く環境の変化

我が国の社会・経済の国際化の進展に伴うヒトやモノの国際交流の量的な拡大や質的な多様化により，輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

輸入許可・承認件数は，平成21年には約1,752万件であったものが令和元年には約4,640万件と大きく増加し，輸出許可件数は，平成21年には約1,276万件であったものが令和元年には約1,985万件と増加している。

また，取引形態の複雑化・取引貨物の多様化に加えて，コンテナ化の進展を中心とした輸送形態の変革，航空輸送貨物における小口急送貨物（SP貨物）サービスの発展等に伴い，物流形態が大きく変化している。

⑵　輸入通関における対応

このような環境の中にあって，輸入通関に関しては，内外から迅速通関への要請が高まってきている一方で，国民からは，海外で多発する国際テロへの脅威，覚醒剤等の未成年層への拡散などの状況を踏まえ，爆発物等のテロ関連物資，麻薬，覚醒剤等の社会悪物品の水際での取締りに対して，強い期待が寄せられている。

これらの要請に的確に対処するため，輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による通関手続の電算化や通関情報総合判定システム（CIS）を活用した選別的な通関処理を促進し，通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに，適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物に対しては，検査機器の整備，貨物検査を集中的に行う検査専担班の充実等により重点的な審査・検査を実施しているところである。

⑶　輸出通関における対応

輸出通関の面では，大量破壊兵器については核兵器等の拡散防止に関する様々な国際的枠組みに基づき，また，通常兵器及び関連汎用品については旧ココムに代わって地域紛争防止の観点から新たな国際的輸出管理体制として平成８年７月に設立されたワッセナー・アレンジメントに基づき，輸出規制を行っている。加えて，平成14年４月に大量破壊兵器等の不拡散のために欧米諸国と同様の原則全品目（食料品，木材等を除く。）を規制対象とするキャッチオール規制を我が国でも導入し，平成20年11月には通常兵器の不拡散のために，同様に原則全品目（食料品，木材等を除く。）を対象とするキャッチオール規制を導入しており，経済産業省と連携しつつ，税関における審査・検査を強化しているところである。

一方，貿易円滑化のため，保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告を，適正通関を確保しつつ，保税地域等への搬入前に行うことを可能としている。（平成23年10月実施）

⑷　AEO制度

貨物のセキュリティと法令遵守の体制が整備された事業者に対する特例措置を講じることにより，国際物流におけるセキュリティの強化と効率化の両立を図るAEO制度は，平成18年３月の特定輸出申告制度（現・特定輸出者制度），平成19年４月の特例輸入申告制度（現・特例輸入者制度）の導入を皮切りに，平成19年10月には倉庫業者に対する特定保税承認制度，平成20年４月には運送業者に対する特定保税運送制度及び通関業者に対する認定通関業者制度，平成21年７月には製造者に対する認定製造者制度が導入されている。

表１　輸出入許可件数の推移

（単位：万件）

区　　分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
輸入許可・承認件数		2,442	2,943	3,411	3,974	4,640
	海　　上	409	414	426	431	428
	航　　空	2,032	2,529	2,985	3,544	4,212
輸出許可件数		1,571	1,632	1,921	1,994	1,985
	海　　上	367	361	376	376	358
	航　　空	1,205	1,271	1,545	1,617	1,628

これらの制度の導入によって，我が国のAEO制度は，サプライ・チェーンに関与する貿易関連業者をほぼ全てその対象としており，今後は，認定水準の維持・向上を図りつつAEO事業者を拡大していくとともに，諸外国のAEO制度との相互承認についても，協議・共同研究を引き続き推進していく。

令和２年6月現在（計706者）

⑸ 輸出入申告官署の自由化・通関業制度の見直し

平成28年度関税改正において，貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図り，貿易円滑化に資するとの観点から，蔵置官署（貨物が置かれている場所を所管する税関官署）に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ，AEO事業者（特定輸出者，特例輸入者及び認定通関業者）については，蔵置官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行うことを可能とする関税関係法律及び通関業法の改正を行い，NACCSの更改と併せ，平成29年10月８日より実施している。

２．輸入通関手続の現状

⑴ 輸入通関業務を取りまく環境

令和元年における輸入許可・承認件数は，全体で約4,640万件（前年比16.7％増）となっており，その内訳は，航空貨物が約4,212万件（同18.9％増），海上貨物が約428万件（同0.7％減）である。

このような状況のなか，拳銃，麻薬，覚醒剤を中心とした社会悪物品の不正輸入等に対する取締り強化の要請が一層高まっている一方で，迅速な輸入通関に対する国内外からの要請もますます高まってきており，「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといった二律背反な要請を同時に達成するため，種々の改善を図っているところである。

⑵ 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため，これまでにも通関手続の電算化の推進，輸入申告の際に添付する書類の簡素化，国際郵便物の通関手続の見直し等種々の改善を重ねているところであるが，規制緩和の要望等も踏まえ，更なる改善策を講じている。

① 貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進

通常，輸入通関手続は，貨物の到着後に開始さ

れ，関税等の納付後に貨物の引取りを許可することを原則とするが，税関における審査を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行し，貨物が税関の管理下にある時間を短縮することにより，貨物の到着から輸入者等が引き取るまでの時間を可能な限り短縮することを目的として，ⅰ）貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充，ⅱ）貨物の輸入申告前に関税分類・関税評価・原産地・減免税に係る教示を行う事前教示制度の改善，ⅲ）納期限延長制度の導入等を図っている。

② 選別的通関処理の促進

税関手続の電算化の推進により処理の迅速化を図るとともに，密輸等のリスクの高い貨物には重点的に審査・検査を実施することにより適正な通関を確保する一方，リスクの低い貨物は審査を簡素化する選別的通関処理を一層促進している。このため，ⅰ）平成３年10月，選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理するCISの導入，ⅱ）NACCSの審査基準をより一層適正に管理し，常にその見直しを行うことを専担とする総括システム企画調整官を配置する等の措置を図っている。

③ 特例輸入者制度（旧・簡易申告制度）の導入・改善

現在，我が国の税関手続においては，輸入申告（引取申告）と納税申告を同時に行うことが原則である。しかしながら，輸入者の利便性の向上等のために，法令遵守（コンプライアンス）の確保を条件に，あらかじめ税関長に承認された輸入者（特例輸入者）は，継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について，引取申告と納税申告を分離し，納税申告の前に貨物を引き取ることができる簡易申告制度を平成13年３月から導入した。

また，同年９月の米国における同時多発テロの発生を契機として，国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るための取組みが国際的に加速化したことから，我が国においても平成19年度関税改正において，既存の簡易申告制度に貨物のセキュリティ確保の要素を承認要件として加えた上で，輸入者を対象とするAEO制度を導入した。これにより，貨物が本邦に到着する前に輸入（引取）申告を行うことを可能とするとともに，従来輸入許可毎に行うこととされていた事後の納税申告について，１ヶ月間に受けた輸入許可に係る貨物について，これらを一括して納税申告を行うことを可能とした。

さらに，平成19年７月より，承認申請者が法人である場合に特定の事業部門においてのみ簡易申告制度を利用できるよう改善，また，平成20年４月より，提供しなければならないとされていた関税等の額に相当する担保を，税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときを除き省略する等の改善を行ってきた。このように改善してきた「簡易申告制度」は，輸入通関手続の迅速化，簡素化のための制度ではなく，貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者に対するAEO制度として定着してきたことから，本制度を平成21年３月に「特例輸入申告制度」と名称変更した（平成29年10月８日より「特例輸入者制度」と名称変更）。

その後も平成24年４月より，保全担保の提供要件の緩和を行う等，随時，本制度の改善を行ってきているところである。

④ 特例委託輸入申告制度の導入

平成20年４月より，貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者に貨物の輸入手続を委託した場合に，貨物の到着前の輸入申告及び貨物の引取り後の納税申告（特例申告）を行えることとした。

⑤ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組み

更なる貿易円滑化の観点から，通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進することとしており，その一環として，平成24年７月よりNACCSを利用して輸入申告を行い簡易審査扱い（区分１）とされた場合の税関への通関関係書類の提出を，原則省略することとした。また，NACCSを利用した輸入申告における税関への通関関係書類の提出について，平成25年10月より，書面（紙）による提出に加え，NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

さらに，平成29年10月から特恵税率の適用等に係る原産地証明書について，電磁的記録による提出を可能とする等，電磁的記録による提出が可能な対象範囲を拡大した。

⑶ 各種手続の概要及び改善策

① 予備審査制

イ 概要

予備審査制とは，貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ，あらかじめ税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は，予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には，貨物が本邦に到着し保税

地域等への搬入を確認の上，本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり，貨物到着から引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

ロ　予備審査制導入の背景

輸入申告は，関税法第67条の２第３項の規定により，貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから，たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても，税関における書類審査は，保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため，輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで，輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から，昭和63年４月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら，この制度は，対象貨物が制限されており，提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成２年６月，日米構造問題協議の最終報告において，輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として，「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し，平成３年４月，対象貨物の拡大，提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し，制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また，平成６年２月における総合経済対策として，対象貨物の拡大，提出書類の簡素化の措置を実施した。

さらに，平成７年３月の規制緩和推進計画に基づき平成８年４月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入し，平成15年９月には，海上貨物についても導入した。

なお，主な改善事項は次のとおりである。

(イ)　日米構造問題協議の最終報告に基づき平成３年４月に講じられた措置

(i)　対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を，特恵日別管理品目（平成13年３月末で廃止）を除く全ての貨物に拡大した。

(ii)　提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii)　予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の４日前から行えるとされていた予備申告を，輸入申告予定日における外国為替相場の公示日又は船荷証券等の発行日のいずれか遅い日から行えることとした。

(iv)　税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については，輸入申告前であっても，検査要否を通知することとした。

(v)　税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても，予備審査制の対象とし，税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(ロ)　システムへの組込み

平成３年10月，海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み，続いて，平成５年２月，航空貨物についても組み込み，NACCSによる予備申告を可能とした。また，海上貨物については，暫定的な仕様となっていたことから平成６年３月にNACCSの仕様を変更し，グレードアップを図った。

(ハ)　総合経済対策により平成６年３月及び４月に講じられた措置

(i)　提出書類の簡素化（平成６年３月）

NACCSを利用して予備申告した場合，NACCS端末より出力される申告控（税関へ提出する書類）を予備申告時と輸入申告時（本申告時）の２回提出していたが，予備申告時に申告控の提出を行ったものについては，輸入申告（本申告）までの間に申告内容の変更がない場合，輸入申告（本申告）時の申告控の提出を省略した。

(ii)　対象貨物の拡大（平成６年４月）

予備審査制の適用除外としていた特恵日別管理品目（平成13年３月末で廃止）に該当する貨物を，新たに対象貨物に加え，全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(ニ)　規制緩和推進計画により平成８年４月に講じられた措置

・到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については，とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが，従来，輸入申告は，貨物を保税地域に搬入した後に行うことが原則となっているため，早期に貨物を引き取る上で，この搬入に要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため，予備申告が行われた航空貨物のうち，審査の結果，取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については，保税地域へ搬入することなく，貨物の到着が確認され次第，輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお，海上コンテナ貨物についても，平成11年10月のSea-NACCS更改に伴い，海上貨物搬入即時輸入許可制度を導入し，さらに，平成15年９月には航空貨物と同様に「到着即時輸入許可制度」を導入した。

② 事前教示制度の改善

イ 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは，輸入者その他の関係者が，あらかじめ税関に対し，輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（品目分類）及び関税率，関税評価上の取扱い原産地並びに減免税の適用の可否について照会を行い，その回答を受けることができる制度であり，昭和41年に申告納税制度が導入された際に新設された関税法第７条第３項に基づくものである。文書による事前教示回答書は，発出日から３年間，輸入（納税）申告の審査上尊重されることとなっている。更に，照会者が文書回答に対し再検討を希望する場合には，回答後２月以内に意見の申出ができることとなっている。

当該制度を利用した場合，事前に輸入予定貨物の関税率，関税評価上の取扱い等が判明するため，原価計算が確実に行える等販売計画が立てやすくなる。また，貨物の輸入申告時に税番，関税率，関税評価上の取扱い原産地及び減免税の適用の可否が判明しているため通関の適正かつ迅速な処理が図られ，早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

ロ 主な改善措置

事前教示制度の充実策として，事前教示は原則として文書により行い，口頭回答は単なる参考情報であるとして取扱いの違いを明確化し，文書による事前教示については照会受理後30日以内（関税評価に係る照会の場合，90日以内）の極力早期に回答を行うよう努めることを通達に明記している。また，インターネットによる事前教示の照会につき，これまでの品目分類及び原産地に加え，平成26年６月より関税評価，平成27年10月より減免税についても可能としており，当該照会については，基本的には口頭照会と同様の取扱いであるが，照会者が希望し，一定の要件を満たす場合には，文書による回答に切り替えることが出来る。

照会の透明性の確保への取り組みとして，事前教示回答書の非公開期間に上限（180日以内）を設け，原則として公開することとしており，税関ホームページに掲載している。

令和元年における取扱い件数は，品目分類では文書回答が4,844件，口頭回答が84,345件であり，金属・機械（68類～92類）に係る照会が多く，原産地では文書回答が3,358件，口頭回答が38,603件であり，従来照会の多かった靴・衣類に加え，メガEPA発効に伴い食品の照会も増加している。また，関税評価では文書回答が３件，口頭回答が1,432件であり，運賃に係る照会が多く，減免税では文書回答が３件，口頭回答が32件であり，無条件免税及び再輸出免税の適用に係る照会が多い。

⑷ 貨物到着後処理の促進

① 納期限延長制度

従来は，輸入貨物を保税地域から国内に引き取ろうとするときには，輸入申告を行ったうえ，輸入許可前引取制度等の場合を除き，関税等を納付し，輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが，平成元年４月の消費税導入に併せて，関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され，担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め，関税等は，当該輸入の時から３ヶ月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には，個別延長方式（個々の輸入申告毎に，担保提供のうえ，納期限延長を申請する方式）と，包括延長方式（貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保提供のうえ当該月における輸入申告に係る納税額を一括して申請する方式）がある。

また，平成13年３月に施行された簡易申告制度（現・特例輸入申告制度）においても，納期限延長制度（ただし，納期限を現行の包括延長方式を利用した場合と合わせるため，２ヶ月の延長となる。）が盛り込まれた。

令和元年度における納期限延長制度の利用状況は，税額ベースで関税56.6％，消費税及び地方消費税57.9％となっている。

② 担保管理の一元化

納期限延長制度が導入された当初は，同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため，各通関官署毎，関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが，納期限延長制度の定着に伴い，平成２年４月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に，税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより，包括延長方式（一括包括延長方式）を利用する輸入者は，各税関の本関に担保を提供することにより，当該税関の管内にある収納事務電算処理システムによってオンライン化されている官署の全てにおいて，同一の担保を使用することができることとなり，包括延長方式が利用しやすくなった。

また，平成７年４月から，NACCSによってオンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担保の一元化を実施し，同年11月には，その対象を航空官署に拡大した。

さらに，平成12年４月から，Sea-NACCS及びAir-NACCSで共用して使用することができる「共用担保制度」を導入した。

なお，平成22年２月にSea-NACCSとAir-NACCSが統合され，システム別ごとの担保管理の区分けは現在無くなっている。

③ 共通担保等

納期限延長等のため提供される担保は，租税債権の確保を図る観点から制度別，税科目別に提供することとなっていたが，平成３年10月から関税・消費税の納期限延長の担保は，両税で共通に使用することができる担保（共通担保）を提供することができるとともに，据置担保の提供中，担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく，不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった（追加担保）。

また，包括納期限延長における据置担保は「税関長が確実と認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが，平成６年６月から，「国債」及び「地方債」，平成19年４月から，「社債その他の有価証券」，平成26年３月から，「不動産及び動産」の提供を可能とした。

④ 引取担保と他の担保との管理の一元化

特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）における引取担保と納期限延長等に係る担保については，同一の担保物件であっても，その管理は別々に行われ，引取担保としての提供額として税関に申し出た金額分については，納期限延長等に係る担保として使用できないこととされていた。

特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）の利便性向上等のため，当該担保管理方式の見直しを行うこととし，引取担保に係る担保額について特例輸入者が自主管理することにより，提供された担保額の範囲内において，引取担保又は他の担保として柔軟に使用できることとなった。（平成19年10月実施）

⑤ 特例輸入申告制度（旧・簡易申告制度）に係る担保の見直し

特例輸入申告制度においては，関税等の徴収を確実なものとするため，特例申告を行おうとする輸入者は，その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税等の額に相当する額の担保をその月の前月末日までに，当該貨物の輸入の予定地を所管する税関長に提供しなければならないこととしていたが，輸入者の負担軽減を図るとともに，特例輸入申告制度の一層の利便性向上を図るため，税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときに，その提供を求めることができるものとした。（保税担保の見直し）。（平成20年４月実施）

さらに，平成24年４月からは保全担保を提供する際の要件を緩和している。

⑸ 他省庁の輸入手続との連携強化

① 輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は，日米構造問題協議最終報告に基づき，輸入手続の迅速化・適正化に向けて施策を講じる上での各省庁間の連絡・調整を行うため，内閣外政審議室，外務省，大蔵省，厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省及び経済企画庁の担当課長をメンバーとして平成２年９月に設置されたものである（議長：大蔵省）。同連絡会議では輸入手続のみならず，輸出入・港湾関連手続の迅速化・適正化のための諸施策の実施を推進してきたところであるが，これまでの活動実績及び今後の検討課題をより的確に反映するものとするため，平成13年９月にその名称を「輸出入･港湾手続関連府省連絡会議」と改め，輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化等の施策等を講じてきたところである。

また，平成16年２月の各府省情報化統括責任者

（CIO）連絡会議において，関係府省で連携して最適化の検討を行う21の業務・システムが定められ，その中の一つである輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムは，財務省が担当府省として最適化計画を策定するとされたことを受け，平成16年２月に輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の策定について本会議の検討事項とし，平成17年３月にその名称を「輸出入及び港湾・空港手続関連府省連絡会議」と改めた。

更に，同年12月28日のCIO連絡会議において，当該最適化計画が決定されたことを踏まえ，平成18年３月に当該最適化計画の実施についても引き続き本会議の検討事項とされたところである。現在のメンバーは，内閣官房，法務省，外務省，財務省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省及び国土交通省となっている。

② 税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は，関税法の規定により，税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら，各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく，同時並行的に行う方が，輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から，平成３年４月より，予備審査制の枠組みの中で，税関に予備申告書を提出し，当該申告に係る税関審査の間に，関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとした。

また，平成５年７月には，厚生労働省検疫所による食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について，輸入者等の開梱作業等の利便を勘案し，食品検査終了後，引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに，他法令手続との同時並行処理を促進するため，関税法以外の輸入関係他法令のうち，動植物検疫等主要他法令について，従来，当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを，平成６年９月以降，税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

③ 輸入通関手続と他法令手続とのインターフェース化

輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため，平成９年２月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS（輸入食品監視支援システム）」と，平成９年４月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ-NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）」及び「ANIPAS（動物検疫検査手続電算処理システム）」と，平成14年11月に外国為替及び外国貿易法に基づく許可・承認申請等に関する業務を行う「JETRAS（貿易管理オープンネットワークシステム）」と財務省・税関の通関手続システムであるNACCS（通関情報処理システム）とのインターフェース化をそれぞれ実施した。（平成22年２月にJETRAS，平成25年10月にFAINS，PQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。下記⑤参照。）

④ 輸入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化

輸入・港湾関連手続においては，複数の行政機関に対する手続を，利用者が一回の入力・送信で行うことを可能としたシングルウィンドウ化を平成15年７月23日に実現している。しかし，従来の各省庁の手続の様式，申請項目の見直し等が行われないまま実施したことから，利用者の利便性に配慮されたものでなかった。このことから，FAL条約（注）の締結に併せて，平成17年11月に入港届の様式を統一化・簡素化することとし，申請様式の統一や，項目の削減等の見直しを行った。

また，関係省庁は，シングルウィンドウ実現後も更なる利便性向上を目指して機能の見直しを行い，同年12月28日，CIO連絡会議において，「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」を決定し，利用者コードの一元化，項目の反復利用等の業務プロセスの改善を徹底し，手続の簡素化・効率化を図るとともに，申請窓口や利用申込窓口の統一化，利用者に対する関係省庁からの情報提供窓口の設置等を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を平成20年10月に稼働させた。

シングルウィンドウは「貿易手続改革プログラム」（平成21年７月16日第二次改訂）において，稼動後も継続して見直すこととしており，平成22年２月には，空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現し，シングルウィンドウは完結した。

（注）FAL条約（Convention on Facilitation for International Maritime Traffic：国際海運簡素化条約）

昭和40年に制定され，昭和42年に発効した条約で，国際物流の円滑化を目的に船舶の入出港の際に税関など関係当局に提出する書類

の簡素化・統一化を定めた国際条約。平成17年９月に締結，同11月に日本において発効。

⑤　NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」では，シングルウィンドウの基幹をなすNACCSと関係省庁システムの統合についての検討が必要とされ，平成20年10月，Sea-NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合，さらに平成22年２月，Air-NACCSを更改し，Sea-NACCSと統合した統合NACCSに経済産業省の貿易管理手続を処理するJETRASを統合。また，平成25年10月には食品衛生法に基づく手続を行う厚生労働省のFAINS，植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省のPQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。

さらに平成26年11月には，医薬品医療機器等法関連手続きを新たにNACCS業務に追加した。

⑹　開庁時間外の通関需要への対応

①　臨時開庁制度の見直し

平成20年３月まで，税関の執務時間（注１）外において輸出入通関等の臨時の執務を求めようとする者は，税関長の承認を受けるとともに，税関の執務する時間に応じて，手数料（注２）を納付しなければならないこととされていたが，我が国産業の国際競争力の強化，港湾・空港の活性化・競争力強化といった重要な課題を踏まえ，輸出入者等の負担を更に軽減し，利便性の向上を図るため，臨時開庁手数料を廃止するとともに，臨時開庁に係る手続についても承認制を廃止して届出制とし，手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間（税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署の事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間）に拡大することとした。

（注１）税関の執務時間

月曜日から金曜日までの08：30～17：00

（注２）臨時開庁手数料

・17：00～22：00，05：00～08：30

→4,100円／ｈ

（土曜，日曜及び休日は08：30～17：00にあっても4,100円／ｈが必要である。）

・22：00～05：00　→4,550円／ｈ

②　開庁時間外の通関体制の整備

イ　経緯と体制整備

港湾の24時間フルオープン化に向けた取組みが進展する中で，平成14年度以降，その実現に向けた官民の関係者による取組みの推進が閣議決定等においても一層求められていた状況であったことから，港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対する上での問題点等を把握することを目的として，全国の主要港湾のコンテナ貨物取扱実績が多い６税関７官署において，税関の執務時間外に職員を常駐させる通関体制の試行を平成14年10月15日から平成15年６月30日までの間実施した。

この試行の結果，執務時間外にコンテナ貨物等の通関需要があること，コンテナターミナルゲートのオープン時間が延長されたこと等港湾の24時間フルオープン化へ向け官民の関係者が前向きに取り組んでいることが明らかとなったこと，また，構造改革特別区域に所在する通関官署においては，臨時開庁承認申請が見込まれる時間帯に職員を配置することとなっていることから，平成15年７月１日より全国の主要港湾を中心として７税関14官署において一定の時間帯に職員を常駐させる税関の執務時間外における通関体制を整備し，これを実施することとした。

ロ　執務時間外の通関体制の見直し

執務時間外の通関体制については，平成16年９月に構造改革特別区域推進本部が「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の方針」を決定し，その決定に基づき，①全国すべての港湾・空港が所在する官署の１年間の臨時開庁承認件数，②直近（平成15年10月から12月）の時間帯（平日夜間，土曜日，日曜日及び休日）別の臨時開庁承認件数と近い将来の通関需要の見込みを踏まえ，全国展開することとされた。

この構造改革特別区域推進本部の決定した基準の下，臨時開庁承認件数等の執務時間外における通関需要の見極め調査（平成17年10月～平成18年３月）を行い，平成18年７月１日に執務時間外の通関体制を一部見直した。更に平成20年４月１日には，前述の通り，臨時開庁に係る手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間に拡大することとした。

また，NACCSを使用して行われる輸出入申告のうち，簡易審査扱い（区分１）とされるものについては，税関職員による書類審査又は検査が不要であることから，開庁時間外においても開庁時間外執務の要請に係る届出をNACCSにより受理するとともに輸出入の許可通知を行うこととした。この場合において，審査区分が

書類審査扱い（区分２）又は検査扱い（区分３）とされるものについては，審査区分の通知は開庁時間外に行うものの，審査又は検査については翌開庁日の開庁時間内に行われることとなる。（平成26年10月１日より実施）

⑺　輸入通関手続の改善に伴う効果

輸入通関手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置を講じていくうえでの参考とするために，輸入通関手続の所要時間調査を実施しており，これまで平成３年以降，概ね３年ごとに計12回実施している。

第12回の調査（平成29年３月）では，通関所要時間（税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間）は，海上貨物では3.1時間と前回より短縮し，航空貨物では0.3時間と前回並みの結果となっている。また，AEO制度を利用して輸入申告された貨物の場合では，通関所要時間は海上貨物では0.1時間，航空貨物で0.1時間と，前回調査並みの所要時間となっている。

平成29年10月より実施した，輸出入申告官署の自由化を利用して輸入申告した貨物の通関所要時間は，海上貨物で1.9時間，航空貨物で0.2時間となっている。

なお，船舶・航空機が入港してから輸入許可されるまでの総所要時間の平均は，海上貨物では61.9時間，航空貨物では12.3時間となっている。

⑻　ワシントン条約該当物品の水際規制

①　絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引の規制

ワシントン条約は，絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制することにより，これら動植物を保護することを目的としており，我が国においては，外国為替及び外国貿易法（輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令）及び関税法により当該条約に該当する動植物の輸出入規制が行われている。これにより，税関は，同条約により国際取引が規制されている動植物が不正に輸出入されないよう水際における取締りを行っている。

②　取締体制

税関においては，ワシントン条約該当物品の水際取締りの実効を確保するため，昭和60年から同条約対象貨物を通関することができる官署を各税関の本関，主たる空港官署及び外国郵便を取り扱う官署（令和２年７月１日現在49官署）に限定している。

これらの官署には専担者を配置し，識別に必要な資料を整備する等により，適正・迅速な通関が行える体制をとっている。

③　取締りの現状

ワシントン条約該当物品の税関における輸入差止件数は，平成27年で約700件，平成28年で約700件，平成29年で約800件，平成30年で約700件，令和元年で約400件となっている。

輸入を差し止めた品目として，生きた動植物では，サボテン，ラン，コツメカワウソ等，加工品では，木香等を使用した漢方薬，ラン等を使用した化粧品，ワニやヘビの皮革製品等がある。

⑼　知的財産侵害物品の水際規制

①　概要

関税法第69条の11第１項第９号又は第10号の規定により，特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，著作隣接権，回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品，営業秘密侵害品，技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品（以下「知的財産侵害物品」という。）は，麻薬，覚醒剤，拳銃，偽造貨幣等と並んで輸入してはならない貨物とされている。また，回路配置利用権侵害物品を除く知的財産侵害物品は，同法第69条の２第１項第３号又は第４号の規定により，輸出してはならない貨物とされている。さらに，輸出してはならない知的財産侵害物品と同様の貨物は，同法第30条第２項及び第65条の３の規定により，保税地域に置くことや保税運送が禁止され，我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象となっている。

近年，知的財産侵害物品の税関による水際取締りに対する内外の期待は非常に高まっており，より効果的な取締りが実施できるよう制度改正を重ねているところである。

②　経緯

我が国は，内閣に設置された知的財産戦略本部を中心に，政府一体となって知的財産の創造・保護・活用を進めている。税関を所掌する財務省においても，知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度改正を行うなど，知的財産保護の強化に積極的に取り組んでいる。

近年の知的財産侵害物品の水際取締りについての動きを見ると次のとおりである。

平成14年２月，我が国産業の国際競争力の強化，経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっているとの認識の下で，内閣総理大臣，関係国務大臣及び有識者により構成される知的財産戦略会議の開催が決定され，同年７月の第５回知

的財産戦略会議において，「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」が決定された。平成15年度の関税改正においては，この知的財産戦略大綱を踏まえ，特許権侵害物品等の輸入差止申立ての対象への追加等を内容とする関税定率法等の改正が行われた。

平成15年３月には知的財産基本法が施行されるとともに，同法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され，同年７月には同本部により「知的財産の創造，保護及び活用に関する推進計画」（知的財産推進計画）が決定された（以降，知的財産推進計画は毎年改訂版が決定されている）。その後も，この知的財産推進計画を踏まえ，平成16年度関税改正においては，認定手続開始時に権利者及び輸入者双方に対してそれぞれの名称・住所を通知すること等を内容とする関税定率法等の改正が行われ，平成17年度関税改正においては，形態模倣品等の不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加等のための関税定率法等の改正が行われた。

平成18年度関税改正においては，税関が必要に応じ外部の有識者に意見を聴く仕組みの導入及び知的財産を侵害する物品の輸出取締り導入のための関税法等の改正が行われ，平成19年度関税改正においては，認定手続の簡素化措置が導入された。平成20年度関税改正においては，我が国を経由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象とされた。平成22年度関税改正においては，水際取締り強化のための罰則水準の見直しが行われた。平成23年度関税改正においては，技術的制限手段無効化装置が，平成28年度関税改正においては，営業秘密侵害品が，輸出入してはならない貨物に追加された。

③　水際取締りの現状

イ　（総論）輸入差止件数が引き続き高水準（図１）

令和元年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は23,934件（前年比8.0％減）であった。輸入差止点数は1,018,880点（前年比9.6％増）であり，７年ぶりの100万点超えとなった。税関においては，１日平均で66件，2,700点以上の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。

ロ　（仕出国・地域別）中国来の輸入差止件数が引き続き最多（図２）

仕出国（地域）別の輸入差止件数は，中国を仕出しとするものが19,814件（構成比82.8％，前年比12.2％減）で，引き続き高水準で推移している。次いで香港が1,012件（同4.2％，同12.0％減），フィリピンが691件（同2.9％，同3.4％減），韓国が649件（同2.7％，同23.6％増）であった。輸入差止点数は，中国を仕出しとするものが595,421点（構成比58.4％，前年比23.0％減）であり，次いで台湾が192,883点（同

図１　知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

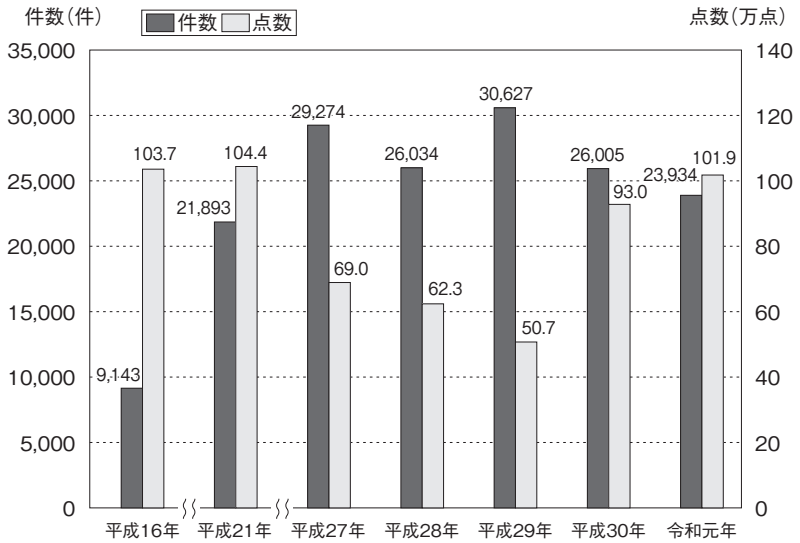

（注）「輸入差止件数」は，税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。
「輸入差止点数」は，税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。
例えば，１件の輸入申告又は郵便物に，20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は，「１件20点」として計上している。

図２　仕出国（地域）別輸入差止件数（構成比）の推移

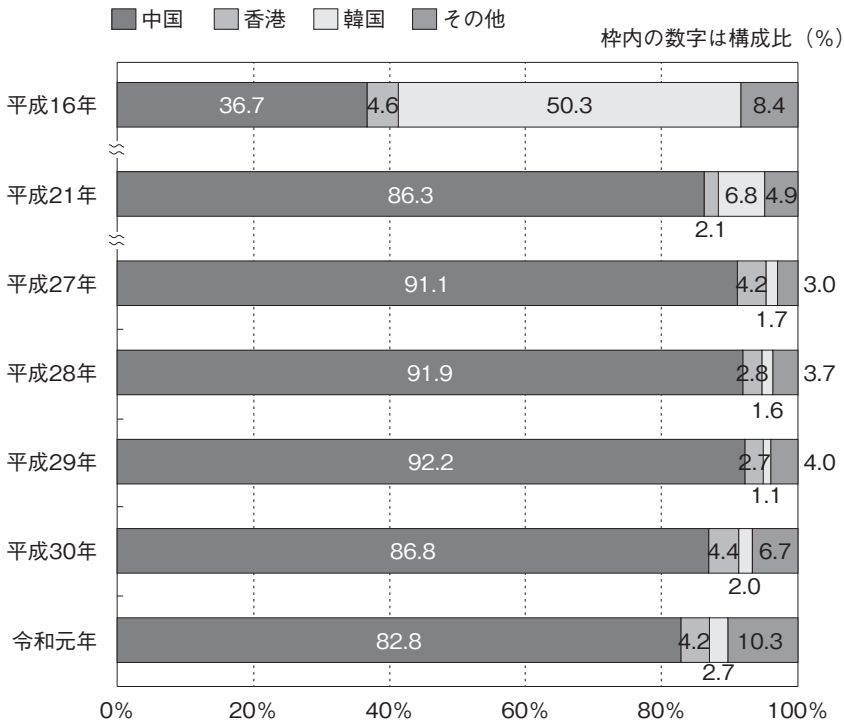

（注）構成比の合計は，四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

18.9％，同8,792.7％増），韓国が130,196点（同12.8％，同646.2％増），香港が60,056点（同5.9％，同40.2％減）であった。件数，点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっている。

ハ　（知的財産別）商標権侵害物品の輸入差止点数が大幅に増加（図３）

知的財産別の輸入差止件数は，偽ブランド品などの商標権侵害物品が23,182件（構成比96.3％，前年比8.3％減）で，引き続き全体の大半を占め，次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が505件（同2.1％，同15.3％増）であった。輸入差止点数についても，商標権侵害物品が867,804点（構成比85.2％，前年比19.9％増）と大半を占め，次いでイヤホンなどの意匠権侵害物品が85,684点（同8.4％，同26.5％減）であった。

ニ　（品目別）健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品が引き続き散見（図４）

品目別の輸入差止件数は，財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,639件（構成比36.8％，前年比2.6％増）と最も多く，次いで衣類が5,949件（同22.7％，同2.4％減），靴類が1,999件（同7.6％，同36.9％減），スマートフォンケースなどの携帯電話及び付属品が1,834件（同7.0％，同23.1％減）であった。輸入差止点数は，CD，DVD類が304,114点（構成比29.8％，前年比68,394.1％増）と大幅に増加し，次いで包装用品などの紙製品が106,058点（同10.4％，同622.4％増），イヤホンなどの電気製品が65,937点（同6.5％，同4.2％減），衣類が48,933点（同4.8％，同7.3％増）であった。

使用することにより健康や安全を脅かす危険性のある，医薬品，煙草及び喫煙用具，自動車付属品，電気製品，美容用品などの知的財産侵害物品の輸入差止めが，継続している。

④　水際取締り手続の概要

イ　輸入差止申立て及び輸入差止情報提供

輸入差止申立ては，権利者が税関長に対し，自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとするときは，認定手続を執るよう申し立てるものであり，申立人は侵害の事実を疎明するに足りる証拠を提出する必要がある。この輸入差止申立ての対象となっているのは，特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，著作隣接権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品，営業秘密侵害品，技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品である。な

図３　知的財産別輸入差止実績

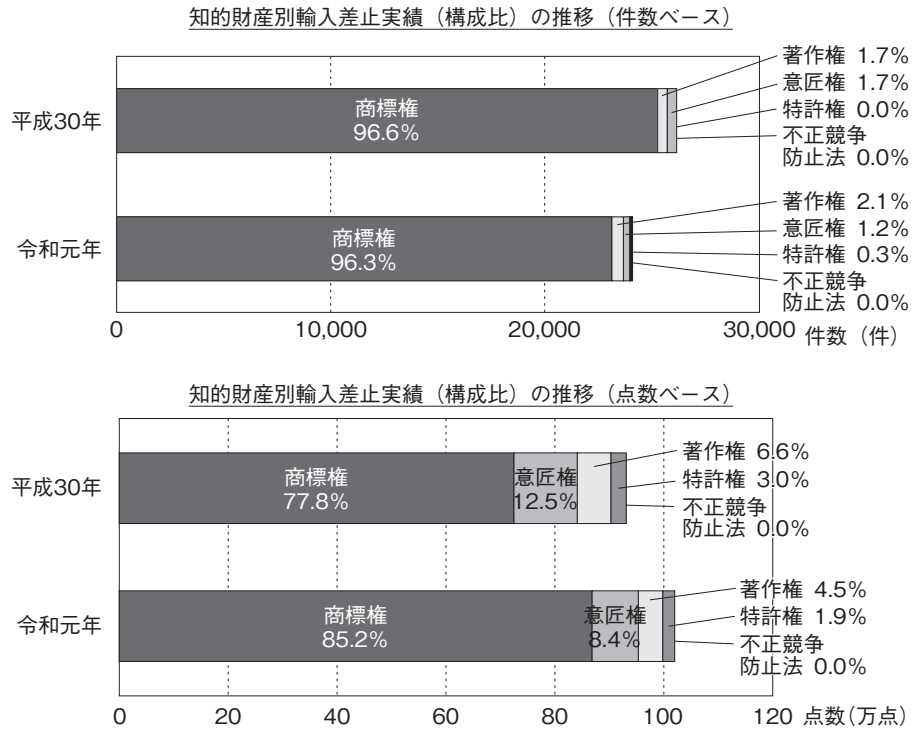

（注）構成比の合計は，四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

お，不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立てに際しては，経済産業大臣の意見書（営業秘密侵害品以外の場合）又は認定書（営業秘密侵害品の場合）の交付を受け，提出することも必要である。また，回路配置利用権は輸入差止情報提供の対象であり，その具体的な手続は輸入差止申立てに準ずるものである。

ロ　認定手続

税関長は，輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品の疑いがある貨物（侵害疑義物品）を発見した場合には，輸入者及び権利者に対して認定手続を開始する旨を通知するとともに，これに併せて，輸入者及び権利者双方にそれぞれの氏名又は名称及び住所を通知する。また，仕出人の氏名又は名称及び住所を権利者に通知する。さらに，輸入申告書等税関に提出された書類又は当該侵害疑義物品における表示から，当該侵害疑義物品の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合は，当該情報も権利者に通知する。

税関長は，輸入者及び権利者に対し，上記認定手続が執られた貨物（疑義貨物）に係る侵害の該否についての証拠の提出や意見の陳述を求め，これらの証拠等に基づき，認定手続の開始から１ヶ月以内を目途に侵害の該否を認定することとしている。認定手続の結果，当該疑義貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定した場合には，税関長は輸入者及び権利者に対し，その旨及びその理由を通知する。税関長が侵害の認定を行った場合，輸入者は，廃棄等の自発的処理を行うことができる。自発的処理が行われない場合には，税関長は，当該侵害物品を没収して廃棄することとなる。

疑義貨物について輸入者又は申立人が点検をする場合には，税関職員の立会いのもと実施することとしている。外観等の点検だけでは侵害の有無を確認することが困難な場合には，申立人は疑義貨物の見本の検査（分解検査を含む。）を申請することができる。また，税関長は，疑義貨物が侵害物品に該当しないと認めた場合に見本に生じ得る損害の賠償を担保するため，申立人に相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

ハ　認定手続の簡素化措置

当初の制度においては，税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合，権利者及び輸入者に

図４　品目別輸入差止実績

品目別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）

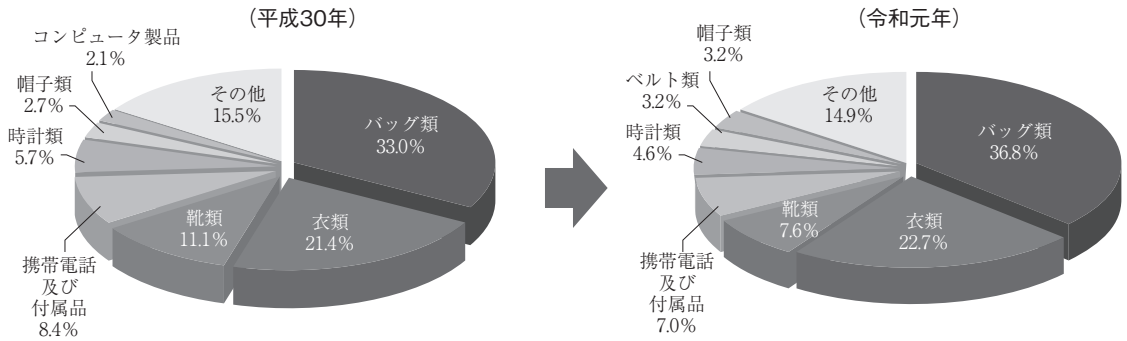

品目別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）

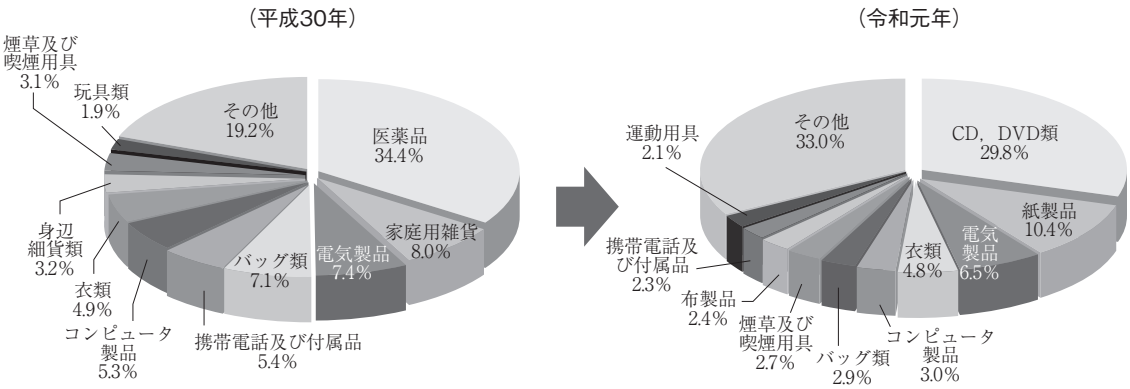

（注）構成比の合計は，四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

証拠・意見を求めた上，税関が侵害の該否を認定することとしていた。しかしながら，この認定手続の実態を見ると，輸入者からは証拠・意見が出されない場合が多い一方，権利者に対しては疑義貨物が少量であってもそれを点検の上，証拠の提出や意見の陳述を求めており，人的・経済的負担が生じていた。このような状況を背景に，輸入差止申立てが受理された商標権等を侵害するおそれのある物品について，一定期間内に輸入者が何ら意思を示さない場合は，権利者からの証拠の提出や意見の陳述を不要とし，速やかに没収・廃棄ができる認定手続の簡素化措置を導入するため関税法施行令を改正し，平成19年６月１日から施行している。

ニ　特許庁長官への意見照会制度

特許権，実用新案権若しくは意匠権の権利者又は輸入者は，税関長に対し，疑義貨物が当該権利者の権利の技術的な範囲等に抵触するか否かについて，税関長が特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。特許庁長官は，税関長から意見を求められたとき，30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお，税関長自らが特許庁長官に対し，意見を求めることも可能である。

ホ　農林水産大臣への意見照会制度

育成者権に関し認定手続が執られた場合において，その侵害の該否を認定するために必要があるときは，税関長は農林水産大臣に対し，認定のための参考となるべき意見を求めることができる。農林水産大臣は，税関長から意見を求められたときは，30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ヘ　経済産業大臣への意見照会制度

(i)　営業秘密侵害品

不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）又は輸入者は，税関長に対し，疑義貨物が不正競争防止法第２条第１項第10号に掲げる行為を組成する貨物

に該当するか否かについて，経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。経済産業大臣は，税関長から意見を求められたときは，30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお，税関長自らが経済産業大臣に対し，意見を求めることも可能である。

(ii) 営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品（形態模倣品，技術的制限手段無効化装置等）

侵害の該否を認定するために必要があるときは，税関長は経済産業大臣に対し，認定のための参考となるべき意見を求めることができる。経済産業大臣は，税関長から意見を求められたときは，30日以内に書面により意見を述べなければならない。

ト 専門委員への意見照会制度

(i) 輸入差止申立てにおける専門委員への意見照会

税関長は，輸入差止申立てがあった場合において必要があると認めるときは，知的財産権に関し学識経験を有する者であってその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し，当該専門委員に対し，侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて意見を求めることができる。ただし，不正競争防止法違反物品については，申立ての対象となる表示等が周知であること等について経済産業大臣の意見書又は認定書が提出されることから，この意見書又は認定書に記載される事項については，重複して専門委員の意見を聴くことはできないこととされている。

(ii) 認定手続における専門委員への意見照会

税関長は，疑義貨物について，その侵害の該否を認定するため必要があると認めるときは，知的財産権に関し学識経験を有する者であってその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し，当該専門委員に対し，当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし，特許権，実用新案権又は意匠権に係る疑義貨物についての技術的範囲等については特許庁長官への意見照会が可能であり，また，育成者権又は不正競争防止法に係る疑義貨物については，侵害の該否に関し，それぞれ農林水産大臣又は経済産業大臣への意見照会が可能であり，重複して専門委員の意見を聴くことはできない。

チ 通関解放制度

特許権者，実用新案権者，意匠権者又は不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）の輸入差止申立てに係る疑義貨物について，一定の期間が経過しても税関長が侵害の該否の認定を行わないときは，輸入者は，税関長に対し，認定手続の取りやめを求めることができる。この場合，税関長は，当該疑義貨物が輸入されることにより権利者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため，輸入者に対し，期限を定めて，相当と認める額の金銭の供託を命ずることとなる。供託を命ずる額は，ライセンス料又は輸入者が当該疑義貨物の販売により得ると考えられる利益額となる。

3．輸出通関手続の現状

(1) 輸出通関業務をとりまく環境

① 輸出通関の現状

令和元年における輸出許可件数は，全体で約1,985万件（前年比0.4％減）となっており，その内訳は，航空貨物が約1,628万件（同0.6％増），海上貨物が約358万件（同4.9％減）である。

輸出貨物は，我が国の産業構造の変化を反映して高度技術化，多様化が進むなど，質的にも複雑化してきている。更に物流の迅速化の要請を背景として貨物のコンテナー化の進展とともに，小口急送貨物を含む航空貨物の伸長など物流形態は大きく変化してきている。

このような状況の中，NACCSを通じて迅速かつ円滑な輸出通関を図る一方，適正な通関の観点からは，社会的，国際的問題に発展する可能性の高い大量破壊兵器関連物資，産業廃棄物及び盗難自動車等の不正輸出の防止を輸出通関業務の重点課題として取り組んでいるところである。

② 不拡散型輸出規制等の動向

イ 核兵器等の拡散防止に関する国際的枠組み

(i) 核不拡散関係

核兵器の不拡散に関するレジーム（国際的な枠組み）としては，核不拡散条約（NPT：Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons），原子力供給国会合（NSG：Nuclear Suppliers Group）が挙げられる。

核不拡散条約は，核兵器保有国による核兵器の他国への譲渡及びその製造についての核兵器非保有国に対する援助の禁止等を目的として昭和45年に発効した条約で，我が国は昭和51年に批准した。令和２年７月時点で191ヶ国・地域が批准している。

原子力供給国会合は，原子力専用品・技術（核原料物質，核専用設備等）の輸出を規制するために昭和52年に発足したグループ・パート１及び原子力関連汎用品・技術（核兵器の製造に使用される可能性のある製造設備等）の輸出を規制するために平成４年に発足したグループ・パート２に分かれており，我が国はいずれのグループにも発足当初から参加している。令和２年７月時点でグループ１及びグループ２とも48ヶ国が参加している。

(ii) 化学兵器・生物兵器不拡散関係

化学兵器・生物兵器不拡散関係のレジームとしては，「オーストラリア・グループ（AG: Australia Group）」，「化学兵器の開発，生産，貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（CWC: Chemical Weapons Convention）」及び「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発，生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約（BWC: Biological Weapons Convention）」が挙げられる。

オーストラリア・グループは，イラン・イラク戦争における化学兵器使用を契機として化学兵器・生物兵器の原材料，製造設備等の輸出を規制するために昭和60年に発足し，我が国は発足当初から参加しており，令和２年７月時点で42ヶ国及びEUが参加している。

化学兵器の開発，生産，貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約は，現有の化学兵器を全廃するとともに，開発，生産，取得，貯蔵，保有，移譲及び使用を禁止し，大量破壊兵器の一つである化学兵器の拡散を防止することを目的として平成４年の国連総会において採択され，我が国は平成７年に同条約を批准している。平成８年10月にハンガリーが65ヶ国目として同条約を批准したことから，平成９年４月に発効し，令和２年７月時点で192ヶ国が批准している。

また，細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発，生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約は，化学兵器及び生物兵器の戦時における使用を禁止した大正14年のジュネーブ議定書を受けて，平時においても生物兵器の開発，生産，貯蔵を禁止するとともに，既に保有する生物兵器を廃棄することを目的として作られた条約であり，昭和47年に採択され，昭和50年に発効し，令和２年７月時点で182ヶ国・地域が批准している。

(iii) ミサイル等不拡散関係

ミサイル等不拡散関係のレジームとしては，核兵器等の大量破壊兵器不拡散の観点から，大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及びその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出を規制するために昭和62年に発足した「大量破壊兵器の運搬手段であるミサイル及び関連汎用品・技術の輸出管理体制（MTCR：Missile Technology Control Regime）」がある。我が国は発足当初から参加しており，令和元年７月時点で35ヶ国が参加している。

ロ　大量破壊兵器等の不拡散のためのさらなる取組（大量破壊兵器キャッチ・オール規制）

前述の輸出規制をさらに補完するために，我が国では平成８年10月，大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制（KNOW規制）が導入された。この「補完的輸出規制」は，前述の各枠組みの規制の対象外となっている大量破壊兵器等のスペックダウン品・汎用品をリスト化（87項目）し，リストに該当するものを規制対象としていたため，このリストから外れるものは規制されていなかった。

しかし，欧米諸国が既に全品目をカバーする制度（「キャッチ・オール規制」）を導入しており，世界情勢を考えても，国際協調の観点からも問題があること，平成13年９月に発生した同時多発テロ事件後，テロリストによる生物・化学兵器の使用リスクが著しく高まったことから，平成14年４月に，我が国においても欧米と同様のキャッチ・オール規制が導入された。

このキャッチ・オール規制は，KNOW規制では限定していた規制対象貨物（リスト規制品）を原則全ての貨物（食料品，木材等を除く）に拡大し，輸出管理を厳格に実施している米国等26ヶ国（輸出貿易管理令別表第３，以下

「グループＡ」）以外に輸出する場合に輸出者は，

（ⅰ） 輸出しようとする貨物が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるかどうか

(ⅱ) 需要者が大量破壊兵器の開発を行う（行っていた）かどうか

(ⅲ) 需要者が外国ユーザーリスト（経済産業省が公表）に掲載の企業・組織かどうか

の確認を行わなければならないとしており，大量破壊兵器の開発等に関わることが判明すれば，経済産業大臣の輸出の許可が必要となる。（客観要件）

また，大量破壊兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から輸出の許可を受けるべき旨の通知を受けたときは，当該許可が必要となる。（インフォーム要件）

ハ　通常兵器及び関連汎用品・技術に関する新たな国際的輸出管理体制であるワッセナー・アレンジメント（WA）の設立について

東西冷戦の終結に伴い，旧共産圏諸国へのハイテク物資の移転防止を目的とした輸出管理体制であるココムは，平成６年３月末をもって終了したが，同規制の終了に当たっては，

（ⅰ） 地域紛争防止の観点から，武器と関連汎用品を扱う新たな輸出管理体制を設置すべく交渉を行う。

(ⅱ) ココム終了から新体制設立までの間，各国は暫定的に「現行ココム規制について全地域を対象とした規制を行う能力を維持する」等の規制を実施する。

ことが併せて合意された。

上記(ⅰ)に係る交渉は，ロシアの対イラン武器売却問題を巡って難航していたが，平成７年12月にオランダのワッセナー（ハーグ市近郊）で開催された会合において，新輸出管理体制の設立に係るアレンジメント（ワッセナー・アレンジメント）について基本的な合意がなされた。

更に，平成８年７月に開催された会合において，規制品目の詳細等について最終的な合意がなされ，各国が本アレンジメントに基づく規制を平成８年11月を目途に開始することで合意し，本アレンジメントが正式に発足することとなった。これを受けて，我が国では平成８年９月，輸出貿易管理令を一部改正し，本アレンジメントの規制対象である通常兵器等を輸出貿易管理令別表第１第１項及び第５項～第15項に規定し，輸出管理している。

(ⅲ) ワッセナー・アレンジメントの目的

通常兵器及び関連汎用品の移転に関する透明性を増大させ，また，より責任ある管理を実現することにより，地域の安定性を損なうおそれのある通常兵器の過度の移転と蓄積を防止することを目的としている。

(ⅳ) 規制対象地域

ココムにおいては，特定地域（旧共産圏）向けの輸出（迂回輸出を含む）を規制対象としていたが，本アレンジメントにおいては，全ての地域を規制対象としている。

(ⅴ) 参加国

ココムの参加国は西側諸国に限定されていたが，本アレンジメントでは，ロシア等の旧共産圏諸国も不拡散政策，輸出管理能力等種々の要素を勘案の上参加できることとなっており，令和２年７月時点で42ヶ国が参加している。

(ⅵ) ワッセナー・アレンジメントの下での輸出管理

ココムでは，機微な品目に係る輸出の可否の最終判断は，パリ事務局において各国代表からなる定期会合における全会一致で決定していたが，本アレンジメントでは，これを各国の裁量に委ね，参加国は情報交換による政策協調（ソフトな協調）を行うこととなっている。

ニ　通常兵器の不拡散のためのさらなる取組み（通常兵器キャッチ・オール規制）

前述の通常兵器に係るリスト規制品（輸出貿易管理令別表第１第１項及び第５項～第15項に掲げる貨物）以外のものであっても，通常兵器の開発，製造又は使用に用いられるおそれのある場合には，経済産業大臣の許可が必要となる「通常兵器キャッチ・オール規制」を平成20年11月に導入した。

（ⅰ） 国連武器禁輸国・地域を仕向地とする場合

輸出者は，リスト規制に該当しない全品目（食料品，木材等を除く。）を規制対象貨物として，輸出しようとする貨物が通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるかどうかの確認を行わなければならないこととしており，通常兵器の開発等に関わることが判明すれば，経済産業大臣の輸出の許可が必要となる。（客観要件）

また，輸出しようとする貨物について，

通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から輸出の許可を受けるべき旨の通知を受けたときは，当該許可が必要となる。（インフォーム要件）

(ii) 非グループＡ（国連武器禁輸国・地域を除く。）を仕向地とする場合

輸出貿易管理令別表第１第16項に掲げる貨物を規制対象貨物として，通常兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から輸出の許可を受けるべき旨の通知を受けたときは，当該許可が必要となる。（インフォーム要件）

（注） 国連武器禁輸国・地域（輸出貿易管理令別表第３の２）

アフガニスタン，中央アフリカ，コンゴ民主共和国，イラク，レバノン，リビア，北朝鮮，ソマリア，南スーダン，スーダン（計10カ国・地域）

ホ　技術取引規制について

近年は，北朝鮮によるミサイル発射や核実験等，国際的な安全保障をめぐる環境が厳しくなっており，国際連合安全保障理事会決議などにおいても安全保障貿易管理の厳格化の要請が高まっている。また，国境を越えた人の移動の活発化や情報化の進展により，安全保障関連の物や技術が外国へ流出する懸念が増大している。こうした状況に対処し，我が国の安全保障貿易管理を厳格に実施するため，技術取引規制の見直し等を盛り込んだ外国為替及び外国貿易法の改正を行い，平成21年11月以降，外国に向けて安全保障上懸念のある技術を提供する場合はすべて規制対象となった。（従来は「居住者から非居住者に対する技術提供のみ」が規制対象。）

また，安全保障上懸念のある技術の対外取引に伴って行われる技術の持ち出し行為自体も補完的に規制対象となっている（ただし，取引の許可を取得している場合を除く。）。

ヘ　輸出規制等の動向

1980年代に多発した有害廃棄物の越境移動をめぐる事件を契機として，有害廃棄物の国境を越える移動の問題は，先進国だけでなく，途上国をも含んだ地球的規模での対応が必要な問題であると認識されるようになった。

このような問題に対処するため，UNEP（国連環境計画）を中心に国際的なルール作りが行われ，1989年３月，有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制，また，不適正な輸出，処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定した「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）が採択された。我が国では，バーゼル条約を担保するため，「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下「バーゼル法」という。）を制定し，さらに，廃棄物については，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による管理もなされており，これらの法律により，廃棄物又は特定有害廃棄物（以下「廃棄物等」という。）を輸出する場合，環境大臣の確認及び経済産業大臣の承認を必要とする規制をしている。また，廃棄物等を輸入する場合には，環境大臣の許可及び経済産業大臣の承認が必要となっている。

ト　盗難自動車等に係る輸出規制等について

盗難された自動車，バイク及び建設重機（以下「盗難自動車等」という。）の一部が海外に不正に輸出されていることが懸念され，社会的関心が高まっていることを背景に，平成17年７月１日に道路運送車両法が改正され，自動車を輸出する際には，輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書（以下「証明書等」という。）を取得することが義務付けられた。税関においては，関税法第70条の規定に基づき，これらの証明書等を確認しているほか，警察等から提供のあった盗難自動車等の情報や大型Ｘ線検査装置等を活用し，盗難自動車等の不正輸出を水際で厳正に取り締まっている。

(2) 輸出通関手続の改善の現状

① 航空貨物用輸送器具に係る輸出手続の簡素化（平成10年３月）

② 少額貨物に係る社内帳票による簡易輸出通関制度の導入（平成10年４月）

③ 航空輸出貨物に係る予備審査制を導入（平成13年４月）

④ 予備審査制を海上輸出貨物に拡大（平成16年２月）

⑤ 特定輸出申告制度の導入（平成18年３月）

⑥ 特定輸出申告制度の改善（平成19年４月，平成20年４月）

⑦ 特定委託輸出申告制度の導入（平成20年４月）

⑧ 認定製造者制度の導入（平成21年７月）

⑨ 輸出通関における保税搬入原則の見直し，特定委託輸出申告制度の改善（平成23年10月）

⑩　簡易審査扱い（区分１）に係る通関関係書類の原則，提出省略（平成24年７月）
⑪　NACCSを利用した通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の導入（平成25年10月）
等の措置を講じてきているところである。

⑶　特定輸出者制度の推進

平成13年９月の米国における同時多発テロ発生以降のセキュリティ対策の強化と国際物流の高度化に対応した物流促進の両立を図るため，平成17年度関税改正において，法令遵守の確保等を条件に，あらかじめ税関長の承認を受けた輸出者には，保税地域等に貨物を入れることなく輸出申告を行い，許可を受けることを可能とするとともに，基本的に審査及び検査を省略する特定輸出申告制度（輸出者を対象とするAEO制度，平成29年10月８日より特定輸出者制度へと名称を変更）を導入し，平成18年３月から実施された。

本制度の概要は，以下のとおりである。

①　いずれかの税関長から特定輸出者としての承認を受けた輸出者は，保税地域等に貨物を搬入することなく輸出申告を行い，輸出の許可を受けることができる。
②　特定輸出者の承認を受けるためには，過去の一定期間に関税法等の法令違反がないこと，貨物の輸出に関する税関手続及び貨物管理を適正に遂行する能力があること並びに法令遵守のための社内規則を整備していること等が要件とされる。
③　本制度を利用して貨物を輸出する場合には，輸出申告の審査及び検査が基本的に省略されるとともに，仕入書等の関係書類については，その提出に代えて輸出者が保存すれば足りるとされる。

本制度の導入以降，

・特定輸出申告が行える税関官署として当該申告に係る貨物が置かれている場所を管轄する税関官署に加え，当該貨物を外国貿易船等に積み込む予定の開港又は税関空港を管轄する税関官署にも拡大（平成19年度関税改正）。
・加工や修繕のため輸出された貨物についての関税の軽減，免除又は払戻しに関する規定等を適用することができるよう制度の適用対象貨物を拡大（平成20年度関税改正）。
・特定輸出貨物について，一般の輸出申告により許可を受けた貨物と同様に，指定保税地域等の相互間の運送に係る消費税が免除されるよう措置（平成21年度改正）等，利便性向上のために数次にわたって改善を行ってきた。

また，平成24年10月15日よりAEO輸出者が既に講じているセキュリティ対策を国土交通省が所管する航空保安プログラム（新KS/RA制度）においても転用できるよう整備する等，本制度について，累次の改善を行ってきている。

４．通関関連業務の電算化・電子化について

⑴　はじめに

経済のグローバル化，ネットワーク化が急速に進み，貨物の輸出入に係る取引形態が複雑化した現代においては，通関業務の電算化・電子化といった行政運営の効率化や利便性の高い電子行政サービスが求められている。

一方，安全・安心な社会を実現するため，水際における薬物，銃砲等の社会悪物品，知的財産侵害物品やテロ関連物品の取締り強化とともに，適正な関税等の徴収が求められている。

このような状況の中，税関においては，NACCSにより輸出入申告等を処理するとともに，CISを活用し，適正かつ迅速な通関を実現し，物流の円滑化等に貢献している。

⑵　NACCS

NACCSは，税関手続全般に加え，輸出入に関連する食品衛生手続，動植物検疫手続，貿易管理手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送，保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用システムであり，年間365日24時間稼働している。また，輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社がNACCSの運営・管理を行っている。現在，NACCSには，税関その他の関係行政機関の他，航空会社，船会社，船舶代理店，航空貨物代理店，混載業者，NVOCC（注），保税蔵置業者（CY），海貨業者，通関業者，機用品業者，損害保険会社及び輸出入者が参加し，輸出入申告の約99％を電子的に処理している。

平成29年10月から第６次NACCSが稼働中であるが，令和７年10月に第７次NACCS更改が予定されており，「安定性・信頼性の高いシステム」，「効率性・経済性の高いシステム」，「機能の更なる充実」及び「最新技術の応用・周辺貿易情報基盤との連携可能性」を開発コンセプトとして，更改作業を進めているところである。

⑶　システムの最適化

NACCSは，「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務･システム最適化計画」（平

成18年３月28日財務省行政情報化推進委員会決定）に基づき，我が国の国際物流の一層の効率化，円滑化及び利用者の利便性の向上，コストの削減を図るため，平成20年10月のSea-NACCSの更改並びに平成22年２月のAir-NACCSの更改及びSea-NACCSとの統合により，港湾・空港における国際物流の基幹システムとしての機能の充実・強化が図られてきた。

平成29年に行われた第６次NACCS更改においては，民間事業者と税関との間で，紙ベースにより行われていた関税割当制度適用輸入申告における残数量管理業務や包括保険申請手続業務などをNACCSで行えるようシステム化を行い，民間事業者のより一層の利便性の向上を図った。

⑷　シングルウィンドウの推進

輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化とは，輸出入・港湾関連手続を所管する関係省庁において，行政手続の電子化（システム化）を行うとともに，各システム間の連携を図ることにより，「利用者が一回の入力・送信で関係する全ての行政機関に対して必要な手続を行えるようにする。」ものである。

シングルウィンドウ化は，平成13年８月28日，塩川財務大臣（当時）による「塩川イニシアティブ」で掲げられた「国際物流改革プラン」の一つとして，「我が国の国際物流全体において，輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を始めとする高度なIT化を図る」との提言がなされたことにより，検討が進められたもので，平成15年７月23日に輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現した。

平成20年10月に申請画面及び入力方法の統一や，相談などの各種窓口の一本化を図った新たなシングルウィンドウを稼働させ，平成22年２月には，空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現した。

⑸　NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」（平成20年８月１日改訂版）において，「NACCSについては，関係省庁システムの統合を検討する」とされたことを踏まえ，平成20年10月に，NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合を行い，平成22年２月に，貿易管理手続を処理する経済産業省所管の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）との統合を行い，平成25年10月には，厚生労働省のFAINS，農林水産省のANIPAS及びPQ-NETWORKとの統合を実現している。

また，平成26年11月には，医薬品等の輸入手続（輸入報告（薬監証明），輸出用製造・輸入届出等）機能をNACCSに追加した。

⑹　通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への対応

貿易関連手続の電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から，平成25年10月より，これまで書面により提出を求めていた通関関係書類について，NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

（注）NVOCC（Non Vessel Operating Common Carrier）
自らは船舶などの輸送手段を保有せず，運送業者として輸出入者から貨物を引き受け，船会社を利用して海上運送を行う者。

（図１）NACCSによる業務処理イメージ

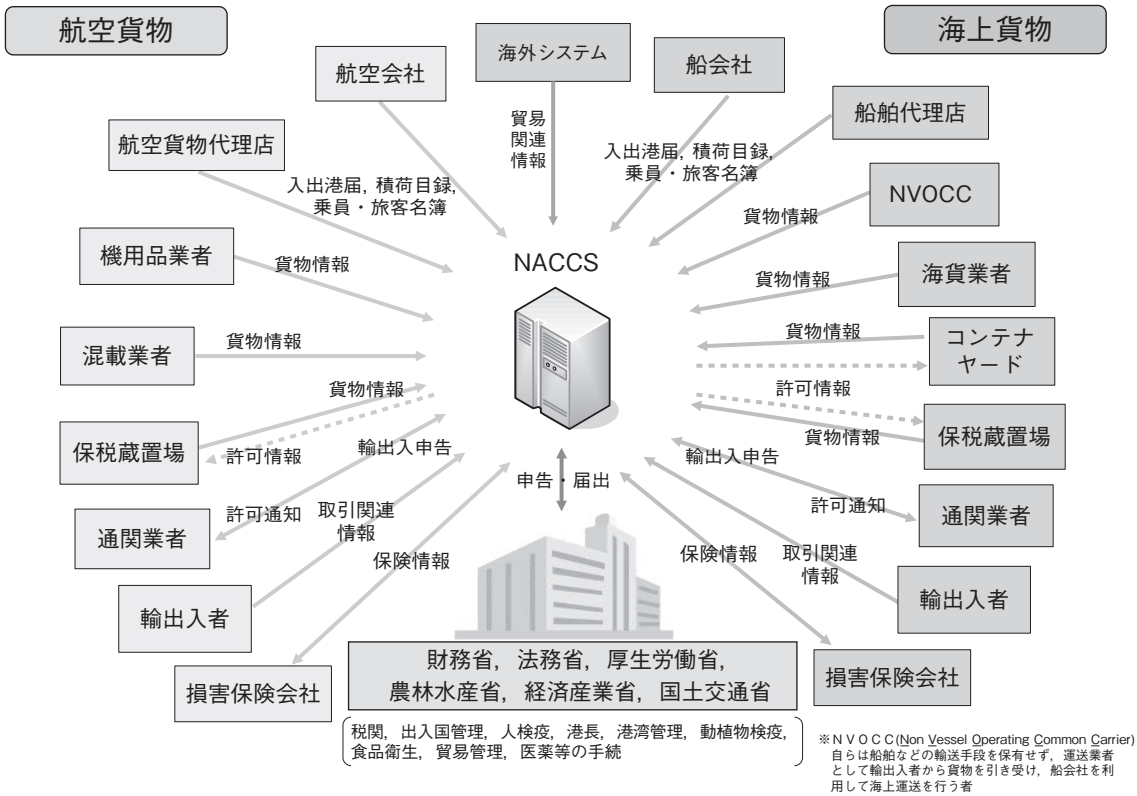

（図２）シングルウィンドウの推進

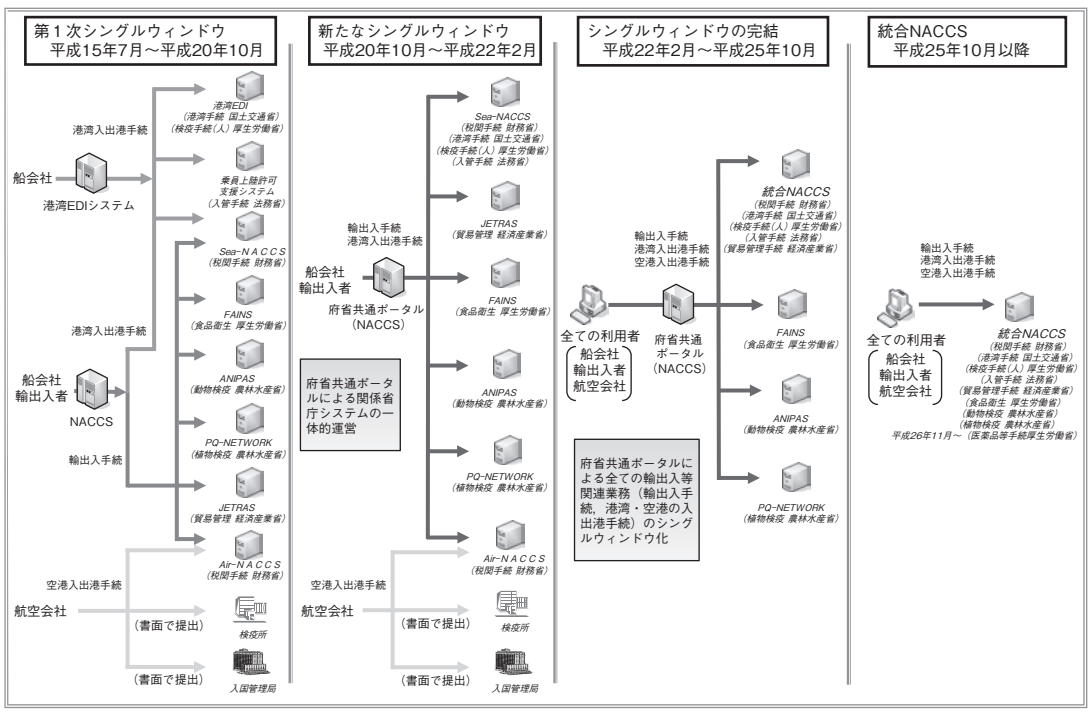

（図３）関連府省システムのNACCSへの統合

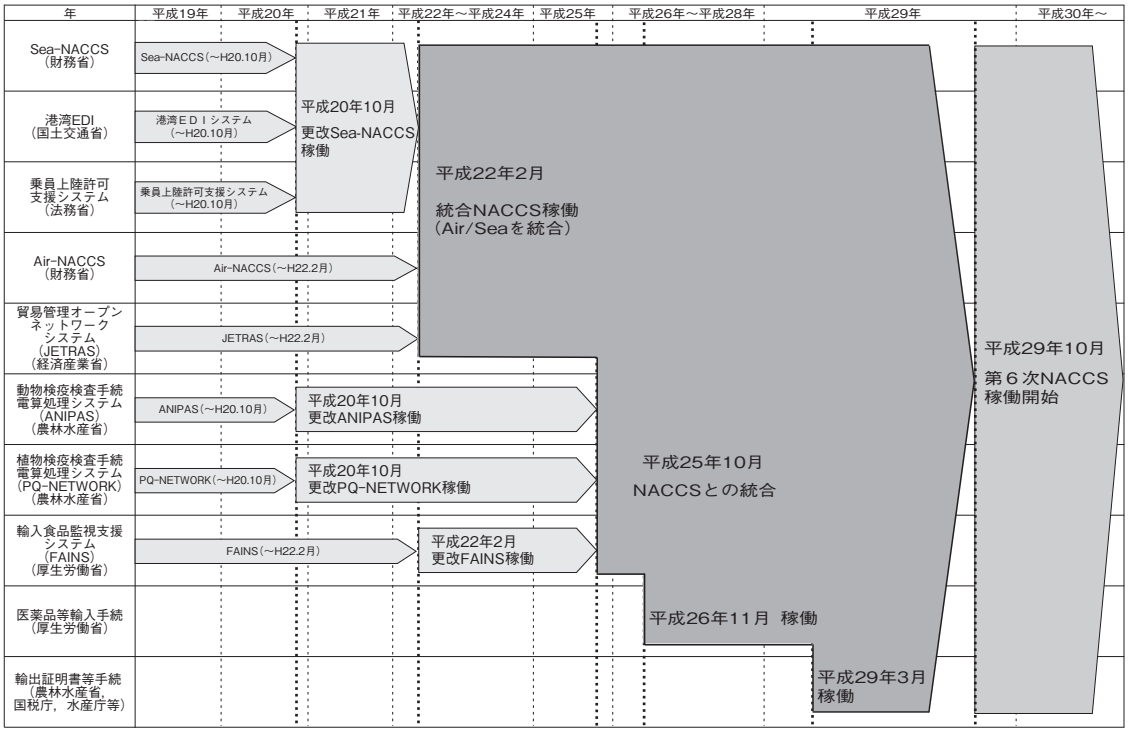

第４．密輸動向及び事後調査事務の概要

１．情報の収集・分析・活用の強化

全国９税関においては，情報管理室（官）が各々設置され，情報の一元化及び機能強化を図っている。

全国的には，情報センター（税関情報監理官，国際情報センター室，情報分析室及び総括情報管理官（注１））において，全国９税関が収集した情報を管理・分析し，不正薬物，銃器をはじめ，金地金，知的財産侵害物品及びテロ関連物資等の水際取締り並びに輸出入貨物等の審査・検査のための選定及び参考となる各種情報の発出を行うとともに，海外の税関当局等との間で積極的に情報交換を行っている。

（注１）平成18年７月，各税関の監視部，業務部にあった情報関係部門を調査部に集約し，監視取締り及び通関審査を支援する情報の分析・管理機能やシステム管理機能等を一元化するため税関情報監理官が設置され，平成20年７月には，情報分析機能の強化を目的として，国際情報センター室，総括密輸情報調査官，総括貨物情報管理官を統合し，総括情報管理官が設置された。また，平成29年７月には，情報分析室が設置され，併せて，センター機能の整理が行われた。これらにより，監視・業務・調査等の関係部署間の連携が一層促進されている。

関税局においては，情報センターが海外の税関当局等と，より一層円滑に情報交換を行うため，諸外国・地域との間で税関相互支援協定等を締結する取組みを積極的に進めており，これまでに36ヶ国・地域との間で政府間協定，税関当局間取決め等の締結に至っている（Ⅱ第3.2⑶税関相互支援協定の現状参照）。また，WCO（世界税関機構）及びアジア・大洋州RILO（注２）へ積極的に参加し，情報収集の拠点となる国・地域に職員を派遣する等，情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めている。

（注２）アジア・大洋州RILO（Regional Intelligence Liaison Office）とは，同地域における税関当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑化するために設置されたWCOの地域情報連絡事務所。

２．政府全体としての不正薬物・銃器対策への取組

覚醒剤等の不正薬物及び銃器の取締りに関しては，関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに，不正薬物・銃器に対する強力な取締り，国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため，犯罪対策閣僚会議の下において，厚生労働大臣及び国家公安委員長をそれぞれ議長とし，関係閣僚を構成員とする「薬物乱用対策推進会議」及び「銃器対策推進会議」を随時開催し，政府全体として，不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

このうち，薬物乱用対策については，引き続き政府を挙げた総合的な対策の推進により，薬物乱用の根絶を図るため，平成25年８月に「第４次薬物乱用防止５か年戦略」が決定され，平成26年７月には，危険ドラッグの更なる乱用拡大を防止し，新たな乱用薬物に迅速かつ的確に対応すべく，「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（注）が決定されている。また，平成30年８月開催の推進会議において，「第五次薬物乱用防止五か年戦略」が決定され，次の戦略決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

また，銃器対策については，これまでは単年度で「銃器対策推進計画」を決定し，銃器摘発体制の強化と取締機関の連携の緊密化等の各種施策を推進していたが，中長期的視点で目標を設定し，施策の進捗状況を確認しながら取り組むことが適当であること等を踏まえ，令和元年７月の銃器対策推進会議において「銃器対策推進５か年計画」を決定し，上記の薬物乱用対策同様に，次の計画決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

（注）本対策は，平成26年７月に「いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策」として決定され，同22日，「脱法ドラッグ」に代わる新呼称名として「危険ドラッグ」が選定されたことを受け，現在の名称となったもの。なお，30年８月から，「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」については「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に包含されることとなった。

3．不正薬物の密輸入動向

⑴　不正薬物全体の密輸入動向

令和元年※1における不正薬物※2全体の摘発件数は1,046件（前年比20％増），押収量※3は約3,318kg（前年比約2.2倍）となり，史上初めて３トンを超えた。この様に，我が国への不正薬物の流入は引き続き拡大傾向にあり，極めて深刻な状況となっている。

※１　平成31年１月から令和元年12月まで。
※２　覚醒剤，大麻，あへん，麻薬（ヘロイン，コカイン，MDMA等），向精神薬及び指定薬物をいう。
※３　錠剤型薬物を除く。

摘発件数を密輸形態別にみると，航空機旅客による密輸入は388件（前年比60％増），商業貨物を利用した密輸入は127件（前年比約2.2倍）と増加

表１　社会悪物品の摘発実績（過去５年間）

種類＼年		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	前年比
覚醒剤	件	83	104	151	169	425	251%
	kg	422	1,501	1,159	1,159	2,570	222%
大麻	件	122	118	171	218	241	111%
	kg	34	9	131	156	78	50%
大麻草	件	58	81	115	128	110	86%
	kg	29	6	117	143	61	43%
大麻樹脂等	件	64	37	56	90	131	146%
	kg	6	3	13	13	17	131%
麻薬	件	213	182	170	225	209	93%
	kg	26	121	82	161	656	408%
	千錠	1	1	2	32	61	189%
ヘロイン	件	2	6	6	8	5	63%
	kg	2	0	70	1	17	24倍
コカイン	件	8	12	24	58	52	90%
	kg	18	119	10	153	638	417%
ＭＤＭＡ等	件	23	27	48	59	67	114%
	kg	0	1	0	5	0	7%
	千錠	0	1	2	32	61	191%
ケタミン	件	12	20	18	17	26	153%
	kg	4	1	0	1	0	11%
その他麻薬	件	168	117	74	83	59	71%
	kg	2	1	1	0	0	25%
	千錠	1	0	0	1	0	58%
向精神薬	件	16	11	17	38	6	16%
	kg	0	－	0	0	－	全減
	千錠	7	2	4	26	0	1%
指定薬物	件	1,462	477	275	221	165	75%
	kg	40	19	8	17	15	85%
合計	件	1,896	892	784	871	1,046	120%
	kg	522	1,650	1,380	1,493	3,318	222%
	千錠	8	3	6	58	61	106%
（参考）使用回数	万回	1,499	5,405	4,638	4,427	10,896	246%

銃砲	件	5	4	7	8	－	全減
	丁	5	4	19	10	－	全減
うち拳銃	件	5	4	6	7	－	全減
	丁	5	4	18	9	－	全減
拳銃部品	件	－	－	3	1	－	全減
	点	－	－	4	1	－	全減

（注）１．令和元年は，平成31年１月から令和元年12月を示す。以下同じ。
２．税関が摘発した密輸入事犯のほか，警察等他機関が摘発した事件で，税関が当該事件に関与したものを含む。
３．覚醒剤は，覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。
４．大麻樹脂等は，大麻樹脂のほか，大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
５．MDMA等は，MDMA，MDA及びMDEの合計を示す。
６．（参考）使用回数は，以下の不正薬物について，乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し，合計したものである。
（覚醒剤：0.03ｇ，大麻草：0.5ｇ，大麻樹脂：0.1ｇ，ヘロイン：0.01ｇ，コカイン：0.03ｇ，MDMA等及び向精神薬：１錠）
７．端数処理のため数値が合わないことがある。
８．数量の表記について，「0」とは500ｇまたは500錠未満の場合を示し，「－」とは全く無い場合を示す。
９．指定薬物については，平成27年４月以降の実績を計上。
10．令和元年の数値は速報値である。

表２　不正薬物の密輸形態別摘発件数

（件）

形態別＼年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸入	107	176	214	243	388	160%	37%
国際郵便物を利用した密輸入	1,734	640	526	557	520	93%	50%
商業貨物を利用した密輸入	45	60	36	58	127	219%	12%
航空貨物	34	49	32	46	121	263%	12%
海上貨物	11	11	4	12	6	50%	1%
船員等による密輸入	10	16	8	13	11	85%	1%
合計	1,896	892	784	871	1,046	120%	100%

（注）航空機旅客には，航空機乗組員を含み，船員等には，洋上取引，船舶旅客を含む。また，商業貨物には，別送品を含む。

傾向がみられる。一方，国際郵便物を利用した密輸入は520件（前年比７％減），船員等による密輸入は11件（前年比15％減）と減少した。

⑵　覚醒剤の密輸入動向

覚醒剤の摘発件数は425件（前年比約2.5倍），押収量約2,570kg（前年比約2.2倍）と大幅に増加し，“史上初めて2.5トンを超える”とともに“４年連続１トン超え”となった。また，洋上取引による大口事犯２件で約1.6トンに上り，押収量全体の半数以上を占めた。さらに，覚醒剤の押収量は，不正薬物全体の約８割を占め，我が国への覚醒剤の流入が特に深刻な状況となっている。

押収した覚醒剤は，薬物乱用者の通常使用量で約8,566万回分，末端価格にして約1,542億円に相当する。

密輸形態別にみると，全体の摘発件数の半数以上を航空機旅客が占めた。航空機旅客の摘発件数は前年比約2.5倍，押収量は同比約2.6倍と大幅増加となった。商業貨物のうち，特に航空貨物の摘発件数は前年比約8.2倍，押収量は同比約14倍と著しく増加した。国際郵便物の摘発件数は前年比63％増，押収量は同比約3.7倍と増加した。船員等（洋上取引等を含む。）の押収量は前年比約11万倍と著しく増加した。

密輸仕出地別にみると，摘発件数ではアジアが48％と半数近くを占める。これに次ぐ北米と欧州の３地域で全体の約８割を占める。アジア地域では，特にタイ，マレーシアの摘発件数が顕著な増加となった。押収量では，アジアが11％，北米地域が13％，その他が62％を占める。その他が62％を占めるのは，洋上取引による大口事犯２件，約1.6トンの仕出地が不明なためである。

主な摘発事例としては，鳥島南西方沖において洋上取引された覚醒剤約１トンを静岡県賀茂郡南伊豆町の海岸において摘発した事例及び東シナ海において洋上取引された覚醒剤約587kgを熊本県天草市魚貫（おにき）町の港において摘発した事例が挙げられる。

⑶　大麻の密輸入動向

大麻の摘発件数は241件（前年比11％増）と僅かに増加した一方，押収量は約78kg（前年比50％減）と半減した。なお，摘発件数については，２年連続で200件超えとなり，平成27年から倍増した。

大麻のうち，大麻草の摘発件数・押収量は共に減少した。一方で大麻樹脂等※４は，摘発件数・押収量共に増加した。

※４　大麻樹脂のほか，大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。

⑷　麻薬の密輸入動向

麻薬（ヘロイン，コカイン，MDMA等）の摘発件数は209件（前年比７％減）と僅かに減少したものの，押収量は約656kg（前年比約4.1倍）と大幅に増加した。

特に，コカインの摘発件数は52件（前年比10％減）と僅かに減少したものの，押収量は約638kg（前年比約4.2倍）と大幅に増加した。

主な摘発事例としては，三河港（豊橋）に入港した外国貿易船の船底にある海水取入口に隠匿されたコカイン約178kgを摘発した事例及びブラジルから到着した海上コンテナ貨物に隠匿されたコカイン約400kgを摘発した事例が挙げられる。

４．金地金の密輸入動向

令和元年における金地金※５密輸入事犯の摘発件数は61件（前年比94％減），押収量は約319kg（前年比84％減）と，摘発件数・押収量共に大幅に減少した。

表３　覚醒剤の密輸形態別摘発実績

（上段：件，下段：kg）

形態別＼年		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	前年比	構成比
航空機旅客による密輸入		37 84	53 79	99 190	91 160	229 418	252% 261%	54% 16%
国際郵便物を利用した密輸入		21 3	20 53	38 96	52 50	85 187	163% 373%	20% 7%
商業貨物を利用した密輸入		18 328	21 653	11 398	23 948	109 359	474% 38%	26% 14%
	航空貨物	13 80	15 72	10 48	13 22	107 316	823% 14倍	25% 12%
	海上貨物	5 248	6 581	1 351	10 926	2 43	20% 5%	0% 2%
船員等による密輸入		7 6	10 715	3 475	3 0	2 1,605	67% 108,018倍	0% 62%
合計		83 422	104 1,501	151 1,159	169 1,159	425 2,570	251% 222%	100% 100%

（注）１．航空機旅客には，航空機乗組員を含み，船員等には，洋上取引，船舶旅客を含む。また，商業貨物には，別送品を含む。
２．端数処理のため数値が合わないことがある。
３．数量の表記について，「0」とは500ｇ未満の場合を示し，「－」とは全く無い場合を示す。

令和元年10月の消費税率引き上げ後は，摘発件数に増加傾向が見られた。

※５　金地金には，金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

密輸形態別件数では，摘発件数61件のうち，航空機旅客によるものが57件となり，全体の約９割を占めた。密輸仕出地別にみると，全てアジア地域からの密輸入であり，韓国からの摘発件数（21件）が最も多く，全体の約３割を占めた。

５．知的財産侵害事犯等

不正薬物以外の関税法違反事件のうち，知的財産侵害事犯，ワシントン条約該当事犯，不正輸出事犯等の主な事例は次のとおりである。

⑴　知的財産侵害事犯

・平成31年３月，東京税関は，香港から航空小口急送貨物により商標権を侵害する時計20個を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。

⑵　ワシントン条約該当事犯

・令和元年12月，大阪税関は，タイから航空機によりコツメカワウソ２匹を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。

⑶　不正輸出事犯

・平成31年３月及び４月，大阪税関は，中国へ外国貿易船により牛の精液を注入したストロー130本及び牛の受精卵を注入したストロー235本を不正に輸出した日本人男性計３名を関税法違反で告発した。

・令和元年８月，大阪税関は，最終仕出地が北朝鮮であるにもかかわらず，香港向けと偽り，家具，ガスコンロ及び電気洗濯機等620パッケージを不正に輸出した日本人男性を関税法違反で告発した。

⑷　その他の事犯

・平成31年１月，函館税関は，マレーシアから航空機により偽造クレジットカード456枚を密輸入しようとしたマレーシア人男性２名を関税法違反で告発した。

・令和元年８月，門司税関は，フィリピンから航空機により偶蹄類を含む動物の肉を原料とするソーセージ約83.7kg及び偶蹄類の動物の肉約8.2kgを密輸入しようとした日本人男性２名を関税法違反で告発した。

６．輸入事後調査事務の概要

昭和41年に関税について申告納税方式が採用されたことに伴い，既に同方式を採用していた他の国税と同様に，関税についても申告内容を事後に調査する必要が生じ，昭和43年に全国税関で約80名の体制により輸入事後調査がスタートした。

その後，輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大するとともに，物流の迅速化が進む状況において，輸入通関の迅速化が強く要請される中，適正通関を確保する上で，輸入事後調査の役割は一層重要となってきている。

⑴　調査の目的

関税の申告納税制度は，適正かつ公平な課税の実現を申告納税義務者の自主申告に委ねることを本旨とするものであるが，必ずしも申告が法令の規定に従って正しく行われているとは限らない。

表４　覚醒剤の仕出地別摘発実績

（上段：件，下段：kg）

仕出地＼年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	構成比	合計
アジア	51 160	68 1,168	75 925	85 1,031	204 278	48% 11%	483 3,563
タイ	12 6	6 3	21 27	18 174	87 86	20% 3%	144 296
マレーシア	－ －	2 7	14 21	22 63	69 104	16% 4%	107 195
ラオス	－ －	－ －	－ －	3 3	10 37	2% 1%	13 41
フィリピン	4 1	2 0	－ －	1 2	10 16	2% 1%	17 18
台湾	4 45	16 104	11 7	9 345	6 0	1% 0%	46 501
カンボジア	－ －	－ －	2 5	7 21	4 10	1% 0%	13 35
韓国	1 0	4 2	－ －	4 8	4 5	1% 0%	13 15
中国（香港・マカオを含む）	28 104	34 1,049	20 853	11 404	4 3	1% 0%	97 2,414
中国	15 76	19 1,025	10 835	6 157	1 0	0% 0%	51 2,092
香港	12 27	15 25	10 19	5 247	2 1	0% 0%	44 319
マカオ	1 1	－ －	－ －	－ －	1 2	0% 0%	2 3
インド	2 4	1 2	4 11	3 6	3 6	1% 0%	13 31
ベトナム	－ －	2 0	2 0	4 3	3 2	1% 0%	11 6
中東	2 3	1 0	7 12	4 4	24 105	6% 4%	38 123
トルコ	1 3	－ －	6 11	2 3	11 16	3% 1%	20 33
アラブ首長国連邦	－ －	－ －	1 0	1 1	9 23	2% 1%	11 25
イラン	1 0	1 0	－ －	－ －	4 66	1% 3%	6 66
アフリカ	2 20	5 38	16 72	7 54	19 70	4% 3%	49 254
ナイジェリア	－ －	－ －	－ －	1 15	9 47	2% 2%	10 62
南アフリカ	1 1	1 2	3 22	2 4	7 14	2% 1%	14 43
ウガンダ	1 20	4 36	5 23	－ －	1 6	0% 0%	11 85
ケニア	－ －	－ －	2 10	1 30	－ －	0% 0%	3 39
欧州	5 4	6 8	22 26	28 18	43 41	10% 2%	104 97
イギリス	1 4	1 3	1 2	5 11	14 4	3% 0%	22 23
ドイツ	1 0	－ －	7 9	7 4	7 12	2% 0%	22 25
フランス	－ －	1 1	－ －	－ －	3 4	1% 0%	4 5
スペイン	3 0	1 3	2 8	1 3	3 2	1% 0%	10 16
オランダ	－ －	2 0	9 3	10 0	3 0	1% 0%	24 3
ベルギー	－ －	－ －	－ －	5 0	1 2	0% 0%	6 2
北米	8 3	13 16	19 111	34 43	111 333	26% 13%	185 505
米国	8 3	12 11	12 96	26 37	61 126	14% 5%	119 273
カナダ	－ －	1 5	7 15	8 5	50 207	12% 8%	66 231
中南米	7 225	6 260	6 14	9 9	22 138	5% 5%	50 646
メキシコ	7 225	6 260	6 14	9 9	22 138	5% 5%	50 646
オセアニア	1 0	－ －	1 0	－ －	－ －	0% 0%	2 0
不明	7 6	5 11	5 0	2 0	2 1,605	0% 62%	21 1,622
合　計	83 422	104 1,501	151 1,159	169 1,159	425 2,570	100% 100%	932 6,810

（注）１．端数処理のため数値が合わないことがある。
２．仕出地の内訳は，主だった国，地域を記載している。
３．数量の表記について，「0」とは500ｇ未満の場合を示し，「－」とは全く無い場合を示す。

輸入事後調査は，輸入貨物に係る納税申告が，関税法等関税に関する法令の規定に基づいて正しく行われているか否かを確認し，不適正な申告についてはこれを是正するとともに，輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより，適正な課税を確保することを目的としている。

また，過少申告加算税，無申告加算税及び重加算税などの加算税制度を厳正に運用することにより，申告漏れを行った納税者と適正な申告を行った多くの納税者の間での課税の公正を図るとともに，より適正な納税申告を行う環境の整備に努めている。

⑵　調査の権限

輸入者等に対する調査は，関税法第105条第１項第６号に規定する質問検査権に基づくもので，輸入貨物について輸入者その他の関係者に対する質問，輸入貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨規定されている。

なお，この質問検査権は，犯罪捜査のために認められたものではない。

⑶　調査の方法

輸入事後調査は，輸入者の事業所等に臨場し，輸入取引に係る契約書，仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳票等を調査する等により行われており，課税価格の適否の確認のほか，特恵税率適用の可否及び品目分類の適否並びに輸入品に係る消費税についての調査も併せて行っている。

また，調査の結果，納税申告に誤りがあることが判明した場合には，関税法第７条の16の規定に基づき，課税標準及び税額を更正する等により適正な課税の実現を図っている。

⑷　平成30事務年度（平成30年７月～令和元年６月）の調査事績と非違の傾向

平成30事務年度において，全国の税関が調査した結果は表８のとおりであり，申告漏れに係る課税価格は約1,550億円で，追徴税額は約144億円となった。

また，納付不足税額の大きい上位５品目（関税分類ベース）は表９のとおりであり，これら５品目で，納付不足税額の総額の約65％を占める。

なお，主な申告漏れ等の内容は，輸出者又は輸入者が作成した低価インボイスによる輸入申告，インボイスに記載された決済金額以外の貨物代金の申告漏れなどとなっている。

７．輸出事後調査事務の概要

大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的な要請となってきたこと等を踏まえ，不正輸出に対する税関による取締りを強化し，適正な輸出通関を確保する観点から，平成17年10月に全国税関で輸出事後調査がスタートした。

⑴　調査の目的

輸出事後調査は，輸出された貨物について，輸出の許可が適正に行われていたか，輸出貨物が許可した内容に従って適切に輸出されたか等を確認し，適切な輸出申告の履行を促すことを目的としている。

⑵　調査の権限

輸出者等に対する調査は，関税法第105条第１項第４号の２に規定する質問検査権に基づくもので，同号においては，輸出された貨物について輸出者その他の関係者に対する質問，輸出貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨が規定されている。

なお，この質問検査権は，犯罪捜査のために認められたものではない。

表５　金地金の摘発実績（過去10年間）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
摘発件数（件）	15	17	18	12	119	465	811	1,347	1,086	61
押収量（kg）	92	63	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,036	319

（注）平成30年，令和元年の押収量は速報値

表６　金地金の摘発件数と押収量の推移（四半期毎）

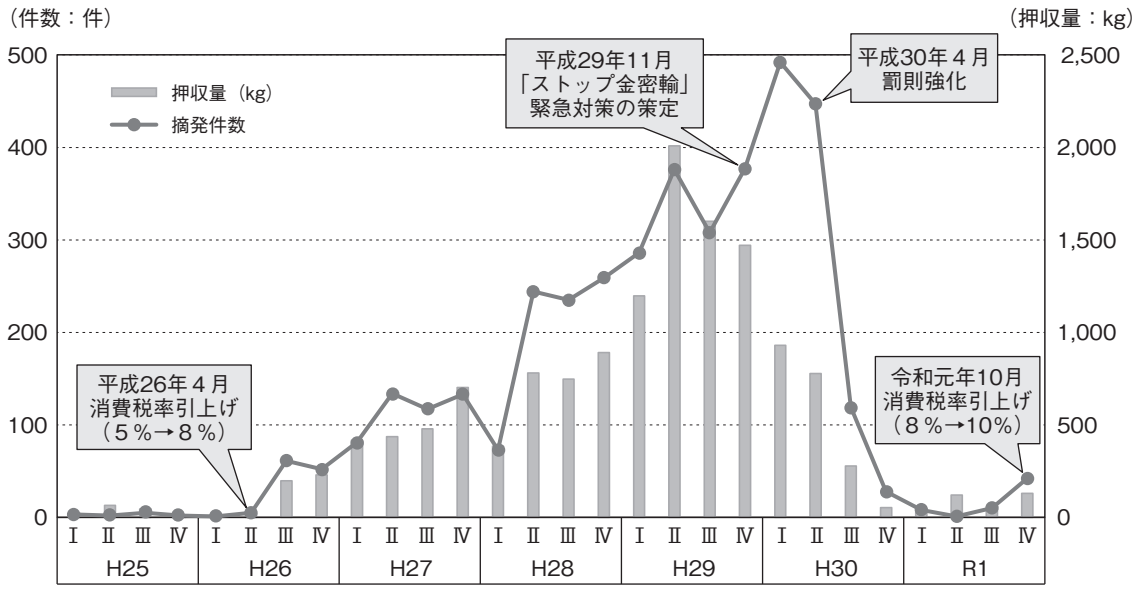

表７　密輸形態別の摘発状況（令和元年）

密輸形態	摘発件数（件）	押収量（kg）
航空機旅客	57	161
航空貨物	2	132
船員等	2	26
合計	61	319

（注）航空機旅客には航空機乗組員を含み，船員等には洋上取引，船舶旅客を含む。
　　航空貨物には，航空での別送品を含む。

表８　密輸仕出地別の摘発件数（令和元年）

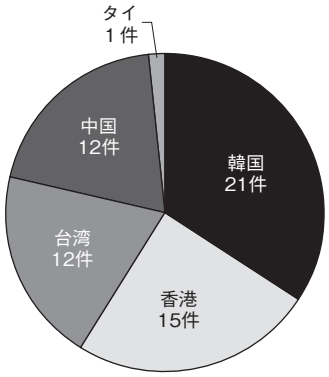

表９　輸入事後調査の状況

		平成30事務年度	対前年度比	平成29事務年度
調査を行った輸入者①		4,079者	95.6%	4,266者
申告漏れ等のあった輸入者②		3,231者	96.0%	3,365者
申告漏れ等の割合②／①		79.2%	0.3ポイント増加	78.9%
申告漏れ等に係る課税価格		1,549億5,745万円	104.4%	1,483億7,430万円
追徴税額	納付不足税額	136億9,163万円	101.0%	135億4,965万円
	関税	12億2,257万円	65.2%	18億7,418万円
	内国消費税	124億6,906万円	106.8%	116億7,548万円
	加算税額	６億5,849万円	109.1%	６億354万円
	重加算税額	4,353万円	61.0%	7,139万円
	計	143億5,012万円	101.4%	141億5,320万円

表10　納付不足税額が多い上位５品目

	平成30事務年度			平成29事務年度		
順位	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	85類	電気機器	33億6,536万円	85類	電気機器	24億9,397万円
2	90類	光学機器等	21億278万円	90類	光学機器等	21億9,995万円
3	87類	自動車等	14億4,140万円	87類	自動車等	13億2,173万円
4	84類	機械類	11億5,164万円	30類	医療用品	10億899万円
5	29類	有機化学品	８億8,238万円	84類	機械類	９億5,847万円

Ⅳ　最近における我が国の貿易動向（通関ベース）

１．概況

令和元年の輸出は，自動車の部分品，鉄鋼等が減少し，76兆9,317億円（△5.6％）と３年ぶりの減少。数量指数は△4.3％。

輸入は，原粗油，石油製品等が減少し，78兆5,995億円（△5.0％）と３年ぶりの減少。数量指数は△1.1％。

差引額は，△１兆6,678億円となり２年連続の赤字。

令和２年第Ⅰ四半期の輸出は，自動車，船舶等が減少し，18兆1,105億円（△5.5％）と５期連続の減少。数量指数は△5.5％。

輸入は，液化天然ガス，石炭等が減少し，18兆3,119億円（△7.2％）と５期連続の減少。数量指数は△7.0％。

差引額は△2,013億円（△65.2％）と７期連続の赤字。

２．主要地域別動向

⑴　米国

令和元年の輸出は，自動車，自動車の部分品等が減少し，15兆2,545億円（△1.4％）と３年ぶりの減少。輸入は原動機，穀物類等が減少し，８兆6,402億円（△4.2％）と３年ぶりの減少。

差引額は６兆6,143億円（＋2.5％）となり２年ぶりの増加。

令和２年第Ⅰ四半期の輸出は，自動車，原動機等が減少し，３兆5,039億円（△9.2％）と３期連続の減少。輸入は，原粗油，穀物類等が減少し，２兆689億円（△5.8％）と４期連続の減少。

差引額は，１兆4,350億円（△13.7％）となり２期連続の減少。

⑵　EU

令和元年の輸出は，船舶，医薬品等が減少し，８兆9,553億円（△2.8％）と３年ぶりの減少。輸入は，自動車，原動機等が減少し，９兆7,222億円（0.0％）と３年連続の増加。

差引額は，△7,669億円（＋50.6％）となり過去最大の赤字。

令和２年第Ⅰ四半期の輸出は，自動車，原動機等が減少し，１兆9,291億円（△6.9％）と２期連続の減少。輸入は，航空機類，有機化合物等が減少し，２兆764億円（△６．％）と２期連続の減少。

差引額は，△1,473億円となり11期連続の赤字。

⑶　アジア

令和元年の輸出は，鉄鋼，半導体等製造装置等が減少し，41兆3,268億円（△7.6％）と３年ぶりの減少。輸入は，通信機，半導体等電子部品等が減少し，37兆4,130億円（△4.7％）と３年ぶりの減少。

差引額は，３兆9,138億円（△29.1％）となり２

表１　輸出入額表

（単位　億円，％）

年　別	輸　出	輸　入	差　引	対前年伸率	
				輸　出	輸　入
平成25年	697,742	812,425	△114,684	9.5	14.9
26	730,930	859,091	△128,161	4.8	5.7
27	756,139	784,055	△27,916	3.4	△8.7
28	700,358	660,420	39,938	△7.4	△15.8
29	782,865	753,792	29,072	11.8	14.1
30	814,788	827,033	△12,246	4.1	9.7
令和元年	769,317	785,995	△16,678	△5.6	△5.0
令和２年第Ⅰ四半期	181,105	183,119	△2,013	△5.5	△7.2

表２　貿易指数の推移

（対前年（同期）伸率％）

年・期別		輸　出			輸　入		
		金額指数	数量指数	価格指数	金額指数	数量指数	価格指数
平成30年		4.1	1.7	2.4	9.7	2.8	6.7
令和元年		△5.6	△4.3	△1.3	△5.0	△1.1	△3.9
元年	Ⅰ	△3.9	△5.0	1.2	△1.9	△1.8	△0.2
	Ⅱ	△5.5	△6.1	0.6	△0.1	△0.1	0.0
	Ⅲ	△5.0	△2.3	△2.8	△4.9	2.3	△7.0
	Ⅳ	△7.8	△3.8	△4.2	△11.9	△4.5	△7.8
２年	Ⅰ	△5.5	△5.5	0.0	△7.2	△7.0	△0.3

年連続の減少。

令和２年第Ⅰ四半期の輸出は，有機化合物，自動車の部分品等が減少し，９兆6,427億円（△3.9％）と６期連続の減少。輸入は，衣類・同付属品，電算機類（含周辺機器）等が減少し，８兆5,659億円（△9.4％）と５期連続の減少。

差引額は，１兆768億円（＋86.7％）となり２期連続の増加。

⑷　中国

令和元年の輸出は，自動車の部分品，半導体等製造装置等が減少し，14兆6,819億円（△7.6％）と３年ぶりの減少。輸入は，通信機，衣類・同付属品等が減少し，18兆4,537億円（△3.9％）と３年ぶりの減少。

差引額は，△３兆7,718億円（＋14.4％）となり４年ぶりの赤字幅拡大。

令和２年第Ⅰ四半期の輸出は，有機化合物，半導体等製造装置等が減少し，３兆2,233億円（△5.3％）と５期連続の減少。輸入は，衣類・同付属品，通信機等が減少し，３兆8,426億円（△16.7％）３期連続の減少。

差引額は，△6,193億円（△48.8％）と２期連続の赤字幅縮小。

３．主要商品別動向

令和元年の輸出の16％程度を占める自動車については，数量が△0.2％，金額が△2.7％。令和２年第Ⅰ四半期は，数量が△7.0％，金額が△7.5％。

令和元年の輸入の10％程度を占める原粗油については，数量が△1.2％，金額が△10.5％，通関単価（45,835円／KL）は△9.5％。令和２年第Ⅰ四半期は，数量が△4.2％，金額が＋0.6％，通関単価（46,261円／KL）は＋5.0％。

注１：伸び率について，年分は対前年比，四半期分は対前年同期比。

注２：本稿文中，表及び統計部分「Ⅱ貿易統計」の令和２年分の数値については令和２年５月28日現在のもの。

表３　主要地域（国）別輸出入動向

(1)　米　国

（単位　億円，％）

	輸　出	伸　率	輸　入	伸　率	差　引	差引増減額	差引伸率
平成28年	141,429	△7.1	73,221	△9.2	68,207	△3,441	△4.8
29	151,135	6.9	80,903	10.5	70,232	2,025	3.0
30	154,702	2.4	90,149	11.4	64,553	△5,679	△8.1
令和元年	152,545	△1.4	86,402	△4.2	66,143	1,590	2.5
２．第Ⅰ四半期	35,039	△9.2	20,689	△5.8	14,350	△2,278	△13.7

(2)　Ｅ　Ｕ

	輸　出	伸　率	輸　入	伸　率	差　引	差引増減額	差引伸率
平成28年	79,817	△0.0	81,517	△5.5	△1,700	4,698	△73.4
29	86,569	8.5	87,566	7.4	△996	704	△41.4
30	92,092	6.4	97,185	11.0	△5,093	△4,097	411.1
令和元年	89,553	△2.8	97,222	0.0	△7,669	△2,576	50.6
２．第Ⅰ四半期	19,291	△6.9	20,764	△6.6	△1,473	509	△3.4

加盟国ベース

(3)　アジア

	輸　出	伸　率	輸　入	伸　率	差　引	差引増減額	差引伸率
平成28年	371,070	△8.0	331,988	△13.5	39,081	19,380	98.4
29	429,200	15.7	370,261	11.5	58,939	19,858	50.8
30	447,356	4.2	392,178	5.9	55,178	△3,761	△6.4
令和元年	413,268	△7.6	374,130	△4.6	39,138	△16,040	△29.1
２．第Ⅰ四半期	96,427	△3.9	85,659	△9.4	10,768	5,000	86.7

(4)　中　国

	輸　出	伸　率	輸　入	伸　率	差　引	差引増減額	差引伸率
平成28年	123,614	△6.5	170,190	△12.4	△46,576	15,479	△24.9
29	148,897	20.5	184,593	8.5	△35,696	10,880	△23.4
30	158,977	6.8	191,937	4.0	△32,959	2,736	△7.7
令和元年	146,819	△7.6	184,537	△3.9	△37,718	△4,759	14.4
２．第Ⅰ四半期	32,233	△5.3	38,426	△16.7	△6,193	5,897	△48.8

(5)　韓　国

	輸　出	伸　率	輸　入	伸　率	差　引	差引増減額	差引伸率
平成28年	50,204	△5.7	27,221	△16.1	22,984	2,157	10.4
29	59,752	19.0	31,527	15.8	28,225	5,241	22.8
30	57,926	△3.1	35,505	12.6	22,421	△5,804	△20.6
令和元年	50,438	△12.9	32,271	△9.1	18,167	△4,254	△19.0
２．第Ⅰ四半期	12,335	△7.5	8,003	△2.8	4,331	△765	△15.0

(6)　ASEAN

	輸　出	伸　率	輸　入	伸　率	差　引	差引増減額	差引伸率
平成28年	103,785	△9.7	100,467	△15.2	3,318	6,802	－
29	118,720	14.4	115,452	14.9	3,268	△50	△1.5
30	126,345	6.4	123,991	7.4	2,354	△914	△28.0
令和元年	115,783	△8.4	117,567	△5.2	△1,784	△4,138	△175.8
２．第Ⅰ四半期	27,674	△3.5	29,616	△2.2	△1,941	△350	22.0

（注１）「伸率」は対前年（同期）伸率。
（注２）「差引増減額」は前年（同期）差引との差。

表４　主要商品の輸出状況

（単位　億円，％）

年　別	有機化合物		プラスチック		鉄　　鋼				非鉄金属	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	数　量（千トン）	伸　率	金　額	伸　率
平成27年	21,166	△13.2	24,441	1.3	36,683	△7.3	41,271	△1.0	14,262	△1.9
28	16,818	△20.5	22,715	△7.1	28,433	△22.5	40,828	△1.1	12,386	△13.2
29	19,566	16.3	25,112	10.6	32,844	15.5	37,743	△7.6	13,951	12.6
30	20,513	4.8	25,574	1.8	34,412	4.8	36,136	△4.3	15,131	8.5
令和元年	19,071	△7.0	24,297	△5.0	30,740	△10.7	33,419	△7.5	13,684	△9.6
2（第Ⅰ四半期）	4,360	△13.9	5,781	0.1	7,762	4.2	9,219	22.8	3,753	13.2

年　別	原　動　機		半導体等製造装置		半導体等電子部品				電気計測機器	
							Ｉ　Ｃ			
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率
平成27年	25,915	2.0	15,897	15.3	39,145	6.1	26,444	6.1	14,684	4.2
28	24,163	△6.8	19,358	21.8	36,072	△7.8	24,312	△8.1	14,145	△3.7
29	27,454	13.6	25,502	31.7	40,225	11.5	28,022	15.3	15,779	11.6
30	29,488	7.4	27,286	7.0	41,502	3.2	29,040	3.6	17,371	10.1
令和元年	27,279	△7.5	24,670	△9.6	40,060	△3.5	28,361	△2.3	16,268	△6.4
2（第Ⅰ四半期）	6,343	△11.1	5,861	△9.3	9,721	9.7	6,751	10.0	3,924	△2.5

年　別	電気回路の機器		自　　動　　車							
							乗　　用　　車			
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	数　量（台）	伸　率	金　額	伸　率	数　量（台）	伸　率
平成27年	18,542	1.0	120,463	10.3	5,841,029	1.8	104,062	11.1	4,976,879	2.2
28	17,721	△4.4	113,329	△5.9	5,801,023	△0.7	99,765	△4.1	5,040,871	1.3
29	20,716	16.9	118,254	4.3	5,961,940	2.8	104,678	4.9	5,223,656	3.6
30	20,776	0.3	123,072	4.1	6,114,235	2.6	109,381	4.5	5,393,300	3.2
令和元年	18,515	△10.9	119,712	△2.7	6,102,517	△0.2	106,820	△2.3	5,395,022	0.0
2（第Ⅰ四半期）	4,273	△2.0	27,863	△7.5	1,400,922	△7.0	24,890	△7.8	1,234,523	△7.6

年　別	自動車の部分品		二輪自動車		船　　舶				科学光学機器	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	数　量（隻数）	伸　率	金　額	伸　率
平成27年	34,830	0.2	2,941	△7.0	13,336	2.6	589	2.6	23,762	△2.5
28	34,617	△0.6	2,615	△11.1	13,250	△0.6	553	△6.1	20,461	△13.9
29	38,966	12.6	3,197	22.3	13,224	△0.2	511	△7.6	24,159	18.1
30	39,909	2.4	3,372	5.5	13,679	3.4	460	△10.0	23,141	△4.2
令和元年	36,017	△9.8	2,674	△20.7	14,928	9.1	527	14.6	21,297	△8.0
2（第Ⅰ四半期）	8,256	△9.1	859	3.5	3,887	△17.2	135	0.0	4,890	△1.3

（注）「伸率」は対前年（同期）伸率。

表５　主要商品の輸入状況

（単位　億円，％）

年　別	肉類・同調製品		魚介類・同調製品		非鉄金属鉱		原油・粗油			
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	数　量（千ＫＬ）	伸　率
平成27年	13,808	3.4	15,753	3.3	13,809	△10.1	81,848	△41.0	195,499	△2.3
28	12,901	△6.6	14,800	△6.0	11,832	△14.3	55,319	△32.4	194,610	△0.5
29	14,813	14.8	16,494	11.4	13,804	16.7	71,549	29.3	186,731	△4.0
30	15,162	2.4	16,629	0.8	15,628	13.2	89,063	24.5	175,897	△5.8
令和元年	15,401	1.6	16,092	△3.2	13,779	△11.8	79,690	△10.5	173,864	△1.2
2（第Ⅰ四半期）	3,501	3.4	3,194	△15.2	3,456	1.4	19,210	0.6	41,525	△4.2

年　別	石油製品		揮発油		液化天然ガス		石　炭			
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	数　量（千トン）	伸　率
平成27年	18,216	△32.7	13,465	△30.9	55,141	△29.8	19,743	△5.3	190,645	1.2
28	10,744	△41.0	8,247	△38.8	32,816	△40.5	16,652	△15.7	189,732	△0.5
29	15,442	43.7	11,501	39.5	39,173	19.4	25,703	54.4	192,839	1.6
30	20,740	34.3	15,219	32.3	47,389	21.0	28,121	9.4	189,320	△1.8
令和元年	15,373	△25.9	11,590	△23.8	43,498	△8.2	25,282	△10.1	186,178	△1.7
2（第Ⅰ四半期）	4,477	8.2	3,242	18.7	11,306	△18.3	5,184	△24.2	47,009	1.5

年　別	有機化合物		医　薬　品		非鉄金属		半導体等電子部品		ＩＣ	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率
平成27年	16,499	6.5	29,241	32.1	16,827	△0.6	29,962	4.4	20,389	15.5
28	15,052	△8.8	27,802	△4.9	13,440	△20.1	25,146	△16.1	18,343	△10.0
29	17,085	13.5	26,449	△4.9	17,359	29.2	27,966	11.2	21,723	18.4
30	19,379	13.4	29,622	12.0	19,997	15.2	28,165	0.7	22,147	2.0
令和元年	16,911	△12.7	30,919	4.4	17,502	△12.5	25,814	△8.3	20,083	△9.3
2（第Ⅰ四半期）	4,070	△9.0	8,154	7.2	4,527	4.5	6,309	△0.3	4,970	1.7

年　別	電算機類（含周辺機器）		通　信　機		自　動　車		科学光学機器		衣類・同付属品	
	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率	金　額	伸　率
平成27年	19,727	△7.0	29,328	2.4	11,398	△1.9	16,808	7.1	34,154	4.8
28	17,237	△12.6	27,224	△7.2	11,781	3.4	15,563	△7.4	29,978	△12.2
29	19,658	14.0	31,091	14.2	13,070	10.9	17,218	10.6	31,092	3.7
30	20,290	3.2	30,868	△0.7	14,284	9.3	18,329	6.5	33,067	6.4
元年	22,108	9.0	28,463	△7.8	14,084	△1.4	18,179	△0.8	32,045	△3.1
2（第Ⅰ四半期）	5,159	△10.9	6,548	△8.9	3,133	2.8	4,251	△1.5	7,086	△10.4

（注）「伸率」は対前年（同期）伸率。

Ⅰ　関　　税　　統　　計

1．租税及び印紙収入に占める関税収入のウエイトの推移

（単位　百万円，％）

区分 / 年度別	租税及び印紙収入		関税収入			ウエイト	
	(A)	一般会計分(B)	(C)=(D)+(E)	一般会計分(D)	特別会計分(E)	(C)／(A)	(D)／(B)
平成元年度…	57,136,114	54,921,817	895,926	804,871	91,055	1.6	1.5
2……	62,779,769	60,105,864	928,056	825,203	102,853	1.5	1.4
3……	63,211,030	59,820,384	1,020,504	923,419	97,085	1.6	1.5
4……	57,396,449	54,445,324	1,005,831	915,450	90,382	1.8	1.7
5……	57,114,195	54,126,174	962,943	880,890	82,053	1.7	1.6
6……	54,000,691	51,030,033	994,289	907,547	86,742	1.8	1.8
7……	54,962,991	51,930,778	1,032,104	950,038	82,066	1.9	1.8
8……	55,226,063	52,060,104	1,109,290	1,023,983	85,307	2.0	2.0
9……	55,600,734	53,941,481	1,011,740	952,920	58,820	1.8	1.8
10……	51,197,738	49,431,880	920,506	868,688	51,818	1.8	1.8
11……	49,213,861	47,234,484	863,710	810,150	53,561	1.8	1.7
12……	52,720,869	50,712,497	876,408	821,451	54,957	1.7	1.6
13……	49,968,445	47,948,108	901,578	851,838	49,740	1.8	1.8
14……	45,844,234	43,833,205	835,111	793,642	41,470	1.8	1.8
15……	45,369,370	43,282,403	844,999	802,860	42,140	1.9	1.9
16……	48,102,930	45,589,013	861,836	817,659	44,177	1.8	1.8
17……	52,290,502	49,065,439	930,298	885,669	44,629	1.8	1.8
18……	54,116,856	49,069,052	947,335	944,021	3,314	1.8	1.9
19……	52,655,804	51,018,246	940,991	940,991	—	1.8	1.8
20……	45,830,885	44,267,304	883,109	883,109	—	1.9	2.0
21……	40,243,269	38,733,076	731,880	731,880	—	1.8	1.9
22……	43,707,430	41,486,793	785,881	785,881	—	1.8	1.9
23……	45,175,396	42,832,602	874,227	874,227	—	1.9	2.0
24……	47,049,242	43,931,407	897,230	897,230	—	1.9	2.0
25……	51,227,438	46,952,947	1,034,379	1,034,379	—	2.0	2.2
26……	57,849,171	53,970,700	1,073,104	1,073,104	—	1.9	2.0
27……	59,969,372	56,285,403	1,048,742	1,048,742	—	1.7	1.9
28……	58,956,257	55,468,640	917,355	917,355	—	1.6	1.7
29……	62,380,254	58,787,489	1,024,089	1,024,089	—	1.6	1.7
30……	64,224,124	60,356,385	1,071,123	1,071,123	—	1.7	1.8
令和元(予算)	64,057,700	60,180,000	961,000	961,000	—	1.5	1.6
2(予算)	68,051,900	63,513,000	946,000	946,000	—	1.4	1.5

（注）1. 平成元～平成30年度は決算額，令和元年度は補正後予算額，令和２年度は当初予算額である。
2. 特別会計分(E)は，石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分（原油等関税）である。
ただし，平成元～４年度については石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計分である。
平成18年度改正において，原油等関税のうち原油関税は無税化され，石油製品関税は一般会計に組み入れられた。

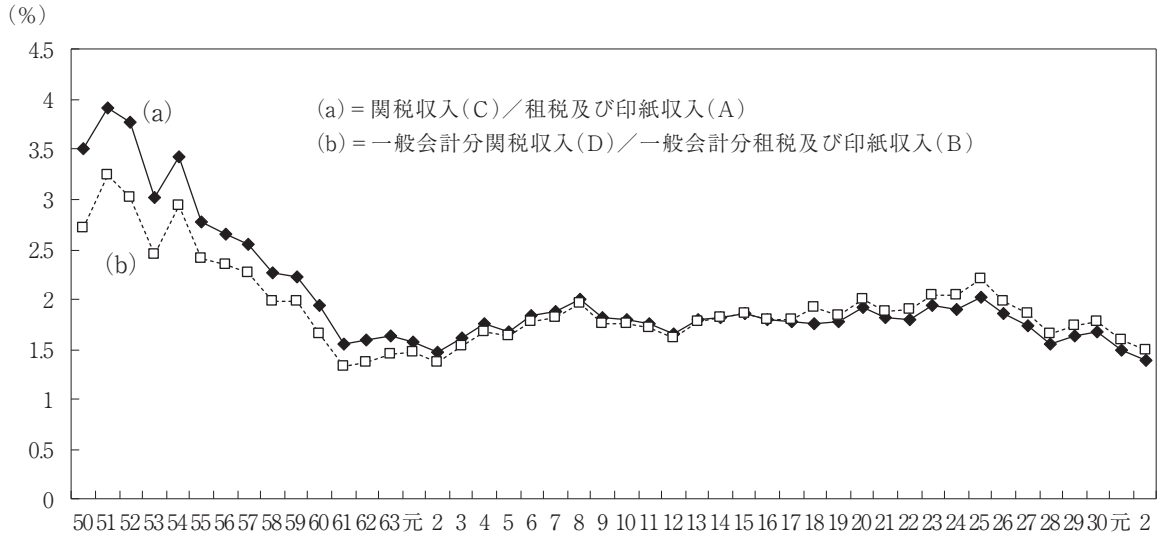

2. 我が国の輸出入額と関税負担率の推移

（単位　百万円，％）

区分 / 年度別	輸出額	輸入額		関税収入額	負担率	
		総額	うち有税品		対輸入総額	対有税品輸入額
平成元年度…	38,882,993	30,404,171	14,006,310	895,926	2.9	6.4
2……	41,874,991	34,171,137	14,733,031	928,056	2.7	6.3
3……	42,696,582	30,970,420	12,729,550	1,020,504	3.3	8.0
4……	43,052,879	29,225,047	12,610,043	1,005,831	3.4	8.0
5……	39,613,243	26,449,917	11,088,126	962,943	3.6	8.7
6……	40,750,347	28,988,814	11,798,946	994,289	3.4	8.4
7……	42,069,432	32,952,956	12,095,904	1,032,104	3.1	8.5
8……	46,040,586	39,671,661	14,817,472	1,109,290	2.8	7.5
9……	51,411,190	39,961,467	14,162,538	1,011,740	2.5	7.1
10……	49,449,347	35,393,751	12,026,405	920,506	2.6	7.7
11……	48,547,648	36,451,616	13,066,985	863,710	2.4	6.6
12……	52,045,241	42,449,370	15,419,850	876,408	2.1	5.7
13……	48,592,792	41,509,071	15,213,671	901,578	2.2	5.9
14……	52,727,107	43,067,102	15,657,993	835,111	1.9	5.3
15……	56,060,293	44,855,181	15,744,168	844,999	1.9	5.4
16……	61,720,757	50,367,565	18,661,771	861,836	1.7	4.6
17……	68,290,157	60,511,292	22,099,281	930,298	1.5	4.2
18……	77,460,585	68,447,346	12,363,354	947,335	1.4	7.7
19……	85,113,381	74,958,073	11,279,323	940,991	1.3	8.3
20……	71,145,593	71,910,441	10,419,305	883,109	1.2	8.5
21……	59,007,879	53,820,852	9,136,757	731,880	1.4	8
22……	67,788,838	62,456,704	10,305,918	785,881	1.3	7.6
23……	65,288,486	69,710,574	11,511,899	874,227	1.3	7.6
24……	63,939,981	72,097,764	11,709,618	897,230	1.2	7.7
25……	70,856,464	84,612,856	13,381,122	1,034,379	1.2	7.7
26……	74,667,048	83,794,784	13,774,200	1,073,104	1.3	7.8
27……	74,115,132	75,220,368	13,395,759	1,048,742	1.4	7.8
28……	71,522,248	67,548,804	12,143,940	939,010	1.4	7.7
29……	79,221,249	76,810,476	13,078,671	1,024,089	1.3	7.8
30……	80,709,887	82,318,969	14,009,261	1,071,123	1.3	7.6
令和元年度…	75,880,217	77,171,390	12,542,276	961,000	1.2	7.7

（注）平成元～30年度は決算額，令和元年度は補正後予算額である。

（参考）1. 関税負担率の国際比較

（単位　％）

年度 / 国名	2007（平成19）	2008（平成20）	2009（平成21）	2010（平成22）	2011（平成23）	2012（平成24）	2013（平成25）	2014（平成26）	2015（平成27）	2016（平成28）	2017（平成29）	2018（平成30）
日本	1.3	1.2	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.3
アメリカ	1.5	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	2.1
EU	1.4	1.3	1.4	1.3	1.2	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.3
カナダ	0.9	0.9	1.0	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1
オーストラリア	3.0	2.9	2.8	2.7	3.0	3.5	3.7	4.2	5.3	5.4	5.2	－
韓国	2.3	1.9	2.3	2.2	2.0	1.7	2.0	1.7	1.8	1.8	1.7	1.6

（注）1. 年度は各国の会計年度（但し，EUについては暦年）。
2. 関税負担率＝関税収入額／輸入額として計算。
3. 日本及びEU以外の諸外国：OECD「Revenue Statistics」及び「International Trade」による数値。
4. EU：EUROSTATによる数値。但し，データの制約上，各年度とも（当時未加盟の国も含めた）現27加盟国及び英国の数値。
5. 日本の2018年度関税収入額は「租税及び印紙収入額（決算額）」による数値。

（参考）2．関 税 改 正 と 関 税 負 担 率 等 の 推 移

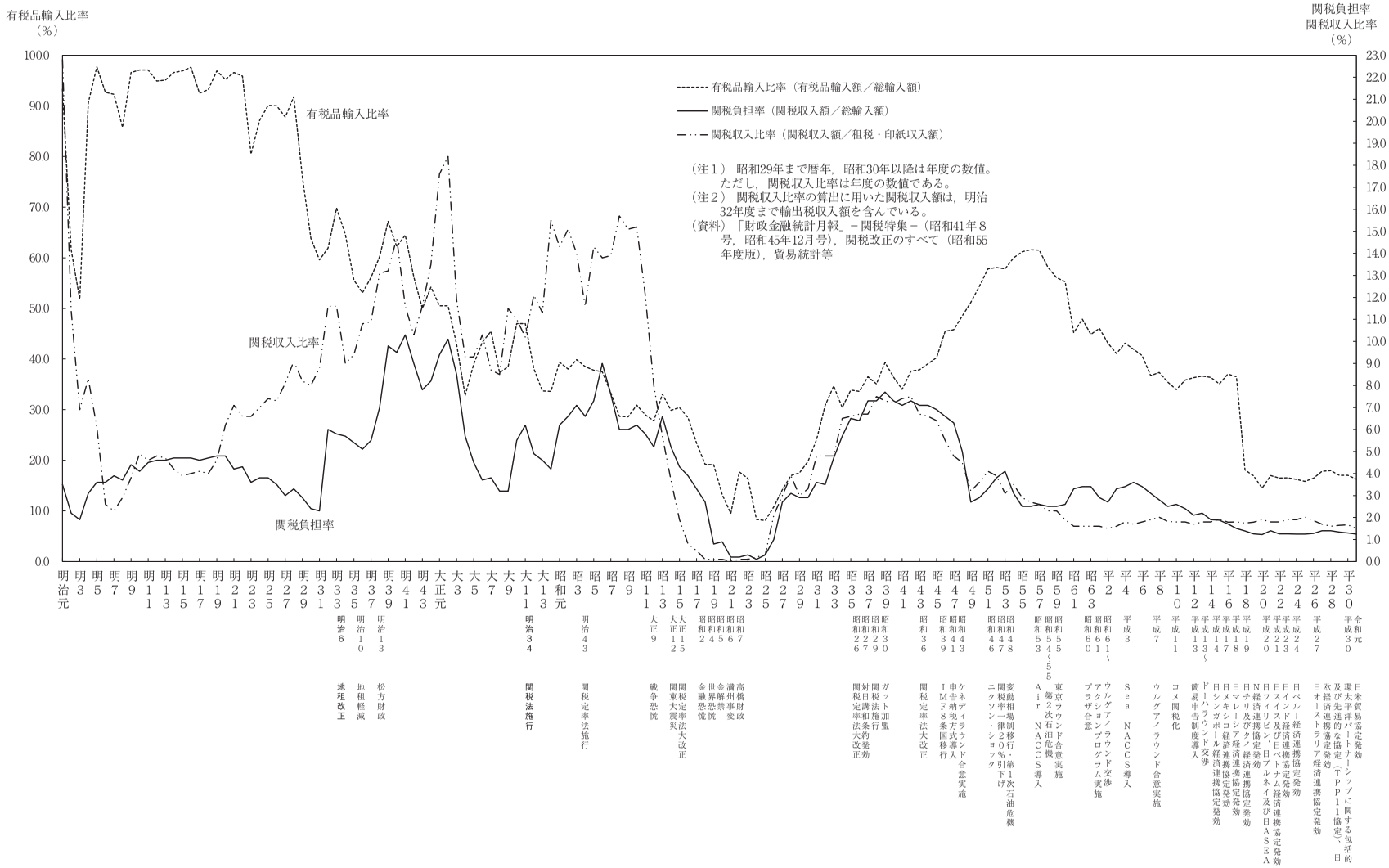

3. 主 要 品 目 の 関 税 率 の 推 移

HS	品名	税率（%）					
		明44年	大15年	昭７年	昭26年	昭36年	令和２年４月現在
04.02	ミルク及びクリーム	(20)	(15)	(23, 54)	30	30, 協25, 免税 (一部)	暫無税～協25.5%＋509円/kg TQ　１次：暫無税～35 ２次：暫 92円/kg ～協25.5%＋509円/kg
04.05	バタ一	(40)	(25)	(50)	35	暫35	暫35～暫29.8%＋210円/kg TQ　１次：暫35 ２次暫：暫29.8%＋179円/kg，29.8%＋210円/kg
04.06	チーズ(プロセス) (その他)	(40)	100	(40)	35	暫35 35	40 暫無税～協29.8 TQ　１次：暫無税 ２次：協29.8%
07.13	小豆	(15)	(10)	(12)	10	暫10	TQ　１次：暫10% ２次：協354円/kg
09.01	コーヒー(いってない豆)	(45)	(33)	(39)	35	35,協30	無税
	(その他)	(45)	(24)	(20)	35	35	協12
09.02	紅茶	(45)	100	(48)	35	35	協12
10.01	小麦	(20)	(16)	(49)	20, 免税	暫無税	暫無税～暫9.80円/kg
10.03	大麦	(20)	(10)	(33)	10, 免税	10	暫無税～暫10.40円/kg
10.06	米	(22)	(16)	(22)	15, 免税	15,免税	暫無税～暫49円/kg
11.01	小麦粉	(34)	(28)	(47)	25	25	協12.5～暫27.40円/kg
12.01	大豆	(20)	(12)	(18)	10	(13), 協10	無税
15.01	豚脂	(30)	(17)	(27)	10	5～(15), 協5	無税～協8.50円/kg
15.02	牛脂	(5)	(5)	(10)	5	5	無税
15.07	大豆油	(20)	(16)	(17)	20	暫20	協10.90円/kg～協13.20円/kg
17.01	砂糖(粗糖)	(50)	(30～36)	(76～87)	10	(146)	無税～協35.30円/kg
	(精製糖)	(60)	(33)	(40)	20	(108)	21.50円/kg～暫39.98円/kg
22.03	ビール	(25)	100	100	50	56, 協35	協無税
22.08	ウイスキー(瓶入)	(103)	100	100	50	(66), 一部協40	無税
27.01	石炭	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.09	原油	(2～5)	(12～25)	(26～50)	10	暫(6)	無税
28.03	カーボンブラック	(10)	(5)	(15)	10	20	協3.9
28.15	かせいソーダ	(10, 20)	(14, 15)	(23, 24)	20	20	協5.3
29.07	石炭酸	(20)	(34)	(36)	20	20	無税
32.10	油性ペイント	(15, 30)	(15, 24)	(13, 14, 22)	15	15	1.6, 協3.9
34.01	化粧せっけん	(50)	100	100	30	30, 協27	協無税
38.06	ロジン	無税	無税	無税	5	5	無税
38.24	化学薬品(その他)	20～30	20～30	20～30	20	20	協無税～3.9
47.01～47.06	製紙用パルプ	(5)	(2.5, 2.8)	(3)	5	5	無税
48.02，48.23	印刷用紙(その他)	(12, 18)	(7, 10)	(11, 14)	10	10	協無税
48.18，48.23	紙製品(その他)	40	35	35	20	20, 協15	協無税
51.05	羊毛	無税	無税, (5)	無税, (21)	無税	無税	無税

（注）1.（ ）内は従量税等を従価換算したものである。
2. 表中，協は協定税率，暫はすべての国に適用される暫定税率，その他は基本税率である。なお，特恵税率については省略し，また，実行税率のみを記載した。
3. 小麦，大麦，米について昭和26年，36年の欄に免税とあるのは，関税定率法第６条（昭和26年）及び第12条（昭和36年）により免税されたものである。

3. 主 要 品 目 の 関 税 率 の 推 移（続）

H　S	品　名	税率（%）					
		明44年	大15年	昭７年	昭26年	昭36年	令和２年４月現在
51.11，51.12	毛織物	(25)	(15, 20)	(8～16)	20	20	協5.3，6.6，協7.9%又は130円/㎡の高い方
52.01	綿花	無税	無税	無税	無税	無税	無税
52.08，52.09	綿織物	(20)	(5)	(7～27)	10	10～(15)	協5.6，協3.7%又は2.9%＋1.01円/㎡の高い方，5.6%又は4.4%＋1.52円/㎡の高い方
55.03，55.04	人造繊維	(30)	(27)	(75)	15, 25	15, 25	協4～協6.6
54.07，54.08	人造繊維織物	(40)	100	100	15, 25	15, 25	協4～協10
55.12，55.13							
55.14，55.15							
55.16							
64.01，64.02	ゴム製長靴	(40)	(30)	(59)	15	20	協6.7～協8
64.03，64.04	革製履物	(40)	100	100	30	30，一部協27	TQ： １次暫　17.3, 21.6, 24 ２次協　30%又は4,300円/足の高い方，30%又は2,400円/足の高い方
64.05							
70.03，70.04	板ガラス	(25)	(10, 27)	(5～24)	10	10～20	無税
72.01	銑鉄	(5)	(4)	(20)	10	10	無税
72.06	鋼塊	(7.5)	15	15	12.5	12.5	無税，協3.9
72.14，72.15	鉄鋼の棒	(15)	(18)	(19, 24)	15	15	協無税
74.03	銅の塊(精製したもの)	(5)	(17)	(35)	10	10	スライド関税　無税～協3
78.01	鉛の塊(精製したもの)	(5)	(3)	(5)	5	10	スライド関税　無税～協2.7円/kg
80.01	すずの塊	(5)	(4)	(4)	5	10	無税，協2.1
82～83類	金属製品(一部)	40	35	35	15, 20	20	無税～協5.3
84.02	ボイラー	(25)	(20)	(15, 21)	15	15, 20	無税
84.07，84.08	内燃機関	(20)	(11～24)	(1～35)	(15, 30)	10, 25, 30	無税
84.09						協15(一部)，30	
84.44，84.45	紡織機械	(15)	(15)	(16)	15	15	無税
84.56，84.57	金属加工及び木工機械	(15)	(15, 20)	(21)	15	15, 25	無税
84.58，84.59							
84.60，84.61							
84.62，84.63							
84.65							
84.01，84.77	機械(その他)	20	20	20	15	20，一部協15	無税
84.78，84.79							
85.01，85.02	発電機	(20)	(15～20)	(8～29)	15	暫15	無税
85.17	有線電信機	20	20	20	15	15	無税
85.19	蓄音機	50	100	100	40	30，協25，30	無税
87.03	乗用自動車	50	50	50	40	40，協35	無税
90.06	写真機	50	100	100	40	30	無税
91.01，91.02	懐中時計	(39, 52, 65)	(21)～100	(9)～100	30, 50	30～50	無税
91.03，91.05	置時計及び掛時計	40	40, 100	40, 100	30	25, 30, 協20, 27	無税
92.01～92.08	楽器	40	40	40	20	20	無税

4. 保　税　地　域　の　推　移

（各年１月１日現在
（平成31年以降は４月１日現在）
単位　千m^2）

区分 / 年別	保税地域									
	指定保税地域		許可保税地域						合計	
			保税蔵置場		保税工場		総合保税地域			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成2年……	73	16,368	5,169	66,801	1,013	59,157			6,255	142,326
3……	72	16,530	5,365	68,047	934	56,130			6,371	140,707
4……	72	17,115	5,439	68,816	890	56,055			6,401	141,986
5……	73	17,533	5,479	69,442	833	54,131			6,385	141,106
6……	73	17,707	5,562	70,272	773	54,740			6,408	142,719
7……	73	18,831	5,251	70,343	738	55,157	1	125	6,063	144,456
8……	73	19,031	5,383	70,270	701	53,386	1	125	6,158	142,812
9……	76	21,107	5,493	70,930	650	52,206	3	666	6,222	144,908
10……	77	21,118	5,585	72,281	622	53,123	3	666	6,287	147,188
11……	76	21,639	5,556	71,511	576	53,019	4	998	6,212	147,167
12……	76	21,603	5,464	70,808	536	51,549	4	1,002	6,080	144,961
13……	76	21,820	5,382	70,144	505	49,399	4	970	5,967	142,333
14……	81	22,886	5,364	69,368	471	47,100	4	970	5,920	140,324
15……	81	22,870	5,302	67,933	445	44,170	4	970	5,832	135,944
16……	82	23,445	5,320	68,086	423	42,932	4	943	5,829	135,406
17……	84	23,906	5,296	68,975	401	40,501	5	1,048	5,786	134,430
18……	86	24,855	5,255	68,901	364	39,830	5	1,221	5,710	134,807
19……	86	25,272	5,255	69,121	353	39,992	4	1,239	5,698	135,624
20……	86	25,100	5,249	70,210	344	40,229	4	1,287	5,683	136,826
21……	85	25,700	5,206	69,895	326	37,464	4	1,266	5,621	134,325
22……	86	26,184	5,095	68,579	312	35,307	4	1,256	5,497	131,326
23……	87	26,565	5,036	68,026	309	34,784	4	1,265	5,436	130,640
24……	87	26,621	4,990	67,815	298	34,553	4	1,258	5,379	130,247
25……	88	27,047	4,941	68,122	300	34,848	4	1,259	5,333	131,276
26……	88	27,100	4,907	67,767	291	34,623	4	1,269	5,290	130,758
27……	88	27,228	4,866	68,018	278	33,846	4	1,303	5,236	130,395
28……	88	27,444	4,807	68,160	270	32,702	4	1,320	5,169	129,626
29……	88	27,501	4,808	68,251	261	32,017	4	1,322	5,161	129,091
30……	89	27,704	4,779	68,083	250	29,734	4	1,320	5,122	126,840
31……	89	27,530	4,724	67,292	249	27,693	4	1,318	5,066	123,833
令和2年……	89	27,719	4,693	67,168	237	27,742	4	1,380	5,023	123,509
指数	121.9	169.3	90.8	100.5	23.4	46.9	－	－	80.3	86.8

（注）1. 指数は，令和２年を100とした場合である。
2. 平成６年以前の保税蔵置場の件数及び面積は，保税上屋及び保税倉庫の合計数を計上。

5. 輸　　入　　減

区　　分	平成22年度				23		
	価　格	減免税額	構成比	前年度比	価　格	減免税額	構成比
合　　計	845,357	175,795	100	98.2	931,366	186,852	100
定10条1項　変質損傷物品の減税	1	0	0.0	－	2	1	0.0
〃11条　加工修繕のため輸出された貨物の減税	474	31	0.0	30.1	769	51	0.0
〃12条　生活関連物資の減免税	－	－	－	－	－	－	－
〃13条1項　製造用原料品減免税	295,859	150,537	85.6	98.3	354,623	161,112	86.2
〃14条　無条件免税	94,125	3,779	2.1	87.6	107,749	4,316	2.3
〃14条の2　再輸入減税	340	6	0.0	373.9	9	0	0.0
〃14条の3　水産物の減免税	－	－	－	－	0	0	0.0
〃15条1項　特定用途免税	94	5	0.0	33.2	518	27	0.0
〃16条1項　外交官用貨物等の免税	130	10	0.0	116.6	156	11	0.0
〃17条1項　再輸出免税	11,615	591	0.3	134.6	11,191	599	0.3
〃18条　再輸出減税	－	－	－	－	－	－	－
〃19条1項　輸出貨物の製造用原料品の減免税	－	－	－	－	－	－	－
〃19条の2・1項　課税原料品等による製品の輸出免税	－	－	－	－	292	11	0.0
暫4条　航空機及びその部分品等の免税	28,878	1,113	0.6	111.7	27,693	1,017	0.5
〃8条1項　加工又は組立てに係る製品の減税	392,945	18,167	10.3	96.3	419,383	19,146	10.2
関税法等の臨時特例法による貨物の免税	1,728	55	0.0	72.3	1,677	42	0.0
ＭＤＡ協定による免税	19,168	1,499	0.9	143.9	7,303	518	0.3
沖縄復帰特別措置法による減免税	－	－	－	－	－	－	－

免　　税　　額

（単位　百万円，％）

	24				25				26			
前年度比	価格	減免税額	構成比	前年度比	価格	減免税額	構成比	前年度比	価格	減免税額	構成比	前年度比
106.3	919,617	180,069	100	96.4	1,051,393	191,319	100	106.2	1,042,099	177,969	100	93.0
197.0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
165.5	813	59	0.0	116.2	988	69	0.0	116.6	692	91	0.1	131.7
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
107.0	347,156	155,402	86.3	96.5	368,686	164,971	86.2	106.2	322,453	150,753	84.7	91.4
114.2	114,027	4,647	2.6	107.7	129,783	5,398	2.8	116.2	148,121	6,496	3.7	120.3
4.0	2,602	14	0.0	0.0	49,571	222	0.1	1,585.2	66,925	355	0.2	159.8
－	－	－	－	－	－	－	－	－	1	0	0.0	－
504.3	384	13	0.0	50.3	159	6	0.0	45.8	6,814	258	0.1	4,187.8
108.0	666	28	0.0	256.3	125	8	0.0	28.4	606	21	0.0	269.5
101.4	11,811	656	0.4	109.5	10,715	606	0.3	92.4	12,906	751	0.4	123.9
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	34	1	0.0	－	20	0.6	0.0	58.3
－	188	7	0.0	65.4	86	2	0.0	26.0	－	－	－	－
91.3	35,674	1,305	0.7	128.4	55,368	2,440	1.3	187.0	67,757	2,874	1.6	117.8
105.4	398,467	17,464	9.7	91.2	420,480	16,623	8.7	95.2	404,808	15,694	8.8	94.4
75.9	2,014	40	0.0	95.9	2,776	56	0.0	138.1	2,706	53	0.0	95.7
34.6	5,815	433	0.2	83.6	12,624	916	0.5	211.4	8,290	621	0.3	67.8
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

5. 輸　　入　　減

区　　分	27				28		
	価　格	減免税額	構成比	前年度比	価　格	減免税額	構成比
合　　計	996,622	172,097	100	96.7	872,338	164,125	100
定10条1項　変質損傷物品の減税	1	1	0.0	－	80	48	0.0
〃11条　加工修繕のため輸出された貨物の減税	702	45	0.0	49.8	670	43	0.0
〃12条　生活関連物資の減免税	－	－	－	－	－	－	－
〃13条1項　製造用原料品減免税	303,405	145,483	84.5	96.5	254,673	138,683	84.5
〃14条　無条件免税	159,550	7,273	4.2	112.0	156,668	7,214	4.4
〃14条の2　再輸入減税	29,889	266	0.2	74.8	26,629	259	0.2
〃14条の3　水産物の減免税	14	1	0.0	－	－	－	－
〃15条1項　特定用途免税	10,575	384	0.2	149.0	859	31	0.0
〃16条1項　外交官用貨物等の免税	2,245	71	0.0	330.4	512	18	0.0
〃17条1項　再輸出免税	12,793	652	0.4	86.7	36,461	1,891	1.2
〃18条　再輸出減税	－	－	－	－	－	－	－
〃19条1項　輸出貨物の製造用原料品の減免税	－	－	－	－	－	－	－
〃19条の2・1項　課税原料品等による製品の輸出免税	－	－	－	－	－	－	－
暫4条　航空機及びその部分品等の免税	78,371	2,939	1.7	102.3	65,411	2,422	1.5
〃8条1項　加工又は組立てに係る製品の減税	391,562	14,599	8.5	93.0	321,118	12,918	7.9
関税法等の臨時特例法による貨物の免税	3,241	78	0.0	146.1	2,699	81	0.0
MDA協定による免税	4,275	305	0.2	49.2	6,558	518	0.3
沖縄復帰特別措置法による減免税	－	－	－	－	－	－	－

免　　税　　額（続）

（単位　百万円，％）

	29				30				31			
前年度比	価格	減免税額	構成比	前年度比	価格	減免税額	構成比	前年度比	価格	減免税額	構成比	前年度比
95.4	**819,533**	**165,310**	**100**	**100.7**	**892,328**	**170,804**	**100**	**103.3**	**819,700**	**171,234**	**100**	**100.3**
5,381.3	0	0	0.0	0.1	35	1	0.0	1,850.0	－	－	－	－
95.4	606	102	0.1	235.1	842	42	0.0	41.0	874	48	0.0	113.9
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
95.3	271,585	143,591	86.9	103.5	297,782	147,797	86.5	102.9	300,136	150,872	88.1	102.1
99.2	129,000	6,114	3.7	84.8	139,964	6,896	4.0	112.8	111,875	5,417	3.2	78.6
97.7	26,237	179	0.1	68.8	46,340	247	0.1	138.4	44,354	257	0.1	103.8
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8.0	8,532	286	0.2	922.8	1,743	66	0.0	23.1	2,357	96	0.1	145.7
25.3	118	6	0.0	31.2	484	19	0.0	342.0	569	20	0.0	102.7
290.2	11,256	593	0.4	31.4	13,524	682	0.4	115.0	12,530	693	0.4	101.6
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
82.4	61,902	2,176	1.3	89.9	72,914	2,650	1.6	121.8	74,546	2,743	1.6	103.5
88.5	304,842	11,917	7.2	92.3	310,197	11,686	6.8	98.1	264,262	10,557	6.2	90.3
103.6	1,628	53	0.0	65.7	1,267	54	0.0	101.0	986	48	0.0	89.0
169.5	3,826	294	0.2	56.8	7,236	665	0.4	225.9	7,213	483	0.3	72.7
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

6．もどし税額

(1) 総括

（単位　千円，％）

区分＼年度別	平成23年度		24		25		26		27	
	もどし税額	前年度比	もどし税額	前年度比	もどし税額	前年度比	もどし税額	前年度比	もどし税額	前年度比
合計	993,072	94.4	1,168,434	117.7	1,394,978	119.4	2,013,052	144.3	2,527,775	125.6
変質・損傷等（関税定率法第10条第２項）	49,459	－	－	－	－	－	－	－	－	－
輸出貨物製造用原料品（同法第19条）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（定率令第52条別表第１該当品目）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（定率令第52条別表第２該当品目）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
課税原料品製品輸出（同法第19条の２）	991	30	－	－	977	－	－	－	－	－
輸入時と同一状態での再輸出（同法第19条の３）	699,878	83.4	792,518	113.2	1,177,479	148.6	1,817,170	154.3	2,250,567	123.9
違約品返送（同法第20条）	242,744	115.9	375,916	154.9	216,522	57.6	195,882	90.5	277,208	141.5

区分＼年度別	28		29		30		令和元年度	
	もどし税額	前年度比	もどし税額	前年度比	もどし税額	前年度比	もどし税額	前年度比
合計	3,122,413	123.5	3,634,397	116.4	2,299,418	63.3	2,613,110	113.6
変質・損傷等（関税定率法第10条第２項）	－	－	－	－	80,770	－	35,284	43.7
輸出貨物製造用原料品（同法第19条）	－	－	－	－	－	－	－	－
（定率令第52条別表第１該当品目）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（定率令第52条別表第２該当品目）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
課税原料品製品輸出（同法第19条の２）	－	－	－	－	－	－	－	－
輸入時と同一状態での再輸出（同法第19条の３）	2,760,562	122.7	3,479,892	126.1	2,089,066	60.0	2,356,791	112.8
違約品返送（同法第20条）	361,851	130.5	154,506	42.7	129,583	83.9	221,036	170.6

（注）輸入時と同一状態での再輸出による戻し税は平成２年度改正により創設。

(2) 輸出貨物製造用原料品もどし税額

定率令第52条品目

（単位　千円，％）

区分＼年度別	数量単位	平成23年度		24		25		26		27	
		数量	もどし税額	数量	もどし税額	数量	もどし税額	数量	もどし税額	数量	もどし税額
合計		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
砂糖	ＭＴ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
原酒	Ｌ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

区分＼年度別	数量単位	28		29		30		令和元年度	
		数量	もどし税額	数量	もどし税額	数量	もどし税額	数量	もどし税額
合計		－	－	－	－	－	－	－	－
砂糖	ＭＴ	－	－	－	－	－	－	－	－
原酒	Ｌ	－	－	－	－	－	－	－	－

Ⅱ 貿　易　統　計

7．貿　易　額　の　推　移

(1) 我が国の貿易額（通関ベース）の推移

（単位　百万円，％）

区分 / 年期別	価額					
	輸出		輸入		差引	
		伸率（％）		伸率（％）		伸率（％）
平成８年	44,731,311	7.7	37,993,421	20.4	6,737,890	△32.5
9	50,937,992	13.9	40,956,183	7.8	9,981,809	48.1
10	50,645,004	△0.6	36,653,647	△10.5	13,991,357	40.2
11	47,547,556	△6.1	35,268,008	△3.8	12,279,548	△12.2
12	51,654,198	8.6	40,938,423	16.1	10,715,775	△12.7
13	48,979,244	△5.2	42,415,533	3.6	6,563,711	△38.7
14	52,108,956	6.4	42,227,506	△0.4	9,881,450	50.5
15	54,548,350	4.7	44,362,023	5.1	10,186,327	3.1
16	61,169,979	12.1	49,216,636	10.9	11,953,343	17.3
17	65,656,544	7.3	56,949,392	15.7	8,707,152	△27.2
18	75,246,173	14.6	67,344,293	18.3	7,901,880	△9.2
19	83,931,438	11.5	73,135,920	8.6	10,795,518	36.6
20	81,018,088	△3.5	78,954,750	8.0	2,063,338	△80.9
21	54,170,614	△33.1	51,499,378	△34.8	2,671,236	29.5
22	67,399,627	24.4	60,764,957	18.0	6,634,670	148.4
23	65,546,475	△2.7	68,111,187	12.1	△2,564,712	－
24	63,747,572	△2.7	70,688,632	3.8	△6,941,060	170.6
25	69,774,193	9.5	81,242,545	14.9	△11,468,352	65.2
26	73,093,028	4.8	85,909,113	5.7	△12,816,085	11.8
27	75,613,929	3.4	78,405,536	△8.7	△2,791,607	△78.2
28	70,035,770	△7.4	66,041,974	△15.8	3,993,796	－
29	78,286,457	11.8	75,379,231	14.1	2,907,226	△27.2
30	81,478,753	4.1	82,703,304	9.7	△1,224,551	－
令和元年	76,931,665	△5.6	78,599,510	△5.0	△1,667,845	36.2
30. 1～3	19,930,855	4.9	20,124,322	7.7	△193,467	－
4～6	20,202,986	7.5	19,431,606	7.5	771,380	9.1
7～9	20,152,558	2.9	20,703,920	12.4	△551,362	－
10～12	21,192,353	1.3	22,443,456	11.2	△1,251,103	－
31. 1～3	19,161,989	△3.9	19,739,987	△1.9	△577,998	198.8
令和元年４～６	19,087,223	△5.5	19,405,533	△0.1	△318,310	－
7～9	19,151,176	△5.0	19,686,341	△4.9	△535,165	△2.9
10～12	19,531,277	△7.8	19,767,650	△11.9	△236,373	△81.1
２年１月	5,431,202	△2.6	6,746,313	△3.6	△1,315,111	△7.7
2	6,321,285	△1.0	5,214,703	△13.9	1,106,582	236.6
3	6,358,054	△11.7	6,350,851	△5.0	7,203	△98.6

7. 貿易額

(2) 世界及び

年＼国別	世界	日本	アメリカ	イギリス
平成11	5,667,080	419,705 7.4%	690,881 12.2%	269,511 4.8%
12	6,387,850	478,542 7.5%	772,280 12.1%	282,873 4.4%
13	6,141,540	403,652 6.6%	731,122 11.9%	268,599 4.4%
14	6,435,410	416,969 6.5%	693,357 10.8%	275,830 4.3%
15	7,525,980	472,063 6.3%	723,885 9.6%	306,002 4.1%
16	9,134,690	566,137 6.2%	816,630 8.9%	341,987 3.7%
17	10,363,300	595,138 5.7%	904,431 8.7%	370,301 3.6%
18	11,965,200	647,186 5.4%	1,037,150 8.7%	422,709 3.5%
19	13,845,300	714,883 5.2%	1,162,710 8.4%	441,207 3.2%
20	16,024,200	783,149 4.9%	1,300,190 8.1%	459,824 2.9%
21	12,360,600	581,579 4.7%	1,057,050 8.6%	353,354 2.9%
22	14,994,300	771,720 5.1%	1,277,630 8.5%	373,414 2.5%
23	17,772,414	824,415 4.6%	1,480,727 8.3%	434,369 2.4%
24	17,873,246	800,334 4.5%	1,546,635 8.7%	430,334 2.4%
25	18,234,202	714,613 3.9%	1,578,831 8.7%	496,925 2.7%
26	18,422,817	690,190 3.7%	1,623,421 8.8%	461,906 2.5%
27	16,481,368	591,763 3.6%	2,137,295 13.0%	639,159 3.9%
28	15,827,832	644,927 4.1%	1,453,699 9.2%	409,044 2.6%
29	17,486,857	698,073 4.0%	1,545,605 8.8%	440,984 2.5%
30	19,244,354	737,941 3.8%	1,664,238 8.6%	486,595 2.5%
令和元	18,684,769	705,632 3.8%	1,641,118 8.8%	469,082 2.5%

(注)：％は総額に対する割合を示す。
(資料)：IMF：Direction of Trade Statistics（2020/6/30時点）

(3) 世界及び

年＼国別	世界	日本	アメリカ	イギリス
平成11	5,821,590	310,816 5.3%	1,048,530 18.0%	321,085 5.5%
12	6,593,300	379,624 5.8%	1,238,290 18.8%	334,974 5.1%
13	6,381,520	349,106 5.5%	1,180,230 18.5%	322,849 5.1%
14	6,629,130	337,195 5.1%	1,202,460 18.1%	335,346 5.1%
15	7,752,940	382,973 4.9%	1,305,370 16.8%	383,641 4.9%
16	9,487,080	454,857 4.8%	1,525,510 16.1%	453,197 4.8%
17	10,756,100	515,223 4.8%	1,732,540 16.1%	482,622 4.5%
18	12,364,600	578,725 4.7%	1,919,290 15.5%	546,814 4.4%
19	14,341,500	621,887 4.3%	2,017,410 14.1%	624,142 4.4%
20	16,689,400	761,803 4.6%	2,166,020 13.0%	633,913 3.8%
21	12,743,700	551,928 4.3%	1,603,580 12.6%	482,108 3.8%
22	15,518,000	694,028 4.5%	1,968,140 12.7%	536,649 3.5%
23	18,355,707	854,726 4.7%	2,265,010 12.3%	602,534 3.3%
24	18,494,997	885,912 4.8%	2,335,652 12.6%	655,596 3.5%
25	18,742,205	832,343 4.4%	2,293,805 12.2%	620,867 3.3%
26	18,834,358	812,206 4.3%	2,345,186 12.5%	652,956 3.5%
27	16,906,705	697,333 4.1%	1,481,967 8.8%	435,654 2.6%
28	16,145,613	606,868 3.8%	2,189,178 13.6%	636,639 3.9%
29	17,717,101	671,183 3.8%	2,342,665 13.2%	643,502 3.6%
30	19,536,380	748,335 3.8%	2,542,733 13.0%	673,660 3.4%
令和元	18,923,410	720,803 3.8%	2,498,402 13.2%	689,569 3.6%

(注)：％は総額に対する割合を示す。
(資料)：IMF：Direction of Trade Statistics（2020/6/30時点）

の　推　移（続）

主　要　国　の　輸　出　額

（単位　百万ドル）

カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー
237,339	535,572	323,877	235,115	220,155	174,571
4.2%	9.5%	5.7%	4.1%	3.9%	3.1%
275,184	548,962	323,528	236,668	229,757	186,609
4.3%	8.6%	5.1%	3.7%	3.6%	2.9%
261,301	570,590	322,906	240,828	230,897	188,072
4.3%	9.3%	5.3%	3.9%	3.8%	3.1%
252,384	613,309	331,136	251,225	243,204	213,507
3.9%	9.5%	5.1%	3.9%	3.8%	3.3%
271,597	742,263	392,089	299,885	295,964	250,254
3.6%	9.9%	5.2%	4.0%	3.9%	3.3%
315,955	911,901	451,771	353,604	357,487	307,911
3.5%	10.0%	4.9%	3.9%	3.9%	3.4%
360,587	977,104	463,031	373,020	406,032	334,281
3.5%	9.4%	4.5%	3.6%	3.9%	3.2%
388,217	1,108,980	495,537	417,217	463,867	366,939
3.2%	9.3%	4.1%	3.5%	3.9%	3.1%
420,853	1,322,750	551,891	500,383	551,674	432,274
3.0%	9.6%	4.0%	3.6%	4.0%	3.1%
457,289	1,465,200	606,611	539,933	633,842	477,605
2.9%	9.1%	3.8%	3.4%	4.0%	3.0%
294,151	1,120,740	484,065	406,943	498,495	369,989
2.4%	9.1%	3.9%	3.3%	4.0%	3.0%
387,139	1,206,060	510,434	441,219	567,138	402,744
2.6%	8.0%	3.4%	2.9%	3.8%	2.7%
452,442	1,392,162	584,804	515,414	648,561	462,773
2.5%	7.8%	3.3%	2.9%	3.6%	2.6%
454,859	1,323,106	557,033	489,794	641,803	431,977
2.5%	7.4%	3.1%	2.7%	3.6%	2.4%
458,138	1,366,433	567,932	509,643	653,362	453,104
2.5%	7.5%	3.1%	2.8%	3.6%	2.5%
474,627	1,418,625	569,654	521,495	656,796	455,670
2.6%	7.7%	3.1%	2.8%	3.6%	2.5%
416,216	1,044,710	585,690	412,250	519,524	356,223
2.5%	6.3%	3.6%	2.5%	3.2%	2.2%
389,663	1,334,355	501,179	461,737	570,606	398,218
2.5%	8.4%	3.2%	2.9%	3.6%	2.5%
418,789	1,448,191	535,188	507,418	652,065	430,127
2.4%	8.3%	3.1%	2.9%	3.7%	2.5%
447,671	1,560,539	581,774	549,526	726,698	468,617
2.3%	8.1%	3.0%	2.9%	3.8%	2.4%
446,098	1,489,152	569,767	532,663	709,465	444,679
2.4%	8.0%	3.0%	2.9%	3.8%	2.4%

主　要　国　の　輸　入　額

（単位　百万ドル）

カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー
235,610	464,288	313,498	220,206	207,946	157,843
4.0%	8.0%	5.4%	3.8%	3.6%	2.7%
262,830	500,285	331,840	235,283	215,720	175,126
4.0%	7.6%	5.0%	3.6%	3.3%	2.7%
243,658	492,726	328,593	232,743	208,691	178,453
3.8%	7.7%	5.1%	3.6%	3.3%	2.8%
244,196	493,651	328,310	243,001	218,788	197,513
3.7%	7.4%	5.0%	3.7%	3.3%	3.0%
263,352	596,512	398,685	297,930	264,719	224,952
3.4%	7.7%	5.1%	3.8%	3.4%	2.9%
299,081	718,249	470,889	355,297	319,787	285,952
3.2%	7.6%	5.0%	3.7%	3.4%	3.0%
346,015	776,941	503,950	384,688	363,230	319,103
3.2%	7.2%	4.7%	3.6%	3.4%	3.0%
384,397	907,867	541,813	442,630	417,104	351,985
3.1%	7.3%	4.4%	3.6%	3.4%	2.8%
418,041	1,056,870	620,163	511,872	493,306	413,583
2.9%	7.4%	4.3%	3.6%	3.4%	2.9%
448,905	1,204,750	706,733	556,328	573,758	470,542
2.7%	7.2%	4.2%	3.3%	3.4%	2.8%
353,020	925,956	559,900	414,868	443,550	351,938
2.8%	7.3%	4.4%	3.3%	3.5%	2.8%
430,295	1,054,340	594,732	475,867	513,028	387,818
2.8%	6.8%	3.8%	3.1%	3.3%	2.5%
495,815	1,239,719	701,158	525,013	592,377	458,061
2.7%	6.8%	3.8%	2.9%	3.2%	2.5%
508,686	1,153,036	660,587	451,722	587,243	434,096
2.8%	6.2%	3.6%	2.4%	3.2%	2.3%
508,094	1,174,222	664,402	452,500	587,294	446,589
2.7%	6.3%	3.5%	2.4%	3.1%	2.4%
507,026	1,202,804	663,691	451,139	584,533	446,610
2.7%	6.4%	3.5%	2.4%	3.1%	2.4%
405,425	1,316,915	540,678	466,047	522,270	364,806
2.4%	7.8%	3.2%	2.8%	3.1%	2.2%
426,936	1,055,326	567,657	406,788	500,797	379,377
2.6%	6.5%	3.5%	2.5%	3.1%	2.3%
457,380	1,162,907	618,649	453,123	574,646	409,113
2.6%	6.6%	3.5%	2.6%	3.2%	2.3%
485,445	1,284,353	671,435	503,240	645,502	454,738
2.5%	6.6%	3.4%	2.6%	3.3%	2.3%
479,228	1,234,455	651,128	473,512	635,865	426,194
2.5%	6.5%	3.4%	2.5%	3.4%	2.3%

8. 主要地域（国）別及び

(1) 主要地域（国）

地域（国）名	番号	30			
		輸出		輸入	
		価額	伸率	価額	伸率
総額	1	**81,478,753**	**4.1**	**82,703,304**	**9.7**
アジア	2	**44,735,606**	**4.2**	**39,217,776**	**5.9**
中華人民共和国	3	15,897,740	6.8	19,193,653	4.0
大韓民国	4	5,792,562	△3.1	3,550,464	12.6
台湾	5	4,679,208	2.7	2,997,514	5.3
香港	6	3,832,339	△3.6	234,660	14.7
シンガポール	7	2,584,088	1.7	1,075,967	12.5
タイ	8	3,562,499	7.9	2,770,728	8.6
マレーシア	9	1,538,662	7.5	2,091,021	△3.3
インドネシア	10	1,743,075	16.0	2,378,912	6.6
フィリピン	11	1,243,163	△0.4	1,152,433	5.1
ベトナム	12	1,814,163	7.5	2,335,237	12.3
インド	13	1,215,277	22.4	607,163	1.2
（ASEAN）	14	12,634,494	6.4	12,399,131	7.4
大洋州	15	**2,402,200**	**4.4**	**5,659,121**	**13.9**
オーストラリア	16	1,886,230	5.0	5,052,790	15.8
ニュージーランド	17	288,465	4.5	292,925	5.4
北米	18	**16,499,655**	**1.9**	**10,317,800**	**10.7**
アメリカ合衆国	19	15,470,237	2.4	9,014,902	11.4
カナダ	20	1,029,417	△4.3	1,294,987	5.6
中南米	21	**3,398,983**	**7.8**	**3,225,832**	**2.2**
ブラジル	22	441,523	16.0	761,201	△5.3
メキシコ	23	1,282,938	1.5	699,842	7.9
チリ	24	220,165	11.9	800,343	9.0
西欧	25	**9,389,277**	**3.7**	**10,369,774**	**10.1**
ドイツ	26	2,305,587	8.5	2,869,299	9.2
英国	27	1,534,253	△0.3	909,497	14.7
フランス	28	778,801	10.9	1,219,821	4.6
オランダ	29	1,403,603	0.6	352,610	31.2
イタリア	30	518,558	△5.5	1,260,310	8.8
ベルギー	31	752,573	13.8	338,692	9.8
スイス	32	416,564	△26.9	857,321	△2.2
スウェーデン	33	158,047	2.5	299,657	8.1
アイルランド	34	118,757	29.1	760,747	37.8
スペイン	35	372,520	13.0	370,644	△1.3
（EU）	36	9,209,175	6.4	9,718,472	11.0
中東欧・ロシア等	37	**1,719,082**	**16.5**	**2,546,128**	**10.3**
ロシア	38	805,472	19.6	1,722,684	11.1
中東	39	**2,433,812**	**3.6**	**10,375,068**	**25.9**
アラブ首長国連邦	40	871,734	7.7	3,046,282	30.8
サウジアラビア	41	454,138	8.4	3,732,948	19.8
クウェート	42	195,387	22.1	800,651	20.7
カタール	43	156,741	17.4	1,641,999	33.1
オマーン	44	223,982	△14.2	322,733	53.4
イラン	45	76,958	△21.8	381,068	△4.9
アフリカ	46	**900,136**	**6.7**	**991,315**	**6.4**
南アフリカ共和国	47	278,084	△1.4	568,150	6.4

（注）「伸率」は対前年伸率。

主要商品別輸出入額

別　輸　出　入　額

（単位　百万円，％）

令和元年				２年第Ｉ四半期				番号
輸　出		輸　入		輸　出		輸　入		
価　額	伸　率	価　額	伸　率	価　額	伸　率	価　額	伸　率	
76,931,665	△5.6	78,599,510	△5.0	18,110,541	△5.5	18,311,867	△7.2	1
41,326,804	△7.6	37,413,020	△4.6	9,642,701	△3.9	8,565,892	△9.4	2
14,681,945	△7.6	18,453,731	△3.9	3,223,312	△5.3	3,842,637	△16.7	3
5,043,824	△12.9	3,227,104	△9.1	1,233,480	△7.5	800,344	△2.8	4
4,688,545	0.2	2,927,625	△2.3	1,181,178	5.2	717,366	1.0	5
3,665,365	△4.4	225,106	△4.1	811,735	△6.6	23,612	△67.9	6
2,198,787	△14.9	851,244	△20.9	528,729	△10.9	230,850	2.4	7
3,290,636	△7.6	2,765,055	△0.2	760,641	△8.0	661,718	△4.9	8
1,448,960	△5.8	1,926,305	△7.9	371,794	4.8	529,461	△1.5	9
1,524,280	△12.6	1,981,960	△16.7	347,147	△9.6	477,604	△11.2	10
1,161,260	△6.6	1,156,146	0.3	266,729	△4.7	269,936	△7.1	11
1,797,058	△0.9	2,450,876	5.0	455,584	14.9	615,230	8.9	12
1,196,500	△1.5	585,500	△3.6	299,859	△6.5	158,318	5.6	13
11,578,266	△8.4	11,756,655	△5.2	2,767,410	△3.5	2,961,560	△2.2	14
2,053,400	△14.5	5,586,834	△1.3	497,269	△3.8	1,252,579	△16.6	15
1,579,821	△16.2	4,957,595	△1.9	377,567	△4.6	1,115,446	△16.7	16
254,000	△11.9	291,789	△0.4	54,505	△12.0	60,120	△1.1	17
16,222,229	△1.7	9,935,018	△3.7	3,745,941	△8.7	2,348,964	△5.8	18
15,254,513	△1.4	8,640,165	△4.2	3,503,887	△9.2	2,068,912	△5.8	19
967,708	△6.0	1,286,422	△0.7	242,051	△1.2	278,004	△5.8	20
3,221,404	△5.2	3,168,280	△1.8	729,420	△14.4	823,064	6.9	21
410,246	△7.1	872,335	14.6	101,029	△1.9	244,017	31.1	22
1,157,712	△9.8	644,002	△8.0	263,186	△11.0	162,767	4.6	23
223,338	1.4	725,303	△9.4	38,762	△46.7	206,497	1.7	24
9,010,356	△4.0	10,394,077	0.2	2,197,548	△6.2	2,352,069	△7.6	25
2,205,122	△4.4	2,722,618	△5.1	521,232	△8.5	602,957	△13.6	26
1,513,201	△1.4	887,574	△2.4	389,731	△5.2	197,542	△7.8	27
743,514	△4.5	1,312,697	7.6	172,114	△8.4	248,599	△20.8	28
1,298,705	△7.5	343,195	△2.7	319,670	△6.4	72,167	△7.2	29
501,357	△3.3	1,264,793	0.4	126,108	△8.2	293,411	△0.1	30
811,931	7.9	351,145	3.7	199,647	△1.9	85,889	△8.1	31
446,590	7.2	892,517	4.1	103,100	14.8	214,397	△5.4	32
159,323	0.8	316,108	5.5	34,697	△22.7	85,698	7.0	33
99,060	△16.6	748,214	△1.6	24,487	△6.9	182,760	9.4	34
367,492	△1.3	371,424	0.2	78,582	△21.3	91,530	3.3	35
8,955,277	△2.8	9,722,197	0.0	1,929,103	△6.9	2,076,417	△6.6	36
1,757,238	2.2	2,332,992	△8.4	425,764	△10.0	536,222	△1.4	37
782,592	△2.8	1,560,636	△9.4	183,853	△14.7	343,093	△6.1	38
2,356,437	△3.2	8,851,500	△14.7	609,163	4.3	2,194,839	△1.4	39
782,679	△10.2	2,855,515	△6.3	200,021	2.2	741,689	18.5	40
556,699	22.6	3,015,802	△19.2	171,885	29.8	726,036	△11.0	41
187,231	△4.2	750,788	△6.2	49,994	7.6	205,901	31.6	42
122,204	△22.0	1,433,437	△12.7	32,818	△3.2	409,696	5.1	43
230,722	3.0	298,061	△7.6	50,470	△3.2	57,207	△12.3	44
7,246	△90.6	126,925	△66.7	2,035	185.1	1,517	△98.1	45
983,797	9.3	917,542	△7.4	262,736	3.6	238,136	18.3	46
263,329	△5.3	559,098	△1.6	56,400	△15.8	146,806	17.4	47

8. 主要地域（国）別及び

(2) 主要商品の輸出

（単位　百万円，％）

品名	30		令和元年	
	価額	伸率	価額	伸率
総額	**81,478,753**	**4.1**	**76,931,665**	**△5.6**
食料品	**740,655**	**14.9**	**754,267**	**1.8**
原料品	**1,155,748**	**2.5**	**1,033,552**	**△10.6**
鉱物性燃料	**1,304,191**	**16.8**	**1,382,973**	**6.0**
化学製品	**8,921,534**	**8.9**	**8,739,096**	**△2.0**
有機化合物	2,051,346	4.8	1,907,103	△7.0
医薬品	648,722	16.0	733,105	13.0
プラスチック	2,557,367	1.8	2,429,668	△5.0
原料別製品	**9,136,204**	**5.2**	**8,407,009**	**△8.0**
鉄鋼	3,441,212	4.8	3,074,011	△10.7
非鉄金属	1,513,102	8.5	1,368,404	△9.6
金属製品	1,303,127	6.2	1,216,583	△6.6
織物用糸・繊維製品	724,892	1.3	704,870	△2.8
非金属鉱物製品	899,771	4.3	857,308	△4.7
ゴム製品	904,540	3.0	882,526	△2.4
紙類・紙製品	326,562	9.0	280,023	△14.3
一般機械	**16,507,716**	**5.2**	**15,121,618**	**△8.4**
原動機	2,948,840	7.4	2,727,906	△7.5
電算機類(含周辺機器)	375,763	△2.0	360,599	△4.0
電算機類の部分品	1,061,429	△3.1	966,696	△8.9
半導体等製造装置	2,728,584	7.0	2,467,042	△9.6
金属加工機械	1,220,587	9.6	1,065,210	△12.7
ポンプ・遠心分離機	1,295,104	2.2	1,229,505	△5.1
建設用・鉱山用機械	1,232,777	11.7	1,139,680	△7.6
荷役機械	714,030	8.0	645,735	△9.6
加熱用・冷却用機器	447,252	9.1	423,588	△5.3
繊維機械	265,610	2.3	224,936	△15.3
ベアリング	498,621	3.6	464,598	△6.8
電気機器	**14,142,056**	**3.3**	**13,207,675**	**△6.6**
半導体等電子部品	4,150,172	3.2	4,005,965	△3.5
（IC）	2,903,999	3.6	2,836,057	△2.3
音響・映像機器	513,200	△3.2	450,892	△12.1
(映像記録・再生機器)	364,039	△7.3	301,233	△17.3
(テレビ受像機)	101,812	7.9	105,062	3.2
音響・映像機器の部分品	250,875	△13.4	228,186	△9.0
重電機器	953,757	2.5	943,692	△1.1
通信機	578,893	△18.8	447,170	△22.8
電気計測機器	1,737,132	10.1	1,626,787	△6.4
電気回路等の機器	2,077,584	0.3	1,851,516	△10.9
電池	604,732	12.2	543,183	△10.2
輸送用機器	**18,876,664**	**3.5**	**18,118,040**	**△4.0**
自動車	12,307,209	4.1	11,971,189	△2.7
(乗用車)	10,938,065	4.5	10,682,017	△2.3
(バス・トラック)	1,292,657	0.5	1,222,822	△5.4
自動車の部分品	3,990,921	2.4	3,601,667	△9.8
二輪自動車	337,209	5.5	267,425	△20.7
航空機類	479,294	0.6	494,564	3.2
船舶	1,367,896	3.4	1,492,841	9.1
その他	**10,693,984**	**△2.0**	**10,167,435**	**△4.9**
科学光学機器	2,314,101	△4.2	2,129,712	△8.0
写真用・映画用材料	532,907	6.2	527,610	△1.0

（単位　百万円，％）

品名	2年第Ⅰ四半期	
	価額	伸率
総額	**18,110,541**	**△5.5**
食料品	**166,200**	**△5.5**
原料品	**266,475**	**3.7**
鉱物性燃料	**325,532**	**△9.4**
化学製品	**2,113,569**	**△2.2**
有機化合物	436,045	△13.9
医薬品	198,390	19.8
プラスチック	578,076	0.1
原料別製品	**2,051,334**	**0.0**
鉄鋼	776,225	4.2
非鉄金属	375,333	13.2
金属製品	277,147	△7.1
織物用糸・繊維製品	163,248	△2.4
非金属鉱物製品	184,521	△15.7
ゴム製品	201,361	△5.3
紙類・紙製品	68,990	△3.8
一般機械	**3,439,592**	**△12.6**
原動機	634,285	△11.1
電算機類(含周辺機器)	83,611	△9.2
電算機類の部分品	224,134	△3.9
半導体等製造装置	586,078	△9.3
金属加工機械	213,118	△25.9
ポンプ・遠心分離機	295,928	△4.5
建設用・鉱山用機械	245,984	△25.1
荷役機械	140,723	△21.3
加熱用・冷却用機器	92,337	△14.3
繊維機械	50,411	△11.7
ベアリング	99,949	△17.1
電気機器	**3,161,675**	**1.5**
半導体等電子部品	972,113	9.7
（IC）	675,053	10.0
音響・映像機器	97,622	△9.9
(映像記録・再生機器)	62,894	△8.9
(テレビ受像機)	24,503	△15.7
音響・映像機器の部分品	48,186	△2.0
重電機器	234,660	6.2
通信機	97,409	△16.4
電気計測機器	392,366	△2.5
電気回路等の機器	427,349	△2.0
電池	132,101	△4.5
輸送用機器	**4,260,829**	**△8.8**
自動車	2,786,337	△7.5
(乗用車)	2,488,994	△7.8
(バス・トラック)	282,784	△5.1
自動車の部分品	825,603	△9.1
二輪自動車	85,881	3.5
航空機類	115,330	△8.2
船舶	388,686	△17.2
その他	**2,325,337**	**△4.6**
科学光学機器	489,043	△1.3
写真用・映画用材料	130,513	4.7

（注）「伸率」は対前年伸率。

主要商品別輸出入額（続）

(3) 主要商品の輸入

（単位　百万円，％）

品名	30 価額	30 伸率	令和元年 価額	令和元年 伸率	2年第一四半期 価額	2年第一四半期 伸率
総額	**82,703,304**	**9.7**	**78,599,510**	**△5.0**	**18,311,867**	**△7.2**
食料品	**7,246,739**	**3.3**	**7,191,581**	**△0.8**	**1,625,765**	**△3.0**
魚介類	1,662,912	0.8	1,609,182	△3.2	319,396	△15.2
肉類	1,516,157	2.4	1,540,079	1.6	350,053	3.4
穀物類	809,460	7.9	797,346	△1.5	208,362	2.3
野菜	550,537	1.9	536,865	△2.5	124,753	△3.0
果実	550,233	7.1	538,632	△2.1	118,406	3.7
原料品	**4,991,686**	**5.6**	**4,861,195**	**△2.6**	**1,178,640**	**3.4**
木材	407,810	5.9	357,309	△12.4	76,963	△15.4
非鉄金属鉱	1,562,842	13.2	1,377,936	△11.8	345,631	1.4
鉄鉱石	1,029,637	△4.8	1,188,303	15.4	289,833	17.2
大豆	170,090	△2.0	167,316	△1.6	38,238	△2.4
鉱物性燃料	**19,294,048**	**21.8**	**16,950,648**	**△12.1**	**4,171,300**	**△8.5**
原油及び粗油	8,906,273	24.5	7,969,046	△10.5	1,920,973	0.6
石油製品	2,073,964	34.3	1,537,288	△25.9	447,705	8.2
(揮発油)	1,521,895	32.3	1,159,047	△23.8	324,158	18.7
液化天然ガス	4,738,939	21.0	4,349,779	△8.2	1,130,596	△18.3
液化石油ガス	690,892	14.2	532,751	△22.9	149,425	△4.6
石炭	2,812,124	9.4	2,528,243	△10.1	518,419	△24.2
(一般炭)	1,484,836	16.5	1,312,798	△11.6	284,699	△26.4
化学製品	**8,550,029**	**13.0**	**8,163,450**	**△4.5**	**2,001,734**	**△4.7**
有機化合物	1,937,884	13.4	1,691,145	△12.7	407,026	△9.0
医薬品	2,962,208	12.0	3,091,877	4.4	815,389	7.2
原料別製品	**7,459,064**	**8.9**	**7,068,411**	**△5.2**	**1,605,239**	**△9.2**
鉄鋼	1,018,785	10.7	948,006	△6.9	200,185	△21.4
非鉄金属	1,999,722	15.2	1,750,156	△12.5	452,706	4.5
金属製品	1,292,647	9.6	1,299,845	0.6	277,445	△12.4
織物用糸・繊維製品	967,563	4.6	946,991	△2.1	210,095	△8.9
非金属鉱物製品	743,260	6.4	694,374	△6.6	148,000	△16.0
木製品等（除家具）	792,039	6.4	764,804	△3.4	170,973	△14.1
一般機械	**7,949,974**	**10.2**	**7,582,617**	**△4.6**	**1,702,419**	**△12.1**
原動機	1,448,730	14.9	1,231,235	△15.0	256,004	△17.7
電算機類(含周辺機器)	2,028,952	3.2	2,210,832	9.0	515,925	△10.9
電算機類の部分品	503,012	0.3	523,988	4.2	109,000	△16.4
電気機器	**12,337,898**	**2.4**	**11,992,000**	**△2.8**	**2,769,720**	**△7.7**
半導体等電子部品	2,816,476	0.7	2,581,351	△8.3	630,878	△0.3
(IC)	2,214,728	2.0	2,008,280	△9.3	497,011	1.7
絶縁電線・絶縁ケーブル	818,307	9.5	824,468	0.8	196,286	△5.2
音響映像機器(含部品)	1,268,191	4.6	1,368,557	7.9	305,579	△9.2
重電機器	655,666	3.6	664,103	1.3	143,037	△11.4
通信機	3,086,754	△0.7	2,846,267	△7.8	654,823	△8.9
(電話機)	1,968,289	3.1	1,694,305	△13.9	370,763	△16.5
電気計測機器	785,838	8.5	762,824	△2.9	182,497	△9.8
輸送用機器	**3,490,418**	**10.1**	**3,560,706**	**2.0**	**732,503**	**△9.4**
自動車	1,428,371	9.3	1,408,351	△1.4	313,306	2.8
自動車の部分品	986,109	5.7	890,622	△9.7	193,985	△15.7
航空機類	733,499	29.7	905,297	23.4	145,211	△24.4
その他	**11,383,447**	**4.0**	**11,228,902**	**△1.4**	**2,524,546**	**△8.3**
科学光学機器	1,832,949	6.5	1,817,899	△0.8	425,103	△1.5
衣類・同付属品	3,306,727	6.4	3,204,538	△3.1	708,628	△10.4
家具	778,837	3.1	787,912	1.2	178,496	△9.9
バッグ類	614,852	4.3	643,708	4.7	149,262	△7.3

（注）「伸率」は対前年伸率。

9．主　要　国　別　品

令和元年１～12月輸出額

品名／国名	番号	輸出総額	食料品	原料品	鉱物性燃料	化学製品	有機化合物	医薬品	プラスチック	原料別製品	鉄鋼	非鉄金属	金属製品
総額	1	76,931,665	754,267	1,033,552	1,382,973	8,739,096	1,907,103	733,105	2,429,668	8,407,009	3,074,011	1,368,404	1,216,583
大韓民国	2	5,043,824	42,325	204,209	191,792	1,256,959	272,900	36,909	297,520	793,916	424,543	106,256	82,491
中華人民共和国	3	14,681,945	118,346	249,915	152,434	2,542,237	682,915	145,724	815,694	1,666,478	494,520	386,615	262,591
台湾	4	4,688,545	83,147	58,176	43,821	936,107	215,966	26,268	250,185	533,315	176,436	165,106	42,614
香港	5	3,665,365	164,545	19,214	40,578	337,112	3,189	23,015	111,146	223,153	25,033	56,671	25,730
ベトナム	6	1,797,058	39,829	96,815	6,519	188,669	23,838	3,535	88,077	379,746	143,794	29,799	31,851
タイ	7	3,290,636	32,952	48,202	21,577	340,009	43,888	14,240	116,290	780,374	431,936	123,203	113,624
シンガポール	8	2,198,787	27,268	5,029	80,907	193,490	26,508	4,608	28,159	137,176	39,982	31,233	24,182
マレーシア	9	1,448,960	9,500	56,812	65,471	152,668	13,397	2,440	72,594	226,220	86,791	63,630	18,131
フィリピン	10	1,161,260	7,248	8,416	23,050	105,445	19,630	1,348	42,145	161,227	59,472	28,090	22,546
インドネシア	11	1,524,280	4,981	34,223	10,201	142,499	28,433	2,623	48,911	364,182	185,524	48,395	48,366
インド	12	1,196,500	489	21,044	34,668	196,347	42,427	2,757	89,217	306,941	123,511	104,577	32,127
パキスタン	13	135,117	22	1,619	278	7,102	2,524	445	1,957	31,373	19,546	499	3,137
イラン	14	7,246	1	292	4	776	99	89	220	1,885	0	1,697	54
サウジアラビア	15	556,699	1,801	610	1,147	21,006	5,221	1,622	4,752	79,805	30,876	1,436	6,032
クウェート	16	187,231	288	173	89	1,369	143	138	409	24,429	15,193	229	863
カタール	17	122,204	446	277	229	669	86	103	253	12,156	5,440	140	742
オマーン	18	230,722	506	377	844	894	148	43	219	27,153	17,201	2	876
イスラエル	19	181,632	324	450	16	11,898	1,377	203	3,045	5,011	385	428	993
アラブ首長国連邦	20	782,679	3,267	3,490	3,867	11,167	1,915	584	4,177	85,884	35,028	456	3,760
ノルウェー	21	106,905	1,146	48	5	3,679	349	44	164	33,023	28,973	27	1,957
スウェーデン	22	159,323	612	283	3,514	6,341	3,582	97	521	17,080	3,691	3,296	2,116
デンマーク	23	60,449	465	1,143	0	3,634	38	24	520	5,339	81	1,254	1,584
英国	24	1,513,201	5,788	16,257	13,883	82,929	17,792	28,836	14,662	67,046	12,048	15,619	17,420
アイルランド	25	99,060	215	135	2	35,985	17,592	5,445	2,523	1,989	488	273	574
オランダ	26	1,298,705	10,694	12,127	15,758	121,496	37,709	7,026	35,798	64,570	6,447	1,765	22,141
ベルギー	27	811,931	1,889	11,642	82	103,357	37,759	14,585	27,043	49,571	6,527	3,367	9,472
フランス	28	743,514	6,694	2,695	11,874	84,956	12,021	18,202	9,180	46,957	1,584	4,763	11,629
ドイツ	29	2,205,122	5,176	23,489	1,729	225,542	84,228	21,782	48,039	142,475	12,718	18,818	33,894
スイス	30	446,590	803	1,916	18	83,419	14,146	55,879	5,313	28,705	1,153	21,310	2,131
ポルトガル	31	51,263	554	2,254	10	1,499	570	56	513	7,211	1,976	701	692
スペイン	32	367,492	1,177	2,327	7,951	22,778	8,806	3,761	4,560	15,445	4,049	671	5,459
イタリア	33	501,357	2,165	5,881	1,171	64,985	28,720	9,831	11,868	52,628	5,591	5,674	7,383
フィンランド	34	50,691	108	1,422	11	3,528	317	755	968	4,473	384	496	528
ロシア	35	782,592	3,563	925	13,298	19,417	2,278	2,619	5,847	69,214	5,619	623	10,588
オーストリア	36	133,069	311	422	6	19,516	9,056	366	2,387	8,426	2,752	2,352	1,231
ギリシャ	37	62,302	15	105	0	1,805	93	382	305	2,072	283	36	339
トルコ	38	274,049	66	4,717	238	17,453	5,183	697	5,714	39,776	23,646	2,887	7,795
カナダ	39	967,708	9,329	1,955	3,684	26,508	7,086	3,410	6,123	66,034	28,293	1,382	9,605
アメリカ合衆国	40	15,254,513	106,154	77,854	131,350	1,066,003	166,991	272,162	198,125	970,218	188,914	112,762	243,278
メキシコ	41	1,157,712	1,267	2,392	15,981	42,355	6,724	1,272	20,373	228,701	152,467	3,898	44,304
パナマ	42	664,684	100	7	4,407	595	96	46	183	3,295	108	2	626
プエルトリコ(米)	43	62,395	130	69	0	4,195	2,164	6	1,316	1,470	2	146	11
コロンビア	44	122,644	66	697	58	3,163	1,057	167	756	29,667	20,375	24	298
ベネズエラ	45	3,882	0	0	3	579	13	11	1	219	0	0	62
チリ	46	223,338	30	2,557	77,523	7,209	621	60	1,137	26,811	7,018	8	2,730
ブラジル	47	410,246	892	2,745	331	47,673	29,997	3,509	6,987	48,603	17,006	1,295	12,723
アルゼンチン	48	72,405	48	82	189	8,213	3,861	68	2,300	3,574	391	101	1,315
リベリア	49	220,905	124	6	0	61	13	32	4	442	7	2	128
南アフリカ共和国	50	263,329	1,273	1,954	587	12,246	1,356	473	3,861	24,862	6,357	177	2,955
オーストラリア	51	1,579,821	16,824	2,655	331,726	36,435	5,492	2,217	5,400	107,277	19,575	3,164	6,979
ニュージーランド	52	254,000	2,252	248	20,247	5,646	881	474	1,314	12,807	3,262	936	968
(EU)	53	8,955,277	36,902	86,365	57,790	850,567	264,538	112,096	174,424	542,695	68,388	66,092	130,779

別　輸　出　入　額

（単位　百万円）

織物用糸・繊維製品	非金属鉱物製品	ゴム製品	紙類・紙製品	一般機械	原動機	電算機類(含周辺機器)	電算機類の部分品	半導体等製造装置	金属加工機械	ポンプ・遠心分離機	建設用・鉱山用機械	荷役機械	加熱用・冷却用機器	番号
704,870	857,308	882,526	280,023	15,121,618	2,727,906	360,599	966,696	2,467,042	1,065,210	1,229,505	1,139,680	645,735	423,588	1
35,247	89,708	21,468	33,457	911,692	91,347	9,497	15,162	316,805	54,881	84,621	15,441	26,754	32,468	2
215,486	181,678	68,161	51,820	3,396,666	460,507	29,275	180,309	900,564	234,788	260,969	36,704	97,169	72,663	3
18,940	91,038	12,471	25,888	942,116	48,846	6,215	5,513	583,040	44,758	47,427	15,507	18,076	20,351	4
27,295	66,002	14,987	6,125	219,618	14,418	10,466	52,871	5,044	4,820	10,370	35,376	5,435	5,595	5
112,402	19,400	16,667	23,403	300,801	16,885	1,637	67,302	4,119	31,591	13,221	21,806	17,645	6,433	6
29,349	29,571	26,673	24,826	712,842	154,417	4,942	44,589	6,762	66,186	100,119	20,143	33,258	24,256	7
5,080	22,871	9,539	4,157	312,317	56,310	9,119	45,581	72,212	4,911	21,778	4,312	12,381	10,044	8
5,738	26,216	9,761	15,924	188,847	25,073	2,648	5,303	19,382	12,473	16,665	4,807	11,403	4,186	9
10,553	14,577	9,965	9,072	193,157	19,840	1,607	30,734	4,709	11,351	16,226	19,740	14,314	6,427	10
21,511	9,250	42,487	8,161	418,206	146,622	1,433	13,839	449	26,241	31,775	25,698	46,807	7,513	11
12,361	11,531	11,078	11,703	329,040	40,141	3,152	5,228	250	76,836	32,033	7,775	19,480	8,821	12
3,452	804	1,771	2,164	31,624	10,302	187	48	0	300	4,295	355	818	714	13
6	10	54	64	847	360	2	0	0	7	45	0	24	36	14
13,660	4,115	23,194	488	56,411	11,903	472	84	51	274	17,594	2,257	4,968	4,525	15
2,536	1,175	4,383	49	8,828	993	43	4	0	18	3,594	517	882	327	16
1,583	1,024	3,189	18	11,693	4,907	70	4	0	48	3,411	297	415	335	17
453	2,789	5,399	22	14,175	4,176	38	2	0	82	4,360	616	494	350	18
152	1,195	1,438	418	45,244	696	326	392	33,431	1,914	971	816	912	976	19
12,084	3,807	29,669	1,048	121,116	49,805	2,366	14,053	18	412	13,212	14,114	6,671	1,202	20
66	327	1,664	5	12,905	2,595	12	2	0	806	171	7,343	409	151	21
804	852	6,182	123	26,480	2,887	736	148	1,155	3,166	3,279	3,883	1,693	782	22
634	1,035	696	40	9,856	2,037	57	28	16	1,589	716	1,966	133	110	23
3,670	5,382	12,252	536	281,053	114,847	15,518	5,031	2,101	14,601	16,787	38,985	7,485	18,098	24
82	185	373	8	20,473	6,406	282	151	5,894	1,307	284	153	535	127	25
5,101	18,453	5,278	5,306	461,207	27,579	43,562	158,518	10,391	10,351	26,979	91,403	26,468	7,586	26
2,777	9,309	17,900	215	132,205	18,399	1,622	2,737	3,607	20,275	21,260	31,262	5,144	3,937	27
9,977	6,112	11,238	1,544	192,794	55,735	3,503	4,969	7,280	14,894	16,768	14,876	7,378	6,827	28
13,885	38,719	19,099	5,241	420,717	54,006	59,220	22,888	19,658	40,715	63,379	23,186	11,233	9,021	29
687	1,727	1,501	123	16,252	1,120	498	2,373	927	5,310	780	969	193	449	30
1,009	639	2,041	151	7,936	518	5	46	267	1,020	1,555	33	38	862	31
1,485	1,094	2,437	233	59,721	23,653	1,027	891	145	5,101	5,219	1,617	1,205	5,191	32
19,370	4,635	7,951	2,007	126,727	25,319	1,100	7,042	3,968	21,048	12,012	9,646	5,845	7,359	33
410	985	1,512	148	12,483	3,380	24	50	1,388	2,415	374	2,427	186	172	34
2,334	5,478	43,625	937	141,234	37,132	767	259	546	6,401	11,545	44,178	17,566	2,974	35
647	863	530	48	35,843	4,054	104	45	3,430	1,184	1,070	19,458	394	1,416	36
463	137	752	59	6,434	2,172	32	30	0	388	883	140	197	438	37
1,959	619	2,303	566	64,730	21,590	742	304	16	8,176	9,190	3,645	1,767	1,490	38
2,466	3,240	20,080	936	122,506	24,835	2,879	4,623	389	13,472	8,513	29,110	3,473	3,445	39
55,917	131,145	205,239	31,517	3,619,889	897,599	125,178	249,233	455,784	237,490	230,265	441,534	157,117	97,494	40
5,722	5,181	16,389	731	243,611	51,276	8,526	6,889	552	34,912	14,005	1,966	8,554	12,600	41
25	84	2,436	9	31,054	3,583	615	551	0	2	2,982	14,057	694	91	42
16	1	1,293	0	9,649	8,750	9	3	0	0	148	179	21	3	43
50	211	8,680	29	11,853	4,243	199	18	0	41	1,153	1,290	1,102	82	44
0	21	137	0	1,006	701	0	0	0	0	123	40	0	3	45
191	277	16,257	328	16,247	3,347	76	64	0	99	1,164	5,063	2,700	175	46
771	3,560	12,369	872	96,804	22,936	1,128	1,450	600	8,150	16,002	2,270	6,721	2,016	47
172	307	1,241	48	20,145	7,583	100	15	3	665	2,803	99	808	342	48
10	6	286	4	2,850	1,142	7	0	0	1	562	125	83	40	49
399	6,235	8,202	537	46,053	7,750	723	1,238	0	1,212	4,039	13,721	7,910	1,800	50
2,148	10,346	62,004	3,014	159,722	18,129	3,786	11,341	26	5,318	11,191	46,568	26,032	13,428	51
409	2,865	2,801	1,561	35,886	8,195	531	2,121	5	740	1,146	13,187	2,277	2,851	52
65,296	96,589	98,184	16,854	2,019,047	382,545	128,472	203,243	60,751	167,397	199,739	242,658	74,082	68,906	53

9．主　要　国　別　品

令和元年１～12月輸出額（続）

品名／国名	番号	繊維機械	ベアリング	電気機器	半導体等電子部品	（ＩＣ）	音響・映像機器	（映像記録・再生機器）	（テレビ受像機）	音響・映像機器の部分品	重電機器	通信機	電気計測機器
総額	1	**224,936**	**464,598**	**13,207,675**	**4,005,965**	**2,836,057**	**450,892**	**301,233**	**105,062**	**228,186**	**943,692**	**447,170**	**1,626,787**
大韓民国	2	4,162	32,485	**847,940**	247,502	195,830	12,590	10,586	1,291	6,456	59,279	15,749	167,194
中華人民共和国	3	116,240	92,925	**3,038,980**	980,635	694,856	87,638	67,867	15,260	79,206	207,905	86,694	355,976
台湾	4	7,745	15,712	**1,106,788**	713,649	637,071	6,685	2,701	3,656	4,701	37,643	11,950	96,693
香港	5	922	10,928	**1,373,585**	741,131	564,958	16,354	9,143	3,105	16,869	43,781	27,602	29,345
ベトナム	6	13,833	6,300	**476,070**	189,332	150,840	5,949	1,797	240	5,136	14,331	26,415	26,336
タイ	7	3,285	33,767	**654,910**	217,357	122,207	9,969	4,726	2,247	13,461	40,663	25,934	94,480
シンガポール	8	507	17,939	**398,309**	152,456	98,510	17,505	15,127	1,692	9,728	13,472	8,785	39,289
マレーシア	9	958	4,627	**366,557**	211,304	89,806	4,362	3,219	209	5,967	8,151	4,576	26,218
フィリピン	10	288	3,369	**281,858**	91,555	69,247	886	456	322	11,121	17,131	6,729	19,645
インドネシア	11	5,940	17,655	**181,451**	24,091	15,370	1,464	1,159	163	1,887	21,850	5,048	29,573
インド	12	17,510	13,471	**178,786**	19,459	7,632	9,589	8,980	247	351	21,197	2,926	33,622
パキスタン	13	7,074	548	**13,873**	273	0	24	17	6	8	913	1,247	2,464
イラン	14	17	2	**606**	0	0	53	52	0	0	3	0	197
サウジアラビア	15	28	1,316	**19,115**	37	5	112	30	15	32	1,902	909	1,678
クウェート	16	3	127	**4,208**	15	2	11	6	0	5	505	16	188
カタール	17	10	174	**3,233**	4	3	55	50	2	15	205	64	275
オマーン	18	0	637	**4,581**	1	0	7	3	3	5	217	148	737
イスラエル	19	12	604	**10,716**	2,050	233	192	108	50	63	899	134	1,269
アラブ首長国連邦	20	75	5,629	**38,363**	87	1	5,381	4,910	405	480	4,205	877	2,398
ノルウェー	21	2	2	**4,381**	117	0	57	29	2	137	63	91	549
スウェーデン	22	65	207	**26,329**	1,496	263	234	85	22	181	763	13,716	2,712
デンマーク	23	12	34	**5,730**	70	20	1,066	1,040	10	452	217	83	444
英国	24	1,409	5,565	**197,541**	6,970	2,431	8,958	4,322	4,334	1,680	29,177	8,503	21,252
アイルランド	25	0	61	**3,802**	61	19	113	99	6	48	178	883	423
オランダ	26	847	20,347	**234,606**	24,054	6,153	35,484	32,309	2,495	2,776	10,740	6,896	38,596
ベルギー	27	92	870	**44,609**	920	76	878	124	669	1,565	2,161	9,852	6,280
フランス	28	1,268	17,171	**77,955**	5,380	1,272	1,337	641	487	268	17,327	1,766	8,246
ドイツ	29	813	25,576	**619,241**	98,565	53,645	21,376	13,092	6,557	3,321	29,108	34,123	149,608
スイス	30	142	246	**11,007**	2,339	229	192	69	45	107	1,590	214	2,058
ポルトガル	31	103	445	**4,424**	307	42	105	87	0	61	374	20	711
スペイン	32	460	758	**35,409**	9,480	7,438	335	279	34	738	8,323	1,014	3,379
イタリア	33	4,783	1,730	**35,543**	4,371	2,296	879	604	174	108	3,377	2,699	6,233
フィンランド	34	3	48	**5,189**	1,337	535	29	20	3	348	276	46	1,353
ロシア	35	168	2,015	**55,561**	647	64	2,751	964	80	372	2,752	7,461	8,775
オーストリア	36	0	409	**13,867**	3,171	91	49	23	2	32	388	5	1,584
ギリシャ	37	6	57	**1,546**	87	0	23	2	6	22	202	101	480
トルコ	38	5,560	543	**75,031**	1,294	16	1,602	956	631	583	19,596	4,537	9,299
カナダ	39	292	4,988	**127,345**	6,089	2,119	6,447	5,982	66	667	36,810	3,616	23,367
アメリカ合衆国	40	11,024	87,157	**1,988,694**	211,759	100,281	157,457	96,525	44,836	43,701	188,281	108,248	302,537
メキシコ	41	2,482	12,500	**187,990**	11,248	4,755	12,619	1,212	9,997	8,173	23,223	3,591	22,401
パナマ	42	0	5,727	**2,034**	13	1	35	12	22	8	338	70	409
プエルトリコ(米)	43	0	74	**384**	0	0	0	0	0	0	78	0	143
コロンビア	44	438	141	**3,357**	5	0	11	6	1	12	78	135	466
ベネズエラ	45	5	11	**66**	0	0	0	0	0	0	14	0	28
チリ	46	46	250	**3,251**	3	0	148	18	9	4	285	185	507
ブラジル	47	2,533	6,194	**56,087**	4,112	2,465	1,009	649	306	750	3,444	964	12,372
アルゼンチン	48	60	241	**10,793**	58	50	56	52	4	846	437	109	4,461
リベリア	49	0	72	**323**	1	0	7	0	7	4	46	10	91
南アフリカ共和国	50	51	1,269	**18,806**	26	2	309	268	21	45	721	1,309	5,502
オーストラリア	51	421	3,520	**50,841**	941	145	9,255	8,882	164	786	4,834	1,496	3,276
ニュージーランド	52	100	203	**5,289**	422	70	133	105	8	37	793	175	434
（EU）	53	10,526	79,022	**1,499,938**	173,603	78,938	77,157	54,253	19,138	15,894	149,711	80,812	294,442

別　輸　出　入　額（続）

（単位　百万円）

電気回路等の機器	電池	輸送用機器	自動車	（乗用車）	（バス・トラック）	自動車の部分品	二輪自動車	航空機類	船舶	その他	科学光学機器	写真用・映画用材料	番号
1,851,516	543,183	18,118,040	11,971,189	10,682,017	1,222,822	3,601,667	267,425	494,564	1,492,841	10,167,435	2,129,712	527,610	1
137,142	20,122	147,074	69,181	64,987	4,194	68,710	3,574	1,191	1,207	647,917	186,799	69,471	2
515,759	89,732	1,506,058	786,722	785,631	1,085	685,315	3,252	3,313	0	2,010,831	750,302	111,830	3
88,177	14,242	374,446	288,094	232,022	48,269	31,365	2,273	730	20,669	610,629	152,733	99,196	4
209,975	18,803	122,253	78,809	59,346	18,682	6,881	2,374	1,942	30,441	1,165,308	84,034	12,193	5
105,107	579	87,257	39,771	18,089	21,377	35,314	591	7,251	2	221,352	56,635	8,586	6
111,965	6,208	375,607	57,361	28,684	27,547	298,125	7,430	87	147	324,164	70,523	7,479	7
45,922	32,698	358,956	92,263	62,599	28,401	8,453	1,762	3,764	249,433	685,336	35,643	15,560	8
29,769	5,564	193,735	109,498	79,258	17,289	76,505	1,644	172	3,414	189,150	15,634	3,110	9
67,915	232	205,734	149,242	27,632	112,135	29,825	3,101	4,997	15,823	175,127	24,558	1,043	10
44,874	2,926	271,059	84,234	41,796	41,846	176,238	298	17	3,025	97,478	14,004	1,213	11
32,492	3,799	50,803	3,351	2,942	409	41,526	534	536	0	78,381	25,491	4,840	12
2,988	31	40,283	17,447	8,880	6,431	22,249	1	6	0	8,943	1,008	704	13
15	0	185	16	15	0	162	0	0	0	2,650	467	446	14
2,497	348	360,454	335,360	281,139	54,004	23,759	801	207	0	16,350	5,495	93	15
1,559	12	144,699	140,432	127,505	12,881	3,813	371	2	0	3,148	473	10	16
249	29	89,724	80,430	68,344	12,086	3,530	115	643	0	3,777	446	0	17
485	13	179,311	165,096	130,320	34,465	14,086	54	38	0	2,882	207	0	18
962	61	88,633	85,962	80,866	5,096	777	1,759	23	0	19,340	3,724	4,147	19
3,490	279	467,353	424,542	347,024	74,149	38,529	1,698	1,172	0	48,171	6,298	1,724	20
46	3	48,293	47,469	47,456	13	195	580	16	0	3,425	841	0	21
2,692	231	62,630	58,470	58,448	22	2,783	611	9	0	16,053	2,494	118	22
2,169	123	25,527	20,447	20,447	0	70	470	24	4,403	8,755	4,911	3	23
19,392	52,803	431,299	318,457	318,005	451	54,689	5,622	2,024	8,167	417,405	17,797	26,066	24
507	622	19,772	19,502	19,474	28	67	166	19	0	16,686	5,343	1,107	25
20,150	8,553	218,675	62,248	61,207	1,041	113,213	29,865	72	0	159,572	56,682	12,477	26
5,427	2,086	383,922	166,930	159,125	7,805	203,615	5,831	12	5,052	84,654	42,141	6,399	27
9,033	11,546	206,624	129,149	118,013	11,136	31,491	32,565	4,551	0	112,965	16,839	19,323	28
49,101	22,119	353,578	268,534	267,424	1,102	38,269	8,510	9,055	0	413,175	96,152	7,512	29
1,226	508	45,800	42,202	42,106	96	631	2,363	348	0	258,669	5,105	111	30
832	98	24,452	16,329	11,874	4,455	7,343	211	6	309	2,924	1,172	2	31
4,994	1,755	198,787	163,911	163,902	9	17,320	11,930	111	0	23,897	4,615	379	32
5,671	449	159,143	123,187	109,361	13,826	3,208	23,015	59	0	53,115	15,658	793	33
298	170	20,317	19,175	19,173	3	673	116	203	0	3,161	1,002	60	34
3,465	2,093	437,188	340,845	309,135	31,597	91,294	4,142	20	175	42,192	5,514	1,348	35
902	955	44,682	38,445	38,253	191	1,017	1,544	41	0	9,996	2,976	262	36
226	4	48,502	6,260	6,259	1	1,734	1,019	1	39,385	1,824	445	33	37
4,231	22,175	58,737	11,574	8,741	1,839	44,924	1,082	848	0	13,301	2,732	379	38
12,495	18,265	522,333	375,313	368,421	6,746	125,658	9,642	9,639	0	88,014	9,278	672	39
211,077	180,516	5,645,069	4,288,867	4,191,498	96,560	834,601	56,380	433,707	0	1,649,282	335,497	96,300	40
38,030	7,215	367,530	180,015	134,638	45,180	185,666	1,287	54	0	67,885	14,890	1,375	41
367	24	621,253	17,340	13,471	3,870	2,493	93	1	601,286	1,939	288	0	42
7	0	44,113	43,675	43,435	240	413	25	0	0	2,384	1,633	0	43
395	27	70,037	63,722	34,105	24,013	3,370	2,176	1	0	3,746	1,072	161	44
2	2	1,902	1,581	1,346	189	298	21	0	0	107	5	9	45
518	52	85,032	81,179	67,139	14,038	2,107	1,504	62	0	4,678	1,018	221	46
8,927	1,181	128,597	28,793	28,367	426	81,720	4,990	6,352	0	28,513	5,926	2,061	47
897	28	24,824	5,059	4,842	218	19,210	376	9	0	4,537	919	195	48
122	1	216,875	18	3	14	2	8	0	216,846	223	58	0	49
2,417	141	147,280	117,932	57,965	59,789	28,002	1,114	0	0	10,267	1,680	111	50
3,589	1,745	746,547	704,128	575,807	127,966	32,755	7,430	555	0	127,794	14,089	2,781	51
563	270	147,055	141,672	113,421	28,077	3,145	1,678	236	0	24,569	686	492	52
139,982	111,281	2,450,699	1,588,887	1,548,179	40,699	531,024	124,120	16,318	66,783	1,411,274	279,748	75,419	53

9. 主　要　国　別　品

令和元年１～12月輸入額

品名／国名	番号	輸入総額	食料品	魚介類	肉類	穀物類	野菜	果実	原料品	木材	非鉄金属鉱	鉄鉱石
総額	1	78,599,510	7,191,581	1,609,182	1,540,079	797,346	536,865	538,632	4,861,195	357,309	1,377,936	1,188,303
大韓民国	2	3,227,104	277,298	57,265	379	9,959	30,880	6,315	65,873	360	716	0
中華人民共和国	3	18,453,731	899,508	294,160	113,479	32,631	262,066	78,285	234,476	17,015	1,957	17,832
台湾	4	2,927,625	82,944	52,204	931	1,484	15,415	2,603	74,231	979	5,250	0
香港	5	225,106	26,176	23,620	0	11	16	303	3,788	0	0	0
ベトナム	6	2,450,876	169,544	116,325	1,198	5,207	7,895	6,239	40,754	2,916	3,658	0
タイ	7	2,765,055	461,726	108,544	220,081	23,653	23,562	12,622	94,368	582	729	0
シンガポール	8	851,244	53,506	841	17	4,376	15	2	27,845	0	0	0
マレーシア	9	1,926,305	45,131	5,165	147	2,330	4,013	489	113,668	9,393	214	0
ブルネイ	10	264,878	142	111	0	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	11	1,156,146	125,625	17,709	175	363	2,064	103,316	132,559	803	107,810	0
インドネシア	12	1,981,960	123,050	71,645	18	1,817	2,934	2,101	337,533	9,973	108,636	0
インド	13	585,500	74,546	48,783	0	944	735	9,075	56,755	124	9,398	20,374
パキスタン	14	33,140	2,272	1,786	4	276	26	116	4,307	0	305	0
イラン	15	126,925	2,020	189	0	0	3	873	77	0	0	0
バーレーン	16	127,721	655	655	0	0	0	0	658	0	0	0
サウジアラビア	17	3,015,802	40	25	0	0	0	13	23,984	0	6,262	0
クウェート	18	750,788	0	0	0	0	0	0	444	0	0	0
カタール	19	1,433,437	0	0	0	0	0	0	2,836	0	0	0
オマーン	20	298,061	1,579	569	0	1	504	4	3,218	0	142	0
イスラエル	21	132,658	9,652	10	0	10	196	8,909	1,877	0	0	0
アラブ首長国連邦	22	2,855,515	441	0	0	93	70	30	12,146	1	13	0
ノルウェー	23	205,176	109,691	107,706	84	49	0	1	2,362	208	0	0
スウェーデン	24	316,108	2,109	36	0	151	35	146	30,758	23,609	0	1,716
デンマーク	25	251,765	79,041	3,689	62,157	682	2	445	5,185	81	0	0
英国	26	887,574	58,324	4,051	954	6,543	583	136	5,712	42	0	0
アイルランド	27	748,214	21,004	4,236	7,227	4	0	0	951	0	0	0
オランダ	28	343,195	71,942	1,370	20,377	2,918	6,569	993	23,574	199	659	0
ベルギー	29	351,145	25,015	91	102	4,111	4,397	101	6,153	20	1,631	0
フランス	30	1,312,697	207,676	2,836	11,068	13,313	1,771	3,730	13,638	463	36	0
ドイツ	31	2,722,618	66,621	2,850	18,579	7,797	3,897	822	15,166	5,141	0	0
スイス	32	892,517	77,098	0	1	266	148	49	846	303	0	0
スペイン	33	371,424	109,338	11,571	67,402	659	5,035	3,551	48,763	187	10	0
イタリア	34	1,264,793	278,855	4,315	12,307	12,007	14,030	5,442	22,794	568	0	1
フィンランド	35	195,600	2,665	115	90	617	21	100	44,789	28,847	10,891	0
ロシア	36	1,560,636	125,755	121,059	0	3,881	267	4	69,945	50,781	8,039	1,638
オーストリア	37	231,894	12,146	0	6,243	256	11	2,424	15,058	12,679	53	0
カナダ	38	1,286,422	318,477	46,311	159,800	77,313	8,790	4,422	440,319	85,778	70,931	91,647
アメリカ合衆国	39	8,640,165	1,383,237	130,203	397,694	394,292	84,649	106,033	542,783	62,542	92,705	26,232
メキシコ	40	644,002	137,973	11,938	66,874	48	10,230	41,048	49,466	45	24,198	0
プエルトリコ(米)	41	234,922	374	0	0	0	0	0	90	0	0	0
ベネズエラ	42	4,082	1,518	171	0	0	0	0	22	0	0	0
ペルー	43	268,283	33,878	11,150	0	542	2,422	4,662	161,786	0	151,797	6,072
チリ	44	725,303	218,075	155,173	16,701	189	3,082	16,467	426,639	9,591	392,969	1,731
ブラジル	45	872,335	300,853	985	99,825	108,495	150	12,656	399,396	1,702	3,921	334,836
アルゼンチン	46	62,891	46,820	21,785	1,042	10,303	177	5,160	1,992	21	0	0
南アフリカ共和国	47	559,098	13,660	858	0	137	2,118	7,904	85,593	1	36,515	37,583
オーストラリア	48	4,957,595	443,484	18,494	220,914	57,703	4,098	17,921	892,960	170	226,304	612,784
パプアニューギニア	49	287,267	1,107	678	21	0	0	0	57,155	3,249	53,583	0
ニュージーランド	50	291,789	164,402	15,242	24,392	1,850	12,120	45,891	20,684	7,793	0	611
(EU)	51	9,722,197	1,120,618	66,535	212,650	53,962	43,479	20,110	293,802	90,479	13,333	1,716

別　輸　出　入　額（続）

（単位　百万円）

大　豆	鉱物性燃　料	原油及び粗油	石　油製　品	(揮発油)	液化天然ガス	液化石油ガス	石　炭	(一般炭)	化　学製　品	有　機化合物	医薬品	原料別製　品	鉄　鋼	非　鉄金　属	番号
167,316	16,950,648	7,969,046	1,537,288	1,159,047	4,349,779	532,751	2,528,243	1,312,798	8,163,450	1,691,145	3,091,877	7,068,411	948,006	1,750,156	1
0	428,968	0	423,250	233,086	0	5,710	0	0	495,247	125,914	46,078	695,522	339,242	131,382	2
2,572	115,616	0	51,426	15,219	2,250	31	31,922	11,654	1,195,933	358,940	80,582	2,209,105	183,293	206,193	3
0	15,209	0	14,776	12,410	0	54	71	0	290,821	40,206	10,198	308,615	88,991	50,849	4
0	314	0	314	0	0	0	0	0	856	27	32	15,212	0	3,000	5
0	33,704	26,453	677	0	0	0	6,574	0	93,652	8,358	4,843	328,478	24,065	9,239	6
0	10,333	0	10,091	8,633	0	0	239	0	285,554	15,799	6,561	290,916	16,520	36,565	7
0	30,960	1,479	29,480	8,385	0	0	0	0	236,163	36,056	126,087	12,593	367	2,475	8
0	559,989	31,357	36,604	10,224	492,022	0	0	0	117,513	25,036	933	187,095	26,237	33,167	9
0	263,661	15,487	0	0	248,174	0	0	0	1,056	1,055	0	0	0	0	10
0	52	0	50	0	0	0	1	1	19,407	9,718	576	143,180	708	4,766	11
0	565,946	14,048	7,304	3	243,067	0	301,490	139,225	93,337	25,781	8,565	279,787	1,635	29,980	12
32	57,950	0	57,950	57,780	0	0	0	0	132,952	78,377	14,861	119,795	23,667	22,934	13
0	885	0	885	885	0	0	0	0	6,641	6,428	6	9,295	0	1,438	14
0	121,658	121,658	0	0	0	0	0	0	10	2	0	3,144	0	0	15
0	121,376	79,391	36,875	36,875	0	5,111	0	0	529	0	0	4,331	0	4,107	16
0	2,913,323	2,840,085	64,494	63,996	0	8,718	26	26	49,555	33,552	0	27,588	228	27,147	17
0	748,758	668,562	63,157	63,157	0	17,039	0	0	898	0	0	29	0	29	18
0	1,409,938	689,864	194,761	186,364	510,421	14,892	0	0	9,443	1,818	0	10,303	0	10,303	19
0	290,800	146,467	0	0	144,334	0	0	0	781	591	0	1,604	12	1,558	20
0	26	0	26	0	0	0	0	0	21,605	5,978	4,609	17,672	466	100	21
0	2,761,778	2,382,136	212,076	212,069	123,768	43,799	0	0	3,025	0	0	73,814	49	72,467	22
0	16,785	0	16,785	16,736	0	0	0	0	23,678	6,006	10,809	18,918	1,745	16,243	23
0	205	0	196	0	0	0	0	0	125,985	5,002	103,119	33,809	15,607	475	24
0	20	0	6	0	0	0	0	0	98,294	529	83,097	4,126	80	23	25
0	1,026	0	987	96	0	0	1	0	230,355	13,694	160,230	59,144	3,820	26,512	26
0	31	0	0	0	0	0	0	0	460,562	96,622	331,832	2,315	529	48	27
0	2,728	0	2,537	2,333	0	0	0	0	69,006	9,280	31,545	14,275	357	1,761	28
0	1,105	0	1,105	339	0	0	0	0	220,347	88,602	100,677	36,596	1,058	14,165	29
0	3,078	0	3,042	157	0	24	11	0	334,926	38,693	149,713	52,054	3,545	7,095	30
0	2,637	0	2,329	236	0	51	0	0	805,793	121,314	521,353	141,008	5,455	32,907	31
0	249	0	249	0	0	0	0	0	367,730	31,619	315,499	14,934	256	3,568	32
0	11,903	0	11,903	11,694	0	0	0	0	80,464	21,890	43,395	18,670	484	3,928	33
0	321	0	321	0	0	0	0	0	217,968	59,867	110,356	64,730	1,888	3,414	34
0	46	0	15	0	0	0	0	0	28,178	5,383	8,178	69,144	1,867	25,601	35
108	1,089,604	435,492	66,031	66,007	337,528	0	250,180	144,807	16,819	10,314	52	252,656	29,336	215,603	36
0	7	0	7	0	0	0	0	0	22,648	1,126	13,193	28,837	3,802	3,625	37
22,971	207,599	1,921	5,321	0	0	12,750	186,380	42,003	142,059	2,010	100,189	50,633	982	34,364	38
118,182	1,103,193	178,097	131,032	66,921	196,836	381,460	215,761	50,566	1,358,495	290,323	484,713	403,781	17,551	106,048	39
0	27,424	13,666	11,649	11,647	0	0	2,108	2,108	24,443	1,602	13,636	17,700	373	7,514	40
0	0	0	0	0	0	0	0	0	207,512	39,307	165,777	13	0	13	41
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,327	2,327	0	185	0	185	42
0	56,956	0	20,489	20,489	36,467	0	0	0	314	0	0	13,293	0	13,065	43
1	0	0	0	0	0	0	0	0	31,685	455	73	48,511	2,464	8,138	44
23,435	17	0	17	1	0	0	0	0	70,449	41,401	4,649	72,276	35,641	19,277	45
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,149	7	570	7,231	4	7,139	46
0	4,734	0	1,197	494	0	0	3,537	3,537	9,592	2,205	19	391,795	33,134	328,886	47
0	3,330,565	21,781	24,281	24,198	1,756,177	42,059	1,486,267	916,507	42,020	543	8,587	207,846	5,212	124,727	48
0	228,943	0	12,271	7,566	216,673	0	0	0	0	0	0	24	0	0	49
0	5,099	0	0	0	0	0	5,099	0	24,595	2,755	2,036	68,629	62	41,439	50
0	27,356	0	25,694	18,084	0	76	13	0	2,753,575	478,745	1,675,601	587,341	43,445	122,763	51

9．主　要　国　別　品

令和元年１～12月輸入額（続）

品名／国名	番号	金属製品	織物用糸・繊維製品	非金属鉱物製品	木製品等（除家具）	一般機械	原動機	電算機類(含周辺機器)	電算機類の部分品	電気機器	半導体等電子部品	（ＩＣ）	絶縁電線・絶縁ケーブル
総額	1	**1,299,845**	**946,991**	**694,374**	**764,804**	**7,582,617**	**1,231,235**	**2,210,832**	**523,988**	**11,992,000**	**2,581,351**	**2,008,280**	**824,468**
大韓民国	2	113,789	37,896	37,137	1,263	393,672	**37,585**	13,579	17,606	452,739	154,425	112,078	13,498
中華人民共和国	3	676,024	506,826	260,207	130,868	3,385,023	**112,785**	1,641,498	361,940	5,294,849	489,657	199,435	219,533
台湾	4	81,112	41,436	25,002	1,709	277,227	**10,513**	72,408	30,482	1,332,394	1,106,612	1,072,621	10,347
香港	5	501	114	11,323	8	4,735	**14**	2,154	2,159	6,779	1,447	1,104	343
ベトナム	6	68,058	89,973	21,395	86,118	149,640	**11,302**	20,286	14,848	578,618	19,675	8,220	235,435
タイ	7	91,784	47,480	28,268	18,890	358,965	**38,037**	96,948	19,243	724,724	86,228	59,225	41,175
シンガポール	8	2,621	546	5,734	32	167,123	**12,489**	65,887	4,348	131,103	70,207	64,478	419
マレーシア	9	9,080	13,320	17,952	75,231	75,539	**454**	23,121	8,331	553,723	142,968	78,312	7,199
ブルネイ	10	0	0	0	0	1	**0**	0	0	1	0	0	0
フィリピン	11	11,350	3,378	9,221	106,337	110,491	**4,041**	48,934	15,589	422,782	77,164	39,298	138,096
インドネシア	12	17,920	54,721	21,192	87,587	82,832	**16,117**	16,363	11,242	190,957	12,284	6,422	106,626
インド	13	4,184	21,615	43,131	114	36,759	**13,245**	138	875	23,880	159	98	2,109
パキスタン	14	340	7,153	49	1	10	**2**	0	0	43	0	0	3
イラン	15	0	3,140	3	0	1	**0**	0	0	1	0	0	0
バーレーン	16	0	0	222	0	0	**0**	0	0	0	0	0	0
サウジアラビア	17	2	165	7	0	56	**1**	3	0	14	0	0	0
クウェート	18	0	0	0	0	1	**0**	0	0	1	0	0	0
カタール	19	0	0	0	0	1	**0**	0	0	4	0	0	0
オマーン	20	1	0	32	0	1	**0**	0	0	1	0	0	0
イスラエル	21	7,768	399	8,827	25	23,109	**8,518**	4,274	882	36,084	7,715	7,426	153
アラブ首長国連邦	22	45	289	961	0	101	**40**	7	2	422	0	0	113
ノルウェー	23	284	41	10	21	15,596	**5,125**	193	8	2,998	37	22	234
スウェーデン	24	8,044	529	492	2,715	36,168	**5,621**	493	268	19,822	123	64	98
デンマーク	25	2,132	543	520	143	18,223	**494**	262	277	24,092	37	17	125
英国	26	6,680	6,324	6,436	387	188,195	**133,395**	2,552	1,556	85,749	5,687	2,924	1,859
アイルランド	27	1,446	211	29	9	23,332	**141**	16,640	1,953	71,756	51,762	51,712	54
オランダ	28	2,920	5,505	2,119	247	81,503	**2,085**	2,792	3,864	35,645	2,134	1,996	501
ベルギー	29	2,373	2,569	14,965	962	11,006	**201**	1,001	177	10,309	2,796	2,765	72
フランス	30	16,175	3,370	11,399	942	92,119	**36,290**	1,922	603	67,777	8,658	6,271	1,382
ドイツ	31	44,450	9,634	19,218	3,057	380,798	**68,283**	12,877	10,156	347,628	30,593	24,464	4,301
スイス	32	6,874	1,986	894	84	58,633	**3,442**	841	360	29,588	1,148	808	542
スペイン	33	2,797	1,028	3,403	672	12,522	**2,724**	99	56	20,718	627	529	627
イタリア	34	8,169	25,447	11,891	939	136,083	**54,496**	1,240	578	48,553	10,641	351	690
フィンランド	35	693	502	882	16,878	16,385	**5,292**	101	2	17,258	297	206	17
ロシア	36	90	127	513	6,355	850	**722**	21	5	615	378	2	11
オーストリア	37	4,627	748	2,166	11,840	34,848	**5,094**	917	772	20,849	2,373	1,643	151
カナダ	38	3,307	1,729	1,057	6,634	39,842	**12,892**	3,547	1,122	28,327	1,644	1,099	309
アメリカ合衆国	39	85,396	25,100	76,752	23,968	1,193,176	**581,791**	118,629	11,975	1,081,616	277,105	260,441	20,703
メキシコ	40	2,868	1,372	2,638	44	62,053	**21,610**	25,635	1,543	185,860	9,603	1,886	3,300
プエルトリコ(米)	41	0	0	0	0	1,709	**0**	0	18	803	1	1	0
ベネズエラ	42	0	0	0	0	1	**0**	0	0	0	0	0	0
ペルー	43	1	167	57	0	108	**0**	89	0	3	0	0	0
チリ	44	6	25	81	37,726	62	**0**	0	60	92	3	0	0
ブラジル	45	686	646	2,190	12,457	11,091	**4,709**	3	2	1,442	102	1	21
アルゼンチン	46	2	2	14	1	224	**137**	0	0	17	0	0	3
南アフリカ共和国	47	232	155	625	27,815	1,841	**32**	1	2	393	1	0	59
オーストラリア	48	1,333	358	17,424	57,669	7,617	**2,797**	226	414	5,765	420	109	32
パプアニューギニア	49	0	0	0	0	0	**0**	0	0	4	0	0	0
ニュージーランド	50	1,808	183	23	25,063	1,092	**97**	53	3	1,154	7	4	12
（EU）	51	109,767	67,426	83,502	54,342	1,113,922	**329,945**	55,528	20,708	860,327	121,140	95,075	12,897

別　輸　出　入　額（続）

（単位　百万円）

音響映像機器（含部品）	重電機器	通信機（電話機）	電気計測機器	輸送用機器	自動車	自動車の部分品	航空機類	その他	科学光学機器	衣類・同付属品	家具	バッグ類	番号
1,368,557	664,103	2,846,267	1,694,305	762,824	3,560,706	1,408,351	890,622	905,297	11,228,902	1,817,899	3,204,538	787,912	643,708	1
56,929	20,284	42,000	3,632	14,807	105,832	1,778	68,434	30,797	311,953	37,176	7,581	10,327	1,862	2
729,169	361,460	2,016,790	1,448,333	145,759	487,082	5,139	328,671	2,411	4,632,138	335,111	1,790,856	463,909	262,625	3
49,134	18,801	56,544	77	11,404	53,812	344	23,610	4,247	492,373	74,333	4,929	29,993	3,413	4
836	732	1,289	607	440	274	0	65	182	166,970	2,429	572	53	144	5
43,213	33,873	162,269	112,810	8,879	63,858	10	52,785	2	992,628	34,459	482,871	101,183	68,026	6
128,083	44,481	183,265	121,841	40,017	162,484	36,066	103,318	536	375,983	93,577	64,845	24,634	6,283	7
1,180	1,832	3,854	29	14,480	1,592	60	278	569	190,359	72,739	37	446	83	8
95,990	19,602	83,048	4,175	37,402	22,030	261	7,454	10,346	251,618	43,741	50,415	24,562	170	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	3	5	0	0	10
33,137	27,488	47,737	53	18,411	23,419	28	20,247	2,028	178,633	24,834	15,975	19,162	12,086	11
12,433	12,579	11,648	1,676	2,892	58,092	18,406	32,117	25	250,427	8,487	115,366	18,154	5,155	12
74	4,144	3,134	57	7,423	25,568	8,444	13,677	1,033	57,296	1,737	32,118	1,509	8,466	13
0	1	0	0	4	43	38	4	0	9,644	760	6,856	3	618	14
1	0	0	0	1	0	0	0	0	15	0	0	0	1	15
0	0	0	0	0	2	0	2	0	169	0	6	0	0	16
0	0	0	0	11	3	0	1	2	1,239	0	1	0	0	17
1	0	0	0	0	0	0	0	0	658	1	1	0	0	18
0	0	0	0	4	3	0	0	2	908	1	0	0	0	19
1	0	0	0	0	1	0	1	0	76	0	0	0	0	20
1,204	1,405	3,860	0	4,758	653	2	45	599	21,981	15,636	113	83	20	21
4	254	5	3	21	23	0	22	0	3,766	47	92	3	0	22
83	70	238	0	570	11,766	0	248	25	3,382	1,484	29	1,139	1	23
573	711	1,643	0	9,890	50,368	41,352	7,703	172	16,884	10,256	122	694	11	24
1,738	11,641	1,541	320	6,592	1,668	1,134	304	7	21,116	9,991	72	4,980	27	25
10,714	9,177	3,214	68	33,972	168,780	147,908	8,870	8,089	90,288	32,757	10,283	3,827	1,744	26
162	734	2,234	0	4,915	67	0	51	8	168,197	159,780	563	37	2	27
1,428	1,594	1,194	12	4,763	10,478	4,141	4,234	512	34,045	8,622	78	434	110	28
253	151	1,298	1	777	31,845	31,150	407	85	8,770	813	329	198	216	29
4,823	3,313	6,115	11	15,743	316,427	39,998	7,058	265,994	225,002	18,270	17,097	4,677	73,534	30
16,496	30,161	19,763	21	89,918	737,531	615,449	70,941	36,662	225,437	129,966	1,391	12,112	2,939	31
479	2,366	504	0	11,126	889	44	638	111	342,550	60,877	565	707	270	32
223	1,021	1,156	94	9,441	24,800	13,317	10,529	116	44,246	2,163	2,555	1,848	20,987	33
867	4,878	7,173	47	8,735	113,994	85,024	9,335	7,923	381,495	20,089	108,120	14,636	132,083	34
404	3,732	1,919	0	6,997	10,889	10,345	310	3	6,246	2,846	88	496	148	35
33	3	10	1	79	474	79	16	257	3,917	280	252	91	2	36
575	1,043	1,263	0	6,457	74,111	66,415	1,537	526	23,389	6,021	135	10,773	8	37
6,016	1,189	5,027	6	7,324	21,311	2,225	1,640	16,990	37,854	18,481	5,479	1,101	320	38
116,591	30,301	90,133	330	215,072	708,168	132,716	50,494	499,165	865,716	459,700	12,701	15,428	2,709	39
42,727	2,972	59,783	3	6,987	74,962	31,670	40,633	755	64,121	36,500	3,628	8,277	268	40
0	1	9	0	14	0	0	0	0	24,421	22,152	1	0	0	41
0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	26	0	0	42
0	0	0	0	0	6	4	2	0	1,939	0	1,858	0	3	43
0	0	6	0	9	11	0	2	0	227	3	0	2	0	44
18	451	27	0	53	13,963	219	1,286	12,420	2,847	637	189	57	263	45
1	0	3	0	6	54	24	30	0	404	13	85	12	4	46
27	0	48	0	54	50,759	49,998	699	1	731	32	24	239	1	47
259	402	1,057	5	1,119	4,155	62	3,629	97	23,183	12,122	79	875	421	48
3	0	0	0	1	0	0	0	0	34	1	0	0	0	49
159	335	21	0	212	187	0	69	43	5,948	2,756	92	61	2	50
48,046	75,826	71,770	585	212,046	1,625,155	1,119,953	135,576	320,349	1,340,101	416,598	181,909	60,939	240,811	51

10. 航　空　貨　物　主　要

輸　出

年月＼商品	番号	総額	食料品	繊維及び同製品	織物	衣類	化学製品	医薬品		非金属鉱物製品	真珠		金属及び同製品	金属製品
		価額	価額	価額	価額	価額	価額	KG	価額	価額	KG	価額	価額	価額
平成29年……	1	23,300,410	89,562	152,981	64,700	37,675	1,942,100	4,938,833	439,880	321,067	27,537	32,391	740,484	363,108
30……	2	23,913,887	117,948	164,161	68,845	43,248	2,207,360	5,144,339	523,704	337,086	30,549	34,746	766,331	404,791
令和元年……	3	22,343,896	122,866	162,264	66,191	46,465	2,210,661	5,221	588,905	303,328	31,065	33,037	732,694	376,218
平成31年1～3月	4	5,375,217	28,252	39,432	15,655	11,632	531,235	1,401	131,600	77,551	8,250	8,752	168,507	93,925
令和元年4～6月	5	5,396,960	30,650	39,660	16,641	9,855	570,160	1,298	160,625	76,467	8,793	9,468	178,801	97,337
7～9…	6	5,698,286	30,530	40,960	16,466	12,480	559,807	1,197	146,324	73,079	8,248	8,778	183,422	90,388
10～12…	7	5,873,433	33,435	42,211	17,429	12,498	549,459	1,325	150,356	76,232	5,775	6,039	201,964	94,567
平成31年 1月	8	1,648,102	8,667	12,029	4,682	3,758	185,509	404	51,034	21,872	526	546	51,097	28,784
2…	9	1,750,034	8,659	12,143	4,580	3,694	166,104	442	43,530	30,515	6,865	7,612	51,349	29,926
3…	10	1,977,081	10,926	15,260	6,393	4,179	179,621	555	37,036	25,164	858	593	66,061	35,215
4…	11	1,848,631	11,376	13,936	6,027	2,908	211,427	446	59,549	24,579	881	848	64,562	33,355
令和元年 5月	12	1,632,307	9,441	11,939	5,155	2,871	167,286	382	47,016	20,628	1,294	1,217	53,346	29,996
6…	13	1,916,021	9,833	13,784	5,458	4,076	191,447	470	54,060	31,260	6,617	7,403	60,893	33,986
7…	14	1,903,139	11,973	14,040	5,805	4,195	195,516	445	56,886	21,745	986	701	60,303	31,435
8…	15	1,865,717	9,096	13,002	4,833	4,441	187,980	382	50,697	22,252	659	593	60,078	29,931
9…	16	1,929,430	9,461	13,918	5,828	3,844	176,311	370	38,740	29,081	6,603	7,484	63,041	29,022
10…	17	1,959,540	10,991	14,064	5,898	3,862	187,907	455	54,084	22,932	771	725	67,760	31,466
11…	18	1,959,503	10,403	13,796	5,986	3,722	181,789	411	53,313	28,985	4,546	4,890	70,968	32,148
12…	19	1,954,389	12,041	14,352	5,545	4,914	179,763	459	42,958	24,315	457	424	63,237	30,954

輸　入

年月＼商品	番号	総額	食料品	生きた動物	原料及び燃料	工業用ダイヤモンド		化学製品	医薬品		機械機器	航空機用内燃機関		事務用機器
		価額	価額	価額	価額	KG	価額	価額	KG	価額	価額	KG	価額	価額
平成29年……	1	20,843,710	398,559	22,313	103,905	77,352	7,521	3,315,951	15,159,207	2,239,364	13,354,006	4,136,132	641,232	1,418,742
30……	2	22,281,386	302,841	26,423	112,490	73,992	7,298	3,713,623	15,074,020	2,533,508	14,231,498	4,765,417	828,568	1,532,038
令和元年……	3	21,578,212	280,004	24,994	116,539	40,979	4,986	3,837,759	16,712	2,750,947	13,460,962	4,249	675,186	1,668,374
平成31年1～3月	4	5,322,454	75,826	6,285	28,706	11,354	1,410	952,670	4,069	670,813	3,331,027	1,046	165,807	426,270
令和元年4～6月	5	5,190,515	61,628	5,757	25,258	10,694	1,308	916,097	4,054	650,881	3,249,619	1,029	165,390	407,800
7～9…	6	5,391,346	61,753	4,033	29,220	9,666	1,145	996,180	4,301	730,901	3,299,765	1,106	174,884	403,520
10～12…	7	5,673,898	80,797	8,919	33,354	9,265	1,123	972,812	4,288	698,352	3,580,551	1,068	169,105	430,784
平成31年 1月	8	1,866,093	26,717	2,014	10,180	4,296	491	348,406	1,285	250,571	1,184,797	333	56,430	148,240
2…	9	1,583,131	21,981	2,031	7,926	3,923	478	279,550	1,319	187,757	992,866	360	59,329	125,673
3…	10	1,873,230	27,129	2,240	10,600	3,135	441	324,715	1,465	232,485	1,153,363	353	50,048	152,356
4…	11	1,717,469	22,478	2,277	9,521	3,871	446	299,085	1,399	203,602	1,078,851	340	55,673	153,412
令和元年 5月	12	1,801,866	20,978	2,252	8,469	3,527	438	308,399	1,304	216,254	1,154,790	367	54,829	137,351
6…	13	1,671,180	18,172	1,228	7,269	3,297	423	308,612	1,351	231,024	1,015,978	322	54,888	117,037
7…	14	1,843,908	21,347	1,488	9,405	4,286	460	342,584	1,652	242,001	1,126,342	379	60,554	140,138
8…	15	1,626,919	19,255	922	8,952	1,975	291	301,404	1,259	226,875	987,440	334	49,384	127,073
9…	16	1,920,518	21,151	1,623	10,863	3,404	395	352,192	1,390	262,024	1,185,982	393	64,946	136,309
10…	17	1,943,992	23,837	3,194	10,176	3,286	405	320,013	1,391	230,469	1,262,602	397	56,414	144,800
11…	18	1,795,772	25,747	2,049	12,104	3,098	352	337,403	1,445	246,979	1,104,461	340	48,867	141,093
12…	19	1,934,134	31,213	3,676	11,074	2,881	365	315,397	1,453	220,903	1,213,488	330	63,824	144,891

商　品　別　輸　出　入　額

（単位　百万円）

機械機器	事務用機器	映像機器		音響機器		半導体等電子部品	電気計測機器	航空機類	科学光学機器	時計	その他	番号
価額	価額	NO	価額	NO	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	
14,007,849	515,783	5,339,825	298,548	84,007,356	11,657	3,788,007	707,746	257,837	1,481,697	84,536	6,046,366	1
14,524,724	500,581	4,718,771	271,519	62,083,661	11,380	3,928,854	777,220	318,225	1,469,186	85,177	5,796,277	2
13,378,058	432,414	6,152	216,883	59,484	11,740	3,816,379	724,903	313,850	1,301,109	86,597	5,434,024	3
3,200,712	106,095	1,131	51,985	13,648	2,874	839,188	178,477	79,515	304,298	19,212	1,329,529	4
3,221,024	99,362	1,357	51,298	15,194	2,939	913,608	179,485	77,964	308,524	22,721	1,280,198	5
3,409,954	107,517	1,622	50,558	16,647	2,931	1,015,865	175,683	76,832	331,900	22,281	1,400,534	6
3,546,368	119,441	2,042	63,041	13,995	2,996	1,047,718	191,258	79,538	356,387	22,382	1,423,763	7
990,105	31,129	352	16,482	4,263	826	286,052	48,893	25,364	98,173	5,666	378,823	8
1,012,158	33,181	361	17,325	4,595	908	250,954	56,008	26,170	94,860	5,426	469,105	9
1,198,449	41,785	418	18,178	4,789	1,141	302,181	73,576	27,981	111,265	8,120	481,601	10
1,105,474	34,865	489	19,068	5,058	1,076	304,697	60,524	27,801	108,454	7,462	417,277	11
981,314	29,782	401	15,107	4,382	780	295,478	54,265	26,122	94,316	6,018	388,353	12
1,134,236	34,715	468	17,123	5,754	1,083	313,433	64,696	24,042	105,753	9,241	474,568	13
1,110,290	34,181	503	16,169	5,178	895	321,308	59,607	25,212	104,010	7,743	489,271	14
1,136,642	35,168	541	16,261	5,849	1,014	343,600	54,907	27,536	116,486	7,106	436,667	15
1,163,022	38,168	577	18,128	5,620	1,022	350,957	61,168	24,084	111,405	7,432	474,596	16
1,176,483	37,242	719	19,353	4,660	1,077	369,832	61,960	32,883	111,904	7,420	479,404	17
1,159,324	39,880	706	22,649	4,724	983	341,936	65,550	24,751	118,963	7,165	494,239	18
1,210,561	42,319	617	21,039	4,611	937	335,950	63,748	21,904	125,520	7,797	450,121	19

（単位　百万円）

音響・映像機器	半導体等電子部品	電気計測機器	航空機類		科学光学機器	時計	その他	ダイヤモンド		貴石及び半貴石（ダイヤモンドを除く）		非鉄金属		金属製品	番号
価額	価額	価額	MT	価額	価額	価額	価額	GR	価額	KG	価額	MT	価額	価額	
436,511	2,434,741	533,093	4,173	488,170	1,347,464	306,769	3,671,289	291,070	87,815	181,297	21,184	8,331	449,736	189,481	1
457,165	2,481,207	570,896	4,806	657,037	1,443,932	310,904	3,920,935	332,138	96,575	158,288	19,474	11,654	541,910	199,925	2
487,236	2,259,949	531,191	7	825,025	1,410,091	337,601	3,882,948	298	79,825	157	18,187	12	577,640	196,630	3
112,276	553,454	145,450	1	172,753	336,381	75,089	934,225	80	23,068	45	5,008	3	132,842	50,145	4
117,397	556,601	130,551	2	216,509	353,546	90,670	937,913	71	20,738	37	4,576	3	146,810	49,685	5
117,763	578,986	126,503	2	185,283	368,287	87,481	1,004,427	79	19,595	38	4,743	3	140,408	48,181	6
139,801	570,909	128,687	2	250,480	351,877	84,362	1,006,383	67	16,423	38	3,861	3	157,578	48,618	7
37,641	195,266	47,296	0	44,660	108,370	25,952	295,994	34	9,720	14	1,902	1	37,569	16,506	8
31,517	163,130	45,889	0	35,700	102,611	22,540	280,808	18	4,356	17	974	1	47,139	15,449	9
43,117	195,058	52,265	1	92,393	125,400	26,596	357,424	28	8,993	14	2,131	1	48,134	18,190	10
36,621	180,366	39,394	0	29,355	112,343	29,745	307,534	23	6,211	14	1,094	1	39,514	16,378	11
42,578	185,561	49,083	1	117,768	121,884	32,057	309,229	20	6,559	11	1,459	1	51,178	17,439	12
38,198	190,674	42,074	1	69,385	119,318	28,868	321,149	28	7,968	12	2,023	1	56,119	15,869	13
38,419	183,744	44,025	1	77,624	127,955	32,404	344,230	29	5,986	15	1,331	1	46,102	17,911	14
39,572	177,240	40,283	1	70,426	118,017	25,238	309,869	21	4,859	8	1,147	1	46,147	14,701	15
39,772	218,001	42,195	0	37,233	122,315	29,839	350,329	29	8,751	16	2,265	1	48,159	15,569	16
47,964	202,776	41,097	1	90,758	117,317	28,721	327,363	26	6,066	15	1,294	1	49,634	16,827	17
46,184	172,744	44,039	0	45,011	114,248	29,432	316,058	18	3,697	13	1,352	1	53,131	16,183	18
45,653	195,388	43,552	1	114,711	120,312	26,210	362,962	22	6,660	9	1,215	1	54,813	15,607	19

11. 船舶・航空機の入港状況

(1) 外国貿易船

（単位　隻，千トン，％）

区分 / 年	合計		日本籍		外国籍	
	隻数	純トン数	隻数	純トン数	隻数	純トン数
平成20年……	129,890	1,030,095	5,023	39,068	124,867	991,027
21……	112,756	898,797	3,856	39,548	108,900	859,249
22……	119,344	1,000,386	4,123	49,564	115,221	950,822
23……	116,269	1,010,406	4,519	57,735	111,750	952,671
24……	115,961	1,033,321	4,667	65,158	111,294	968,164
25……	115,129	1,043,822	4,740	73,104	110,389	970,718
26……	112,511	1,025,336	4,997	76,279	107,514	949,057
27……	110,163	1,026,543	4,925	81,204	105,238	945,339
28……	108,805	1,030,577	4,921	89,581	103,884	940,996
29……	106,594	1,017,730	5,159	105,664	101,435	912,066
30……	104,930	1,033,732	5,424	109,386	99,506	924,346
令和元年……	102,046	1,026,262	5,546	112,008	96,500	914,254
（対前年伸率）	(△2.7)	(△0.7)	(2.2)	(2.4)	(△3.0)	(△1.1)
構成比	100.0	100.0	5.4	10.9	94.6	89.1

(2) 外国貿易機

（単位　機，％）

区分 / 年	合計	日本籍	外国籍
平成20年……	174,386	60,971	113,415
21……	163,148	57,113	106,035
22……	168,436	53,422	115,014
23……	173,893	50,434	123,459
24……	190,257	54,729	135,528
25……	195,097	58,844	136,253
26……	210,978	63,753	147,225
27……	235,938	68,750	167,188
28……	264,104	77,001	187,103
29……	278,430	80,099	198,331
30……	289,262	79,219	210,043
令和元年……	309,083	80,190	228,893
（対前年伸率）	(6.9)	(1.2)	(9.0)
構成比	100.0	25.9	74.1

（船舶）　（単位　隻，千トン，％）

区分	平成30年				令和元年			
	隻数	構成比	純トン数	構成比	隻数	構成比	純トン数	構成比
合計	104,930	100.0	1,033,732	100.0	102,046	100.0	1,026,262	100.0
日本	5,424	5.2	109,386	10.6	5,546	5.4	112,008	10.9
パナマ	30,151	28.7	353,596	34.2	29,788	29.2	344,487	33.6
大韓民国	16,774	16.0	39,649	3.8	15,484	15.2	37,368	3.6
香港	9,843	9.4	86,222	8.3	10,437	10.2	84,557	8.2
リベリア	5,768	5.5	85,718	8.3	5,911	5.8	87,465	8.5
シンガポール	5,382	5.1	73,649	7.1	5,305	5.2	76,952	7.5
バハマ	4,810	4.6	48,523	4.7	4,937	4.8	51,158	5.0
マーシャル	4,978	4.7	76,563	7.4	4,534	4.4	71,476	7.0
ベリーズ	4,021	3.8	5,605	0.5	4,063	4.0	5,820	0.6
アンティグア・バーブーダ	1,600	1.5	7,615	0.7	1,465	1.4	6,929	0.7
トーゴ	1,641	1.6	1,845	0.2	1,455	1.4	1,826	0.2
中華人民共和国	1,615	1.5	8,241	0.8	1,445	1.4	8,647	0.8
キプロス	1,168	1.1	12,535	1.2	1,401	1.4	14,044	1.4
シエラレオネ	1,739	1.7	1,870	0.2	1,355	1.3	1,675	0.2
マルタ	1,607	1.5	19,644	1.9	1,290	1.3	21,508	2.1
英国	1,123	1.1	14,701	1.4	1,106	1.1	15,228	1.5
ロシア	831	0.8	586	0.1	767	0.8	392	0.0
フィリピン	693	0.7	3,710	0.4	614	0.6	2,876	0.3
ポルトガル	848	0.8	11,140	1.1	541	0.5	8,556	0.8
ノルウェー	545	0.5	10,747	1.0	512	0.5	10,391	1.0
マレーシア	511	0.5	6,607	0.6	495	0.5	6,273	0.6
その他	3,858	3.7	55,579	5.4	3,595	3.5	56,627	5.5

（航空機）　（単位　機，％）

区分	平成30年		令和元年	
	機数	構成比	機数	構成比
合計	289,262	100.0	309,083	100.0
日本	79,219	27.4	80,190	25.9
大韓民国	57,509	19.9	55,944	18.1
中華人民共和国	39,642	13.7	50,790	16.4
アメリカ合衆国	25,050	8.7	24,540	7.9
台湾	22,118	7.6	23,814	7.7
香港	19,300	6.7	19,822	6.4
タイ	6,060	2.1	8,355	2.7
シンガポール	6,729	2.3	7,502	2.4
フィリピン	5,900	2.0	6,822	2.2
ベトナム	4,180	1.4	5,707	1.8
マレーシア	2,427	0.8	2,825	0.9
オーストラリア	2,089	0.7	2,142	0.7
ドイツ	1,852	0.6	1,909	0.6
その他	17,187	5.9	18,721	6.1

12. 主 要 港 別 輸 出 入 額 の 推 移

（単位　百万円）

港別＼年		22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年
総額	**輸出**	**67,399,627**	**65,546,475**	**63,747,572**	**69,774,193**	**73,093,028**	**75,613,929**	**70,035,770**	**78,286,457**	**81,478,753**	**76,931,665**
	輸入	**60,764,957**	**68,111,187**	**70,688,632**	**81,242,545**	**85,909,113**	**78,405,536**	**66,041,974**	**75,379,231**	**82,703,304**	**78,599,510**
東京	輸出	4,606,841	4,709,608	4,687,725	5,473,748	6,137,426	6,245,640	5,820,405	5,862,127	6,039,750	5,823,726
	輸入	7,527,309	8,139,091	8,458,523	10,039,199	11,004,199	11,366,245	10,587,324	11,701,087	11,656,455	11,491,331
成田	輸出	10,063,512	8,943,164	7,298,822	7,149,548	6,592,959	8,910,411	9,034,949	11,167,865	11,458,775	10,525,596
	輸入	9,515,371	8,958,764	8,945,147	10,162,030	9,044,874	12,611,864	11,313,120	12,244,445	13,703,989	12,956,021
横浜	輸出	7,102,629	7,006,623	6,778,447	6,747,976	7,117,710	7,531,005	6,884,661	7,177,217	7,718,697	6,946,128
	輸入	3,233,337	3,777,297	3,665,906	4,173,680	4,617,227	4,622,943	3,799,894	4,133,560	4,753,762	4,891,967
川崎	輸出	1,201,600	1,249,656	1,289,711	1,654,706	1,693,638	1,565,199	1,259,748	1,119,827	1,114,408	1,116,740
	輸入	2,171,106	2,660,650	2,546,376	3,152,149	3,223,463	2,427,471	1,733,383	2,224,818	2,365,191	2,357,147
千葉	輸出	1,068,308	1,007,999	852,030	1,092,992	1,131,483	994,118	753,554	787,098	896,105	717,968
	輸入	3,345,978	3,834,799	4,083,883	4,792,932	5,466,058	3,561,127	2,658,495	3,314,539	3,964,417	3,268,159
神戸	輸出	5,154,312	5,366,752	5,009,794	5,216,485	5,485,777	5,550,797	5,110,104	5,631,705	5,819,818	5,557,149
	輸入	2,404,205	2,713,486	2,623,638	2,947,500	3,141,592	3,266,239	2,900,767	3,235,572	3,438,548	3,310,343
姫路	輸出	207,084	223,150	187,168	192,844	229,638	215,087	174,216	192,211	202,735	174,270
	輸入	340,098	449,293	520,818	624,300	744,969	571,243	396,737	443,312	490,672	452,274
大阪	輸出	3,256,276	3,008,568	2,746,841	3,009,742	3,262,814	3,419,611	3,144,465	3,674,184	4,242,687	3,774,242
	輸入	3,761,995	4,320,431	4,173,198	4,855,847	5,147,365	5,001,540	4,341,216	4,755,320	4,971,306	4,778,131
堺	輸出	401,649	497,439	482,819	514,345	554,727	493,655	444,353	464,859	511,130	439,842
	輸入	1,214,047	1,743,328	2,056,973	2,275,021	2,531,230	1,599,733	1,159,138	1,381,008	1,686,630	1,407,312
名古屋	輸出	8,939,817	9,062,985	9,676,428	11,058,377	11,374,767	11,471,742	10,745,466	11,742,128	12,484,522	12,306,759
	輸入	3,770,494	4,384,918	4,638,673	5,251,950	5,716,500	5,398,822	4,480,423	4,865,646	5,336,835	5,084,883
清水	輸出	1,454,865	1,506,108	1,617,095	1,719,154	1,782,299	1,810,183	1,747,586	1,852,953	1,882,852	1,823,906
	輸入	669,078	730,771	752,976	847,542	956,168	958,575	861,232	947,839	1,055,045	1,022,045
四日市	輸出	1,131,435	983,790	909,974	1,039,647	1,006,881	923,352	795,944	802,602	836,362	836,059
	輸入	1,333,143	1,852,800	1,963,881	2,168,100	2,406,144	1,662,309	1,127,307	1,365,256	1,718,812	1,586,859
門司	輸出	665,082	662,122	642,291	698,192	700,668	777,175	721,992	924,602	1,000,509	845,296
	輸入	599,274	698,955	708,752	805,256	828,049	850,889	775,043	883,715	918,314	885,057
徳山	輸出	412,112	406,613	335,475	437,479	416,669	439,557	424,016	529,691	492,574	419,384
	輸入	576,035	719,537	612,469	775,077	545,284	419,904	302,384	404,846	489,552	404,295
長崎	輸出	217,007	154,568	119,216	110,158	178,923	101,083	195,223	163,865	157,907	170,552
	輸入	48,379	59,891	65,339	73,125	83,482	67,543	52,158	64,526	68,697	49,052
函館	輸出	31,759	28,728	30,347	23,488	24,920	28,185	18,902	26,718	23,792	23,384
	輸入	13,904	15,289	16,510	15,533	15,876	18,156	16,683	20,903	21,199	29,920
室蘭	輸出	125,926	145,639	153,594	159,194	135,300	147,711	95,229	121,465	125,295	63,126
	輸入	433,376	571,881	673,369	727,169	297,260	210,496	122,392	196,488	226,503	113,257
那覇	輸出	6,165	5,686	4,629	4,140	7,150	5,268	4,659	5,414	4,652	4,221
	輸入	11,572	13,850	13,796	12,650	11,005	14,063	23,620	43,019	30,593	10,374

13. 輸　出　入　貨　物　屯　量

(1) 船　舶　に　よ　る　も　の

（単位　千トン，％）

区分 / 年	輸出 合計	輸出 日本籍	輸出 構成比	輸出 外国籍	輸出 構成比	輸入 合計	輸入 日本籍	輸入 構成比	輸入 外国籍	輸入 構成比
平成６年…	111,179	5,844	5.3	105,335	94.7	751,408	173,357	23.1	578,051	76.9
7……	115,769	5,919	5.1	109,850	94.9	770,572	152,194	19.8	618,378	80.2
8……	114,794	3,671	3.2	111,123	96.8	783,492	144,830	18.5	638,662	81.5
9……	119,266	3,429	2.9	115,837	97.1	794,602	136,233	17.1	658,369	82.9
10……	118,195	2,710	2.3	115,485	97.7	745,250	128,318	17.2	616,932	82.8
11……	124,562	2,948	2.4	121,614	97.6	755,854	123,089	16.3	632,765	83.7
12……	130,103	5,162	4.0	124,940	96.0	806,540	102,961	12.8	703,579	87.2
13……	138,236	2,868	2.1	135,368	97.9	787,951	90,173	11.4	697,778	88.6
14……	153,763	3,337	2.2	150,426	97.8	785,142	86,699	11.0	698,442	89.0
15……	167,436	3,140	1.9	164,297	98.1	813,734	71,783	8.8	741,951	91.2
16……	176,142	2,252	1.3	173,890	98.7	828,443	68,798	8.3	759,645	91.7
17……	149,095	2,415	1.6	146,680	98.4	691,007	52,918	7.7	638,089	92.3

（注）「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約（通称「FAL 条約」）の実施（平成17年11月１日）に伴い，船舶入出港届様式が変更され貨物数量の項目が削除されたため，平成17年11月以降は輸出入貨物屯量の集計を行っていない（平成17年の貨物屯量は1月から10月までの累計値）。

(2) 航　空　機　に　よ　る　も　の

（単位　トン，％）

区分 / 年	輸出 合計	輸出 日本籍	輸出 構成比	輸出 外国籍	輸出 構成比	輸入 合計	輸入 日本籍	輸入 構成比	輸入 外国籍	輸入 構成比
平成20年…	1,497,004	656,377	43.8	840,627	56.2	1,549,734	688,288	44.4	861,446	55.6
21……	1,183,116	545,118	46.1	637,998	53.9	1,377,621	647,074	47.0	730,547	53.0
22……	1,510,348	648,358	42.9	861,990	57.1	1,713,328	762,641	44.5	950,687	55.5
23……	1,388,590	524,108	37.7	864,482	62.3	1,657,859	624,752	37.7	1,033,107	62.3
24……	1,380,002	553,318	40.1	826,684	59.9	1,706,066	661,450	38.8	1,044,616	61.2
25……	1,367,592	599,222	43.8	768,370	56.2	1,711,285	713,906	41.7	997,379	58.3
26……	1,589,481	707,377	44.5	882,104	55.5	1,850,172	809,724	43.8	1,040,448	56.2
27……	1,666,301	720,474	43.2	945,827	56.8	1,836,025	825,781	45.0	1,010,244	55.0
28……	1,730,543	786,126	45.4	944,417	54.6	1,923,052	884,971	46.0	1,038,081	54.0
29……	1,960,031	883,538	45.1	1,076,493	54.9	2,129,294	984,721	46.2	1,144,573	53.8
30……	2,009,765	777,816	38.7	1,231,949	61.3	2,033,190	853,610	42.0	1,179,580	58.0
令和元年…	1,735,930	727,836	41.9	1,008,094	58.1	1,977,293	826,671	41.8	1,150,622	58.2
（対前年伸率）	(−13.6)	(−6.4)		(−18.2)		(−2.7)	(−3.2)		(−2.5)	

14. 貿　易　指　数

(1) 総　括　表

貿易指数の推移（対世界）

区分 / 年・期・月	各指数（平成27年＝100） 輸出 金額	輸出 数量	輸出 価格	輸入 金額	輸入 数量	輸入 価格
平成29年……	103.5	105.9	97.8	96.1	102.9	93.4
30……	107.8	107.7	100.1	105.5	105.8	99.7
令和元年……	101.7	103.0	98.8	100.2	104.6	95.9
平成30年上……	106.2	107.8	98.5	100.9	103.4	97.6
下……	109.4	107.5	101.7	110.1	108.1	101.9
令和元年上……	101.2	101.8	99.4	99.9	102.4	97.5
下……	102.3	104.3	98.1	100.6	106.7	94.3

14. 貿　易　指　数（続）

(1) 総　括　表（続）

貿易指数の推移（対世界）

区分 / 年・期・月	各指数（平成27年＝100） 輸出 金額	輸出 数量	輸出 価格	輸入 金額	輸入 数量	輸入 価格
平成31年第Ⅰ四半期	101.4	101.4	100.0	100.7	103.3	97.5
令和元年第Ⅱ	101.0	102.2	98.8	99.0	101.5	97.5
Ⅲ	101.3	103.1	98.3	100.4	106.8	94.1
Ⅳ	103.3	105.4	98.0	100.8	106.7	94.5
2. Ⅰ	95.8	95.8	100.0	93.4	96.2	97.2
平成31年1月	88.5	87.6	101.0	107.1	110.4	97.1
2	101.3	102.2	99.1	92.7	95.0	97.5
3	114.3	114.4	99.9	102.3	104.7	97.8
4	105.8	106.9	98.9	101.1	103.5	97.6
令和元年5月	92.6	93.0	99.6	104.1	106.1	98.1
6	104.5	106.7	97.9	91.8	94.9	96.7
7	105.4	108.2	97.5	105.6	112.6	93.7
8	97.4	98.2	99.2	96.3	102.0	94.4
9	101.1	102.9	98.2	99.5	105.7	94.1
10	104.4	106.9	97.7	100.5	107.1	93.8
11	101.2	102.1	99.1	99.0	104.6	94.7
12	104.4	107.3	97.2	103.1	108.4	95.1
2. 1	86.2	86.2	100.0	103.3	108.5	95.2
2	100.3	99.8	100.5	79.8	78.6	101.6
3	100.9	101.6	99.3	97.2	102.1	95.2

各指数の前年（同期）伸率（%）

平成29年	11.8	5.4	6.1	14.1	4.2	9.6
30	4.1	1.7	2.4	9.7	2.8	6.7
令和元年	△5.6	△4.3	△1.3	△5.0	△1.1	△3.9
平成30年上	6.2	4.8	1.3	7.6	2.5	4.9
下	2.1	△1.3	3.4	11.8	3.0	8.5
令和元年上	△4.7	△5.6	0.9	△1.0	△0.9	△0.1
下	△6.4	△3.0	△3.5	△8.6	△1.2	△7.4
平成31年第Ⅰ四半期	△3.9	△5.0	1.2	△1.9	△1.8	△0.2
令和元年第Ⅱ	△5.5	△6.1	0.6	△0.1	△0.1	0.0
Ⅲ	△5.0	△2.3	△2.8	△4.9	2.3	△7.0
Ⅳ	△7.8	△3.8	△4.2	△11.9	△4.5	△7.8
2. Ⅰ	△5.5	△5.5	0.0	△7.2	△7.0	△0.3
平成31年1月	△8.4	△9.0	0.7	△0.7	0.6	△1.3
2	△1.2	△0.6	△0.6	△6.5	△6.5	0.0
3	△2.4	△5.6	3.4	1.3	0.5	0.8
4	△2.3	△4.2	2.0	6.5	4.2	2.3
令和元年5月	△7.7	△8.9	1.2	△1.5	△1.2	△0.2
6	△6.6	△5.5	△1.2	△5.2	△3.2	△2.1
7	△1.5	1.4	△2.9	△1.1	6.6	△7.3
8	△8.2	△5.9	△2.4	△11.8	△6.1	△6.1
9	△5.2	△2.3	△2.9	△1.4	6.7	△7.7
10	△9.2	△4.4	△5.0	△14.7	△6.1	△9.2
11	△7.9	△5.0	△3.1	△15.6	△8.1	△8.2
12	△6.3	△1.9	△4.6	△4.8	1.2	△6.0
2. 1	△2.6	△1.6	△1.0	△3.6	△1.7	△1.9
2	△1.0	△2.4	1.4	△13.9	△17.3	4.2
3	△11.7	△11.2	△0.6	△5.0	△2.5	△2.6

（注）貿易指数伸び率は対前年（同期・月）比。

貿易指数の説明

1. 基準時及び基準時ウエイト算定期間
   平成27年
2. 採用品目
   採用品目はHS（商品の名称及び分類についての統一システム）条約に準拠した9桁の輸出入統計品目分類に基づく
3. 価格
   通関時における価格で，輸出はF. O. B価格，輸入はC. I. F価格による。
4. 算式

$$\text{金額指数} = \frac{vt}{vo}$$

vo……基準時輸出入額
vt……比較時輸出入額

$$\text{価格指数} = \sqrt{\frac{\sum ptqo}{\sum poqo} \cdot \frac{\sum ptqt}{\sum poqt}}$$

po……基準時価格
pt……比較時価格
qo……基準時数量
qt……比較時数量

$$\text{数量指数} = \frac{\text{金額指数}}{\text{価格指数}}$$

14. 貿　　易

(2) 地　　域　　別

貿易指数の推移（対米国）

区分 / 年・期・月	各指数（平成27年＝100）					
	輸出			輸入		
	金額	数量	価格	金額	数量	価格
平成29年	99.3	101.5	97.8	100.4	101.7	98.7
30	101.6	105.3	96.5	111.9	105.9	105.6
令和元	100.2	104.7	95.7	107.2	107.1	100.1
平成30年上	97.6	103.0	94.7	106.2	103.7	102.4
下	105.6	107.5	98.3	117.5	108.1	108.8
令和元年上	102.7	106.7	96.3	108.4	107.9	100.4
下	97.7	102.7	95.1	106.0	106.3	99.8
平成31年第Ⅰ四半期	101.4	106.4	95.3	109.0	109.8	99.2
令和元年　Ⅱ	104.1	107.1	97.2	107.8	106.1	101.6
Ⅲ	98.1	103.4	94.9	105.4	106.2	99.2
Ⅳ	97.2	102.0	95.3	106.7	106.4	100.3
2.　Ⅰ	92.1	95.8	96.1	102.7	97.5	105.3
平成31年1月	89.8	95.4	94.2	115.6	118.2	97.7
2	102.7	108.0	95.1	101.8	104.0	97.9
3	111.6	115.6	96.5	109.6	107.3	102.1
4	111.6	114.7	97.3	102.3	99.9	102.4
令和元年5	93.8	96.3	97.4	118.7	116.0	102.3
6	106.9	110.2	97.0	102.2	102.4	99.8
7	106.8	112.6	94.9	115.6	116.4	99.3
8	93.8	97.3	96.5	107.5	106.8	100.7
9	93.6	100.2	93.4	92.9	95.4	97.4
10	99.9	105.0	95.2	106.0	106.8	99.3
11	95.5	99.1	96.4	102.6	103.8	98.8
12	96.3	101.9	94.4	111.6	108.6	102.8
2.　1	82.9	86.9	95.4	101.5	94.6	107.3
2	100.1	103.2	97.0	95.8	92.4	103.6
3	93.2	97.2	95.9	110.8	105.3	105.2
各指数の前年（同期）伸率（%）						
平成29年	6.9	3.2	3.6	10.5	6.9	3.3
30	2.4	3.7	△1.3	11.4	4.1	7.0
令和元	△1.4	△0.5	△0.9	△4.2	1.2	△5.3
平成30年上	2.4	5.8	△3.2	6.0	2.6	3.3
下	2.3	1.8	0.5	16.9	5.6	10.6
令和元年上	5.3	3.6	1.6	2.1	4.1	△2.0
下	△7.6	△4.5	△3.2	△9.8	△1.6	△8.3
平成31年第Ⅰ四半期	4.3	4.6	△0.3	4.7	4.8	△0.1
令和元年　Ⅱ	6.3	2.6	3.5	△0.4	3.4	△3.7
Ⅲ	△1.4	0.9	△2.2	△5.5	1.8	△7.1
Ⅳ	△13.0	△9.3	△4.2	△13.7	△4.8	△9.4
2.　Ⅰ	△9.2	△10.0	0.9	△5.8	△11.3	6.2
平成31年1月	6.9	10.2	△3.1	8.1	11.9	△3.4
2	2.0	4.1	△2.0	5.8	5.8	0.0
3	4.4	0.4	4.0	0.3	△2.9	3.3
4	10.0	5.4	4.4	2.3	1.5	0.9
令和元年5	3.6	△0.8	4.4	△1.0	5.8	△6.5
6	4.9	2.9	1.9	△2.3	2.9	△5.0
7	8.4	10.1	△1.6	3.6	9.4	△5.3
8	△4.4	△3.5	△0.9	△8.7	△3.0	△5.8
9	△7.9	△4.0	△4.1	△11.5	△1.0	△10.6
10	△11.4	△6.7	△5.0	△16.9	△7.6	△10.1
11	△12.9	△9.7	△3.5	△10.2	△1.4	△8.9
12	△14.9	△11.4	△3.9	△13.6	△5.0	△9.0
2.　1	△7.7	△8.9	1.3	△12.2	△19.9	9.7
2	△2.6	△4.5	2.0	△5.9	△11.1	5.8
3	△16.5	△15.9	△0.7	1.1	△1.8	3.0

指　　数（続）

総　　括　　表

貿易指数の推移（対EU）

区分 / 年・期・月	各指数（平成27年＝100）					
	輸出			輸入		
	金額	数量	価格	金額	数量	価格
平成29年	108.4	111.1	97.5	101.5	104.4	97.2
30	115.3	113.8	101.3	112.7	105.4	106.9
令和元	111.3	109.6	101.6	112.7	101.6	111.0
平成30年上	115.5	113.4	101.9	108.8	103.2	105.4
下	115.1	114.3	100.7	116.5	107.5	108.4
令和元年上	113.0	110.3	102.4	111.4	100.4	111.0
下	109.6	108.9	100.7	114.0	102.8	110.9
平成31年第Ⅰ四半期	116.7	113.3	103.0	109.7	98.5	111.4
令和元年　Ⅱ	109.3	107.3	101.8	113.2	102.3	110.6
Ⅲ	110.2	110.4	99.8	115.2	105.4	109.3
Ⅳ	109.1	107.4	101.5	112.9	100.3	112.6
2.　Ⅰ	106.7	102.7	103.9	102.4	95.2	107.5
平成31年1月	103.8	100.2	103.6	110.7	102.7	107.8
2	118.5	116.4	101.8	104.7	95.0	110.2
3	127.9	123.5	103.6	113.7	97.8	116.3
4	120.5	117.7	102.4	110.8	98.9	112.0
令和元年5	98.6	96.5	102.2	125.2	114.8	109.1
6	108.7	107.8	100.8	103.5	93.4	110.9
7	113.5	114.0	99.6	116.4	110.3	105.5
8	105.8	105.2	100.5	109.5	101.8	107.6
9	111.3	112.1	99.3	119.7	104.3	114.8
10	110.5	110.1	100.4	110.5	98.7	111.9
11	103.4	99.9	103.5	116.7	101.8	114.6
12	113.4	112.5	100.8	111.5	100.3	111.2
2.　1	97.1	91.1	106.6	108.4	103.9	104.3
2	109.3	105.1	104.1	96.1	86.9	110.6
3	113.7	112.3	101.3	102.7	95.3	107.8
各指数の前年（同期）伸率（%）						
平成29年	8.5	4.2	4.1	7.4	5.0	2.3
30	6.4	2.4	3.9	11.0	0.9	10.0
令和元	△3.0	△2.1	△0.9	0.2	△2.0	2.3
平成30年上	8.9	1.7	7.1	11.7	0.1	11.6
下	4.0	3.2	0.7	10.3	1.7	8.5
令和元年上	△1.7	△1.0	△0.8	2.2	△1.7	3.9
下	△4.4	△3.3	△1.1	△1.6	△2.4	0.8
平成31年第Ⅰ四半期	1.7	2.4	△0.6	△1.4	△5.6	4.4
令和元年　Ⅱ	△5.1	△4.2	△0.9	5.9	2.5	3.3
Ⅲ	1.3	2.7	△1.3	1.9	1.9	0.0
Ⅳ	△9.5	△8.7	△0.8	△4.9	△6.4	1.6
2.　Ⅰ	△8.6	△9.3	0.8	△6.6	△3.3	△3.5
平成31年1月	△0.6	1.2	△1.8	△4.1	△4.6	0.5
2	0.5	2.8	△2.2	0.8	0.2	0.6
3	4.7	2.8	1.9	△0.7	△11.6	12.3
4	△1.0	△1.5	0.5	11.2	5.0	5.9
令和元年5	△5.4	△5.4	0.0	8.5	8.5	0.0
6	△9.0	△6.1	△3.2	△2.0	△6.2	4.5
7	2.8	5.7	△2.8	△5.3	0.9	△6.2
8	△1.2	△1.5	0.3	△0.8	△3.3	2.6
9	2.3	3.7	△1.3	13.3	8.8	4.1
10	△10.8	△8.4	△2.6	△9.8	△10.3	0.5
11	△9.1	△10.3	1.3	△4.8	△10.6	6.6
12	△8.6	△7.4	△1.2	0.2	2.5	△2.2
2.　1	△6.5	△9.1	2.9	△2.0	1.2	△3.2
2	△7.7	△9.7	2.2	△8.2	△8.5	0.3
3	△11.1	△9.1	△2.2	△9.7	△2.6	△7.2

（注）表中の数値については，全て現在の加盟国（27ヶ国）ベース。

14. 貿　　易

(2) 地　　域　　別

貿易指数の推移（対アジア）

区分 / 年・期・月	各指数（平成27年＝100）					
	輸出			輸入		
	金額	数量	価格	金額	数量	価格
平成29年	106.4	108.9	97.7	96.5	104.6	92.3
30	110.9	109.6	101.2	102.2	108.2	94.5
令和元	102.5	102.9	99.6	97.5	107.2	90.9
平成30年上	108.3	108.9	99.5	98.4	105.3	93.4
下	113.5	110.2	103.0	106.1	111.0	95.6
令和元年上	100.4	100.9	99.5	96.6	104.5	92.5
下	104.5	104.9	99.6	98.4	110.1	89.4
平成31年第Ⅰ四半期	99.5	99.1	100.5	98.6	105.9	93.1
令和元年 Ⅱ	101.3	102.8	98.6	94.6	103.0	91.9
Ⅲ	101.6	101.5	100.1	97.7	109.7	89.1
Ⅳ	107.4	108.3	99.2	99.1	110.5	89.7
2. Ⅰ	95.6	94.4	101.3	89.3	97.0	92.1
平成31年1月	86.6	84.8	102.1	109.0	117.0	93.1
2	98.6	99.2	99.5	88.2	94.3	93.5
3	113.4	113.4	100.0	98.7	106.5	92.7
4	105.1	106.3	98.9	96.6	104.2	92.7
令和元年5	92.9	93.3	99.6	97.2	105.5	92.1
6	106.0	108.7	97.5	90.1	99.1	90.9
7	103.0	104.2	98.8	102.6	115.2	89.1
8	99.3	98.7	100.7	90.8	102.5	88.6
9	102.5	101.7	100.8	99.8	111.2	89.7
10	105.2	106.3	98.9	101.3	113.2	89.5
11	107.2	107.6	99.6	97.7	109.0	89.6
12	109.8	110.9	99.0	98.4	109.3	90.0
2. 1	83.9	83.5	100.4	106.0	117.3	90.4
2	100.3	98.3	102.1	67.1	70.8	94.8
3	102.7	101.5	101.3	94.9	103.7	91.5
各指数の前年（同期）伸率（%）						
平成29年	15.7	7.7	7.4	11.5	6.1	5.1
30	4.2	0.6	3.6	5.9	3.4	2.4
令和元	△7.6	△6.1	△1.6	△4.6	△0.9	△3.8
平成30年上	6.6	4.2	2.4	5.7	4.1	1.6
下	2.0	△2.6	4.8	6.1	2.8	3.2
令和元年上	△7.3	△7.3	0.0	△1.8	△0.8	△1.0
下	△7.9	△4.9	△3.2	△7.2	△0.8	△6.4
平成31年第Ⅰ四半期	△6.7	△7.9	1.2	△2.1	△0.5	△1.5
令和元年 Ⅱ	△7.9	△6.8	△1.2	△1.5	△1.1	△0.4
Ⅲ	△9.0	△6.6	△2.6	△2.7	4.0	△6.5
Ⅳ	△6.9	△3.1	△3.9	△11.2	△5.2	△6.4
2. Ⅰ	△3.9	△4.7	0.8	△9.4	△8.4	△1.1
平成31年1月	△13.1	△14.4	1.5	0.4	3.6	△3.1
2	△1.8	△1.3	△0.5	△10.6	△10.7	0.0
3	△5.5	△8.0	2.7	4.0	5.5	△1.4
4	△3.3	△3.5	0.1	5.0	3.4	1.6
令和元年5	△12.1	△11.8	△0.3	△3.1	△2.9	△0.2
6	△8.3	△5.3	△3.1	△6.1	△3.7	△2.5
7	△8.3	△5.0	△3.5	1.2	8.3	△6.6
8	△10.9	△8.9	△2.3	△9.8	△4.1	△5.9
9	△7.8	△6.0	△1.9	0.5	8.1	△7.0
10	△11.2	△7.1	△4.4	△13.9	△7.0	△7.5
11	△5.7	△2.7	△3.0	△14.6	△8.5	△6.6
12	△3.6	0.5	△4.1	△4.4	0.5	△4.9
2. 1	△3.2	△1.5	△1.7	△2.7	0.3	△3.0
2	1.7	△0.9	2.6	△24.0	△25.0	1.4
3	△9.4	△10.5	1.3	△3.9	△2.6	△1.3

指　　数（続）

総　　括　　表（続）

貿易指数の推移（対中国）

区分 / 年・期・月	各指数（平成27年＝100）					
	輸出			輸入		
	金額	数量	価格	金額	数量	価格
平成29年	112.6	118.0	95.4	95.0	102.1	93.0
30	120.2	121.2	99.2	98.8	105.6	93.5
令和元	111.0	112.0	99.1	95.0	105.4	90.1
平成30年上	115.8	119.9	96.6	93.4	101.0	92.5
下	124.7	122.5	101.8	104.2	110.2	94.6
令和元年上	106.3	107.7	98.7	93.5	102.3	91.4
下	115.7	116.3	99.5	96.4	108.6	88.8
平成31年第Ⅰ四半期	102.9	102.5	100.4	95.0	103.1	92.1
令和元年　Ⅱ	109.7	113.0	97.1	92.1	101.5	90.8
Ⅲ	109.1	109.4	99.7	95.8	108.5	88.3
Ⅳ	122.4	123.3	99.3	97.0	108.6	89.3
2.　Ⅰ	97.5	96.3	101.3	79.1	86.0	92.0
平成31年1月	86.9	84.8	102.5	113.7	122.0	93.2
2	103.5	104.1	99.4	78.6	85.0	92.4
3	118.4	118.9	99.6	92.6	102.4	90.4
4	111.9	112.4	99.5	95.9	104.3	91.9
令和元年5	104.2	108.0	96.5	95.3	104.3	91.4
6	113.1	118.5	95.4	85.2	95.8	88.9
7	111.5	113.2	98.5	99.6	112.7	88.4
8	108.9	109.5	99.5	87.7	99.9	87.7
9	106.8	105.5	101.2	100.1	112.9	88.7
10	120.0	121.1	99.1	98.4	110.3	89.2
11	118.9	118.7	100.1	97.5	108.8	89.6
12	128.2	130.0	98.7	95.2	106.7	89.2
2.　1	81.4	80.8	100.7	107.2	120.2	89.2
2	103.1	101.4	101.7	41.6	43.3	96.2
3	108.0	106.6	101.3	88.5	96.4	91.8
各指数の前年（同期）伸率（%）						
平成29年	20.5	15.6	4.2	8.5	4.7	3.6
30	6.8	2.7	3.9	4.0	3.4	0.6
令和元	△7.6	△7.5	△0.1	△3.9	△0.2	△3.7
平成30年上	10.4	9.3	0.9	2.8	2.5	0.3
下	3.6	△3.1	6.9	5.0	4.2	0.8
令和元年上	△8.1	△10.1	2.2	0.2	1.3	△1.1
下	△7.2	△5.0	△2.3	△7.5	△1.4	△6.1
平成31年第Ⅰ四半期	△7.5	△11.7	4.8	0.3	3.1	△2.7
令和元年　Ⅱ	△8.7	△8.6	△0.2	0.0	△0.4	0.5
Ⅲ	△9.4	△8.2	△1.4	△2.1	4.0	△5.8
Ⅳ	△5.1	△2.0	△3.2	△12.2	△6.3	△6.3
2.　Ⅰ	△5.3	△6.1	0.9	△16.7	△16.6	△0.1
平成31年1月	△17.4	△20.8	4.3	5.8	9.4	△3.3
2	5.6	2.6	2.9	△15.7	△14.8	△1.0
3	△9.4	△15.2	6.9	11.1	15.3	△3.7
4	△6.3	△9.6	3.6	6.0	3.7	2.3
令和元年5	△9.7	△9.4	△0.4	△0.7	△2.4	1.7
6	△10.1	△6.8	△3.5	△5.2	△2.7	△2.6
7	△9.3	△7.4	△2.1	2.8	8.2	△5.0
8	△12.1	△10.7	△1.5	△8.4	△4.6	△3.9
9	△6.7	△6.3	△0.5	△0.9	8.3	△8.5
10	△10.4	△7.6	△3.0	△15.4	△8.3	△7.7
11	△5.4	△3.7	△1.7	△16.4	△10.7	△6.3
12	0.8	5.7	△4.7	△3.5	1.3	△4.8
2.　1	△6.4	△4.8	△1.7	△5.7	△1.4	△4.3
2	△0.4	△2.6	2.2	△47.1	△49.1	4.0
3	△8.7	△10.3	1.8	△4.4	△5.8	1.5

14. 貿　　易

(2) 地　　域　　別

貿易指数の推移（対アジアNIEs）

区分 / 年・期・月	各指数（平成27年＝100）					
	輸出			輸入		
	金額	数量	価格	金額	数量	価格
平成29年	103.7	103.4	100.3	98.8	103.2	95.8
30	102.7	96.2	106.8	108.5	107.2	101.2
令和元	94.9	86.7	109.4	99.8	104.4	95.6
平成30年上	102.1	97.5	104.7	106.4	106.8	99.6
下	103.4	95.0	108.8	110.5	107.5	102.8
令和元年上	94.5	87.4	108.1	99.5	101.3	98.3
下	95.3	86.1	110.7	100.1	107.5	93.1
平成31年第Ⅰ四半期	95.4	88.0	108.4	101.2	101.6	99.6
令和元年 Ⅱ	93.6	86.9	107.8	97.9	101.0	96.9
Ⅲ	92.9	83.7	111.0	97.3	105.8	91.9
Ⅳ	97.6	88.5	110.4	102.9	109.2	94.2
2. Ⅰ	91.4	84.5	108.2	97.8	106.6	91.8
平成31年1月	83.6	77.1	108.5	104.4	106.8	97.8
2	92.8	86.6	107.1	92.6	93.4	99.2
3	109.7	99.9	109.8	106.6	104.5	102.0
4	97.6	91.0	107.2	98.5	98.9	99.6
令和元年5	85.0	78.3	108.6	98.6	102.8	95.8
6	98.2	91.3	107.6	96.6	101.2	95.4
7	93.2	84.6	110.1	101.7	112.9	90.0
8	89.9	80.8	111.2	90.1	99.0	91.0
9	95.7	85.7	111.6	100.0	105.6	94.7
10	93.7	84.3	111.2	103.6	110.3	94.0
11	100.5	90.1	111.5	100.0	103.8	96.4
12	98.7	91.0	108.5	105.0	113.7	92.3
2. 1	82.5	77.5	106.5	102.9	109.2	94.3
2	95.5	87.0	109.8	93.2	103.5	90.1
3	96.1	89.0	108.0	97.3	107.1	90.9
各指数の前年（同期）伸率（%）						
平成29年	12.9	4.7	7.9	14.8	10.9	3.5
30	△0.9	△6.9	6.4	9.7	3.9	5.6
令和元	△7.6	△9.9	2.5	△8.0	△2.6	△5.5
平成30年上	0.4	△4.8	5.6	10.7	4.8	5.6
下	△2.3	△8.8	7.2	8.8	3.0	5.7
令和元年上	△7.5	△10.4	3.2	△6.5	△5.2	△1.3
下	△7.8	△9.4	1.7	△9.4	0.0	△9.4
平成31年第Ⅰ四半期	△7.0	△10.5	3.9	△6.8	△6.1	△0.6
令和元年 Ⅱ	△7.9	△10.2	2.5	△6.2	△4.2	△2.0
Ⅲ	△9.4	△12.2	3.1	△8.3	2.4	△10.4
Ⅳ	△6.2	△6.6	0.4	△10.5	△2.2	△8.5
2. Ⅰ	△4.2	△3.9	△0.2	△3.3	4.9	△7.9
平成31年1月	△14.8	△17.7	3.5	△4.6	△0.3	△4.3
2	△7.1	△9.1	2.3	△12.0	△12.5	0.6
3	△0.1	△5.8	6.2	△3.9	△5.8	2.0
4	△3.2	△6.5	3.5	△0.3	△2.4	2.2
令和元年5	△13.5	△15.3	2.1	△7.5	△5.0	△2.6
6	△7.2	△9.1	2.1	△10.2	△5.1	△5.4
7	△8.0	△11.2	3.5	△8.4	5.6	△13.3
8	△11.1	△12.6	1.7	△14.4	△5.3	△9.6
9	△9.2	△12.7	4.0	△1.7	7.3	△8.5
10	△11.8	△13.1	1.4	△13.8	△4.1	△10.1
11	△2.6	△4.7	2.2	△13.0	△7.3	△6.2
12	△4.1	△1.8	△2.3	△4.4	5.0	△9.0
2. 1	△1.3	0.5	△1.8	△1.4	2.3	△3.6
2	2.9	0.5	2.5	0.7	10.8	△9.1
3	△12.4	△10.9	△1.6	△8.7	2.5	△10.9

指　　数（続）

総　　括　　表（続）

貿易指数の推移（対 ASEAN）

区分 / 年・期・月	各指数（平成27年＝100）					
	輸出			輸入		
	金額	数量	価格	金額	数量	価格
平成29年	103.3	104.4	98.9	97.5	105.5	92.4
30	109.9	107.4	102.3	104.7	107.9	97.1
令和元	100.7	100.7	100.0	99.3	104.6	94.9
平成30年上	107.0	106.4	100.5	102.2	107.1	95.4
下	112.8	108.4	104.1	107.2	108.6	98.7
令和元年上	99.5	100.0	99.5	98.9	103.2	95.9
下	101.9	101.4	100.6	99.6	106.1	93.9
平成31年第Ⅰ四半期	99.8	99.8	100.1	102.3	107.0	95.6
令和元年　Ⅱ	99.2	100.4	98.9	95.6	99.3	96.3
Ⅲ	100.9	100.2	100.7	99.8	106.7	93.5
Ⅳ	103.0	102.5	100.4	99.4	105.5	94.2
2.　Ⅰ	96.3	96.4	99.9	100.0	105.9	94.5
平成31年1月	89.5	89.7	99.7	102.6	108.3	94.7
2	97.8	96.7	101.1	101.5	105.4	96.3
3	112.2	112.6	99.6	102.7	107.4	95.7
4	106.2	107.1	99.2	95.6	101.0	94.6
令和元年5	85.7	85.7	100.0	97.5	100.4	97.1
6	105.7	108.2	97.6	93.8	96.6	97.1
7	102.0	102.0	100.0	107.5	114.6	93.8
8	97.5	96.6	100.9	94.3	100.4	93.9
9	103.3	102.1	101.1	97.6	105.1	92.9
10	103.3	102.0	101.3	103.6	110.9	93.4
11	104.2	104.4	99.8	96.6	102.7	94.1
12	101.4	101.2	100.2	98.0	103.0	95.1
2.　1	87.3	88.9	98.2	104.6	111.7	93.7
2	102.8	102.1	100.7	92.1	96.4	95.5
3	98.8	98.3	100.5	103.4	109.5	94.4
各指数の前年（同期）伸率（%）						
平成29年	14.4	7.3	6.6	14.9	5.8	8.6
30	6.4	2.9	3.4	7.4	2.3	5.0
令和元	△8.4	△6.2	△2.3	△5.2	△3.0	△2.2
平成30年上	9.0	6.8	2.0	7.5	4.5	2.9
下	4.1	△0.7	4.8	7.3	0.1	7.1
令和元年上	△7.0	△6.0	△1.1	△3.2	△3.7	0.5
下	△9.6	△6.5	△3.4	△7.1	△2.3	△4.9
平成31年第Ⅰ四半期	△6.2	△5.6	△0.6	△4.0	△4.3	0.4
令和元年　Ⅱ	△7.8	△6.4	△1.5	△2.4	△3.0	0.6
Ⅲ	△8.8	△5.2	△3.8	△2.6	2.3	△4.8
Ⅳ	△10.5	△7.7	△3.0	△11.1	△6.5	△4.9
2.　Ⅰ	△3.5	△3.3	△0.2	△2.2	△1.1	△1.1
平成31年1月	△7.3	△4.6	△2.8	△6.6	△5.3	△1.3
2	△5.9	△6.0	0.1	△3.8	△5.0	1.2
3	△5.6	△6.5	0.9	△1.5	△2.7	1.3
4	0.5	0.5	△0.1	5.8	3.9	1.8
令和元年5	△17.4	△17.0	△0.6	△6.2	△6.2	△0.1
6	△6.7	△3.2	△3.6	△5.8	△6.1	0.3
7	△9.5	△5.3	△4.5	3.0	7.2	△3.9
8	△9.9	△5.6	△4.6	△13.4	△9.3	△4.6
9	△6.9	△4.7	△2.3	3.7	10.2	△5.9
10	△11.2	△9.8	△1.5	△13.3	△7.2	△6.6
11	△9.4	△6.9	△2.7	△13.3	△9.1	△4.5
12	△10.8	△6.3	△4.8	△6.3	△2.9	△3.5
2.　1	△2.5	△0.9	△1.6	2.0	3.1	△1.1
2	5.1	5.5	△0.3	△9.3	△8.5	△0.9
3	△11.9	△12.7	0.9	0.7	2.0	△1.3

14. 貿　易　指　数（平成27年＝100）（続）

(3) 数　量　指　数

イ. 輸　出

区分／年	総　合	食料品	繊維及び同製品	化学製品	非金属鉱物製品	金属及び同製品	機械機器	雑　品
平成19年…	124.1	82.8	126.8	98.7	155.1	98.5	133.6	119.3
20……	122.2	78.7	118.6	93.0	144.7	103.4	131.3	124.9
21……	89.7	74.3	93.7	89.1	118.1	83.3	89.2	98.5
22……	111.4	79.8	102.4	104.4	110.1	106.8	115.3	109.7
23……	107.2	68.35	104.52	98.3	115.32	101.81	111.58	108.02
24……	102.0	69.1	99.1	93.7	105.5	103.8	106.7	95.9
25……	100.5	81.2	96.8	97.7	97.7	102.8	102.5	98.9
26……	101.1	85.6	99.3	100.4	101.1	103.4	102.8	96.0
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	100.5	97.3	93.8	101.4	99.0	98.0	100.1	106.6
29……	105.9	97.7	95.3	106.7	98.6	95.7	106.4	109.5
30……	107.7	109.9	95.5	108.8	121.8	95.8	108.7	106.5
令和元年…	103.0	113.6	93.1	109.2	144.8	89.1	101.8	105.2

ロ. 輸　入

区分／年	総　合	食料品	原料品	鉱物性燃料	繊維製品	化学製品	金属及び同製品	機械機器	雑　品
平成19年…	100.2	105.2	107.6	105.4	109.2	81.1	110.5	92.0	117.3
20……	99.6	101.0	103.6	106.0	106.2	82.5	109.6	92.9	112.3
21……	85.3	96.9	84.0	94.0	104.6	73.5	76.5	74.2	97.0
22……	97.1	100.4	101.5	98.5	103.4	86.2	98.6	93.7	104.0
23……	99.6	104.4	96.9	100.2	107.4	92.8	107.8	96.4	107.5
24……	102.0	105.18	99.14	105.59	106.2	93.17	99.93	99.22	109.3
25……	102.3	102.7	100.2	104.8	109.7	96.4	98.2	100.7	109.4
26……	102.9	100.7	102.6	101.7	105.4	100.4	104.0	105.4	107.1
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	98.8	101.1	100.5	97.4	96.0	102.1	98.5	98.1	98.5
29……	102.9	105.3	98.8	97.0	99.9	105.1	105.5	105.9	105.2
30……	105.8	107.7	102.1	94.5	112.0	111.7	109.9	110.7	107.7
令和元年…	104.6	109.4	99.5	90.5	110.7	113.0	105.3	110.7	105.1

(4) 価　格　指　数

イ. 輸　出

区分／年	総　合	食料品	繊維及び同製品	化学製品	非金属鉱物製品	金属及び同製品	機械機器	雑　品
平成19年…	89.5	84.2	82.7	101.1	68.4	108.0	87.7	84.3
20……	87.7	85.7	80.6	100.7	70.3	109.5	84.3	90.4
21……	79.9	82.2	77.4	83.6	68.4	89.8	78.7	77.1
22……	80.0	85.0	77.6	85.4	96.5	88.8	77.7	80.5
23……	80.9	87.7	78.8	89.1	89.5	93.3	77.2	87.3
24……	82.7	86.0	80.9	87.5	91.0	88.6	80.3	88.8
25……	91.8	89.7	91.1	99.0	101.1	97.8	88.9	100.0
26……	95.7	93.9	94.9	100.4	97.3	101.0	93.2	104.7
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	92.2	104.3	93.4	90.5	93.6	84.3	93.8	87.7
29……	97.8	110.2	94.4	99.0	98.0	97.7	97.4	98.4
30……	100.1	112.6	95.8	105.7	82.8	103.4	98.9	102.0
令和元年…	98.8	110.9	96.6	103.1	66.4	100.6	98.9	98.4

ロ. 輸　入

区分／年	総　合	食料品	原料品	鉱物性燃料	繊維製品	化学製品	金属及び同製品	機械機器	雑　品
平成19年…	93.1	82.0	108.6	105.2	73.6	87.1	109.2	90.6	77.3
20……	101.1	87.9	110.2	143.2	71.9	89.8	112.2	83.0	75.8
21……	77.0	73.7	83.3	82.9	64.9	80.4	76.7	75.1	70.0
22……	79.8	74.0	96.8	96.9	65.0	80.5	83.4	70.6	68.0
23……	87.2	80.1	112.1	119.5	70.5	84.8	87.2	69.1	68.4
24……	88.4	79.46	99.09	125.21	72.76	82.09	79.41	71.96	71.56
25……	101.3	90.0	110.1	143.7	85.0	86.6	89.8	85.2	83.3
26……	106.5	95.5	112.2	149.5	90.5	88.2	97.5	90.9	90.8
27……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
28……	85.3	89.9	82.3	67.9	91.8	89.9	84.7	92.9	92.0
29……	93.4	95.2	98.5	89.7	92.0	92.9	95.5	95.2	92.0
30……	99.7	96.1	100.8	112.1	86.9	98.8	103.1	96.6	92.5
令和元年…	95.9	93.9	100.7	102.8	85.4	93.2	99.8	94.2	93.1

Ⅲ　そ　の　他　事　務　統　計

15. 入　出　国　旅　客　数　の　推　移

(1)　正規入国者数

（単位　人，％）

区分＼年	27	前年比	28	前年比	29	前年比	30	前年比
総　　計	36,100,555	116	40,474,653	112	45,479,875	112	49,202,924	108
〈主要港〉								
新千歳空港	1,065,457	136	1,236,389	116	1,654,624	134	1,872,163	113
成田空港	12,791,426	105	13,589,275	106	14,582,634	107	15,815,528	108
羽田空港	6,297,272	121	7,491,579	119	8,331,310	111	8,874,080	107
中部空港	2,370,496	111	2,623,228	111	2,789,332	106	2,976,879	107
関西空港	8,058,384	125	9,280,432	115	10,477,974	113	11,124,907	106
福岡空港	2,185,267	126	2,498,434	114	3,095,065	124	3,430,788	111
横浜港	7,293	57	7,837	107	17,339	221	34,699	200
神戸港	22,035	143	13,679	62	20,095	147	30,506	152
下関港	92,017	144	88,907	97	104,408	117	90,003	86

（資料）法務省「出入国管理統計」より作成

(2)　正規出国者数

（単位　人，％）

区分＼年	27	前年比	28	前年比	29	前年比	30	前年比
総　　計	35,842,408	116	40,300,287	112	45,241,985	112	48,993,119	108
〈主要港〉								
新千歳空港	1,047,280	137	1,283,534	123	1,635,742	127	1,853,677	113
成田空港	12,710,355	105	13,555,836	107	14,500,368	107	15,732,586	108
羽田空港	6,326,645	119	7,535,889	119	8,382,572	111	8,895,477	106
中部空港	2,303,718	110	2,545,890	111	2,702,218	106	2,907,793	108
関西空港	8,002,720	126	9,238,805	115	10,430,642	113	11,100,850	106
福岡空港	2,181,330	126	2,498,065	115	3,083,572	123	3,431,425	111
横浜港	18,528	117	25,213	136	22,796	90	37,532	165
神戸港	12,097	114	10,653	88	14,642	137	29,526	202
下関港	91,932	144	89,575	97	102,406	114	88,036	86

（資料）法務省「出入国管理統計」より作成

1日　○財務省，2020年１－３月期の法人企業統計調査（速報）を発表
売上高は前年比△3.5％で３期連続の前年比減収，経常利益は同△32.0％で４期連続の前年比減益，設備投資は同+4.3％で２期ぶりの前年比増加
○自販連，５月の国内新車販売台数を発表
国内新車販売台数（含む軽）は，21万8,285台で前年比△44.9％と８か月連続の減少
○米供給管理協会，５月のISM景況指数（製造業）を発表
総合指数は43.1％と前月（41.5％）から上昇

4日　○欧州中央銀行（ECB），政策理事会を開催
（１）パンデミック緊急証券買入プログラム（PEPP）の拡充
・買入枠を6,000億ユーロ拡大（合計7,500億ユーロ⇒合計1兆3,500億ユーロ）
・実施期間を延長し，少なくとも2021年６月末まで（延長前：2020年末まで），Covid-19の影響が収束したと判断するまで行う
・PEPPのもとでの買入資産の償還再投資は2022年末まで継続
（２）政策金利は据え置き（主要政策金利0.00%，預金ファシリティ金利△0.50%）
（３）政策金利のフォワードガイダンスは，変更なし
（４）その他の資産買入（APP）は，現状の規模を維持
○米商務省，４月の貿易・サービス収支を発表
貿易・サービス収支（国際収支ベース）は△494億ドルとなり，前月（△423億ドル）から赤字額は拡大

5日　○内閣府，４月の景気動向指数（CI）（速報）を発表
先行指数は76.2（前月差△8.9ポイント）で２か月連続の低下，一致指数は81.5（前月差△7.3ポイント）で３か月連続の低下，遅行指数は98.1（前月差△2.7ポイント）で４か月連続の低下，基調判断は「悪化を示している」とし据え置き
○総務省，４月の家計調査（二人以上の世帯）を発表
実質消費支出は前年比△11.1％と７か月連続の減少，季調済前月比は△6.2％と２か月連続の減少
基調判断は「１年前と比べた４月の消費支出は，新型コロナウイルスの感染拡大とこれに伴う緊急事態宣言による自粛の影響により減少した一方，一部の品目では，いわゆる巣ごもり需要などにより増加幅の拡大が続いているものの，全体としては減少幅の拡大が続いており，引き続き今後の動向に注視が必要。」とし表現を変更
○米労働省，５月の雇用統計を発表
非農業部門の雇用者数は前月比250.9万人増，過去２か月分は修正（４月分は同2,068.7万人減に下方修正（△13.9万人），３月分は同137.3万人減に下方修正（△50.3万人））
失業率は13.3％と前月（14.7％）から低下

7日　○中国海関総署，５月の貿易収支を発表
貿易収支は+629億ドルと３か月連続の黒字，輸出は2,068億ドルで前年比△3.3％と２か月ぶりのマイナス，輸入は1,439億ドルで前年比△16.7％と５か月連続のマイナス

8日　○内閣府，５月の景気ウォッチャー調査を発表
景気の現状判断DIは前月差+7.6ポイントの15.5となり４か月ぶりの上昇，先行き判断DIは前月差+19.9ポイントの36.5となり６か月ぶりの上昇
景気現状の基調判断は「新型コロナウイルス感染症の影響により，極めて厳しい状況にあるものの，悪化に歯止めがかかりつつある。先行きについては，厳しさが続くものの，持ち直しへの期待がみられる。」とし上方修正
○内閣府，2020年１－３月期のGDP（２次速報）を発表
実質GDP成長率は，季調済前期比△0.6％（年率換算△2.2％）となり，２四半期連続のマイナス成長
名目GDP成長率は，同△0.5％（年率換算△1.9％）となり，２四半期連続のマイナス成長
GDPデフレーターは，同+0.1％となり５四半期連続のプラス，前年比は+0.9％と５四半期連続のプラス
○財務省，４月の国際収支状況（速報）を発表
経常収支は2,627億円，前年比△1兆3,986億円（黒字幅縮小）で70か月連続の黒字
○東京商工リサーチ，５月の全国企業倒産状況を発表
倒産件数は314件（前年比△54.8％）と９か月ぶりの前年比マイナス，負債総額は813億円（同△24.3％），倒産企業の従業員数は2,960人（同△15.4％），上場企業倒産は１件

9日　○厚生労働省，４月の毎月勤労統計（速報）を発表
現金給与総額（共通事業所系列）は前年比△1.9％（うち所定内給与は同△0.5％，所定外給与は同△15.6％，特別給与は同△8.9％）となり３か月ぶりのマイナス
○日本銀行，５月のマネーストック（速報）を発表
M2は前年比+5.1％，M3は同+4.1％，広義流動性は同+3.0％

10日　○内閣府，４月の機械受注統計を発表
民需（除く船舶・電力）は季調済前月比△12.0％と２か月連続の減少
基調判断は「足元は弱含んでいる」とし下方修正
○国土交通省，４月の建設工事受注動態統計を発表
公共工事受注額は前年比+6.0％で３か月連続の増加
○日本銀行，５月の企業物価指数（速報）を発表
前年比△2.7％となり，３か月連続のマイナス
○米連邦準備制度理事会（FRB），米連邦公開市場委員会（FOMC）を開催（９日～）
（１）政策金利の据え置きを決定（0.00％～0.25％）
（２）声明文の主なポイント
・新型コロナウイルスと，公衆衛生を守るための対策は，経済活動の深刻な落ち込みと急激な雇用喪失を引き起こしてきた
・米国経済を支える政策措置や家計及び企業への信用の流れも反映し，金融環境は改善している
・経済が最近の出来事を乗り切り，雇用の最大化と物価の安定という目標を実現する軌道に乗ったという確信を持てるまで，この政策金利目標レンジを維持する
・円滑な市場機能を維持するため，今後数カ月は少なくとも現状のペースで，国債及びエージェンシー住宅・商業MBS（不動産ローン担保証券）の保有額を増加させる
※NY連銀は同日，6月中旬から，国債を約800億ドル/月，エージェンシー住宅・商業MBS（不動産ローン担保証券）を約400億ドル/月購入し，引き続き現在の保有資産の増加ペースを維持するとの声明を公表

日　　誌

（6　月　中）

○米労働省，５月の消費者物価指数を発表
総合指数は前年比+0.1%，前月比△0.1%，食品とエネルギーを除いたコア指数は前年比+1.2%，前月比△0.1%

11日　○財務省・内閣府，2020年４－６月期の法人企業景気予測調査を発表
貴社の景況判断BSI（大企業・全産業）の現状判断は△47.6%ポイント，2020年７－９月見通しは△6.6%ポイント，2020年10－12月見通しは+2.3%ポイント
2020年度の通期見通し（前年度比）は，売上高が△5.2%（前回調査+1.0%），経常利益が△23.5%（前回調査+2.1%），設備投資額が△4.4%（前回調査△1.5%）

15日　○東日本建設業保証会社等，５月の公共工事前払金保証統計を発表
公共工事請負金額は前年比△6.4%で３か月ぶりのマイナス

16日　○日本銀行，金融政策決定会合を開催：（15日～）
①長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）については，以下の方針を継続
短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に△0.1%のマイナス金利を適用する
長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう，上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。その際，金利は，経済・物価情勢等に応じて上下にある程度変動しうるものとする
※金利が急速に上昇する場合には，迅速かつ適切に国債買入れを実施する
②資産の買入れについては，以下の方針を継続
・ＥＴＦおよびＪ－ＲＥＩＴについて，当面は，それぞれ年間約12兆円，年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に，積極的な買入れを行う
・ＣＰ等，社債等については，それぞれ約２兆円，約３兆円の残高を維持する
これに加え，2021年３月末までの間，それぞれ7.5兆円の残高を上限に，追加の買入れを行う
○米連邦準備制度理事会（FRB），５月の鉱工業生産を発表
生産は季調済前月比+1.4%
○米商務省，５月の小売売上高を発表
総合は季調済前月比+17.7%，自動車・同部品を除くと前月比+12.4%

17日　○財務省，５月の貿易統計（速報）を発表
輸出は自動車，自動車の部分品等が減少し，前年比△28.3%の４兆1,848億円，輸入は原粗油，航空機類等が減少し，同△26.2%の５兆182億円，貿易収支は△8,334億円で２か月連続の赤字
○国土交通省，４月の建設総合統計を発表
公共工事出来高は前年比+7.0%で，13か月連続のプラス

18日　○イングランド銀行（BOE），金融政策委員会を開催
・政策金利（0.10%）の据え置き，
・資産買入れ枠の拡大（総額6,450億ポンド⇒7,450億ポンド）を決定

19日　○政府，６月の月例経済報告を発表
景気の基調判断を「景気は，新型コロナウイルス感染症の影響により，極めて厳しい状況にあるが，下げ止まりつつある。」とし上方修正
○総務省，５月の消費者物価指数を発表
生鮮除く総合は前年比△0.2%となり，２か月連続のマイナス

22日　○内閣府，令和２年第９回経済財政諮問会議を開催
議事：（１）「新たな日常」の構築に向けて（地方，社会保障）
（２）骨太方針に向けて

25日　○日本銀行，2020年１－３月期の資金循環統計（速報）を発表
2020年３月末現在の家計金融資産残高は，前年比△0.5%の1,845兆2,826億円となり，２四半期ぶりのマイナス

29日　○経済産業省，５月の商業動態統計を発表
小売業販売額は前年比△12.3%で３か月連続の減少，季調済前月比は+2.1%で３か月ぶりの増加
基調判断は「下げ止まりが見られる小売業販売」とし上方修正

30日　○総務省，５月の労働力調査を発表
完全失業率（季調済前月比）は2.9%で前月（2.6%）から+0.3ポイント上昇
雇用者数（原数値）は5,920万人で前年比73万人の減少
完全失業者数（同）は198万人で前年比33万人の増加，36か月連続で200万人を下回った
○厚生労働省，５月の一般職業紹介状況を発表
有効求人倍率（季調済）は1.20倍となり，前月（1.32倍）から低下，都道府県別の有効求人倍率（季調済）は就業地別は沖縄において，受理地別では１道６県において１倍を下回った
雇用情勢の基調判断は「求人が求職を上回って推移しているものの，求人が引き続き大幅に減少しており，求職者の増加もあいまって，厳しさがみられる。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に，より一層注意する必要がある。」とし下方修正
○経済産業省，５月の鉱工業指数（速報）を発表
生産は季調済前月比△8.4%，出荷は同△8.4%，在庫は同△2.5%
基調判断は「生産は急速に低下している」とし据え置き
○国土交通省，５月の建築着工統計調査を発表
新設住宅着工総戸数（原数値）は，63,682戸（前年比△12.3%）と11か月連続の減少，季調済年率は80.7万戸（前月比+1.3%）と２か月ぶりの増加
○中国国家統計局，６月の製造業PMI（購買部担当者指数）を発表
総合指数は50.9ポイントと前月（50.6）から上昇

東証株価指数（TOPIX）第１部（終値）
月間最高値　1,630.72（８日）
〃　最安値　1,530.78（15日）
日経平均株価（終値）
月間最高値　23,178.10円（８日）
〃　最安値　21,530.95円（15日）
東京外為市場（ドル・円相場，銀行間直物，17時時点）
月間最高値　106.60円（24日）
〃　最安値　109.49円（８日）

主 要 経 済 指 標（令和２年６・７月）

〔財政・金融〕

	財政資金対民間収支	租税収入実績（注）				日銀券発行高		マネーストック（注）			資金需給					国内銀行勘定（注）				コールレート	コール市場残高	貸出約定平均金利
	収支尻総計	一般会計総計				末残	平残前年比	M_3	M_2	広義流動性	銀行券要因	財政等要因	資金過不足	金融調節	当座預金	実質預金残高 末残	実質預金残高 前年比	貸出残高 末残	貸出残高 前年比	無担保オーバーナイト物（末値）	平残	国内銀行総合ストック（注）
			歩合	所得税	法人税		平残前年比															
	億	円	%	億	円	億円	%				億円					十億円	%	十億円	%		億円	% 日歩銭
1970年度	△4,459	72,958	100.8	24,282	25,672	49,748	17.6	19.8	17.9	—	△6,490	△4,387	△10,877	11,444	567	39,204	17.0	41,175	18.6	—	17,837	7.663 2.066
1975	△21,250	137,527	102.2	54,823	41,279	112,760	11.7	11.9	13.9	—	△10,405	14,224	3,819	△9,601	△5,782	88,089	15.6	90,825	11.7	—	19,885	8.304 —
1980	△28,603	268,687	99.0	107,996	89,227	168,275	5.2	0.5	8.4	—	△1,915	18,809	16,894	△15,546	1,348	145,778	8.5	139,298	7.7	—	33,095	8.019
1985	46,527	381,988	100.1	154,350	120,207	222,705	5.8	4.5	8.7	9.5	△12,855	△42,749	△55,604	57,334	1,730	221,971	8.7	242,476	11.8	5.625	52,609	6.266
1990	21,525	601,059	101.6	259,955	183,836	337,239	7.1	3.0	10.2	8.5	△1,942	4,039	2,097	5,731	7,828	462,529	2.8	448,059	5.1	8.563	262,592	7.684
1995	176,503	519,308	102.5	195,151	137,354	421,329	6.5	10.8	2.9	3.8	△40,061	△55,924	△95,985	91,080	△4,905	460,710	0.3	482,700	0.1	0.490	412,888	2.709
2000	344,674	507,125	101.6	187,889	117,472	586,744	6.5	1.5	2.2	3.2	△15,543	△327,488	△343,031	217,760	△125,271	476,855	1.0	456,965	△1.4	0.120	234,611	2.047
2004	653,175	455,890	103.5	146,705	114,437	746,719	2.1	1.0	1.9	2.9	△32,685	△650,266	△682,951	676,913	△6,038	525,461	1.2	401,957	△2.4	0.022	182,635	1.703
2005	377,929	490,654	104.3	155,859	132,736	749,781	2.7	0.3	1.7	2.3	△3,060	△384,329	△387,389	341,841	△45,548	531,600	1.2	410,758	2.2	0.004	206,047	1.599
2006	407,654	490,691	97.2	140,541	149,179	758,941	0.8	△0.4	0.9	3.6	△9,160	△387,928	△397,088	201,832	△195,256	537,550	1.1	413,496	0.7	0.715	208,983	1.829
2007	371,981	510,182	97.1	160,800	147,444	764,615	1.4	0.5	1.9	3.0	△5,671	△390,085	△395,759	421,469	25,710	552,339	2.8	419,419	1.4	0.641	231,144	1.926
2008	364,688	442,674	95.3	149,851	100,106	768,977	0.7	0.8	2.1	1.1	△4,364	△369,451	△373,815	452,835	79,020	567,747	2.8	437,537	4.3	0.088	202,488	1.776
2009	364,784	387,331	105.1	129,139	63,564	773,527	0.4	2.0	2.9	0.9	△4,548	△357,665	△362,213	375,277	13,064	580,724	2.3	427,612	△2.3	0.082	171,332	1.623
2010	343,706	414,868	104.7	129,844	89,677	809,230	1.6	2.0	2.7	2.0	△35,701	△342,886	△378,587	551,590	173,003	597,558	2.9	425,151	△0.6	0.062	167,265	1.519
2011	253,292	428,326	101.9	134,762	93,514	808,428	2.5	2.4	2.9	1.0	805	△253,800	△252,995	189,762	△63,233	611,205	2.3	430,289	1.2	0.076	176,039	1.428
2012	386,636	439,314	103.1	139,925	97,583	833,782	2.4	2.1	2.5	0.8	△25,354	△386,509	△411,863	648,829	236,966	631,290	3.3	441,471	2.6	0.058	187,432	1.325
2013	1,071,136	469,529	103.5	155,308	104,937	866,308	3.5	3.1	3.9	3.2	△32,525	△1,083,578	△1,116,103	1,821,493	705,390	651,751	3.2	453,240	2.7	0.044	179,071	1.234
2014	1,316,344	539,707	104.3	167,902	110,316	896,732	3.5	2.7	3.3	3.1	△30,422	△1,321,457	△1,351,879	2,080,764	728,885	676,336	3.8	465,464	2.7	0.015	176,827	1.158
2015	1,058,641	562,854	99.8	178,071	108,274	955,947	5.6	2.9	3.5	3.5	△59,210	△1,074,083	△1,133,293	1,872,124	738,831	704,814	4.2	480,044	3.1	△0.002	185,778	1.076
2016	1,239,494	554,686	99.3	176,111	103,289	998,001	5.3	3.1	3.6	1.9	△42,050	△1,306,094	△1,348,144	2,021,304	673,160	748,497	6.2	496,374	3.4	△0.060	80,351	0.982
2017	982,107	587,875	101.9	188,816	119,953	1,040,004	4.5	3.2	3.8	3.1	△41,999	△1,058,295	△1,100,294	1,455,118	354,824	778,344	4.0	509,158	2.6	△0.068	96,393	0.932
2018	885,582	603,564	100.7	199,006	123,180	1,075,592	3.7	2.4	2.7	1.9	△35,585	△956,671	△992,256	1,148,714	156,458	792,224	1.8	518,432	1.8	△0.060	99,268	0.891
2019	688,805					1,096,165	2.7	2.2	2.6	2.2	△20,570	△738,126	△758,696	772,419	13,723	815,068	2.9	530,565	2.3	△0.070	105,746	0.850
2018. 10-12	212,155	155,585	55.2	39,126	44,424	1,103,625	3.6	2.2	2.5	1.6	△56,462	△241,040	△297,502	232,794	△64,708	779,084	2.1	515,480	2.0	△0.055	100,730	0.901
2019. 1- 3	209,739	272,987	100.7	77,406	69,671	1,075,592	3.3	2.1	2.3	1.7	28,033	△231,742	△203,709	252,455	48,746	792,224	1.8	518,432	1.8	△0.060	103,357	0.891
4- 6	89,159	25,914	4.1	17,946	467	1,076,927	4.1	2.1	2.5	1.8	△1,334	△75,261	△76,595	244,200	167,605	790,515	1.1	518,180	1.6	△0.076	101,374	0.882
7- 9	248,247	141,102	26.7	59,372	7,789	1,071,679	2.6	2.0	2.4	1.7	5,248	△271,518	△266,270	243,088	△23,182	793,118	2.1	520,476	1.6	△0.064	109,741	0.871
10-12	180,502	157,244	53.9	40,213	44,471	1,127,418	2.2	2.2	2.6	2.3	△55,737	△223,277	△279,014	201,225	△77,789	799,574	2.6	524,663	1.8	△0.068	97,849	0.861
2020. 1- 3	170,897	260,155	97.1	74,175	55,245	1,096,165	2.1	2.5	3.0	2.8	31,253	△168,070	△136,817	83,906	△52,911	815,068	2.9	530,565	2.3	△0.070	114,019	0.850
4- 6	287,998					1,132,779	2.9 P	4.3 P	5.3 P	3.3	△36,614	△196,027	△232,641	750,277	517,636					△0.068	129,814	
2019. 5	116,319	9,475	1.1	8,127	△633	1,070,297	4.6	2.3	2.6	1.8	45,119	△102,918	△57,799	75,413	17,614	793,065	1.2	516,238	1.9	△0.059	101,570	0.886
6	△40,827	19,496	4.3	13,496	1,983	1,076,927	3.1	2.0	2.3	1.7	△6,629	32,861	26,232	81,302	107,534	790,515	1.1	518,180	1.6	△0.076	104,869	0.882
7	126,608	64,463	15.0	37,370	598	1,074,230	2.8	2.0	2.3	1.8	2,697	△123,799	△121,102	72,602	△48,500	790,157	2.2	517,408	1.5	△0.071	109,083	0.879
8	108,573	43,709	22.3	11,575	5,037	1,074,353	2.7	2.0	2.4	1.7	△122	△107,835	△107,957	86,209	△21,748	789,234	2.2	517,578	1.8	△0.061	108,309	0.877
9	13,066	32,930	27.8	10,427	2,153	1,071,679	2.4	2.0	2.4	1.7	2,673	△39,884	△37,211	84,277	47,066	793,118	2.1	520,476	1.6	△0.064	111,832	0.871
10	54,137	38,791	34.2	10,486	4,274	1,075,100	2.3	2.0	2.4	1.9	△3,421	△48,885	△52,306	74,675	22,369	795,745	2.7	519,379	1.9	△0.030	96,695	0.871
11	96,047	80,906	47.6	14,259	37,808	1,077,533	2.2	2.2	2.7	2.4	△2,432	△111,670	△114,102	54,558	△59,544	800,154	2.7	521,495	1.9	△0.034	100,583	0.868
12	30,318	37,548	53.9	15,469	2,389	1,127,418	2.1	2.3	2.7	2.6	△49,884	△62,722	△112,606	71,992	△40,614	799,574	2.6	524,663	1.8	△0.068	96,271	0.861
2020. 1	120,974	53,441	62.8	27,521	2,659	1,089,688	2.2	2.3	2.8	2.8	37,729	△95,157	△57,428	84,855	27,427	800,114	3.1	524,320	2.4	△0.039	96,253	0.858
2	96,074	48,663	70.8	8,017	11,130	1,091,035	2.0	2.4	3.0	2.8	△1,346	△96,328	△97,674	83,186	△14,488	801,202	3.2	524,746	2.5	△0.025	115,674	0.857
3	△46,151	158,051	97.1	38,637	41,457	1,096,165	1.9	2.7	3.2	2.7	△5,130	23,415	18,285	△84,135	△65,850	815,068	2.9	530,565	2.3	△0.070	130,131	0.850
4	8,992	△2,864	−	△3,518	△686	1,120,107	1.5	3.0	3.7	2.5	△23,942	30,819	6,877	162,542	169,419	831,237	4.7	540,129	4.2	△0.060	120,026	0.833
5	100,956 P	10,046	1.1	8,653	△382	1,113,536	2.4	4.1	5.1	3.1	6,571	△85,634	△79,063	228,479	149,416	856,991	8.1	549,969	6.5	△0.073	131,594	0.818
6	178,050					1,132,779	4.8 P	5.9 P	7.2 P	4.4	△19,243	△141,212	△160,455	359,256	198,801					△0.068	137,822	
発表機関	財		務		省	日					本				銀				行			

（資料）財務省大臣官房総合政策課

（注） 租税収入実績：４月及び５月税収のうち前年度分については，前年度３月に加えて調整。
マネーストック：2003年度以前は，マネーサプライの計数で，M3は旧M1，M2は旧M2＋CD（ただし1979年５月以前は旧M2）。
国内銀行勘定：1992年度以前は全国銀行勘定である。なお，金融機関の合併，相銀の普銀転換，第２地銀協加盟行（含相銀）の編入等の事由により，不連続の年次がある。1986年度以降，オフショア勘定を含む。
貸出約定平均金利：1992年４月より，当座貸越を含む。

〔公社債・株式〕

	公社債発行高（注）					株式（期中平均）			
						東京証券取引所（第一部）			
	国債	地方債	政保債	普通社債	金融債	東証株価指数＜TOPIX＞	一日平均出来高	有配平均利回り（注）	日経平均（注）
	億			円		1968. 1. 4 =100	百万株	%	2012. 5. 16 =176. 21
1970年度	3,557	895	2,632	6,083	31,726	CY 163.48	CY 138	CY 3.47	CY 2,193.21
1975	53,627	3,112	4,620	15,042	80,795	312.06	179	2.31	4,243.05
1980	145,588	7,290	15,765	9,935	135,633	474.00	352	1.63	6,870.16
1985	229,978	8,073	27,479	9,435	263,004	997.72	415	0.99	12,565.62
1990	390,323	9,419	19,083	20,660	469,079	2,177.96	484	0.52	29,437.17
1995	684,306	19,740	32,370	57,192	433,643	1,378.93	357	0.92	17,329.70
2000	1,053,917	22,690	51,410	76,371	210,427	1,545.22	684	0.98	17,145.01
2004	1,851,005	56,596	87,521	58,950	79,595	1,120.07	1,451	1.20	11,179.25
2005	1,806,919	61,894	70,021	69,040	87,555	1,270.09	2,075	1.14	12,422.58
2006	1,704,322	58,604	43,014	68,295	67,296	1,625.92	1,927	1.10	16,110.38
2007	1,365,044	57,213	42,983	94,014	65,051	1,663.69	2,228	1.30	16,996.33
2008	1,238,668	63,460	47,517	96,049	55,174	1,187.82	2,211	1.99	12,150.80
2009	1,560,232	73,608	46,671	103,002	41,802	869.33	2,272	2.30	9,346.11
2010	1,604,108	74,821	41,973	99,333	37,773	885.43	2,089	2.04	10,006.49
2011	1,672,834	66,627	33,311	82,773	34,377	820.80	2,141	2.12	9,425.42
2012	1,749,568	65,768	47,221	81,524	30,002	768.64	2,096	2.23	9,102.56
2013	1,801,712	70,694	50,597	81,428	26,183	1,125.94	3,436	1.70	13,577.87
2014	1,760,647	69,426	42,197	87,163	24,992	1,263.58	2,512	1.62	15,460.43
2015	1,736,700	67,716	31,456	69,412	23,647	1,554.16	2,541	1.51	19,203.77
2016	1,680,014	62,493	31,069	114,129	17,380	1,355.93	2,423	1.84	16,920.48
2017	1,559,027	61,012	39,564	100,625	13,296	1,624.09	1,985	1.63	20,209.03
2018	1,486,960	63,119	31,041	104,516	14,463	1,729.58	1,657	1.67	22,310.73
2019	1,429,848	64,503	18,029	157,589	11,163	1,595.12	1,377	2.03	21,697.23
2018. 10-12	382,956	17,432	6,170	30,176	3,802	1,642.23	1,699	2.05	21,937.72
2019. 1- 3	371,525	12,109	7,841	17,860	3,663	1,579.41	1,439	1.94	21,006.84
4- 6	348,909	16,280	3,900	39,427	3,077	1,568.82	1,381	2.14	21,417.80
7- 9	353,543	17,705	3,550	51,218	2,949	1,550.57	1,309	2.10	21,264.64
10-12	370,776	18,356	5,900	40,554	2,923	1,679.41	1,382	1.93	23,041.56
2020. 1- 3	356,620	12,162	4,679	26,391	2,215	1,583.08	1,847	2.41	21,808.90
4- 6						1,497.23	1,580	2.15	20,784.70
2019. 5	118,867	5,560	500	8,101	935	1,547.17	1,581	2.19	21,218.38
6	112,028	4,700	2,700	14,890	1,089	1,540.08	1,254	2.14	21,060.21
7	115,521	6,220	1,700	19,255	958	1,573.16	1,174	2.10	21,593.68
8	119,505	4,380	1,350	4,664	1,022	1,501.08	1,291	2.20	20,629.68
9	118,517	7,105	500	27,299	970	1,579.13	1,484	2.10	21,585.46
10	110,450	7,319	3,100	17,565	1,051	1,617.12	1,411	1.99	22,197.47
11	123,033	5,710	1,700	6,158	876	1,697.37	1,482	1.96	23,278.09
12	137,293	5,328	1,100	16,831	995	1,724.59	1,258	1.93	23,660.38
2020. 1	119,413	3,830	2,300	8,342	692	1,719.06	1,284	2.00	23,642.92
2	119,716	4,460	500	5,266	666	1,669.97	1,608	2.31	23,180.37
3	117,490	3,872	1,879	12,783	856	1,385.57	2,560	2.41	18,974.00
4	115,284	4,850	0	9,462	710	1,412.35	1,575	2.28	19,208.36
5	115,982	7,015	2,800	6,810	767	1,488.06	1,624	2.14	20,543.26
6						1,585.75	1,549	2.15	22,486.93
発表機関	日本証券業協会					東京証券取引所			

〔企業倒産〕

	手形交換高	不渡手形（実数）	取引停止処分（注）		企業倒産			
	東京		全国	負債総額	倒産件数	前年比	負債金額	前年比
	億	円	件	億円	件	%	億円	%
1970年度	1,708,208	3,493	11,757	4,576	10,160	21.2	7,857	37.9
1975	4,356,120	3,586	14,946	11,153	13,224	12.6	20,752	21.9
1980	9,729,824	5,134	16,517	14,485	18,212	10.1	28,720	21.7
1985	22,508,468	5,479	15,082	19,000	18,319	△10.0	44,113	27.1
1990	39,334,030	8,023	5,989	16,153	7,157	7.5	32,753	176.0
1995	13,581,355	5,306	10,762	25,805	15,162	6.7	86,307	32.7
2000	7,267,447	2,853	11,888	30,096	18,787	12.2	261,287	131.4
2004	4,172,159	1,003	6,034	11,656	13,186	△14.7	72,622	△29.2
2005	3,445,450	874	5,380	10,334	13,170	△0.1	61,220	△15.7
2006	3,199,238	1,227	5,315	10,230	13,337	1.2	54,462	△11.0
2007	3,177,071	2,467	5,255	12,299	14,366	7.7	57,955	6.4
2008	2,901,851	2,217	5,739	15,898	16,146	12.3	140,189	141.8
2009	2,607,816	1,018	3,986	11,230	14,732	△8.7	71,367	△49.0
2010	2,670,982	1,337	2,993	7,756	13,065	△11.3	47,245	△33.7
2011	2,888,215	716	2,528	6,409	12,707	△2.7	39,906	△15.5
2012	2,699,217	949	2,299	5,330	11,719	△7.7	30,757	△22.9
2013	2,666,665	1,166	1,703	3,759	10,536	△10.0	27,749	△9.7
2014	2,275,066	1,683	1,414	3,178	9,543	△9.4	18,686	△32.6
2015	2,036,776	1,646	1,198	2,960	8,684	△9.0	20,358	8.9
2016	1,478,828	2,693	1,024	2,067	8,381	△3.4	19,508	△4.1
2017	1,337,212	788	857	2,177	8,367	△0.1	30,837	58.0
2018	1,231,036	751	740	1,593	8,110	△3.0	16,187	△47.5
2019	1,159,304	317	765	1,700	8,631	6.4	12,647	△21.8
2018. 10-12	296,011	506	173	325	2,070	△1.7	3,206	△49.8
2019. 1- 3	301,227	62	173	372	1,916	△6.1	4,604	40.7
4- 6	311,261	50	217	565	2,074	△1.5	3,013	△28.1
7- 9	304,596	30	185	443	2,182	8.1	2,935	△29.8
10-12	288,383	65	176	355	2,211	6.8	3,678	14.7
2020. 1- 3	255,063	172	187	338	2,164	12.9	3,019	△34.4
4- 6	194,397	60	127	339	1,837	△11.4	3,551	17.8
2019. 5	123,590	27	77	226	695	△9.3	1,074	2.9
6	102,857	4	71	180	734	6.3	869	△60.3
7	105,665	6	67	103	802	14.2	934	△17.1
8	91,909	9	61	166	678	△2.3	871	△28.1
9	107,021	15	57	174	702	13.0	1,129	△38.6
10	95,600	24	70	140	780	6.8	885	△24.6
11	92,952	13	55	121	727	1.2	1,224	0.9
12	99,830	28	51	94	704	13.1	1,568	91.7
2020. 1	90,375	83	53	104	773	16.0	1,247	△25.9
2	73,934	9	57	97	651	10.7	712	△63.4
3	90,752	79	77	137	740	11.7	1,059	9.0
4	63,256	13	60	198	743	15.1	1,449	35.6
5	66,130	38	42	102	314	△54.8	813	△24.3
6	65,011	9	25	39	780	6.2	1,288	48.1
発表機関	手形交換所		銀行協会		東京商工リサーチ			

（注） 公社債発行高：2019年４月以降，国債以外の一般債の算出方法変更。
有配平均利回り：月と四半期は末現在の数値。
株株式（日経平均）：2000年４月24日に構成銘柄の大幅な入替えを行ったことにより，入替えの前後を連続して比較することに問題があるという意味において指数の連続性が失われている。
東証株価指数（期中平均）は当課試算。

（注） 取引停止処分：2007年４月以降，算出方法変更。

〔生産・出荷・在庫・稼働率〕

	鉱工業生産指数				特殊分類生産指数					生産者出荷指数		生産者製品在庫指数		生産者製品在庫率		製造工業生産能力指数	製造工業稼働率指数
	原指数	季節調整済			季節調整済							(末)					
		前年比	指数	前期比	資本財	建設財	耐久消費財	非耐久消費財	生産財	(季節調整済)	前期比(前年比)	(季節調整済)	前期比(前年比)	指数(季節調整済)	前期比(前年比)	(末)(原指数)	(季調済)
	2015年=100 (注) %																
1970年度	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
1975	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
1980	72.7	2.2	−	−	71.3	186.2	80.9	75.5	60.7	69.0	0.4	96.9	7.7	87.7	14.4	88.9	117.1
1985	86.5	2.5	−	−	90.8	168.2	111.0	86.2	72.6	80.4	2.7	101.2	4.3	86.5	4.0	99.3	117.8
1990	109.0	5.0	−	−	125.3	206.3	132.1	101.2	91.7	102.3	5.2	109.9	4.1	78.6	△2.4	108.7	123.6
1995	103.3	2.1	−	−	112.5	184.7	108.6	101.5	90.7	98.4	1.8	115.5	3.5	92.4	4.3	110.8	107.0
2000	107.7	4.3	−	−	115.2	156.5	122.9	100.4	99.4	105.8	4.4	107.6	2.3	90.7	△0.2	109.0	107.1
2004	107.6	3.9	−	−	112.7	131.1	120.6	97.8	103.5	107.4	3.6	96.5	2.9	83.8	△1.8	100.2	110.6
2005	109.3	1.6	−	−	114.4	128.2	126.5	95.0	106.1	109.8	2.2	98.9	2.5	85.4	2.0	101.4	112.1
2006	114.3	4.6	−	−	120.9	127.6	134.9	97.6	111.2	114.4	4.3	100.6	1.6	85.0	△0.5	104.3	114.8
2007	117.5	2.7	−	−	123.2	121.6	140.8	98.7	115.2	118.0	3.2	101.3	1.9	86.0	0.8	106.4	116.0
2008	102.8	△12.7	−	−	103.3	115.1	118.1	99.2	98.5	102.4	△12.6	97.4	△5.2	105.9	21.2	105.9	98.7
2009	93.0	△9.5	−	−	79.3	100.6	107.0	98.2	92.8	93.0	△9.2	87.2	△10.5	101.2	△4.4	104.8	89.4
2010	101.2	8.8	−	−	95.5	100.4	111.7	97.8	101.9	100.8	8.4	85.5	△1.9	88.9	△12.2	104.5	98.1
2011	100.5	△0.7	−	−	100.9	100.4	109.1	98.8	98.6	99.3	△1.5	95.8	12.1	96.5	8.6	103.5	96.9
2012	97.8	△2.9	−	−	93.9	101.6	104.2	98.2	97.2	97.9	△1.8	94.2	△3.0	101.4	5.0	102.5	95.0
2013	101.1	3.4	−	−	97.4	106.7	107.8	100.0	100.9	102.3	4.5	90.3	△4.1	93.4	△7.9	100.7	101.3
2014	100.5	△0.6	−	−	100.7	102.2	101.3	98.7	100.8	100.6	△1.7	95.0	5.2	99.3	6.3	100.3	102.0
2015	99.8	△0.7	−	−	98.6	100.1	100.3	101.3	99.5	99.6	△1.0	95.2	0.2	100.2	0.9	99.6	99.3
2016	100.6	0.8	−	−	97.5	99.3	103.1	102.7	100.7	100.2	0.6	93.9	△1.4	100.7	0.5	99.0	99.2
2017	103.5	2.9	−	−	102.7	100.1	104.8	102.9	104.2	102.4	2.2	98.7	5.1	101.9	1.2	98.8	102.7
2018	103.8	0.3	−	−	102.4	99.6	104.6	104.6	104.3	102.6	0.2	98.9	0.2	105.0	3.0	98.6	102.5
2019	99.9	△3.8	−	−	98.0	97.5	100.9	104.0	99.3	98.9	△3.6	101.8	2.9	112.3	7.0	98.2	98.3
2018. 7- 9	102.7	0.1	103.6	△0.7	103.2	98.6	102.7	104.6	104.4	102.4	△1.2	102.0	0.4	105.0	1.0	98.5	101.9
10-12	107.5	1.3	105.0	1.4	104.5	100.7	106.0	104.0	105.6	103.4	1.0	102.9	0.9	105.6	0.6	98.7	104.7
2019. 1- 3	102.4	△1.7	102.8	△2.1	100.6	99.6	105.6	106.1	103.0	101.6	△1.7	103.4	0.5	105.9	0.3	98.6	101.6
4- 6	100.1	△2.2	102.8	0.0	100.9	99.7	107.5	104.6	102.2	101.4	△0.2	104.4	1.0	107.3	1.3	97.7	102.1
7- 9	101.6	△1.1	101.7	△1.1	102.2	99.1	103.8	105.2	100.2	101.3	△0.1	103.3	△1.1	109.3	1.9	97.8	100.2
10-12	100.2	△6.8	98.0	△3.6	95.8	96.8	96.8	102.2	97.0	97.3	△3.9	104.0	0.7	114.6	4.8	98.2	95.6
2020. 1- 3	97.8	△4.5	98.4	0.4	95.9	95.7	96.8	105.0	98.4	96.7	△0.6	106.4	2.3	116.5	1.7	98.2	95.1
2019. 4	101.0	△0.7	102.7	△0.1	99.9	99.7	106.5	106.1	102.4	102.0	0.7	103.4	0.0	105.6	△1.0	97.8	101.8
5	98.0	△1.9	104.2	1.5	103.2	100.5	111.4	104.2	102.7	102.8	0.8	103.8	0.4	107.0	1.3	97.9	102.7
6	101.4	△3.9	101.5	△2.6	99.7	98.9	104.6	103.4	101.5	99.5	△3.2	104.4	0.6	109.4	2.2	97.7	101.8
7	107.0	0.8	102.2	0.7	99.7	100.9	105.2	104.7	101.7	102.0	2.5	104.3	△0.1	108.5	△0.8	97.8	101.8
8	92.8	△5.5	100.5	△1.7	98.8	98.5	103.1	105.0	99.6	100.0	△2.0	104.2	△0.1	110.7	2.0	97.9	99.3
9	105.0	1.2	102.4	1.9	108.0	97.8	103.1	105.9	99.4	101.8	1.8	103.3	△0.9	108.8	△1.7	97.8	99.5
10	100.4	△8.2	98.3	△4.0	96.5	98.2	95.5	101.5	98.0	98.2	△3.5	104.1	0.8	113.1	4.0	98.2	96.3
11	99.4	△8.5	97.7	△0.6	92.3	96.3	99.6	102.7	97.1	96.8	△1.4	103.6	△0.5	115.0	1.7	98.3	95.6
12	100.7	△3.7	97.9	0.2	98.5	96.0	95.2	102.4	95.8	97.0	0.2	104.0	0.4	115.6	0.5	98.2	94.9
2020. 1	93.5	△2.4	99.8	1.9	100.7	96.7	101.7	105.4	99.5	97.9	0.9	106.2	2.1	115.2	△0.3	98.4	97.4
2	94.6	△5.7	99.5	△0.3	97.1	97.4	96.0	104.5	100.2	98.9	1.0	104.4	△1.7	112.5	△2.3	98.3	95.6
3	105.3	△5.2	95.8	△3.7	89.8	92.9	92.7	105.0	95.6	93.2	△5.8	106.4	1.9	121.9	8.4	98.2	92.2
4	85.8	△15.0	86.4	△9.8	86.4	91.3	61.1	103.8	84.0	84.3	△9.5	106.1	△0.3	138.5	13.6	97.7	79.9
5	72.2	△26.3	78.7	△8.9	78.4	86.9	50.7	99.8	74.0	76.8	△8.9	103.3	△2.6	148.6	7.3	97.7	70.6
発表機関	経済産業省																

(注) 2018年11月基準年次改訂。2012年以前の指数は，2015年基準指数に接続させたものである。
年度の指数については原指数。

〔設備・住宅〕

	機械受注（280社）（季節調整済）（注）									建設工事受注（50社）（注）			新設住宅着工						
	総額		民需	（船舶・電力を除く）		製造業		非製造業（船舶・電力を除く）		総額	民間非住宅		戸数		季調済年率戸数		利用関係別		
		前期比			前期比		前期比		前期比			前年比		前年比		前期比	持家	貸家	分譲住宅
	億円	%	億円		%	億円	%	億円	%	億円		%	千戸	%	千戸	%	前年比%		
1970年度	66,440	25.1	40,036	29,232	5.5	19,202	0.0	10,179	18.5	36,001	18,569	15.7	1,491	5.9	−	−	−	−	−
1975	86,048	△0.0	38,599	32,593	△18.2	17,104	△30.8	15,607	2.1	59,449	24,520	△17.3	1,428	13.2	−	−	9.8	20.5	15.8
1980	146,409	13.3	74,602	55,174	15.7	29,674	17.8	25,727	14.1	91,978	41,549	11.6	1,214	△18.3	−	−	△18.5	△25.8	△10.2
1985	159,584	△2.5	80,053	67,000	5.1	37,262	2.5	29,861	8.1	121,576	62,723	11.0	1,251	3.6	−	−	△2.8	12.8	△1.4
1990	283,949	8.3	167,625	145,762	8.7	73,297	6.1	72,656	11.3	268,167	166,203	30.4	1,665	△0.4	−	−	△5.0	△6.5	20.3
1995	261,322	4.2	142,394	119,380	8.5	52,149	9.9	67,485	8.1	197,556	88,846	1.5	1,485	△4.9	−	−	△5.2	△1.8	△8.7
2000	265,489	12.3	134,044	122,028	16.6	51,905	19.1	70,254	14.6	149,680	68,794	△11.8	1,213	△1.1	−	−	△8.0	△1.8	11.0
2004	265,050	4.1	128,260	118,292	6.5	51,183	12.5	67,341	2.4	135,913	68,711	12.1	1,193	1.7	−	−	△1.6	1.9	4.6
2005	276,779	−	124,425	112,340	−	54,880	−	57,721	−	134,537	70,895	3.2	1,249	4.7	−	−	△4.0	10.8	6.1
2006	291,148	5.2	128,603	116,296	3.5	58,183	6.0	58,403	1.2	138,936	75,464	6.4	1,285	2.9	−	−	0.9	3.9	3.3
2007	302,637	3.9	127,931	111,841	△3.8	56,114	△3.6	56,157	△3.8	141,141	81,128	7.5	1,036	△19.4	−	−	△12.3	△19.9	△26.1
2008	247,049	△18.4	112,839	97,221	△13.1	43,487	△22.5	54,363	△3.2	123,767	72,342	△10.8	1,039	0.3	−	−	△0.4	3.2	△3.5
2009	200,800	△18.7	94,917	77,405	△20.4	31,366	△27.9	46,346	△14.7	106,162	60,464	△16.4	775	△25.4	−	−	△7.6	△30.0	△40.0
2010	243,646	21.3	104,817	84,480	9.1	37,112	18.3	47,576	2.7	100,685	56,214	△7.0	819	5.6	−	−	7.5	△6.3	29.6
2011	250,226	2.7	108,746	89,742	6.2	39,284	5.9	50,698	6.6	107,829	59,446	5.7	841	2.7	−	−	△1.2	△0.7	12.7
2012	233,338	△6.7	103,233	87,026	△3.0	35,313	△10.1	52,125	2.8	110,447	61,182	2.9	893	6.2	−	−	3.8	10.7	4.4
2013	263,702	13.0	114,991	97,030	11.5	38,904	10.2	58,441	12.1	132,677	71,714	17.2	987	10.6	−	−	11.5	15.3	3.8
2014	285,756	8.4	120,172	97,805	0.8	41,620	7.0	56,510	△3.3	143,579	74,890	4.4	880	△10.8	−	−	△21.1	△3.1	△8.9
2015	283,956	△0.6	125,918	101,838	4.1	44,214	6.2	57,898	2.5	142,253	79,811	6.6	921	4.6	−	−	2.2	7.1	4.5
2016	267,957	△5.6	121,603	102,314	0.5	42,167	△4.6	60,373	4.3	147,907	83,980	5.2	974	5.8	−	−	2.6	11.4	1.1
2017	284,769	6.3	120,312	101,480	△0.8	46,056	9.2	55,644	△7.8	148,962	87,883	4.6	946	△2.8	−	−	△3.3	△4.0	△0.3
2018	290,315	1.9	124,779	104,364	2.8	47,792	3.8	56,801	2.1	158,590	98,419	12.0	953	0.7	−	−	2.0	△4.9	7.5
2019	273,908	△5.7	125,248	104,036	△0.3	43,917	△8.1	60,324	6.2	149,285	92,089	△6.4	884	△7.3	−	−	△1.5	△14.2	△2.8
2018. 7- 9	74,655	1.9	32,325	26,988	2.5	12,359	△1.2	14,377	4.4	33,745	21,475	3.2	246	△0.2	950	△0.5	0.1	△2.0	2.1
10-12	75,425	1.0	30,657	26,150	△3.1	11,938	△3.4	14,411	0.2	32,414	21,224	△6.2	246	0.6	951	0.0	4.0	△7.4	10.4
2019. 1- 3	69,796	△7.5	30,865	25,458	△2.6	11,237	△5.9	14,262	△1.0	60,875	35,797	46.3	216	5.2	956	0.5	7.4	△7.2	21.5
4- 6	68,912	△1.3	32,825	27,447	7.8	11,497	2.3	16,303	14.3	27,501	17,988	△9.7	234	△4.7	925	△3.2	9.6	△14.9	△3.8
7- 9	70,174	1.8	32,871	26,164	△4.7	11,097	△3.5	14,793	△9.3	32,838	19,668	△8.4	233	△5.4	906	△2.0	△0.6	△16.5	8.2
10-12	66,390	△5.4	31,447	25,698	△1.8	10,783	△2.8	15,324	3.6	35,257	22,610	6.5	223	△9.4	865	△4.6	△7.2	△15.0	△3.1
2020. 1- 3	68,963	3.9	29,847	25,526	△0.7	10,972	1.8	14,535	△5.1	53,690	31,822	△11.1	194	△9.9	863	△0.2	△8.3	△9.6	△11.8
2019. 4	23,191	0.0	10,948	9,212	6.2	3,966	10.7	5,267	4.6	8,183	5,876	△5.9	79	△5.7	935	△6.4	9.2	△16.7	△6.0
5	22,639	△2.4	10,619	8,776	△4.7	3,830	△3.4	5,073	△3.7	7,410	4,431	△21.4	73	△8.7	917	△2.0	6.5	△15.8	△11.4
6	23,082	2.0	11,258	9,459	7.8	3,701	△3.4	5,964	17.6	11,907	7,681	△4.4	82	0.3	923	0.7	12.9	△12.2	7.8
7	22,620	△2.0	10,733	8,895	△6.0	3,776	2.0	5,127	△14.0	11,979	7,679	22.4	79	△4.1	908	△1.6	3.3	△15.2	5.1
8	25,717	13.7	12,190	8,720	△2.0	3,699	△2.0	4,703	△8.3	6,959	3,958	△27.1	76	△7.1	908	0.0	△1.6	△17.5	5.6
9	21,838	△15.1	9,948	8,549	△2.0	3,623	△2.1	4,962	5.5	13,899	8,031	△17.8	78	△4.9	903	△0.6	△3.5	△16.8	14.1
10	22,555	3.3	10,440	8,279	△3.2	3,594	△0.8	4,873	△1.8	9,558	6,738	19.2	77	△7.4	895	△0.8	△5.6	△16.5	7.0
11	22,438	△0.5	10,974	9,261	11.9	3,551	△1.2	5,767	18.4	10,034	5,551	△12.6	74	△12.7	848	△5.3	△7.3	△17.5	△10.3
12	21,397	△4.6	10,033	8,157	△11.9	3,638	2.4	4,685	△18.8	15,664	10,322	12.0	72	△7.9	852	0.5	△8.7	△10.3	△5.1
2020. 1	23,855	11.5	9,874	8,394	2.9	3,803	4.6	4,607	△1.7	9,201	5,163	△13.9	60	△10.1	813	△4.6	△13.8	△2.5	△14.6
2	22,218	△6.9	10,183	8,585	2.3	3,738	△1.7	4,836	5.0	12,135	7,149	1.9	63	△12.3	871	7.2	△11.1	△18.9	△3.9
3	22,890	3.0	9,791	8,547	△0.4	3,430	△8.2	5,092	5.3	32,354	19,510	△14.4	71	△7.6	905	3.9	△0.3	△6.6	△16.1
4	20,988	△8.3	10,041	7,526	△12.0	3,342	△2.6	4,063	△20.2	7,023	4,058	△30.9	69	△12.9	797	△12.0	△17.4	△15.4	△3.6
5	18,685	△11.0	8,983	7,650	1.7	2,824	△15.5	4,783	17.7	6,956	4,685	5.7	64	△12.3	807	1.3	△20.7	△8.1	△7.6
発表機関	内閣府									国土交通省									

（注） 機械受注（280社）：1986年度以前は178社ベース。
2005年４月より，季節調整方法がセンサス局法 X-11から X-12-ARIMA の中の X-11に移行した。
2005年度以降は，「携帯電話」の受注額は含まない。
建設工事受注（50社）：1984年度以前は43社ベース。

	賃金指数					常用雇用指数					所定外労働時間指数					労働力人口	就業者数	雇用者数	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	新規有効求人倍率
	事業所規模5人以上																				
	全産業	名目 前年比	実質 前年比	製造業	前年比	全産業	前年比	製造業	前年比	季調済前期比	全産業	前年比	製造業	前年比	季調済前期比					(季調済)		
	2015年=100 (注)										%					万人				%	倍	
1970年度	19.8	−	−	17.2	18.1	79.4	−	132.0	3.6	−	130.0	−	103.9	△7.9	−	5,170	5,109	3,340	61	1.2	1.35	1.52
1975	46.5	12.4	1.9	39.1	9.9	80.4	△1.4	121.6	△5.0	−	83.5	△8.7	55.9	△8.5	−	5,344	5,240	3,669	104	1.9	0.59	0.98
1980	66.9	6.0	△1.7	57.3	7.1	84.7	1.6	117.3	1.2	−	105.7	0.0	92.2	2.6	−	5,671	5,552	3,997	118	2.1	0.73	1.02
1985	80.2	3.1	1.1	69.4	3.1	88.7	0.9	121.9	1.4	−	114.5	1.3	102.1	△0.7	−	5,975	5,817	4,328	158	2.6	0.67	0.95
1990	102.7	−	−	84.0	−	82.7	−	135.1	−	−	122.0	−	111.1	−	−	6,414	6,280	4,882	134	2.1	1.43	2.11
1995	112.0	0.9	1.2	92.5	2.5	90.0	0.6	131.5	△1.5	−	90.3	2.0	78.6	6.4	−	6,672	6,456	5,279	216	3.2	0.64	1.09
2000	111.6	0.1	0.8	96.3	1.4	90.5	△0.3	117.7	△2.4	−	91.6	3.7	88.8	10.5	−	6,772	6,453	5,372	319	4.7	0.62	1.08
2004	105.1	△0.3	△0.3	98.0	1.6	88.7	0.2	104.5	△0.9	−	95.9	2.3	99.8	4.5	−	6,639	6,332	5,355	308	4.6	0.86	1.35
2005	105.8	0.7	1.1	99.0	0.9	88.7	0.1	104.3	△0.2	−	97.5	1.6	100.8	1.0	−	6,655	6,366	5,421	289	4.3	0.98	1.49
2006	105.8	0.1	△0.3	100.0	1.0	89.5	1.0	104.7	0.4	−	100.0	2.6	104.4	3.7	−	6,669	6,398	5,493	271	4.1	1.06	1.56
2007	105.1	△0.7	△1.1	100.1	0.1	91.9	2.6	105.3	0.6	−	101.2	1.3	104.5	0.1	−	6,686	6,431	5,539	255	3.8	1.02	1.47
2008	104.0	△1.1	△2.4	98.9	△1.1	93.7	2.0	105.2	△0.1	−	94.1	△7.0	85.0	△18.7	−	6,674	6,399	5,544	275	4.1	0.77	1.08
2009	100.5	△3.4	△1.6	93.8	△5.2	94.3	0.6	102.3	△2.8	−	86.8	△7.8	72.9	△14.3	−	6,643	6,300	5,488	343	5.2	0.45	0.79
2010	101.0	0.5	1.1	97.2	3.6	94.7	0.5	101.8	△0.5	−	93.6	7.9	89.4	22.7	−	6,631	6,302	5,508	328	4.9	0.56	0.93
2011	100.8	△0.3	△0.2	99.0	1.9	95.3	0.6	101.4	△0.3	−	94.4	0.8	90.9	1.7	−	6,584	6,285	5,506	298	4.5	0.68	1.11
2012	99.5	−	−	98.1	−	96.3	−	101.6	−	−	94.4	−	90.1	−	−	6,567	6,286	5,520	280	4.3	0.82	1.32
2013	99.4	0.0	△1.1	98.1	0.0	97.0	0.7	100.1	△1.4	−	98.8	4.8	97.0	7.7	−	6,595	6,338	5,579	256	3.9	0.97	1.53
2014	100.0	0.5	△2.9	99.7	1.6	98.5	1.5	99.6	△0.5	−	101.0	2.2	99.9	2.9	−	6,616	6,381	5,627	233	3.5	1.11	1.69
2015	100.2	0.2	△0.1	100.2	0.5	100.5	2.1	100.1	0.5	−	99.4	△1.6	99.3	△0.6	−	6,632	6,413	5,685	218	3.3	1.23	1.86
2016	100.7	0.5	0.5	100.9	0.7	102.6	2.2	100.5	0.4	−	98.9	△0.5	99.0	△0.3	−	6,681	6,479	5,764	203	3.0	1.39	2.08
2017	101.4	0.7	△0.2	102.5	1.6	105.1	2.4	101.2	0.7	−	99.3	0.4	102.0	3.0	−	6,750	6,566	5,848	183	2.7	1.54	2.29
2018	102.3	0.9	0.0	104.0	1.5	106.4	1.2	101.9	0.7	−	97.6	△1.7	101.2	△0.8	−	6,847	6,681	5,955	166	2.4	1.62	2.42
2019	102.3	0.0	△0.6	103.6	△0.4	108.4	1.9	102.7	0.8	−	95.2	△2.5	91.4	△9.7	−	6,895	6,733	6,020	162	2.3	1.55	2.35
2018. 7- 9	97.8	0.9	△0.3	104.8	1.2	106.3	0.9	101.8	0.5	0.2	94.6	△2.5	99.2	△0.2	△2.1	6,854	6,686	5,957	166	2.4	1.63	2.44
10-12	118.7	1.5	0.4	124.2	2.1	106.6	0.7	101.9	0.5	0.2	100.0	△2.6	106.9	0.2	1.1	6,860	6,697	5,981	167	2.4	1.63	2.42
2019. 1- 3	86.5	△0.8	△1.0	84.9	0.0	106.6	2.0	101.7	1.3	0.5	96.4	△2.1	97.3	△6.3	△5.1	6,822	6,657	5,954	168	2.4	1.63	2.44
4- 6	106.0	△0.1	△1.0	102.5	0.3	107.7	1.7	103.1	1.1	0.2	97.0	△2.4	94.4	△6.8	△0.8	6,897	6,729	5,992	163	2.4	1.62	2.41
7- 9	97.5	△0.3	△0.7	104.3	△0.5	108.4	2.0	102.8	1.0	0.0	93.7	△1.0	91.7	△7.6	△2.9	6,911	6,750	6,025	159	2.3	1.59	2.38
10-12	118.6	△0.1	△0.6	123.3	△0.7	108.9	2.2	102.6	0.7	0.1	97.6	△2.4	92.7	△13.3	△5.1	6,915	6,762	6,045	156	2.3	1.57	2.42
2020. 1- 3	87.0	0.6	0.0	84.1	△0.9	108.6	1.9	102.3	0.6	0.3	92.4	△4.1	86.9	△10.7	△2.2	6,857	6,693	6,017	167	2.4	1.44	2.17
2019. 4	87.7	△0.3	△1.4	85.8	△0.1	107.4	1.8	103.2	1.2	0.2	100.9	△1.8	100.0	△5.9	1.0	6,884	6,708	5,959	166	2.4	1.63	2.44
5	87.2	△0.5	△1.3	86.2	3.2	107.7	1.6	103.1	1.1	0.0	94.5	△2.9	90.0	△6.5	△0.7	6,898	6,732	5,993	163	2.4	1.62	2.40
6	143.2	0.4	△0.5	135.4	△1.4	108.1	1.8	103.1	1.1	0.0	95.5	△2.7	93.1	△8.1	△1.8	6,909	6,747	6,023	161	2.3	1.61	2.38
7	118.7	△1.0	△1.7	142.2	△0.8	108.4	2.0	102.9	1.0	0.0	95.5	△0.9	94.4	△6.8	△0.1	6,888	6,731	6,034	156	2.3	1.59	2.37
8	87.7	△0.1	△0.5	86.8	0.3	108.3	1.9	102.8	1.0	0.1	90.0	△2.0	88.8	△6.5	△1.1	6,908	6,751	6,025	156	2.3	1.59	2.43
9	86.2	0.5	0.2	84.0	△0.6	108.5	2.2	102.6	0.8	△0.1	95.5	0.0	91.9	△9.3	△1.9	6,936	6,768	6,017	165	2.4	1.58	2.35
10	86.3	0.0	△0.4	84.1	△0.5	108.7	2.2	102.6	0.8	0.0	98.2	△1.8	93.1	△11.8	△1.5	6,951	6,787	6,046	164	2.4	1.58	2.43
11	90.5	0.1	△0.6	92.4	1.2	109.0	2.3	102.7	0.8	0.1	98.2	△2.7	93.1	△14.4	△2.3	6,913	6,762	6,046	153	2.2	1.57	2.38
12	179.0	△0.2	△1.1	193.3	△1.8	109.1	2.1	102.6	0.6	0.0	96.4	△2.7	91.9	△13.5	△1.8	6,883	6,737	6,043	152	2.2	1.57	2.44
2020. 1	87.2	1.0	0.2	83.7	△0.1	108.9	1.9	102.5	0.7	0.3	90.9	△1.9	82.5	△8.9	2.1	6,846	6,687	6,017	164	2.4	1.49	2.04
2	84.5	0.7	0.2	82.7	△0.4	108.8	1.9	102.3	0.5	0.0	93.6	△3.8	90.0	△10.5	△1.8	6,850	6,691	6,026	166	2.4	1.45	2.22
3	89.3	0.1	△0.3	86.0	△2.2	108.1	1.9	102.2	0.7	0.1	92.7	△6.5	88.1	△12.4	△3.2	6,876	6,700	6,009	172	2.5	1.39	2.26
4	87.1	△0.7	△0.8	83.8	△2.3	109.0	1.5	103.7	0.5	0.0	81.8	△18.9	75.0	△25.0	△13.5	6,817	6,628	5,923	178	2.6	1.32	1.85
5	85.2	△2.3	△2.3	82.3	△4.5	108.3	0.6	103.4	0.3	△0.2	65.5	△30.7	55.6	△38.2	△18.2	6,854	6,656	5,920	197	2.9	1.20	1.88
発表機関	厚生労働省															総務省					厚生労働省	

(注) 毎月勤労統計調査：2017年３月基準年次改訂。1989年度以前は事業所規模30人以上（2005年基準）。
2012年以降においては，東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した値。
労働力調査：2017年１月分より算出の基礎となる人口が2015年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えられた。
2010年10月から2016年12月までの数値は新基準による遡及ないし補正を行ったもの。
網掛け部分は，東日本大震災の影響を受けた岩手県，宮城県及び福島県を含む補完推計値（2015年国勢調査基準）。
完全失業者数，完全失業率の四半期は当課試算。

〔消費・物価〕

	家計調査				商業動態統計				企業物価指数								原油価格<ドバイ>	消費者物価指数							
	消費支出（二人以上の世帯）			（勤労者世帯）	小売業販売額	百貨店・スーパー販売額			国内		輸出（円ベース）		輸入（円ベース）		連鎖方式による国内（参考）			全国				東京			
		前年比					百貨店	スーパー										総合		生鮮食品を除く		総合		生鮮食品を除く	
		名目	実質	平均消費性向（季調済）	前年比（注）				前年比	前期比	前年比	前期比	前年比	前期比	前年比	前期比	期中平均	前年比	前期比	前年比	前期比	前年比	前期比	前年比	前期比
	円（1カ月当り）	%			%				2015年＝100（注）%								$/bl	2015年＝100（注）%							
1970年度	81,668	12.9	5.2	79.8	－	－	－	－	2.2	－	2.5	－	1.9	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1975	162,041	13.6	2.9	77.3	－	－	－	－	2.3	－	△5.9	－	4.6	－	－	－	－	10.4	－	10.1	－	11.1	－	11.0	－
1980	233,465	6.5	△1.2	78.2	－	－	－	－	12.7	－	2.6	－	26.3	－	－	－	－	7.6	－	7.8	－	7.0	－	7.5	－
1985	273,907	2.1	0.2	77.1	3.6	－	－	－	△1.7	－	△6.3	－	△9.2	－	－	－	27.38	1.9	－	1.8	－	2.3	－	2.2	－
1990	314,641	4.1	0.8	75.2	8.0	6.9	8.4	5.2	1.5	－	△0.5	－	5.8	－	－	－	20.77	3.3	－	2.8	－	3.2	－	2.7	－
1995	330,736	△0.3	0.1	72.7	0.3	△1.0	△0.2	△1.7	△0.8	－	0.5	－	△0.3	－	△1.7	－	16.12	△0.1	－	0.0	－	△0.4	－	△0.1	－
2000	317,903	△1.2	△0.5	72.5	△0.8	△4.7	△2.7	△6.2	△0.1	－	△2.6	－	5.6	－	△0.9	－	26.00	△0.5	－	△0.4	－	△0.9	－	△0.8	－
2004	301,776	△0.5	△0.5	74.3	0.3	△4.0	△3.2	△4.5	1.5	－	△0.2	－	6.6	－	0.6	－	36.41	△0.1	－	△0.2	－	△0.1	－	△0.2	－
2005	299,156	△0.9	△0.6	74.7	1.2	△1.7	0.3	△3.2	2.1	－	3.0	－	17.3	－	1.2	－	53.44	△0.1	－	0.1	－	△0.4	－	△0.2	－
2006	295,394	△1.3	△1.6	72.0	△0.1	△0.9	△0.8	△1.0	2.0	－	3.2	－	10.7	－	1.6	－	60.92	0.2	－	0.1	－	0.3	－	0.0	－
2007	299,067	1.2	0.8	73.6	1.1	△1.0	△0.8	△1.1	2.3	－	△0.2	－	8.0	－	2.1	－	76.99	0.4	－	0.3	－	0.1	－	0.1	－
2008	294,428	△1.6	△2.9	73.3	△1.0	△4.2	△6.7	△2.5	3.1	－	△7.4	－	0.4	－	2.9	－	82.61	1.1	－	1.2	－	1.0	－	1.1	－
2009	292,146	△0.8	1.1	74.7	△0.5	△6.4	△8.6	△5.1	△5.2	－	△7.7	－	△19.1	－	△4.5	－	69.56	△1.7	－	△1.6	－	△1.7	－	△1.6	－
2010	287,645	△1.5	△1.1	73.4	1.1	△2.0	△3.1	△1.4	0.7	－	△3.2	－	6.8	－	0.4	－	84.13	△0.4	－	△0.8	－	△0.6	－	△0.9	－
2011	284,044	△1.3	△1.3	73.3	0.8	△0.9	△0.0	△1.3	1.4	－	△2.3	－	7.0	－	1.2	－	109.98	△0.1	－	0.0	－	△0.4	－	△0.3	－
2012	287,700	1.3	1.6	74.8	0.3	△1.4	△0.1	△2.1	△1.1	－	0.9	－	1.7	－	△1.2	－	106.78	△0.3	－	△0.2	－	△0.7	－	△0.6	－
2013	293,448	2.0	0.9	75.5	2.9	1.5	4.2	0.1	1.9	－	10.3	－	13.5	－	1.7	－	104.51	0.9	－	0.8	－	0.5	－	0.4	－
2014	288,188	△1.8	△5.1	74.2	△1.2	△1.7	△2.3	△1.4	2.7	－	2.9	－	0.2	－	2.8	－	83.83	2.9	－	2.8	－	2.6	－	2.5	－
2015	285,588	△0.9	△1.2	73.6	0.8	1.8	1.9	1.7	△3.2	－	△1.5	－	△13.7	－	△3.2	－	45.85	0.2	－	0.0	－	0.1	－	0.0	－
2016	281,038	△1.6	△1.6	72.1	△0.2	△1.4	△2.8	△0.7	△2.4	－	△6.9	－	△10.6	－	△2.5	－	46.76	△0.1	－	△0.2	－	△0.2	－	△0.4	－
2017	284,587	1.2	0.3	71.7	1.9	0.5	1.0	0.2	2.7	－	4.7	－	9.6	－	2.6	－	55.86	0.7	－	0.7	－	0.5	－	0.4	－
2018	289,007	0.9	0.0	69.2	1.6	△1.0	△0.7	△1.1	2.2	－	0.8	－	6.5	－	2.0	－	69.11	0.7	－	0.8	－	0.8	－	0.9	－
2019	291,235	0.2	△0.4	66.9	△0.4	△1.9	△4.7	△0.5	0.1	－	△4.1	－	△6.1	－	0.3	－	59.93	0.5	－	0.6	－	0.8	－	0.7	－
2018. 10-12	300,236	0.8	△0.2	69.2	2.0	△1.3	△0.6	△1.7	2.2	0.0	△0.1	0.0	7.3	1.0	2.0	0.1	67.39	0.8	0.3	0.9	0.4	0.9	0.3	1.0	0.5
2019. 1- 3	292,284	2.3	1.9	69.9	0.7	△1.6	△1.2	△1.8	0.9	△0.7	△1.7	△2.9	△0.2	△6.5	0.9	△0.6	63.24	0.3	△0.2	0.8	△0.2	0.6	△0.1	1.1	△0.1
4- 6	292,973	3.5	2.6	66.9	0.7	△0.9	△1.2	△0.7	0.6	0.4	△2.3	△0.2	△2.1	0.6	0.7	0.4	67.22	0.8	0.2	0.8	0.4	1.2	0.3	1.1	0.4
7- 9	294,987	4.1	3.7	71.8	2.9	1.6	6.5	△0.6	△0.9	△0.6	△5.7	△2.7	△8.9	△4.0	△0.7	△0.6	60.98	0.3	0.0	0.5	△0.1	0.6	0.0	0.7	△0.1
10-12	293,272	△3.4	△4.0	65.5	△3.8	△4.1	△7.5	△2.3	0.2	1.1	△5.5	0.1	△9.6	0.1	0.4	1.2	61.38	0.5	0.5	0.6	0.5	0.7	0.5	0.7	0.4
2020. 1- 3	283,707	△2.9	△3.5	64.8	△1.3	△4.0	△15.3	1.6	0.6	△0.3	△2.9	△0.1	△3.4	△0.1	0.7	△0.3	50.34	0.5	△0.2	0.6	△0.2	0.5	△0.3	0.5	△0.2
4- 6									△2.2	△2.4	△5.7	△3.2	△15.6	△12.1	△2.0	△2.3	31.80	0.1	△0.2	△0.1	△0.3	0.3	0.1	0.1	0.0
2019. 5	300,901	4.9	4.0	69.7	1.3	△0.5	△1.0	△0.2	0.7	△0.1	△2.6	△1.4	△1.8	△0.5	0.7	△0.2	69.13	0.7	0.0	0.8	0.0	1.1	△0.2	1.1	△0.1
6	276,882	3.5	2.7	63.6	0.5	△0.5	△1.2	△0.1	△0.2	△0.6	△4.3	△1.7	△5.8	△2.1	0.1	△0.4	61.30	0.7	△0.1	0.6	△0.2	1.1	0.0	0.9	△0.1
7	288,026	1.4	0.8	70.8	△2.0	△4.8	△3.2	△5.5	△0.7	△0.1	△4.9	△0.2	△8.4	△1.9	△0.4	△0.1	62.91	0.5	△0.1	0.6	△0.1	0.9	△0.1	0.9	△0.1
8	296,327	1.3	1.0	70.4	1.8	0.4	1.9	△0.3	△0.9	△0.2	△5.8	△1.3	△8.5	△0.6	△0.8	△0.3	58.92	0.3	0.3	0.5	0.2	0.6	0.4	0.7	0.3
9	300,609	9.8	9.5	74.2	9.2	10.1	22.9	4.4	△1.1	0.0	△6.2	0.0	△9.7	△0.8	△0.9	0.0	60.84	0.2	0.1	0.3	△0.1	0.4	△0.1	0.5	△0.3
10	279,671	△4.8	△5.1	65.8	△7.0	△8.2	△16.3	△4.3	△0.4	1.1	△6.3	0.3	△10.9	0.3	△0.1	1.2	58.47	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.5	0.4
11	278,765	△1.4	△2.0	67.6	△2.1	△1.8	△4.7	△0.2	0.1	0.1	△6.0	0.3	△11.3	0.3	0.3	0.1	61.41	0.5	0.1	0.5	0.2	0.8	0.0	0.6	0.1
12	321,380	△3.9	△4.8	63.2	△2.6	△2.8	△3.6	△2.3	0.9	0.2	△4.4	0.0	△6.6	1.1	0.9	0.1	64.41	0.8	0.0	0.7	0.0	1.0	0.0	0.8	0.1
2020. 1	287,173	△3.1	△3.9	64.7	△0.4	△1.5	△1.9	△1.3	1.5	0.1	△1.4	0.4	△0.8	0.5	1.5	0.1	63.76	0.7	△0.1	0.8	△0.2	0.6	△0.3	0.7	△0.3
2	271,735	0.2	△0.3	66.7	1.6	0.2	△10.5	5.3	0.7	△0.5	△2.2	0.1	△1.8	0.1	0.8	△0.4	54.51	0.4	△0.2	0.6	△0.1	0.4	△0.1	0.5	0.0
3	292,214	△5.5	△6.0	63.0	△4.7	△10.1	△31.9	1.3	△0.5	△0.9	△5.1	△2.3	△7.8	△4.8	△0.3	△0.8	33.75	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	0.1
4	267,922	△11.0	△11.1	60.7	△13.9	△22.1	△71.1	0.9	△2.4	△1.5	△6.6	△1.1	△13.3	△5.7	△2.2	△1.5	23.27	0.1	△0.1	△0.2	△0.3	0.2	0.2	△0.1	△0.1
5	252,017	△16.2	△16.2	53.2	P△12.3	P△16.7	P△63.6	P 4.5	△2.8	△0.5	△6.5	△1.2	△18.0	△5.9	△2.4	△0.4	31.56	0.1	0.0	△0.2	0.0	0.4	0.1	0.2	0.1
6									△1.6	0.6	△4.1	0.8	△15.6	0.9	△1.4	0.6	40.14	0.1	△0.1	0.0	0.0	0.3	△0.2	0.2	△0.1
発表機関	総務省				経済産業省				日本銀行								Bloomberg	総務省							

（注）家計調査：2000年１月以降は，二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）。2018年及び2019年は，調査方法の影響による変動を調整した変動調整値。平均消費性向の年度は原数値。
商業動態統計：店舗調整済による。
企業物価指数：2017年1月，2015年基準企業物価指数への移行。
消費者物価指数：2016年８月基準年次改訂。

	貿易実績（注）																					
	輸出											輸入										
	総額	原数値前年比	季調済前期比	金属及び同製品	一般機械	事務用機器	電気機器	輸送用機器 自動車	アメリカ	EU	アジア	総額	原数値前年比	季調済前期比	食料品	原燃料	原粗油・石油製品	機械機器	事務用機器	アメリカ	EU	アジア
	億円	%		億円								億円	%		億円							
1970年度	72,901	20.6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	69,671	20.9	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1975	170,262	△0.3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	173,963	△4.2	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1980	300,588	22.8	－	47,141	42,419	5,226	53,704	54,996	71,260	38,978	84,110	314,771	14.0	－	33,309	208,665	129,160	22,064	2,294	54,998	17,831	81,380
1985	407,312	△1.1	－	40,848	69,664	19,321	89,749	82,115	153,454	48,836	103,908	290,797	△11.0	－	36,324	162,840	88,244	27,691	3,446	56,796	21,208	83,505
1990	418,750	7.7	－	28,247	92,345	29,644	97,032	73,912	128,622	79,815	133,735	341,711	12.4	－	45,826	125,701	62,280	59,065	7,494	74,926	50,094	99,410
1995	420,694	3.2	－	27,518	101,690	29,362	108,279	48,655	113,541	67,049	195,578	329,530	13.7	－	48,593	83,494	35,213	88,007	16,776	75,049	47,522	122,206
2000	520,452	7.2	－	28,792	112,600	31,459	137,256	69,137	155,353	84,536	214,680	424,494	16.5	－	50,123	112,993	59,294	135,685	30,362	80,015	52,116	178,117
2004	617,194	10.1	－	42,346	128,028	26,039	142,485	93,014	138,622	94,823	299,577	503,858	12.3	－	53,290	143,636	76,115	155,025	29,256	67,457	62,262	228,913
2005	682,902	10.6	－	49,944	137,360	25,956	150,212	105,018	154,131	99,451	328,869	605,113	20.1	－	56,522	201,176	116,296	176,734	30,736	73,966	66,334	264,950
2006	774,606	13.4	－	60,428	152,592	28,225	164,104	128,367	171,272	113,039	368,519	684,473	13.1	－	57,978	234,470	131,687	194,760	29,707	80,378	70,922	299,339
2007	851,134	9.9	－	68,950	168,150	28,427	167,361	146,733	166,011	126,058	410,953	749,581	9.5	－	60,382	278,653	158,136	201,890	27,165	83,303	76,908	318,352
2008	711,456	△16.4	－	64,831	140,255	22,281	135,712	111,293	120,876	97,068	355,657	719,104	△4.1	－	59,918	295,195	156,409	169,077	23,075	73,793	67,454	295,329
2009	590,079	△17.1	－	50,606	103,851	17,988	116,959	77,451	93,425	70,420	326,004	538,209	△25.2	－	49,738	188,484	99,245	141,818	19,463	55,912	56,030	239,907
2010	677,888	14.9	－	61,150	137,814	17,579	125,441	90,359	104,025	77,141	381,732	624,567	16.0	－	53,139	231,969	114,631	162,870	22,049	58,855	58,824	283,475
2011	652,885	△3.7	－	59,130	137,600	15,589	115,463	85,479	103,220	74,383	361,207	697,106	11.6	－	59,490	283,405	142,411	164,046	21,388	60,208	65,202	309,142
2012	639,400	△2.1	－	58,977	125,985	14,975	113,153	91,630	113,969	63,910	349,113	720,978	3.4	－	59,547	294,361	151,319	177,276	22,282	61,116	68,150	318,926
2013	708,565	10.8	－	64,014	136,498	16,422	122,274	106,171	132,066	72,379	384,058	846,129	17.4	－	65,141	339,442	175,387	222,213	26,973	71,414	79,582	375,387
2014	746,670	5.4	－	67,034	145,119	16,698	129,961	111,905	142,119	77,007	403,264	837,948	△1.0	－	68,566	306,303	142,766	233,410	26,066	76,907	80,840	385,907
2015	741,151	△0.7	－	59,407	140,547	15,828	130,336	120,560	150,934	81,033	391,962	752,204	△10.2	－	68,948	206,273	90,114	239,121	25,231	78,734	87,335	372,736
2016	715,222	△3.5	－	53,373	140,311	14,368	125,593	112,924	141,186	79,791	384,154	675,488	△10.2	－	64,108	172,117	73,634	223,204	22,947	74,997	81,164	335,163
2017	792,212	10.8	－	60,014	160,131	15,094	138,078	120,841	151,833	88,607	434,465	768,105	13.7	－	71,295	211,172	89,486	248,566	26,076	81,856	90,548	376,108
2018	807,099	1.9	－	60,912	163,144	14,643	139,362	122,668	156,286	92,693	440,133	823,190	7.2	－	72,219	239,781	106,713	259,204	26,487	91,126	96,986	390,170
2019	758,802	△6.0	－	57,128	146,270	13,489	132,537	117,441	149,000	85,225	409,331	771,714	△6.3	－	71,410	214,653	95,516	247,668	27,309	85,134	94,353	365,193
2018. 7- 9	201,526	2.9	－	15,543	40,541	3,758	36,314	29,356	37,858	22,180	112,611	207,039	12.4	－	17,819	62,724	28,921	63,779	6,196	22,455	24,531	96,365
10-12	211,924	1.3	－	15,937	41,668	3,901	37,091	33,495	42,555	23,793	116,272	224,435	11.2	－	19,129	66,000	31,198	72,008	7,094	24,914	25,716	107,059
2019. 1- 3	191,620	△3.9	－	13,749	39,342	3,358	31,157	30,134	38,584	23,618	100,364	197,400	△1.9	－	16,764	56,965	23,235	62,599	7,358	21,956	23,633	94,596
4- 6	190,872	△5.5	－	14,378	38,152	3,351	32,057	29,842	39,622	21,858	102,174	194,055	△0.1	－	18,802	53,887	24,716	62,401	6,781	21,714	24,334	90,751
7- 9	191,512	△5.0	－	14,447	36,357	3,317	33,881	29,409	37,334	22,219	102,466	196,863	△4.9	－	18,075	53,314	23,193	63,120	6,943	21,228	24,975	93,737
10-12	195,313	△7.8	－	14,015	37,365	3,648	34,982	30,327	37,005	21,857	108,264	197,677	△11.9	－	18,276	53,952	23,920	65,068	7,119	21,503	24,281	95,046
2020. 1- 3	181,105	△5.5	－	14,287	34,396	3,172	31,617	27,863	35,039	19,291	96,427	183,119	△7.2	－	16,258	53,499	23,687	57,078	6,466	20,689	20,764	85,659
2019. 4	66,643	△2.3	2.4	4,814	13,470	1,207	11,076	10,636	14,154	7,980	35,334	66,053	6.5	△2.0	6,749	18,883	8,810	20,377	2,382	6,874	7,967	30,893
5	58,378	△7.7	△2.4	4,693	11,370	1,021	9,857	8,931	11,904	6,475	31,208	68,032	△1.5	3.8	6,194	19,098	8,897	22,529	2,353	7,973	8,998	31,065
6	65,851	△6.6	3.6	4,871	13,312	1,123	11,125	10,275	13,564	7,403	35,633	59,970	△5.2	△3.5	5,859	15,906	7,009	19,494	2,046	6,867	7,369	28,794
7	66,435	△1.5	△1.1	4,938	12,681	1,119	11,258	10,855	13,555	7,840	34,616	68,973	△1.1	0.7	6,438	18,788	8,065	22,113	2,429	7,766	8,521	32,802
8	61,387	△8.2	△3.2	4,736	11,854	1,160	11,141	8,689	11,905	7,092	33,386	62,909	△11.8	△2.4	5,862	17,786	7,909	19,489	2,186	7,223	7,887	29,024
9	63,690	△5.2	0.5	4,773	11,823	1,038	11,481	9,865	11,874	7,288	34,464	64,981	△1.4	0.1	5,775	16,741	7,219	21,518	2,329	6,240	8,567	31,911
10	65,762	△9.2	△2.7	4,691	12,291	1,161	11,850	10,264	12,677	7,434	35,351	65,650	△14.7	△2.9	6,098	16,888	7,091	22,091	2,301	7,120	7,899	32,383
11	63,790	△7.9	△1.2	4,636	11,803	1,265	11,365	10,263	12,115	6,856	36,020	64,674	△15.6	0.6	6,146	17,376	7,589	20,996	2,361	6,889	8,352	31,224
12	65,761	△6.3	△0.7	4,687	13,272	1,221	11,768	9,799	12,214	7,566	36,893	67,352	△4.8	0.1	6,031	19,688	9,240	21,981	2,457	7,493	8,030	31,439
2020. 1	54,312	△2.6	△3.6	4,219	9,623	1,024	9,369	8,380	10,520	6,863	28,183	67,463	△3.6	△2.9	5,748	19,112	8,683	21,124	2,613	6,818	7,779	33,887
2	63,213	△1.0	2.3	4,816	12,133	1,123	10,909	9,900	12,698	6,091	33,714	52,147	△13.9	△7.3	4,765	16,908	7,440	15,197	1,553	6,431	6,276	21,446
3	63,581	△11.7	△4.9	5,252	12,640	1,025	11,339	9,584	11,821	6,337	34,530	63,509	△5.0	6.6	5,745	17,480	7,565	20,757	2,300	7,440	6,709	30,326
4	52,060	△21.9	△11.4	4,265	10,340	1,071	10,100	5,253	8,797	4,835	31,335	61,372	△7.1	0.9	6,350	13,953	5,042	19,910	2,547	6,979	6,748	31,602
5	41,856	△28.3	△5.8	3,633	8,733	813	8,509	3,202	5,879	3,638	27,452	P 50,238	△26.2	△12.0	5,432	9,602	2,215	17,327	2,604	5,783	5,770	27,395
発表機関	財務省																					

（注）　1976年１月より「金鉱」及び「非貨幣用金」を含む。「ＥＵ」は1981年以降10カ国，1986年度以降12カ国，1995年以降15カ国，2004年以降25カ国，2007年以降27カ国，2013年以降28カ国，2020年２月以降27カ国ベース。

〔通　関〕

	貿易指数（価格：円建）			貿易指数（数量）			
	輸出	輸入	交易条件	輸出	前年比	輸入	前年比
	2015年＝100			（注）	%		
1970暦年	52.7	48.4	—	17.5	15.1	18.1	20.7
1975	77.8	98.8	—	28.2	2.2	22.3	△12.5
1980	89.1	147.9	—	43.7	17.2	27.7	△5.5
1985	89.4	131.1	—	62.1	4.4	30.2	0.3
1990	76.9	89.7	—	71.3	5.6	48.2	5.7
1995	71.3	60.7	117.5	77.0	3.8	66.3	12.4
2000	71.1	63.7	111.6	96.1	9.5	82.0	11.0
2004	74.2	66.8	111.1	109.0	10.7	93.9	6.9
2005	79.0	75.2	105.1	109.9	0.8	96.6	2.9
2006	84.1	85.6	98.2	118.4	7.7	100.4	3.8
2007	89.5	93.1	96.1	124.1	4.8	100.2	△0.2
2008	87.7	101.1	86.7	122.2	△1.5	99.6	△0.6
2009	79.9	77.0	103.8	89.7	△26.6	85.3	△14.4
2010	80.0	79.8	100.3	111.4	24.2	97.1	13.9
2011	80.9	87.2	92.8	107.2	△3.8	99.6	2.6
2012	82.7	88.4	93.6	102.0	△4.8	102.0	2.4
2013	91.8	101.3	90.6	100.5	△1.5	102.3	0.3
2014	95.7	106.5	89.9	101.1	0.6	102.9	0.6
2015	100.0	100.0	100.0	100.0	△1.0	100.0	△2.8
2016	92.2	85.3	108.1	100.5	0.5	98.8	△1.2
2017	97.8	93.4	104.7	105.9	5.4	102.9	4.2
2018	100.1	99.7	100.4	107.7	1.7	105.8	2.8
2019	98.8	95.9	103.0	103.0	△4.3	104.6	△1.1
2018. 7－9	101.1	101.2	99.9	105.5	△1.1	104.4	2.0
10－12	102.3	102.5	99.8	109.6	△1.4	111.7	4.0
2019. 1－3	100.0	97.5	102.6	101.4	△5.0	103.3	△1.8
4－6	98.8	97.5	101.3	102.2	△6.1	101.5	△0.1
7－9	98.3	94.1	104.5	103.1	△2.3	106.8	2.3
10－12	98.0	94.5	103.7	105.4	△3.8	106.7	△4.5
2020. 1－3	100.0	97.2	102.9	95.8	△5.5	96.2	△7.0
2019. 4	98.9	97.6	101.3	106.9	△4.2	103.5	4.2
5	99.6	98.1	101.5	93.0	△8.9	106.1	△1.2
6	97.9	96.7	101.2	106.7	△5.5	94.9	△3.2
7	97.5	93.7	104.1	108.2	1.4	112.6	6.6
8	99.2	94.4	105.1	98.2	△5.9	102.0	△6.1
9	98.2	94.1	104.4	102.9	△2.3	105.7	6.7
10	97.7	93.8	104.2	106.9	△4.4	107.1	△6.1
11	99.1	94.7	104.6	102.1	△5.0	104.6	△8.1
12	97.2	95.1	102.2	107.3	△1.9	108.4	1.2
2020. 1	100.0	95.2	105.0	86.2	△1.6	108.5	△1.7
2	100.5	101.6	98.9	99.8	△2.4	78.6	△17.3
3	99.3	95.2	104.3	101.6	△11.2	102.1	△2.5
4	98.2	89.4	109.8	84.1	△21.3	105.0	1.5
5	98.2 P	84.8 P	115.8 P	67.7	△27.3 P	90.7 P	△14.5 P
発表機関	財務省						

（注）　2018年８月基準年次改訂。

〔国際収支〕

	国際収支状況（IMF統計ベース）（注）									
	経常収支									
		貿易・サービス収支								
			貿易収支							
				輸出		輸入				
					前年比		前年比	サービス収支	第一次所得収支	第二次所得収支
	億円				%	億円	%	億円		
1970年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1975	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1980	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1985	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1990	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1995	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2000	135,804	63,573	117,226	492,322	6.6	375,095	16.2	△53,653	81,604	△9,373
2004	192,342	95,624	138,639	584,556	10.8	445,918	13.6	△43,014	106,686	△9,969
2005	194,128	74,072	110,677	655,948	12.2	545,271	22.3	△36,604	128,989	△8,934
2006	218,865	81,860	121,176	740,012	12.8	618,836	13.5	△39,317	149,811	△12,806
2007	243,376	90,902	136,862	812,627	9.8	675,765	9.2	△45,960	165,476	△13,002
2008	106,885	△8,878	26,683	679,452	△16.4	652,769	△3.4	△35,561	129,053	△13,290
2009	167,551	48,437	80,250	559,068	△17.7	478,818	△26.6	△31,812	129,868	△10,755
2010	182,687	55,176	80,332	649,175	16.1	568,843	18.8	△25,155	139,260	△11,749
2011	81,852	△50,306	△22,097	628,438	△3.2	650,535	14.4	△28,210	143,085	△10,927
2012	42,495	△92,753	△52,474	622,026	△1.0	674,499	3.7	△40,280	144,825	△9,577
2013	23,929	△144,785	△110,455	697,326	12.1	807,782	19.8	△34,330	183,191	△14,477
2014	87,031	△94,116	△66,389	756,403	8.5	822,792	1.9	△27,728	200,488	△19,341
2015	182,957	△10,141	2,999	731,761	△3.3	728,762	△11.4	△13,140	213,195	△20,097
2016	216,771	44,084	57,863	708,026	△3.2	650,163	△10.8	△13,779	193,732	△21,044
2017	223,998	40,397	45,338	782,801	10.6	737,463	13.4	△4,941	205,333	△21,733
2018	194,848	△3,001	6,341	803,183	2.6	796,842	8.1	△9,342	215,262	△17,414
2019	197,092	1,887	6,665	749,430	△6.7	742,765	△6.8	△4,777	209,897	△14,692
2018. 7－9	57,756	△1,406	619	200,893	4.2	200,274	14.2	△2,024	64,587	△5,425
10－12	26,133	△11,100	△7,116	211,127	2.4	218,242	12.0	△3,984	40,933	△3,700
2019. 1－3	61,057	5,296	2,178	191,934	△4.5	189,756	△2.1	3,118	59,761	△4,000
4－6	45,456	△1,835	△444	187,243	△6.0	187,687	△0.5	△1,392	48,952	△1,660
7－9	57,155	△2,599	△665	187,858	△6.5	188,523	△5.9	△1,933	64,813	△5,060
10－12	37,483	4,198	2,743	193,275	△8.5	190,532	△12.7	1,455	36,320	△3,035
2020. 1－3	56,999	2,123	5,031	181,054	△5.7	176,023	△7.2	△2,908	59,812	△4,937
2019. 4	16,613	△4,833	△1,201	63,757	△3.9	64,957	7.1	△3,633	21,499	△53
5	16,311	△5,274	△6,798	59,004	△6.6	65,802	△0.7	1,525	22,923	△1,338
6	12,532	8,272	7,555	64,483	△7.6	56,928	△7.6	717	4,529	△269
7	20,233	△2,718	△827	65,003	△3.9	65,830	△2.9	△1,891	23,802	△851
8	21,351	289	304	60,672	△8.8	60,368	△12.5	△15	22,916	△1,855
9	15,571	△170	△142	62,183	△6.8	62,325	△1.8	△28	18,095	△2,354
10	18,182	1,360	2,241	65,306	△8.0	63,065	△15.1	△881	17,978	△1,155
11	14,206	1,569	△200	62,547	△10.0	62,747	△16.2	1,769	14,279	△1,642
12	5,094	1,269	702	65,421	△7.4	64,719	△6.3	567	4,063	△237
2020. 1	6,267	△11,326	△9,904	55,428	△4.9	65,332	△3.9	△1,422	18,478	△885
2	31,464	12,080	13,723	63,392	0.5	49,669	△14.6	△1,644	20,804	△1,419
3	19,268	1,370	1,212	62,234	△11.8	61,022	△4.1	158	20,530	△2,632
P 4	2,627	△15,967	△9,665	49,090	△23.0	58,756	△9.5	△6,302	19,835	△1,242
P 5	11,768	△6,493	△5,568	41,979	△28.9	47,547	△27.7	△925	20,434	△2,173
発表機関	財務省									

（注）　ＩＭＦの国際収支マニュアル第６版ベース。

〔国際収支〕

	国際収支状況（IMF統計ベース）（注）																			外貨準備高（期末）（ゴールド・トランシュを算入）	為替レート（インターバンク米ドル直物中心相場）	
	資本移転等収支	金融収支					外貨準備	誤差脱漏	経常収支（季節調整済）									第一次所得収支	第二次所得収支		最高～最低	平均
			直接投資	証券投資	金融派生商品	その他投資				貿易・サービス収支						サービス収支						
											貿易収支											
												輸出		輸入								
													前期比		前期比							
	億円								億円				%	億円	%	億円				百万ドル	1ドルにつき円	
1970年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,458	－～－	－
1975	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14,182	290.60～306.85	299.01
1980	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	27,020	199.00～262.50	217.43
1985	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	27,917	174.80～255.55	221.68
1990	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	69,894	124.30～160.10	141.52
1995	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	203,951	80.30～107.40	96.30
2000	△6,517	132,932	54,261	64,373	8,170	△28,215	34,343	3,646	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	361,472	104.20～124.60	110.45
2004	△4,086	169,630	37,819	1,616	△4,491	112,903	21,784	△18,626	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	837,718	102.15～114.40	107.49
2005	△7,213	163,246	49,532	9,728	9,000	67,433	27,554	△23,668	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	852,030	104.68～121.35	113.21
2006	△5,086	193,171	78,693	△151,887	△3,455	230,369	39,452	△20,608	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	908,958	109.65～121.99	116.89
2007	△3,856	255,221	64,399	59,414	△11,739	102,307	40,839	15,701	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,015,587	97.00～123.95	114.32
2008	△4,940	168,446	81,901	250,716	△19,580	△169,349	24,758	66,500	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,018,549	87.50～110.30	100.64
2009	△4,886	168,599	56,538	131,307	△8,040	△35,198	23,992	5,934	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,042,715	86.00～100.80	92.85
2010	△4,804	208,412	65,283	63,573	△6,701	34,222	52,035	30,529	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,116,025	79.20～94.40	85.71
2011	2,561	87,080	97,889	△61,046	△14,062	△50,640	114,939	2,668	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,288,703	75.86～85.30	79.05
2012	△3,710	14,719	96,583	△135,154	34,760	42,464	△23,934	△24,066	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,254,356	77.57～96.50	82.89
2013	△5,838	△9,830	148,269	△209,590	31,768	△27,168	46,891	△27,921	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,279,346	93.05～105.30	100.16
2014	△2,707	142,128	133,913	51,089	46,509	△92,303	2,920	57,804	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,245,316	100.95～121.62	109.66
2015	△7,009	242,833	162,054	300,342	△5,492	△220,147	6,075	66,885	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,262,099	111.30～125.35	119.92
2016	△2,486	249,964	177,614	51,733	7,552	7,363	5,703	35,679	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,230,330	99.80～118.20	108.33
2017	△3,055	208,176	147,209	69,071	18,600	△49,412	22,709	△12,767	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,268,287	104.90～114.37	110.81
2018	△1,649	213,154	206,452	69,360	1,292	△97,411	33,461	19,955	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,291,813	105.89～114.40	110.90
2019	△4,374	221,271	186,499	223,893	△2,569	△207,324	20,772	28,553	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,366,177	102.10～112.05	108.65
2018. 10–12	△298	27,246	40,576	△65,988	△899	55,819	△2,262	1,412	43,017	△5,222	△3,015	203,448	△0.0	206,464	1.5	△2,207	52,469	△4,229		1,270,975	110.20～114.40	112.87
2019. 1– 3	△468	88,749	95,934	52,919	△3,892	△70,901	14,689	28,161	49,614	△771	694	193,769	△4.8	193,074	△6.5	△1,466	53,310	△2,924		1,291,813	107.63～112.00	110.19
4– 6	△947	66,535	51,064	△2,470	408	7,306	10,227	22,026	48,515	△2,353	△3,066	193,275	△0.3	196,341	1.7	714	54,078	△3,210		1,322,279	107.00～112.00	109.85
7– 9	△1,986	65,424	39,688	93,606	△4,308	△65,784	2,221	10,255	47,080	△311	776	190,083	△1.7	189,308	△3.6	△1,086	51,499	△4,108		1,322,581	105.25～109.24	107.31
10–12	△730	22,347	44,519	△50,718	11,569	16,074	902	△14,407	53,118	7,005	3,876	186,742	△1.8	182,866	△3.4	3,129	49,872	△3,759		1,323,750	106.80～109.66	108.72
2020. 1– 3	△711	66,966	51,229	183,474	△10,239	△164,920	7,421	10,679	48,544	△1,077	6,162	182,148	△2.5	175,986	△3.8	△7,239	53,490	△3,869		1,366,177	102.10～112.05	108.79
4– 6																				1,383,164	106.26～109.46	107.61
2019. 5	△309	33,220	16,158	△22,008	△960	34,842	5,189	17,217	13,320	△4,037	△3,804	64,063	△1.6	67,867	3.5	△232	18,246	△890		1,307,975	109.27～110.72	109.83
6	△595	39,554	16,095	68,388	△1,810	△43,837	718	27,618	18,744	2,440	1,224	64,113	0.1	62,889	△7.3	1,216	18,153	△1,849		1,322,279	107.00～108.60	108.06
7	△806	8,468	12,707	16,326	△413	△21,011	859	△10,959	16,864	44	523	64,015	△0.2	63,491	1.0	△479	17,744	△925		1,316,452	107.50～108.90	108.22
8	△1,018	16,252	20,636	△16,980	△3,083	14,121	1,559	△4,080	16,003	160	484	63,258	△1.2	62,775	△1.1	△324	17,229	△1,386		1,331,583	105.25～109.24	106.27
9	△162	40,703	6,345	94,261	△811	△58,894	△197	25,294	14,213	△515	△232	62,810	△0.7	63,042	0.4	△283	16,526	△1,798		1,322,581	105.99～108.21	107.41
10	△454	7,634	10,408	△29,152	107	30,713	△4,442	△10,094	16,918	1,949	1,229	63,303	0.8	62,074	△1.5	720	15,996	△1,027		1,324,468	106.80～108.97	108.12
11	△221	4,756	12,999	△32,386	5,702	16,931	1,510	△9,229	17,715	1,750	842	61,431	△3.0	60,588	△2.4	907	17,577	△1,612		1,317,322	107.98～109.47	108.86
12	△54	9,957	21,112	10,820	5,760	△31,569	3,834	4,916	18,484	3,306	1,805	62,008	0.9	60,204	△0.6	1,501	16,300	△1,121		1,323,750	108.55～109.66	109.18
2020. 1	△70	10,606	19,755	△32,110	2,130	13,577	7,254	4,410	16,370	△1,208	△615	60,354	△2.7	60,970	1.3	△593	18,967	△1,389		1,342,267	107.82～110.20	109.34
2	△199	26,162	12,358	29,827	531	△23,996	7,442	△5,103	23,282	4,822	8,184	63,972	6.0	55,788	△8.5	△3,362	19,894	△1,434		1,359,036	108.52～112.05	109.96
3	△442	30,198	19,117	185,757	△12,900	△154,501	△7,275	11,372	8,891	△4,691	△1,407	57,821	△9.6	59,228	6.2	△3,284	14,629	△1,046		1,366,177	102.10～111.13	107.29
4 P	△114	△9,490	15,886	△12,868	2,673	△14,190	△991	△12,003	2,524	△12,939	△10,235	48,731	△15.7	58,966	△0.4	△2,705	16,876	△1,412		1,368,567	106.58～108.96	107.93
5 P	△37	9,857	10,728	△36,909	△523	28,763	7,799	△1,873	8,211	△7,334	△5,412	46,098	△5.4	51,510	△12.6	△1,922	17,621	△2,076		1,378,239	106.26～107.98	107.31
6																				1,383,164	106.55～109.46	107.56
発表機関	財務省																				日本銀行	当課

（注） IMFの国際収支マニュアル第6版ベース。

〔国内総支出・国民総所得〕

	国内総支出（GDP）（季節調整済）（注）		成長率				国民総所得（GNI）成長率（季節調整済）（注）				国内総支出（季節調整済）（注）															
											民間最終消費支出				民間資本形成											
												前期比			企業設備				在庫変動				住宅			
																前期比				前期比				前期比		
	名目	実質	名目	ＣＹ	実質	ＣＹ	名目	ＣＹ	実質	ＣＹ		名目	実質	名目構成比		名目	実質	名目構成比		名目	実質	名目構成比		名目	実質	名目構成比
	10億円		％				％				10億円	％			10億円	％			10億円	％			10億円	％		
1970年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1975	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1980	248,375.9	287,366.4	－	－	－	－	－	－	－	－	134,506.3	－	－	54.2	39,680.7	－	－	16.0	2,011.0	－	－	0.8	15,148.3	－	－	6.1
1985	330,396.8	355,096.2	7.2	7.4	6.3	6.3	7.3	7.6	6.7	6.6	178,909.7	5.7	4.4	54.1	54,556.0	14.3	15.1	16.5	2,320.0	***	***	0.7	14,731.4	3.8	3.5	4.5
1990	451,683.0	453,603.9	8.6	8.0	6.2	5.6	8.4	7.9	5.6	5.1	238,517.8	8.1	5.4	52.8	92,096.7	14.1	11.5	20.4	1,951.1	***	***	0.4	25,066.9	8.6	5.5	5.5
1995	516,201.7	440,974.2	2.7	2.2	3.3	2.7	2.8	2.2	3.7	3.0	275,388.9	2.0	2.6	53.3	81,445.6	7.1	8.9	15.8	1,376.4	***	***	0.3	25,225.4	△6.4	△5.7	4.9
1999	521,923.8	452,884.6	△0.8	△1.6	0.7	△0.3	△0.6	△1.6	0.8	△0.2	285,817.8	0.7	1.5	54.8	79,916.2	△3.2	△1.4	15.3	△3,059.4	***	***	△0.6	21,469.6	2.5	3.2	4.1
2000	528,446.6	464,182.6	1.2	1.4	2.5	2.8	1.5	1.6	2.6	2.7	287,134.9	0.5	1.4	54.3	83,529.3	4.5	6.3	15.8	432.3	***	***	0.1	21,315.6	△0.7	△0.5	4.0
2001	519,189.1	461,747.2	△1.8	△0.7	△0.5	0.4	△1.7	△0.6	△0.7	0.4	288,630.6	0.5	1.9	55.6	77,993.5	△6.6	△4.2	15.0	△944.3	***	***	△0.2	19,655.5	△7.8	△6.6	3.8
2002	514,854.5	465,846.1	△0.8	△1.3	0.9	0.1	△1.0	△1.4	0.8	0.1	288,309.2	△0.1	1.1	56.0	73,652.5	△5.6	△3.2	14.3	△1,081.6	***	***	△0.2	19,096.1	△2.8	△1.8	3.7
2003	517,719.5	474,930.5	0.6	△0.1	2.0	1.5	0.8	0.0	2.1	1.5	287,474.7	△0.3	0.7	55.5	74,432.8	1.1	3.5	14.4	745.2	***	***	0.1	19,058.4	△0.2	△0.3	3.7
2004	521,348.5	482,962.0	0.7	1.1	1.7	2.2	1.0	1.4	1.7	2.3	289,505.3	0.7	1.2	55.5	76,741.1	3.1	4.4	14.7	1,410.2	***	***	0.3	19,424.5	1.9	1.6	3.7
2005	525,642.7	492,526.1	0.8	0.6	2.0	1.7	1.2	0.9	1.5	1.3	292,915.2	1.2	1.6	55.7	82,338.6	7.3	7.7	15.7	472.8	***	***	0.1	19,469.9	0.2	△0.4	3.7
2006	529,033.5	499,433.4	0.6	0.5	1.4	1.4	1.0	1.0	1.2	1.0	294,598.2	0.6	0.7	55.7	84,419.0	2.5	2.5	16.0	932.5	***	***	0.2	19,898.4	2.2	0.3	3.8
2007	530,922.9	505,429.1	0.4	0.9	1.2	1.7	0.6	1.3	0.6	1.5	296,842.2	0.8	0.8	55.9	83,883.4	△0.6	△0.6	15.8	1,737.9	***	***	0.3	17,405.6	△12.5	△14.1	3.3
2008	509,482.0	488,074.7	△4.0	△2.1	△3.4	△1.1	△4.6	△2.4	△4.8	△2.9	291,417.3	△1.8	△2.0	57.2	78,841.3	△6.0	△6.0	15.5	1,663.1	***	***	0.3	17,529.5	0.7	△1.5	3.4
2009	491,957.0	477,431.6	△3.4	△6.0	△2.2	△5.4	△3.3	△6.2	△1.1	△4.2	286,926.3	△1.5	0.9	58.3	67,515.6	△14.4	△11.8	13.7	△4,675.5	***	***	△1.0	13,545.8	△22.7	△20.3	2.8
2010	499,428.9	493,029.7	1.5	2.2	3.3	4.2	1.7	2.4	2.7	3.7	287,740.6	0.3	1.5	57.6	68,120.5	0.9	2.0	13.6	1,033.3	***	***	0.2	13,864.4	2.4	2.5	2.8
2011	494,042.5	495,280.1	△1.1	△1.8	0.5	△0.1	△1.0	△1.5	△0.6	△1.0	288,641.9	0.3	0.7	58.4	70,411.1	3.4	4.3	14.3	1,364.7	***	***	0.3	14,290.1	3.1	2.9	2.9
2012	494,369.8	499,323.9	0.1	0.7	0.8	1.5	0.1	0.6	0.8	1.2	290,835.0	0.8	1.6	58.8	71,858.9	2.1	2.4	14.5	741.9	***	***	0.2	14,915.2	4.4	5.1	3.0
2013	507,255.2	512,534.7	2.6	1.7	2.6	2.0	3.3	2.3	3.1	2.5	299,818.1	3.1	2.8	59.1	77,463.6	7.8	7.0	15.3	△1,597.6	***	***	△0.3	16,626.8	11.5	8.3	3.3
2014	518,235.2	510,704.0	2.2	2.1	△0.4	0.4	2.4	2.4	0.2	0.5	298,462.5	△0.5	△2.6	57.6	81,113.3	4.7	3.4	15.7	369.6	***	***	0.1	15,517.6	△6.7	△9.9	3.0
2015	532,786.0	517,223.3	2.8	3.4	1.3	1.2	2.9	3.6	2.8	2.9	300,284.6	0.6	0.7	56.4	82,717.8	2.0	1.6	15.5	1,281.9	***	***	0.2	16,066.0	3.5	3.7	3.0
2016	536,850.8	521,962.9	0.8	0.8	0.9	0.5	0.3	0.3	0.8	0.9	298,888.3	△0.5	△0.0	55.7	81,812.0	△1.1	△0.4	15.2	440.0	***	***	0.1	17,036.9	6.0	6.3	3.2
2017	547,548.0	532,033.7	2.0	1.9	1.9	2.2	2.2	2.2	1.5	1.7	303,260.1	1.5	1.1	55.4	85,917.4	5.0	4.3	15.7	1,322.7	***	***	0.2	17,091.2	0.3	△1.4	3.1
2018	548,123.0	533,408.4	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	△0.2	△0.3	304,784.8	0.5	0.1	55.6	88,040.5	2.5	1.7	16.1	1,435.4	***	***	0.3	16,513.5	△3.4	△4.9	3.0
P 2019	552,558.8	533,587.3	0.8	1.3	0.0	0.7	0.7	1.2	0.1	0.8	304,472.8	△0.1	△0.6	55.1	88,032.7	△0.0	△0.2	15.9	910.2	***	***	0.2	16,844.6	2.0	0.5	3.0
2019年度実績見込み(注)	558,300.0	－	1.8	－	0.9	－	2.1	－	1.4	－	308,500.0	1.2	0.6	－	90,300.0	2.6	2.2	－	1,700.0	*0.0	*0.0	－	17,000.0	2.9	1.5	－
2020年度見通し(注)	570,200.0	－	2.1	－	1.4	－	2.0	－	1.3	－	314,200.0	1.8	1.0	－	93,200.0	3.2	2.7	－	1,900.0	*0.1	*0.0	－	16,900.0	△0.3	△1.9	－
2016. 7－ 9	535,318.7	519,980.7	0.2	－	0.2	－	0.0	－	0.1	－	298,199.6	0.4	0.6	55.7	80,516.2	△0.5	△0.4	15.0	261.7	***	***	0.0	16,986.9	2.5	2.2	3.2
10－12	536,852.1	521,504.8	0.3	－	0.3	－	0.3	－	△0.1	－	299,080.1	0.3	0.0	55.7	81,905.0	1.7	1.5	15.3	△1,089.2	***	***	△0.2	17,195.0	1.2	0.5	3.2
2017. 1－ 3	540,726.4	527,540.8	0.7	－	1.2	－	1.2	－	1.1	－	301,404.5	0.8	0.8	55.7	83,723.7	2.2	1.9	15.5	69.3	***	***	0.0	17,382.8	1.1	0.6	3.2
4－ 6	543,151.1	529,394.5	0.4	－	0.4	－	0.2	－	0.2	－	303,446.2	0.7	0.7	55.9	84,512.2	0.9	1.0	15.6	△400.6	***	***	△0.1	17,611.7	1.3	1.2	3.2
7－ 9	549,089.9	532,343.2	1.1	－	0.6	－	1.3	－	1.0	－	301,691.2	△0.6	△0.6	54.9	85,513.8	1.2	0.6	15.6	2,230.1	***	***	0.4	17,371.1	△1.4	△2.2	3.2
10－12	550,950.7	534,831.9	0.3	－	0.5	－	0.2	－	△0.1	－	304,128.3	0.8	0.5	55.2	86,844.9	1.6	1.5	15.8	2,787.6	***	***	0.5	16,882.6	△2.8	△3.1	3.1
2018. 1－ 3	547,465.9	532,267.7	△0.6	－	△0.5	－	△0.7	－	△0.8	－	303,909.6	△0.1	△0.4	55.5	86,782.5	△0.1	0.1	15.9	453.0	***	***	0.1	16,528.8	△2.1	△2.5	3.0
4－ 6	548,974.7	534,640.5	0.3	－	0.4	－	0.5	－	0.5	－	303,550.7	△0.1	0.2	55.3	88,570.7	2.1	2.1	16.1	415.4	***	***	0.1	16,254.2	△1.7	△2.4	3.0
7－ 9	545,487.9	530,141.2	△0.6	－	△0.8	－	△0.7	－	△1.1	－	304,475.5	0.3	△0.2	55.8	85,510.9	△3.5	△4.3	15.7	1,489.7	***	***	0.3	16,319.2	0.4	0.1	3.0
10－12	546,262.8	533,132.6	0.1	－	0.6	－	0.3	－	0.5	－	305,840.6	0.4	0.4	56.0	89,423.9	4.6	4.5	16.4	1,877.5	***	***	0.3	16,627.4	1.9	1.7	3.0
2019. 1－ 3	552,480.0	536,552.8	1.1	－	0.6	－	0.9	－	0.8	－	305,298.4	△0.2	0.1	55.3	88,740.6	△0.8	△0.5	16.1	1,920.8	***	***	0.3	16,850.7	1.3	1.4	3.1
P 4－ 6	555,888.0	539,412.1	0.6	－	0.5	－	0.7	－	0.5	－	307,393.2	0.7	0.5	55.3	89,190.3	0.5	0.9	16.0	2,211.3	***	***	0.4	16,866.7	0.1	△0.2	3.0
P 7－ 9	558,136.0	539,432.9	0.4	－	0.0	－	0.3	－	0.1	－	309,238.5	0.6	0.4	55.4	90,149.4	1.1	0.2	16.2	495.1	***	***	0.1	17,140.5	1.6	1.2	3.1
P10－12	549,530.3	529,417.9	△1.5	－	△1.9	－	△1.6	－	△1.9	－	302,019.7	△2.3	△2.9	55.0	85,906.0	△4.7	△4.8	15.6	625.0	***	***	0.1	17,034.3	△0.6	△2.3	3.1
2020.P 1－ 3	546,849.6	526,425.8	△0.5	－	△0.6	－	△0.4	－	△0.5	－	299,071.3	△1.0	△0.8	54.7	87,161.2	1.5	1.9	15.9	310.9	***	***	0.1	16,307.5	△4.3	△4.2	3.0
発表機関	内閣府																									

（注） 国内総支出，国民総所得：０８ＳＮＡ，2020年1-3月期2次速報値（連鎖方式，1993年度までは2000暦年基準，1994年度以降は2011暦年基準）による。
2019年度実績見込み，2020年度見通し：令和２年１月20日閣議決定。なお，＊書きは，寄与度である。

〔国内総支出・国民所得・貯蓄率〕

	国内総支出（季節調整済）（注）																				国民所得		貯蓄率
	政府												財貨・サービスの輸出				財貨・サービスの輸入（控除）						
		前期比		名目構成比	最終消費支出	前期比		名目構成比	資本形成（含在庫変動）	前期比		名目構成比		前期比		名目構成比		前期比		名目構成比		1人当り	
		名目	実質			名目	実質			名目	実質			名目	実質			名目	実質				
	10億円	%			10億円	%			10億円	%			10億円	%			10億円	%			10億円	千円	%
1970年度	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1975	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
1980	58,159.1	－	－	23.4	34,936.6	－	－	14.1	23,222.5	－	－	9.3	33,501.3	－	－	13.5	34,630.8	－	－	13.9	203,878.7	1,743	17.5
1985	68,284.6	1.4	△2.4	20.7	45,961.2	4.8	1.8	13.9	22,323.3	△5.0	△13.7	6.8	44,396.3	△3.5	2.5	13.4	32,801.3	△12.2	△4.4	9.9	260,559.9	2,153	15.9
1990	89,492.2	7.9	4.2	19.8	60,156.3	7.8	3.8	13.3	29,335.9	8.2	5.2	6.5	46,126.6	5.7	6.7	10.2	41,568.4	9.6	5.4	9.2	346,892.9	2,808	12.6
1995	127,313.9	4.6	4.6	24.7	79,249.1	3.8	3.4	15.4	48,064.9	6.1	6.2	9.3	46,869.6	3.8	4.2	9.1	41,418.1	13.6	14.4	8.0	378,479.6	3,016	11.2
1999	129,750.8	0.7	2.2	24.9	86,371.1	2.0	3.6	16.5	43,379.8	△1.8	△0.3	8.3	52,762.3	△2.4	6.0	10.1	44,733.6	1.1	6.6	8.6	377,003.2	2,977	10.4
2000	129,575.5	△0.1	0.0	24.5	89,515.9	3.6	3.6	16.9	40,059.7	△7.7	△7.2	7.6	56,400.5	6.9	9.5	10.7	49,941.6	11.6	10.0	9.5	385,968.5	3,042	8.4
2001	129,746.3	0.1	0.8	25.0	92,594.0	3.4	3.7	17.8	37,152.3	△7.3	△5.8	7.2	53,198.4	△5.7	△7.7	10.2	49,090.9	△1.7	△3.3	9.5	374,307.8	2,942	5.2
2002	127,960.2	△1.4	0.1	24.9	92,986.7	0.4	2.0	18.1	34,973.5	△5.9	△4.6	6.8	57,797.4	8.6	12.1	11.2	50,879.2	3.6	4.7	9.9	372,648.7	2,924	4.6
2003	126,043.3	△1.5	△0.6	24.3	93,841.0	0.9	2.0	18.1	32,202.3	△7.9	△7.9	6.2	61,484.9	6.4	9.9	11.9	51,519.8	1.3	2.3	10.0	377,850.5	2,959	4.6
2004	124,415.6	△1.3	△1.3	23.9	94,459.4	0.7	0.9	18.1	29,956.2	△7.0	△7.3	5.7	68,385.0	11.2	11.7	13.1	58,533.2	13.6	8.7	11.2	382,671.5	2,995	3.6
2005	122,869.6	△1.2	△1.6	23.4	94,950.4	0.5	0.4	18.1	27,919.2	△6.8	△7.8	5.3	76,607.3	12.0	9.5	14.6	69,030.8	17.9	6.2	13.1	387,369.9	3,032	3.1
2006	120,901.3	△1.6	△1.2	22.9	94,501.7	△0.5	0.4	17.9	26,399.6	△5.4	△6.6	5.0	85,795.5	12.0	8.7	16.2	77,511.4	12.3	3.6	14.7	392,351.9	3,068	3.1
2007	121,670.9	0.6	0.2	22.9	95,881.4	1.5	1.3	18.1	25,789.4	△2.3	△3.8	4.9	94,358.5	10.0	9.5	17.8	84,975.6	9.6	2.4	16.0	392,283.1	3,065	2.3
2008	120,427.1	△1.0	△1.4	23.6	95,338.8	△0.6	△0.6	18.7	25,088.3	△2.7	△4.6	4.9	80,432.0	△14.8	△10.2	15.8	80,828.3	△4.9	△4.4	15.9	364,051.0	2,843	3.7
2009	123,166.6	2.3	4.1	25.0	96,555.7	1.3	2.8	19.6	26,610.9	6.1	9.6	5.4	66,163.2	△17.7	△9.0	13.4	60,685.1	△24.9	△10.7	12.3	353,413.5	2,760	4.6
2010	122,755.8	△0.3	0.1	24.6	98,153.2	1.7	2.1	19.7	24,602.7	△7.5	△7.5	4.9	75,913.6	14.7	17.9	15.2	69,999.2	15.3	12.1	14.0	361,895.3	2,827	4.1
2011	123,962.7	1.0	1.1	25.1	99,742.3	1.6	1.7	20.2	24,220.4	△1.6	△1.5	4.9	73,099.2	△3.7	△1.6	14.8	77,727.2	11.0	5.2	15.7	358,414.7	2,805	3.8
2012	124,775.6	0.7	1.3	25.2	100,358.3	0.6	1.3	20.3	24,417.2	0.8	1.3	4.9	72,529.3	△0.8	△1.6	14.7	81,286.1	4.6	3.8	16.4	359,779.9	2,820	2.5
2013	128,782.3	3.2	3.1	25.4	101,847.1	1.5	1.7	20.1	26,935.2	10.3	8.6	5.3	82,791.8	14.1	4.4	16.3	96,629.9	18.9	7.1	19.0	374,227.1	2,938	△0.6
2014	131,486.5	2.1	△0.1	25.4	104,253.3	2.4	0.4	20.1	27,233.2	1.1	△1.8	5.3	92,335.0	11.5	8.7	17.8	101,049.4	4.6	4.2	19.5	379,450.9	2,983	0.7
2015	132,828.3	1.0	1.1	24.9	105,948.7	1.6	1.9	19.9	26,879.6	△1.3	△1.7	5.0	91,752.1	△0.6	0.8	17.2	92,144.7	△8.8	0.4	17.3	390,168.3	3,070	1.5
2016	133,293.5	0.4	0.6	24.8	106,416.4	0.4	0.7	19.8	26,877.0	△0.0	0.1	5.0	88,932.1	△3.1	3.7	16.6	83,552.0	△9.3	△0.9	15.6	392,243.5	3,091	2.9
2017	135,058.3	1.3	0.5	24.7	107,419.5	0.9	0.3	19.6	27,638.9	2.8	1.1	5.0	98,270.7	10.5	6.4	17.9	93,372.6	11.8	3.9	17.1	400,877.9	3,164	2.3
2018	136,775.2	1.3	0.8	25.0	108,507.4	1.0	0.9	19.8	28,267.9	2.3	0.4	5.2	100,697.3	2.5	1.7	18.4	100,123.7	7.2	2.5	18.3	404,262.2	3,198	4.0
P 2019	141,268.3	3.3	2.6	25.6	111,646.5	2.9	2.4	20.2	29,621.8	4.8	3.2	5.4	94,893.9	△5.8	△2.7	17.2	93,863.7	△6.3	△1.7	17.0			
2019年度実績見込み(注)	140,100.0	2.5	1.6	－	110,400.0	1.8	1.3	－	29,700.0	5.2	3.6	－	96,400.0	△4.2	△1.2	－	95,700.0	△4.0	0.3	－	408,100.0	－	－
2020年度見通し(注)	143,600.0	2.5	1.8	－	112,300.0	1.7	1.3	－	31,300.0	5.3	3.9	－	99,100.0	2.8	2.4	－	98,800.0	3.2	3.1	－	415,200.0	－	－
2016. 7－9	133,258.4	0.3	0.3	24.9	106,253.6	0.4	0.3	19.8	27,004.7	0.2	0.0	5.0	85,607.9	0.3	2.2	16.0	79,512.0	△1.3	0.4	14.9	94,122.7	－	1.2
10－12	133,433.8	0.1	△0.4	24.9	106,686.0	0.4	△0.1	19.9	26,747.8	△1.0	△1.8	5.0	89,620.2	4.7	2.7	16.7	83,292.8	4.8	0.6	15.5	104,757.6	－	10.0
2017. 1－3	133,978.5	0.4	0.4	24.8	106,986.9	0.3	0.4	19.8	26,991.6	0.9	0.2	5.0	94,917.4	5.9	2.2	17.6	90,749.9	9.0	1.8	16.8	96,716.0	－	△4.7
4－6	134,596.2	0.5	0.4	24.8	106,620.4	△0.3	△0.4	19.6	27,975.8	3.6	3.7	5.2	94,415.9	△0.5	△0.0	17.4	91,030.5	0.3	1.5	16.8	98,932.1	－	1.8
7－9	134,439.6	△0.1	△0.4	24.5	107,002.3	0.4	0.2	19.5	27,437.3	△1.9	△2.7	5.0	98,025.0	3.8	2.0	17.9	90,180.9	△0.9	△1.1	16.4	97,268.0	－	1.7
10－12	135,480.7	0.8	0.1	24.6	107,891.5	0.8	0.1	19.6	27,589.2	0.6	0.3	5.0	100,039.8	2.1	2.1	18.2	95,213.2	5.6	2.8	17.3	107,696.2	－	8.8
2018. 1－3	136,138.9	0.5	0.5	24.9	108,376.8	0.4	0.5	19.8	27,762.1	0.6	0.1	5.1	100,712.7	0.7	1.0	18.4	97,059.4	1.9	0.7	17.7	96,981.6	－	△3.9
4－6	137,338.3	0.9	0.6	25.0	108,627.5	0.2	0.0	19.8	28,710.9	3.4	2.7	5.2	101,680.2	1.0	0.8	18.5	98,834.8	1.8	0.8	18.0	100,976.6	－	4.7
7－9	136,662.8	△0.5	△0.4	25.1	108,512.8	△0.1	0.2	19.9	28,150.0	△2.0	△2.3	5.2	101,474.9	△0.2	△2.3	18.6	100,445.1	1.6	△1.4	18.4	97,180.3	－	1.9
10－12	135,848.0	△0.6	0.2	24.9	107,976.6	△0.5	0.6	19.8	27,871.4	△1.0	△1.4	5.1	101,655.6	0.2	1.6	18.6	105,010.3	4.5	4.7	19.2	106,327.3	－	11.6
2019. 1－3	137,647.4	1.3	0.3	24.9	109,136.2	1.1	△0.2	19.8	28,511.2	2.3	2.0	5.2	98,221.3	△3.4	△1.8	17.8	96,199.1	△8.4	△4.5	17.4	99,778.1	－	△3.7
P 4－6	140,153.5	1.8	1.6	25.2	111,028.8	1.7	1.5	20.0	29,124.7	2.2	1.8	5.2	97,634.4	△0.6	0.2	17.6	97,561.5	1.4	1.8	17.6			
P 7－9	141,239.0	0.8	0.8	25.3	111,743.1	0.6	0.7	20.0	29,495.9	1.3	0.9	5.3	96,110.8	△1.6	△0.6	17.2	96,237.4	△1.4	0.7	17.2			
P10－12	141,320.7	0.1	0.3	25.7	111,389.8	△0.3	0.2	20.3	29,930.9	1.5	0.7	5.4	95,963.8	△0.2	0.4	17.5	93,339.3	△3.0	△2.4	17.0			
2020.P 1－3	142,465.2	0.8	△0.0	26.1	112,616.4	1.1	0.0	20.6	29,848.8	△0.3	△0.3	5.5	90,163.9	△6.0	△6.0	16.5	88,630.3	△5.0	△4.9	16.2			
発表機関	内閣府																						

（注） 国内総支出：０８ＳＮＡ，2020年１－３月期２次速報値（連鎖方式，1993年度までは2000暦年基準，1994年度以降は2011暦年基準）による。
2019年度実績見込み，2020年度見通し：令和２年１月20日閣議決定。
国民所得，貯蓄率：2011暦年基準（ただし，1993年度以前は2000暦年基準）による。1994年度以降は，毎月勤労統計の再集計値公表を受けた再推計値。

〔企業収益〕

（%）

	法人企業統計（全産業）			日銀短観（全国企業，全産業）（注）					
	売上高前年比	経常利益前年比	設備投資前年比	売上高前年比	大企業製造業	経常利益前年比	大企業製造業	売上高経常利益率	大企業製造業
1985年度	6.9	4.2	12.8	2.3	0.3	△5.7	△14.4	2.68	4.04
1990	9.2	△2.0	14.1	6.7	9.6	1.1	△1.9	3.41	5.15
1995	3.2	20.2	3.9	1.4	2.6	19.1	27.9	2.67	3.81
2000	3.7	33.2	8.6	2.8	4.9	18.0	32.3	2.87	4.61
2005	6.2	15.6	△3.9	4.8	6.7	12.3	16.5	4.01	6.48
2014	2.7	8.3	7.8	0.6	1.3	5.9	11.5	4.63	7.38
2015	△1.1	5.6	7.1	△1.3	△2.3	4.8	△5.3	4.91	7.15
2016	1.7	9.9	0.7	△1.5	△2.9	4.4	△0.5	5.21	7.33
2017	6.1	11.4	5.8	4.4	5.6	12.0	20.8	5.83	8.52
2018	△0.6	0.4	8.1	2.5	2.9	0.4	△0.9	5.71	8.21
2019	[△0.5]]	[△5.8]	[4.3]	△1.4	△3.2	△9.6	△17.5	5.23	7.00
2020	[△5.2]	[△25.0]	[△5.7]	＊△3.9	＊△2.6	＊△19.8	＊△17.6	＊4.36	＊5.92
2016. 10～12	2.0	16.9	3.8						
2017. 1～3 2016・下	5.6	26.6	4.5	0.7	0.2	18.4	33.1	5.34	8.06
4～6	6.7	22.6	1.5						
7～9 2017・上	4.8	5.5	4.2	4.5	5.9	23.6	52.5	6.22	9.61
10～12	5.9	0.9	4.3						
2018. 1～3 2017・下	3.2	0.2	3.4	4.3	5.4	2.0	△2.8	5.46	7.52
4～6	5.1	17.9	12.8						
7～9 2018・上	6.0	2.2	4.5	3.3	4.2	3.0	5.6	6.20	9.74
10～12	3.7	△7.0	5.7						
2019. 1～3 2018・下	3.0	10.3	6.1	1.7	1.6	△2.3	△8.5	5.24	6.77
4～6	0.4	△12.0	1.9						
7～9 2019・上	△2.6	△5.3	7.1	0.8	△1.1	△5.1	△15.9	5.84	8.28
10～12	△6.4	△4.6	△3.5						
2020. 1～3 2019・下	△7.5	△28.4	0.1	△3.4	△5.1	△14.6	△19.7	4.64	5.73
4～6									
7～9 2020・上				＊△6.4	＊△5.7	＊△29.6	＊△26.1	＊4.39	＊6.50
10～12									
2021. 1～3 2020・下				＊△1.4	＊0.4	＊△7.7	＊△5.7	＊4.34	＊5.39
発表機関	財務省			日本銀行					

（注） 日銀短観：＊印は2020年6月調査による計画である。
法人企業統計：金融業，保険業は含まれていない。
2008年度以降は「金融機関を子会社とする純粋持株会社」を含む計数である。
2009年度年次別調査から，日本郵政㈱，郵政事業㈱，郵便局㈱を含んだ計数となっている。
設備投資は2002年度以降はソフトウェア投資額を含んだものである。
なお，［ ］は「法人企業景気予測調査」（金融業，保険業を除く）の年度の見通しの計数である。

（注）本号の主要経済指標は，令和２年６・７月を合併したものである。

最近の財政金融政策（2020年７月22日現在）

2018. 1.22	施政方針演説・財政演説
〃	平成29年度補正予算（第１号及び特第１号）（国会提出）
〃	平成30年度予算（国会提出）
〃	平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
2. 1	平成29年度補正予算（第１号及び特第１号）成立
3.28	平成30年度予算成立
〃	平成30年度税制改正法成立
6.13	人づくり革命　基本構想（人生100年時代構想会議決定）
6.15	経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）（閣議決定）
〃	まち・ひと・しごと創生基本方針2018（閣議決定）
〃	未来投資戦略2018（閣議決定）
7.10	平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
7.31	「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
10.15	平成30年度補正予算（第１号）（閣議決定）
10.24	所信表明演説・財政演説
〃	平成30年度補正予算（第１号及び特第１号）（国会提出）
11. 7	平成30年度補正予算（第１号及び特第１号）成立
12. 7	平成31年度予算編成の基本方針（閣議決定）
12.18	平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
12.21	平成30年度補正予算（第２号）（閣議決定）
〃	平成31年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
〃	平成30年度税制改正の大綱について（閣議決定）
2019. 1.18	平成31年度一般会計歳入歳出概算の変更について（閣議決定）
1.28	施政方針演説・財政演説
〃	平成30年度補正予算（第２号及び特第２号）（国会提出）
〃	平成31年度予算（国会提出）
〃	平成31年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
2. 7	平成30年度補正予算（第２号及び特第２号）成立
3.27	平成31年度予算成立
〃	平成31年度税制改正法成立
6.21	経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）（閣議決定）
〃	まち・ひと・しごと創生基本方針2019（閣議決定）
〃	成長戦略実行計画（閣議決定）
7.31	令和２年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（閣議了解）
10. 4	所信表明演説
12. 5	令和２年度予算編成の基本方針（閣議決定）
〃	安心と成長の未来を拓く総合経済対策（閣議決定）
12.13	令和元年度補正予算（第１号）（閣議決定）
12.18	令和２年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議了解）
12.20	令和２年度一般会計歳入歳出概算について（閣議決定）
〃	令和２年度税制改正の大綱について（閣議決定）
2020. 1.20	施政方針演説・財政演説
〃	令和元年度補正予算（第１号，特第１号及び機第１号）（国会提出）
〃	令和２年度予算（国会提出）
〃	令和２年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度について（閣議決定）
1.30	令和元年度補正予算（第１号，特第１号及び機第１号）成立
3.16	「新型感染症拡大の影響を踏まえた金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
3.27	令和２年度予算成立
〃	令和２年度税制改正法成立
4. 7	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（閣議決定）
〃	令和２年度補正予算（第１号）（閣議決定）
4.20	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の変更（閣議決定）
〃	令和２年度補正予算の変更（第１号）（閣議決定）
4.27	財政演説
〃	令和２年度補正予算（第１号，特第１号及び機第１号）（国会提出）
〃	「金融緩和の強化」の決定（日本銀行政策決定会合）
4.30	令和２年度補正予算（第１号，特第１号及び機第１号）成立
5.22	「中小企業等の資金繰り支援のための『新たな資金供給手段』の導入」の決定（日本銀行政策決定会合）
6. 8	財政演説
〃	令和２年度補正予算（第２号，特第２号及び機第２号）（国会提出）
6.12	令和２年度補正予算（第２号，特第２号及び機第２号）成立
7.17	経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）（閣議決定）
〃	まち・ひと・しごと創生基本方針2020（閣議決定）
〃	成長戦略実行計画（閣議決定）

財政金融統計月報編集案内

1．この統計月報は，財政金融及び重要な経済の事象を，統計を基礎として，具体的に解明し部内執務の参考と一般の利用に供するものです。
2．本誌に掲載した論文等のうち，意見にわたる部分は，それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
3．原則として毎月発行しますが，統計資料等の発表時期及び編集上の都合により，発行が遅れたり，編集計画の内容が前後することがあります。
4．本号の内容等についてのお問い合わせは，財務省関税局総務課（TEL．03-3581-4111，内線5560番）へ，編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

◉既刊分内容紹介◉

第　1号～ 99号は第100号
第100号～165号は第168号
第166号～199号は第200号
第200号～250号は第252号
第251号～299号は第300号
第300号～350号は第352号
第351号～399号は第400号
第400号～450号は第452号
第451号～499号は第500号
第500号～559号は第560号
第560号～599号は第600号
第600号～649号は第650号
第650号～699号は第700号
第700号～749号は第750号
第750号～799号は第800号
各巻末年譜参照

第804号　国内経済特集
第805号　令和元年度予算特集
第806号　租税特集
第807号　国際経済特集
第808号　関税特集
第809号　国際収支特集
第810号　財政投融資特集
第811号　法人企業統計年報特集
第812号　国庫収支特集
第813号　内外民間投資特集
第814号　国有財産特集
第815号　地域経済特集

《令和２年度特集内容(予定)》（特集内容は予告なく変更することがあります）

第816号	令和２年度予算特集
第817号	租税特集
第818号	国際経済特集
第819号	関税特集
第820号	国際収支特集
第821号	財政投融資特集
第822号	法人企業統計年報特集
第823号	国庫収支特集
第824号	対内外民間投資特集
第825号	国有財産特集
第826号	地域経済特集

※編集上の都合により第818号の発行が遅れております。

定価：1,331円（税込）

次号予告

第820号　国際収支特集

令和元年度中の国際収支状況
令和元年度中の地域別国際収支状況
令和元年末現在の我が国の対外の賃借の状況

――統　計――

国際収支統計
地域別国際収支統計
対外の貸借
その他関連統計
主要国の国際収支

財政金融統計月報　第819号

令和２年11月９日　発行

定価は表紙に表示してあります。

編集　財務省財務総合政策研究所
〒100-8940　東京都千代田区霞が関3-1-1
電話（03）3581-4111(代)

印刷発行　中和印刷株式会社
〒104-0042　東京都中央区入船2-2-14
電話（03）3552-0426(代)

販売所　各県の官報販売所
政府刊行物センター

霞が関
〒100-0013
東京都千代田区霞が関1-4-1
日土地ビル１階
TEL(03)3504-3885
FAX(03)3504-3889

仙台
〒980-0014
仙台市青葉区本町3-5-22
（宮城県管工事会館１階）
TEL(022)261-8320
FAX(022)261-8321